

職業紹介事業の業務運営要領

令和 8 年 5 月
厚生労働省職業安定局

目 次

第 1 職業紹介事業の概要

1 職業紹介

- (1) 職業紹介の意義 1
- (2) 職業紹介への該当性 1
- (3) 職業紹介事業 1

2 職業紹介事業の種類等

- (1) 有料職業紹介事業 1
- (2) 無料職業紹介事業 2
- (3) 許可番号 2
- (4) 国外にわたる職業紹介に関する法の適用 2

3 許可の有効期間

- (1) 有料職業紹介事業 3
- (2) 無料職業紹介事業 3

4 労働者派遣事業等との区別

- (1) 労働者派遣事業 3
- (2) 労働者供給事業 3
- (3) 労働者募集 3
- (4) 募集情報等提供事業 3
- (5) 請負事業 6

第 2 取扱職業の範囲及び取扱職種の範囲等

1 求人の申込み（法第 5 条の 6）

- (1) 求人の申込みの受理 7
- (2) 労働関係法令に違反する求人者からの求人の申込みの受理
（法第 5 条の 6 第 1 項第 3 号） 7
- (3) 求人の受理に当たっての手続き 1 1

2 求職の申込み（法第 5 条の 7 第 1 項） 1 3

3 有料職業紹介事業の取扱職業の範囲

- (1) 取扱職業の範囲（法第 32 条の 11） 1 3
- (2) 港湾労働法第 2 条第 1 号に規定する港湾における同条第 2 号
に規定する港湾運送業務 1 3
- (3) 港湾労働法第 2 条第 1 号に規定する港湾以外の港湾における
港湾運送業務 1 5
- (4) 建設業務 1 6

4 無料職業紹介事業の取扱職種の範囲 1 7

5 職業紹介事業の取扱職種の範囲等

- (1) 概要 1 7
- (2) 届出の手続き 1 7
- (3) 許可証記載事項の書換え 1 7
- (4) 許可証の取扱い 1 8
- (5) 取扱職種の範囲等の届出等に係る留意事項 1 8
- (6) 変更の手続き 1 8
- (7) 取扱職種の範囲等の明示との関係
（法第 32 条の 13 及び則第 24 条の 5） 1 8

第 3 許可基準

1 許可基準の趣旨及び運用

- (1) 許可基準 1 9
- (2) 許可基準の適用 1 9

(3) 付帯業務のみを行う事業所の取扱い等	1 9
(4) 許可基準審査の簡略	1 9
<u>2 有料職業紹介事業の許可基準</u>	2 1
<u>3 有料職業紹介事業の許可基準に関する留意事項</u>	
(1) 法第 31 条第 1 項第 1 号の要件について	2 6
(2) 法第 31 条第 1 項第 2 号の要件（個人情報 を適正に管理し、 及び求人者、求職者等の秘密を守るために必要な措置が 講じられていることについて）	2 8
(3) 法第 31 条第 1 項第 3 号の要件について	2 9
(4) その他	3 7
<u>4 無料職業紹介事業の許可基準</u>	3 8
<u>5 無料職業紹介事業の許可基準に関する留意事項</u>	4 2
<u>6 許可の有効期間の更新基準</u>	
(1) 有料職業紹介事業の許可の有効期間の更新基準	4 2
(2) 無料職業紹介事業の許可の有効期間の更新基準	4 2
<u>7 許可の条件の意義</u>	
(1) 法第 32 条の 5 第 1 項による許可条件	4 2
(2) 許可の条件を付す場合	4 2
(3) 許可条件通知書の作成	4 4

第 4 職業紹介事業に関する手続き

<u>1 職業紹介事業の許可に関する申告手続等</u>	
(1) 申請前の相談、指導	4 6
(2) 職業紹介責任者講習会の受講	4 6
(3) 許可申請書の作成、提出	4 6
(4) 事業主管轄労働局の行う業務	4 6
<u>2 職業紹介事業に関する手続の種類</u>	4 7
<u>3 法令違反の場合の効果</u>	
(1) 無許可事業	4 8
(2) 取扱禁止職業	4 8
<u>4 許可の有効期間の更新に関する申請手続等</u>	
(1) 許可の有効期間の更新に関する申請手続等	4 8
(2) 法令違反の場合の効果	4 8
<u>5 変更届及び廃止届に関する手続等</u>	
(1) 変更の届出（法第 32 条の 7）	4 9
(2) 廃止の届出	5 1

第 5 申請、届出等の手続の原則

<u>1 申請、届出等の手続の原則</u>	
(1) 真正な申請内容の確保	5 2
(2) 手続の単位等	5 2
(3) 事業主に係る添付書類の省略	5 2
(4) 無料職業紹介事業を行う特別の法人が許可申請を行う場合の 添付書類の省略	5 4
(5) 職業紹介責任者に係る添付書類の省略	5 5
(6) 事業主管轄労働局の行う事務	5 5
(7) 事業所管轄労働局の行う事務	5 8
(8) 書類の受理の原則等	5 8
<u>2 申請、届出等の添付書類</u>	
(1) 有料職業紹介事業に係る主な申請、届出等の添付書類	5 9
(2) 無料職業紹介事業に係る主な申請、届出等の添付書類	6 3

(3) 特別の法人の無料職業紹介事業に係る主な届出の添付書類	6 6
3 申請、届出等の添付書類に関する留意事項	
(1) 提出部数	6 8
(2) 事業計画に関する書類	6 8
(3) 法人に関する書類	6 8
(4) 代表者、役員及び職業紹介責任者に関する書類	6 8
(5) 定款、寄附行為又は規約	6 9
(6) 労働組合等に関する書類	6 9
(7) 各種学校に関する書類	6 9
(8) 資産及び資金に関する書類	7 0
(9) 個人情報 の適正管理に関する書類	7 1
(10) 業務の運営に関する規程	7 1
4 国外にわたる職業紹介を行う場合の申請、届出等の添付書類に関する留意事項	
(1) 相手先国に関する書類	7 1
(2) 取次機関に関する書類	7 2
5 地方公共団体が民間職業紹介事業者に委託して無料職業紹介事業を行うことについて	
(1) 概要	7 2
(2) 通知の要否	7 2
(3) 有料職業紹介事業の許可が必要な場合	7 2
6 有料職業紹介事業の許可手数料及び更新手数料	
(1) 概要	7 2
(2) 許可手数料及び更新手数料の額	7 2
(3) 手数料の納付方法	7 3
(4) 手数料の還付	7 3
7 登録免許税の課税	
(1) 概要	7 3
(2) 納税額	7 3
(3) 登録免許税の納付方法	7 3
(4) 納期限について	7 3
(5) 還付について	7 4
8 有料・無料職業紹介事業許可証の交付等	
(1) 有料・無料職業紹介事業許可証の交付	7 4
(2) 有料・無料職業紹介事業許可証の返納	7 4
(3) 有料・無料職業紹介事業許可証の書換	7 5
(4) 職業紹介事業制度に係る周知	7 5

第6 手数料

1 制度の概要	
(1) 原則	7 6
(2) 受付手数料	7 6
(3) 上限制手数料	7 7
(4) 届出制手数料	7 7
(5) 求職者手数料	7 8
(6) 第二種特別加入保険料に充てるべき額として徴収する手数料	7 9
2 届出制手数料に関する手続	
(1) 厚生労働大臣への届出	8 0
(2) 届出様式	8 0
(3) 提出時期	8 0
(4) 事業所別の手数料表	8 0
(5) 事業所所在労働局への連絡	8 1
(6) 第二種特別加入保険料額の取扱い	8 1

3	取扱職種の範囲等の明示との関係（法第32条の13）	8 1
4	法令違反の場合の効果	8 1
5	第二種特別加入保険料に充てるべき手数料の管理の方法等について	8 1
6	常用目的紹介にかかる手数料等の取扱い	8 3

第7 その他の手続等

1	事業組織の変更に係る手続等	
(1)	許可を要する事業組織の変更	8 4
(2)	許可を要しない事業組織の変更	8 4
2	個人事業の代表者が死亡した場合の手続等	
(1)	職業紹介責任者でない代表者が死亡した場合の手続	8 4
(2)	職業紹介責任者を兼ねている代表者が死亡した場合の手続	8 4
(3)	代表者が死亡し、職業紹介責任者等が職業紹介事業を継続しない場合	8 4
3	法人の合併等の手続	
(1)	吸収合併の場合の取扱い	8 4
(2)	新設合併の場合の取扱い	8 5
(3)	労働者派遣事業を行う法人と合併する場合の取扱い	8 5
(4)	営業譲渡、譲受の場合の取扱い	8 5
4	会社分割の場合の取扱い	
(1)	新設分割の場合	8 5
(2)	吸収分割の場合	8 5
5	権利能力のない社団が行う無料職業紹介事業の代表者交代に伴う許可手続等	8 5
6	帳簿書類の備付け	
(1)	有料職業紹介事業者が備え付けるべき帳簿書類	8 6
(2)	無料職業紹介事業者が備え付けるべき帳簿書類	8 6
(3)	帳簿書類の様式	8 6
(4)	帳簿書類の保存期間	8 8
(5)	法違反の場合の効果	8 8
7	職業紹介事業報告	
(1)	報告方法	8 9
(2)	報告様式	8 9
(3)	職業紹介従事者	8 9
(4)	取扱業務等の区分	8 9
(5)	その他留意事項	8 9
8	職業紹介責任者講習	
(1)	目的	9 0
(2)	受講対象者	9 0
(3)	講習の実施機関	9 0
(4)	講習開催に係る申出手続	9 0
(5)	受講者名簿の作成等	9 1
(6)	講習の内容	9 2
(7)	テキスト・資料の内容	9 3
(8)	その他留意事項	9 4
(9)	理解度確認試験の実施について	9 5
(10)	講習及び試験の適正な実施等について	9 5
9	厚生労働大臣の指導等	
(1)	意義	9 6
(2)	具体的事例	9 6

第8 特別の法人の行う無料職業紹介事業

1 届出手続

- (1) 特別の法人の行う無料職業紹介事業の届出 9 7
- (2) 事業主管轄労働局の行う事務 9 8
- (3) 事業所管轄労働局の行う事務 9 8
- (4) 届出関係書類 9 8
- (5) 法人の役員の意義等 9 9
- (6) 事業開始の欠格事由 9 9
- (7) 職業紹介責任者の選任等 9 9
- (8) 届出の受理 9 9
- (9) 違反の場合の効果 1 0 0
- (10) 書類の備付け等 1 0 0

2 変更の届出手続

- (1) 無料職業紹介事業の変更の届出 1 0 1
- (2) 変更届出関係書類 1 0 1
- (3) 違反の場合の効果 1 0 1

3 事業廃止届出手続

- (1) 無料職業紹介事業の廃止の届出 1 0 1
- (2) 届出の効力 1 0 2
- (3) 違反の場合の効果 1 0 2

4 名義貸しの禁止

- (1) 名義貸し禁止の意義 1 0 2
- (2) 違反の場合の効果 1 0 2

5 職業紹介事業の取扱職種の範囲等 1 0 2

6 その他 1 0 2

第9 職業紹介事業の運営

1 均等待遇に関する事項（法第3条）

- (1) 差別的な取扱いの禁止 1 0 3
- (2) 募集に関する男女の均等な機会の確保 1 0 3

2 労働条件等の明示に関する事項（法第5条の3）

- (1) 労働条件等の明示の内容 1 0 3
- (2) 労働条件等明示にあたっての留意点 1 0 5
- (3) 求人者による労働条件等の変更等に係る明示 1 0 6
- (4) 裁量労働制求人、高度プロフェッショナル制度求人に係る留意点 1 0 7
- (5) 試用期間中の従事すべき業務の内容等と
当該期間終了後の従事すべき業務の内容等が異なる場合の取扱い 1 0 8
- (6) 常用目的紹介に係る留意事項 1 0 9
- (7) 受動喫煙を防止するための措置に係る明示の例 1 0 9
- (8) その他 1 1 2

3 求人等に関する情報の的確な表示に関する事項（法第5条の4）

- (1) 求人等に関する情報の的確な表示 1 1 2
- (2) 虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示の禁止 1 1 2
- (3) 正確かつ最新の内容に保つ措置を講じる義務 1 1 3
- (4) 求人等に関する情報の的確な表示の留意点 1 1 3

4 求職者等の個人情報の取扱いに関する事項（法第5条の5）

- (1) 個人情報の収集、保管及び使用 1 1 4
- (2) 個人情報の適正管理 1 1 5
- (3) 個人情報の保護に関する法律の遵守等 1 1 6

5 職業紹介事業者の責務等に関する事項（法第33条の5）

(1) 職業安定機関等との連携	1 1 6
(2) 求職者の能力に適合する職業の紹介の推進	1 1 7
(3) 求職者又は求人者からの適切な苦情処理	1 1 7
(4) 職業紹介により就職した者の早期離職等に関する事項	1 1 7
(5) 職業紹介事業に係る適正な許可の取得	1 1 7
(6) 再就職支援を行う職業紹介事業者に関する事項	1 1 8
(7) 助成金の支給に関する条件に同意した職業紹介事業者に関する事項	1 1 8
(8) 適正な宣伝広告等に関する事項	1 1 8
(9) 国外にわたる職業紹介を行う職業紹介事業者に関する事項	1 1 9
(10) 労働者の募集及び採用における年齢制限の禁止に関する取組	1 2 0
6 法第 32 条の 16 第 3 項に関する事項（情報提供）	
(1) 情報提供の内容及び方法	1 2 2
(2) 情報提供に関する留意事項	1 2 3
7 職業紹介事業者間の業務提携	
(1) 基本的な考え方	1 2 4
(2) 業務提携による職業紹介の主体	1 2 4
(3) 労働条件等の明示（法第 5 条の 3）	1 2 4
(4) 求人等に関する情報の的確な表示	1 2 5
(5) 求職者の個人情報の取扱い等 （法第 5 条の 5、第 51 条及び第 51 条の 2）	1 2 5
(6) 求人・求職の申込み（法第 5 条の 6・第 5 条の 7 第 1 項）	1 2 6
(7) 適格紹介（法第 5 条の 8）	1 2 6
(8) 手数料（法第 32 条の 3）	1 2 7
(9) その他	1 2 7
8 その他	
(1) 法第 2 条に関する事項（職業選択の自由）	1 2 7
(2) 法第 20 条に関する事項（労働争議に対する不介入）	1 2 7
(3) 法第 32 条の 13 及び第 33 条第 4 項に関する事項 （取扱職種の範囲等の明示）	1 2 7
(4) 法第 32 条の 14、第 33 条第 4 項及び第 33 条の 3 第 2 項 に関する事項（職業紹介責任者）	1 2 8
(5) 苦情処理に関する事項	1 2 8
(6) 秘密を守る義務	1 2 9
(7) 紹介予定派遣に関する事項	1 2 9
(8) その他	1 3 0
職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等 提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等が その責務等に関して適切に対処するための指針 （平成 11 年労働省告示第 141 号）	1 3 0

第 1 0 個人情報の保護に関する法律の遵守等

1 概要	
(1) 法第 5 条の 5、第 51 条及び指針	1 3 9
(2) 違反の場合の効果	1 3 9
2 職業紹介事業者に課せられる義務等について	1 3 9

第 1 1 違法行為の防止、摘発

1 概要	1 4 0
2 職業紹介事業者への周知徹底	1 4 0
3 指導及び助言	
(1) 概要	1 4 0

(2) 権限の委任	1 4 0
4 報告	
(1) 概要	1 4 0
(2) 意義	1 4 0
(3) 報告の徴収手続	1 4 0
(4) 権限の委任	1 4 1
(5) 違反の場合の効果	1 4 1
5 立入検査	
(1) 立入検査の実施	1 4 1
(2) 証明書	1 4 1
(3) 立入検査の権限	1 4 1
(4) 権限の委任	1 4 1
(5) 違反の場合の効果	1 4 2
第 1 2 違法行為による罰則、行政処分等	
1 違法行為による罰則	
(1) 法第 63 条	1 4 3
(2) 法第 64 条	1 4 3
(3) 法第 65 条	1 4 3
(4) 法第 66 条	1 4 3
2 違法行為による行政処分等	
(1) 概要	1 4 4
(2) 許可の取消	1 4 4
(3) 事業停止命令	1 4 4
(4) 改善命令	1 4 4
(5) 勧告	1 4 5
(6) 公表	1 4 5
3 行政処分を行った職業紹介事業者の公表	
(1) 概要	1 4 5
(2) 公表内容	1 4 5
第 1 3 様式集	1 4 6
第 1 4 通達様式集	1 8 5
第 1 5 様式例	2 0 5

【参考】

「厚生労働省編職業分類表 令和 4 年版（分類項目表）」

第 1 職業紹介事業の概要

第 1 職業紹介事業の概要

1 職業紹介

(1) 職業紹介の意義

職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号。以下「法」という。）において、「職業紹介」とは、「求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者との間における雇用関係の成立のあっせんをすること」と定義されている。また、「求人者」とは、「対価を支払って自己のために他人の労働力の提供を求めるため、他人を雇用しようとする者」のことをいい、「求職者」とは、「対価を得るために自己の労働力を提供して職業に就くために他人に雇用されようとする者」をいう。なお、「あっせん」とは、「求人者と求職者との間をとりもって雇用関係の成立が円滑に行われるように第三者として世話すること」をいう。

(2) 職業紹介への該当性

イ 自ら求人・求職を受理せず、求人・求職の申込みを勧誘する業務、職業紹介事業者に求人・求職を全数送付する業務のみを行うことは、職業紹介に該当しない。また、職業紹介事業者に対し、求人申込みの意向を持つ求人者がある旨の情報提供を行うことは職業紹介に該当しない。

ロ 求人者に紹介するため求職者を探索した上当該求職者に就職するよう勧奨し、これに応じて求職の申込みをした者をあっせんするいわゆるスカウト行為を事業として行う場合は、職業紹介事業に含まれるものであり、当該事業を行うためには、職業紹介事業の許可等が必要である。

また、いわゆるアウトプレースメント業のうち、教育訓練、相談、助言等のみならず、職業紹介を行う事業は職業紹介事業に該当するものであり、当該事業を行うためには、職業紹介事業の許可等が必要である（職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等がその責務等に関して適切に対処するための指針（平成 11 年労働省告示第 141 号。以下「指針」という。）第 6 の 6）。

(3) 職業紹介事業

①職業紹介事業の役割

職業紹介事業については、無料で勤労権及び職業選択の自由の保障のセーフティネットとしての役割を果たしている政府機関である公共職業安定所（以下「安定所」という。）の職業紹介事業と活力及び創意工夫を活かし労働力需給調整の役割を果たしている民間及び地方公共団体の職業紹介事業とが相まって、効果的な労働力需給調整が行われることが望まれるものである。

②職業紹介を「事業」として行うということ

イ 職業紹介を「事業」として行うこととは、一定の目的をもって同種の行為を反復継続的に遂行することをいい、1 回限りの行為であったとしても反復継続の意思を持って行えば事業性があるが、形式的に繰り返し行われたとしても、すべて受動的、偶発的行為が継続した結果であって反復継続の意思を持って行われていなければ、事業性は認められない。

ロ 具体的には、一定の目的と計画に基づいて行われるか否かによって判断され、営利を目的とする場合に限らず、また、他の事業と兼業して行われるか否かを問わないものである。

ハ しかしながら、この判断も一般的な社会通念に則して個別のケースごとに行われるものであり、営利を目的とするか否か、事業として独立性があるか否かが反復継続の意思の判定にとって重要な要素となる。例えば、①職業紹介を行う旨宣伝、広告している場合、②事務所を構え職業紹介を行う旨看板を掲げている場合等については、原則として事業性ありと判断されるものである。

2 職業紹介事業の種類等

(1) 有料職業紹介事業

有料職業紹介事業は、法第 30 条の規定により厚生労働大臣の許可を受けて、法第 32 条の 11 に規定する求職者に紹介してはならないとされる職業以外の職業について、労働者保護のルールを踏まえた適正な職業紹介の実施に必要な能力等についての審査を伴う許可制の下で認められているもので

ある。具体的には、無料職業紹介以外の職業紹介を行う事業、すなわち、営利を目的とするか否かにかかわらず、職業紹介に関し、対価を徴収して行う職業紹介事業をいう。

(2) 無料職業紹介事業

無料職業紹介事業を一般の者が行う場合には、法第 33 条の規定により厚生労働大臣の許可を受けて、また、学校教育法第 1 条の規定による学校、専修学校等の施設の長又は特別の法律により設立された法人のうち一定のもの（以下「学校等」という。）が行う場合には、法第 33 条の 2 又は法第 33 条の 3 の規定により厚生労働大臣に届け出ることにより、無料職業紹介事業を行うことができるものである。なお、地方公共団体は法第 29 条の規定により無料職業紹介事業を行うことができる。法第 33 条の 2 の規定に基づき学校等が行う無料職業紹介事業については「学校の行う無料職業紹介事業取扱要領」に、法第 29 条の規定により地方公共団体が行う無料職業紹介事業については「特定地方公共団体の行う無料の職業紹介事業の業務運営要領」に、それぞれ必要な手続等を記載しているので、適宜参照すること。

無料職業紹介事業とは、職業紹介に関し、営利を目的とするか否かにかかわらず、いかなる名義でも、対価を受けないで行う職業紹介事業をいう。

例えば、会費を徴収している会員事業主に対してのみ料金を徴収せずに職業紹介を行ったり、会員であるか否かにかかわらず料金を徴収せずに職業紹介を行っているが、紹介に伴うサービスの内容について会費を徴収している会員と会員外で差があるようなケースや委託費等を徴収して職業紹介事業を行うケースであって、委託費等の額が紹介実績または雇用関係の成立実績により変動する方法により支払われているものや委託事業の内容が明らかに職業紹介事業のみであると判断できるものについては「有料職業紹介事業」を行っているものと判断されることとなる。

(3) 許可番号

許可に基づく職業紹介事業の事業主について、有料、無料の区分によりそれぞれの事業主に固有の許可番号を設定している。

この許可番号の設定については、都道府県を示す番号（2 桁）、事業の種類を示す記号、事業主の一連番号（6 桁）によって構成され、これらを組み合わせたものをもって許可番号としている。

①有料職業紹介事業の例

「01-ユ-300005」の場合、「01」が都道府県番号（北海道）、「ユ」が業種の種類（有料職業紹介事業）、「300005」が事業主の一連番号となる。

②無料職業紹介事業の例

都道府県番号、事業主の一連番号は有料職業紹介事業と同様であるが、業種の種類を「ム」と表記する。

また、特別の法人が行う届出による無料職業紹介事業（法第 33 条の 3）については、届出受理番号が付与されており、都道府県番号、事業主の一連番号は許可番号と同様であるが、業種の種類については、特別の法人においては「特」と表記される。

なお、これら許可番号等の付与の有無については、都道府県労働局や「人材サービス総合サイト」において確認することができる。

(4) 国外にわたる職業紹介に関する法の適用

国外にわたる職業紹介とは、国外に所在する求人者と国内に所在する求職者との間又は国外に所在する求職者と国内に所在する求人者との間における雇用契約の成立のあっせんを行うことをいう。

法は、他の行政法規と同じく、原則として日本国内で行われる行為に適用されるものであるが、職業紹介については、労働者の保護と国内労働市場の秩序維持を図る観点から規制の必要が高く、さらに、国内に及ぼす影響が非常に大きいところから、当該職業紹介の行為の一部が日本国内で行われる場合については、法の規制が及ぶものである。

第 1 職業紹介事業の概要

3 許可の有効期間

(1) 有料職業紹介事業

新規許可の場合は 3 年、許可の有効期間の更新の場合は 5 年である（法第 32 条の 6）。

(2) 無料職業紹介事業

新規許可の場合及び許可の有効期間の更新の場合ともに 5 年である（法第 33 条）。

4 労働者派遣事業等との区別

(1) 労働者派遣事業

労働者派遣とは、「自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させることをいい、当該他人に対し当該労働者を当該他人に雇用させることを約してするものを含まない」ものをいう（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号。以下「労働者派遣法」という。）第 2 条第 1 号）。

したがって、労働者派遣における派遣元、派遣先及び派遣労働者の三者間の関係は、①派遣元と派遣労働者との間に雇用関係があり、②派遣元と派遣先との間に労働者派遣契約が締結され、この契約に基づき、派遣元が派遣先に労働者を派遣し、③派遣先は派遣元から委託された指揮命令の権限に基づき、派遣労働者を指揮命令するというものである。

なお、労働者派遣事業については、労働者派遣法に基づき許可制で行うこととされている。

(2) 労働者供給事業

労働者供給とは、「供給契約に基づいて労働者を他人の指揮命令を受けて労働に従事させることをいい、労働者派遣法第 2 条第 1 号に規定する労働者派遣に該当するものを含まないもの」をいう（法第 4 条第 8 項）。

したがって、労働者供給における供給元、供給先、供給労働者の三者の関係は、①供給元と供給される労働者との間に支配従属関係があり、②供給元と供給先との間において締結された供給契約に基づき供給元が供給先に労働者を供給し、③供給先は供給契約に基づき労働者を自らの指揮命令（雇用関係を含む）の下に労働に従事させる。または、①供給元と供給される労働者との間に雇用関係があり、②供給元と供給先との間において締結された供給契約に基づき供給元が供給先に労働者を供給し、③供給先は供給契約に基づき労働者を雇用関係の下に労働に従事させるというものである。

なお、労働者供給事業は、法第 44 条及び第 45 条により労働組合等が許可を受けて無料で行うものを除き禁止されている。

(3) 労働者募集

労働者募集とは、「労働者を雇用しようとする者が、自ら又は他人に委託して、労働者となろうとする者に対してその被用者となることを勧誘すること」をいう（法第 4 条第 5 項）。

法においては、労働者募集については当事者間の私的自治に委ねる立場からこれを原則自由に行うことができるとしているが（文書募集及び直接募集）、第三者が介在する委託募集については、労働者保護の観点からその適格性を事前チェックする必要があることから許可制又は届出制としている。

(4) 募集情報等提供事業

イ 募集情報等提供事業の意義

募集情報等提供とは、次に掲げる行為をいう（法第 4 条第 6 項）。

(イ) 労働者の募集を行う者等（労働者の募集を行う者、募集受託者又は職業紹介事業者その他厚生労働省令で定める者（※）（以下「職業紹介事業者等」という。））の依頼を受け、労働者の募集に関する情報を労働者になろうとする者又は他の職業紹介事業者等に提供すること。

（※）募集情報等提供事業を行う者、特定地方公共団体又は労働者供給事業者をいう（職業安定法施行規則（昭和 22 年労働省令第 12 号。以下「則」という。）第 4 条第 1 項）。

(ロ) (イ)に掲げるもののほか、労働者の募集に関する情報を、労働者になろうとする者の職業の選択を容易にすることを目的として収集し、労働者になろうとする者等（労働者になろうとする者又

は職業紹介事業者等をいう。)に提供すること。

(ハ) 労働者になろうとする者等の依頼を受け、労働者になろうとする者に関する情報を労働者の募集を行う者、募集受託者又は他の職業紹介事業者等に提供すること。

(ニ) (ハ)に掲げるもののほか、労働者になろうとする者に関する情報を、労働者の募集を行う者の必要とする労働力の確保を容易にすることを目的として収集し、労働者の募集を行う者等に提供すること。

ロ 募集情報等提供と職業紹介の区分

(イ) 次の①から③までのいずれかに該当する行為を事業として行う場合は、当該者の判断が電子情報処理組織により自動的に行われているかどうかにかかわらず、職業紹介事業の許可等が必要である。宣伝広告の内容、求人者又は求職者との間の契約内容等の実態から判断して、求人者に求職者を、又は求職者に求人者をあっせんする行為を事業として行うものであり、募集情報等提供事業はその一部として行われているものである場合には、全体として職業紹介事業に該当するものであり、当該事業を行うためには、職業紹介事業の許可等が必要である。

①求職者に関する情報又は求人に関する情報について、当該者の判断により選別した提供相手に対してのみ提供を行い、又は当該者の判断により選別した情報のみ提供を行うこと。

②求職者に関する情報又は求人に関する情報の内容について、当該者の判断により提供相手となる求人者又は求職者に応じて加工し、提供を行うこと。

③求職者と求人者との間の意思疎通を当該者を介して中継する場合に、当該者の判断により当該意思疎通に加工を行うこと。

(ロ) 募集情報等提供と職業紹介の区分の例については、次のとおりとする。

① 「宣伝広告の内容、求人者又は求職者との間の契約内容等の実態から判断して、求人者に求職者を、又は求職者に求人者をあっせんする行為を事業として行うもの」の例

【例1-1】

求人者に求職者からの応募があることを確約するような宣伝広告をする場合は、職業紹介に該当する。

【例1-2】

提供している求人に応募・連絡した時点において、原則として雇用契約が成立するような仕組みを設ける場合は、職業紹介に該当する。

【例1-3】

広告上は募集情報等提供事業であっても、実態として、当該募集情報等提供事業を行う者が、求人者に代わって採用候補者の選定や求人者の判断によらず選考に関するメールの返信等を行っている場合は、職業紹介に該当する。

② 「(イ)① 求職者に関する情報又は求人に関する情報について、当該者の判断により選別した提供相手に対してのみ提供を行い、又は当該者の判断により選別した情報のみ提供を行うこと。」の例

【例2-1】

全ての求人に関する情報を全ての求職者に対して閲覧可能な状態で提供した上で、メール等の配信によりその一部の求人に関する情報を、一部の求職者にのみ送付することは、「選別した提供相手に対してのみ提供を行うこと」又は「選別した情報のみ提供を行うこと」に該当しない。

【例2-2】

全ての求職者に関する情報（匿名化されたものを含む。）を全ての求人者に対して閲覧可能な状態で提供した上で、メール等の配信によりその一部の求職者に関する情報を、一部の求人者にのみ送付することは、「選別した提供相手に対してのみ提供を行うこと」又は「選別した情報のみ提供を行うこと」に該当しない。

【例2-3】

会員登録をした求人企業や求職者等の利用者にのみ求人又は求職者に関する情報を提供する

第1 職業紹介事業の概要

ことは、利用者が、あらかじめ会員登録の有無や会員区分によって提供される情報が異なることについて認識しており、会員登録の有無や会員区分を変更することができる場合には、「当該者の判断により」選別することには該当しない。

【例2-4】

特定の資格を保有している求職者に対してのみ求人に関する情報を配信することを求人者から依頼され、当該依頼に基づき、当該資格を保有している求職者にのみ当該求人に関する情報を提供する（他の求職者は当該求人に関する情報を得ることができない）ことは、「当該者の判断により」選別した提供相手に対してのみ提供を行うことに該当しない。

【例2-5】

求人企業からは、情報提供の方法について特段限定なく依頼があった場合に、事業者が、求人内容や求職者の属性等に基づき情報提供先を検討するようなものは、「当該者の判断により」選別が行われているものと解される。

【例2-6】

求職者が登録した職歴等の内容をもとに、事業者が選別した求人に関する情報のみを当該求職者に提供する（他の求人に関する情報を当該求職者は得ることができない）ことは、「当該者の判断により」選別した情報のみ提供を行うことに該当する。

【例2-7】

公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる目的の求人や内容が法令に違反する求人に関する情報の提供を取りやめることや、これらの情報の提供を依頼する者に対して求職者に関する情報の提供を行わないことは、「選別した提供相手に対してのみ提供を行うこと」又は「選別した情報のみ提供を行うこと」に該当しない。

- ③ 「(イ)② 求職者に関する情報又は求人に関する情報の内容について、当該者の判断により提供相手となる求人者又は求職者に応じて加工し、提供を行うこと。」の例

【例3-1】

掲載開始後一定の期間、求人に関する情報に「新着情報」という見出しを付して全ての求職者に提供することは、「求人者又は求職者に応じて加工し、提供を行うこと」に該当しない。

【例3-2】

求職者に関する情報又は求人に関する情報を求人者又は求職者が検索した場合に、求人者又は求職者の閲覧履歴等に基づき、単に求人者又は求職者によって異なる表示順で求職者に関する情報又は求人に関する情報を提供することは、当該情報に新たに情報を加えているものではないことから「加工し、提供を行うこと」には該当しない。

【例3-3】

給与額に幅がある求人に関する情報について、求職者の登録した情報に応じて「今までの職歴等を踏まえると、月額〇〇万円の給与額で採用される可能性がある」等の文言を付して当該求職者に提供することは、「当該者の判断により提供相手となる求人者又は求職者に応じて加工し、提供を行うこと」に該当する。

【例3-4】

求職者に関する情報について、一律に匿名化して全ての求人者に提供することは、「求人者又は求職者に応じて加工し、提供を行うこと」に該当しない。

- ④ 「(イ)③ 求職者と求人者との間の意思疎通を当該者を介して中継する場合に、当該者の判断により当該意思疎通に加工を行うこと。」の例

【例4-1】

求職者又は求人者に対し、メッセージ機能等により求職者又は求人者が直接連絡をすることができる仕組みを設けることは、「意思疎通に加工を行うこと」に該当しない。

【例4-2】

求職者が登録した履歴書を当該求職者の応募に基づき送付される仕組みを設けることや、求職

者の履歴書等に一般的な記載のアドバイスをすることは、「意思疎通に加工を行うこと」に該当しない。

【例4－3】

求職者と求人者との間に入って面接の日程調整を行う場合やメッセージ機能等により求職者と求人者が直接連絡をすることができる仕組みを設ける場合に、特定の求職者が優先的に面接や連絡を受けられるようにする等、当該者の判断により意思疎通の到達に先後をつける等の差配をすることは、「当該者の判断により当該意思疎通に加工を行うこと」に該当する。

(5) 請負事業

請負事業とは、「労働の結果としての作業の完成を目的とする」（民法第632条）ものであり、注文主との請負契約に従い、当該事業者が自らの業務として自己の裁量と責任の下に、自己の雇用する当該労働者を直接使用して業務の完成にあたるものである。

したがって、請負においては、注文主と労働者の間に指揮命令関係が生じず、①当該労働者の労働力を当該事業者が自ら直接利用すること、すなわち、当該労働者の作業の遂行について、当該事業主が直接指揮監督の全てを行い、②当該業務を自己の業務として相手方から独立して処理すること、すなわち、当該業務が当該事業主の業務として、その有する能力に基づき自己の責任の下に処理されることが必要である。

なお、請負契約については、当事者間の自由意思により自由に結ぶことが出来る。

第2 取扱職業の範囲及び取扱職種の範囲等

1 求人の申込み（法第5条の6）

(1) 求人の申込みの受理

職業紹介事業者は、法第5条の6において、求人の申込みは全て受理しなければならないこととされているが、次に掲げる場合については、求人の申込みを受理しないことができる。なお、この原則は、法第32条の11で規定する取扱職業の範囲及び法第32条の12で規定する取扱職種の範囲等の範囲内で適用される。

イ 申込みの内容が法令に違反するとき

ロ 申込みの内容である賃金、労働時間その他の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当であると認められるとき

ハ 求人者が労働に関する法律の規定であって政令で定めるものの違反に関し、法律に基づく処分、公表その他の措置が講じられた者（厚生労働省令で定める場合に限る。）であるとき

ニ 求人者が法第5条の3第2項の規定による明示を行わないとき

ホ 求人者が次に掲げるいずれかの者であるとき

(イ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(ロ) 法人であって、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに暴力団員があるもの

(ハ) 暴力団員がその事業活動を支配する者

ヘ 求人者が正当な理由なく法第5条の6第2項の規定による報告の求めに応じないとき
この場合における「正当な理由」とは、求人者にとって不可抗力かつ突発的な理由で生じたものであって、求人者が社会通念上取るべき必要な措置をもってしても対応できないものをいうものであること。

また、職業紹介事業者は、イからヘに該当することにより求人の申込みを受理しないときは、求人者に対し、その理由を説明しなければならない（則第4条の5第4項）。

(2) 労働関係法令に違反する求人者からの求人の申込みの受理（法第5条の6第1項第3号）

イ 不受理となる違反の対象条項

(1)ハの「労働に関する法律の規定であって政令で定めるもの」は、職業安定法施行令（昭和28年政令第242号）第1条に定められており、具体的には以下のとおりである。

(イ) 労働基準法（昭和22年法律第49号）

第4条、第5条、第15条第1項及び第3項、第24条、第32条、第34条、第35条第1項、第36条第6項（第2号及び第3号に係る部分に限る。）、第37条第1項及び第4項、第39条第1項、第2項、第5項、第7項及び第9項、第56条第1項、第61条第1項、第62条第1項及び第2項、第63条、第64条の2（第1号に係る部分に限る。）、第64条の3第1項、第65条、第66条、第67条第2項並びに第141条第3項の規定（これらの規定を労働者派遣法第44条（第4項を除く。）の規定により適用する場合を含む。）

(※) 労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第25条の2第1項並びに第34条の3第1項及び第2項の規定に違反する行為を含む（則第4条の5第3項第1号）。

(ロ) 法

第5条の3第1項（*）、第2項及び第3項、第5条の4第1項（*）及び第2項（*）、第5条の5（*）、第5条の6第3項、第36条、第39条（*）、第40条、第42条の

2において読み替えて準用する第20条（*）並びに第51条（*）の規定
（*）労働者の募集を行う者に係る部分に限る。

(ハ) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）

第4条第1項の規定

(ニ) 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号。以下「労働施策総合推進法」という。）

第30条の2第1項及び第2項（同法第30条の5第2項及び第30条の6第2項において準用する場合を含む。）（第30条の2第1項を労働者派遣法第47条の4の規定により適用する場合を含む。）

(ホ) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号。以下「男女雇用機会均等法」という。）

第5条から第7条まで、第9条第1項から第3項まで、第11条第1項、第11条第2項（同法第11条の3第2項、第17条第2項及び第18条第2項において準用する場合を含む。）、第11条の3第1項、第12条及び第13条第1項の規定（これらの規定を労働者派遣法第47条の2の規定により適用する場合を含む。）

(ヘ) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）

第6条第1項、第9条の3第1項、第10条、第12条第1項、第16条（同法第16条の4及び第16条の7において準用する場合を含む。）、第16条の3第1項、第16条の6第1項、第16条の8第1項（同法第16条の9第1項において準用する場合を含む。）、第16条の10、第17条第1項（同法第18条第1項において準用する場合を含む。）、第18条の2、第19条第1項（同法第20条第1項において準用する場合を含む。）、第20条の2、第21条第6項、第23条第1項から第3項まで、第23条の2、第23条の3第1項及び第7項、第25条第1項及び第2項（同法第52条の4第2項及び第52条の5第2項において準用する場合を含む。）並びに第26条の規定（これらの規定を労働者派遣法第47条の3の規定により適用する場合を含む。）

ロ 不受理となる場合や期間等

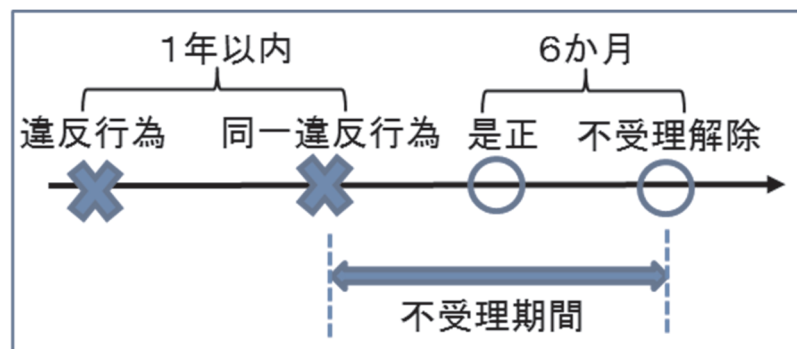
(1)ハの「厚生労働省令で定める場合」とは、則第4条の5第3項に定める場合であり、具体的には以下のとおりである。

(イ) 求人者がイ(イ)に掲げる労働基準法の規定又はイ(ハ)に掲げる最低賃金法の規定に違反する行為（労働基準法施行規則第25条の2第1項並びに第34条の3第1項及び第2項の規定に違反する行為を含む。以下この号において「違反行為」という。）をした場合であって、法第5条の6第2項の規定による報告の求め（以下「報告の求め」という。）により、次のいずれかに該当することが確認された場合

(a) 求人の申込みの時に、当該違反行為の是正が行われていないこと又は是正が行われた日から起算して6月を経過していないこと（当該違反行為をした日から起算して過去1年以内において当該違反行為と同一の規定に違反する行為（以下「同一違反行為」という。）をしたことがある場合その他当該違反行為が求職者の職場への定着に重大な影響を及ぼすおそれがある場合に限る。）。

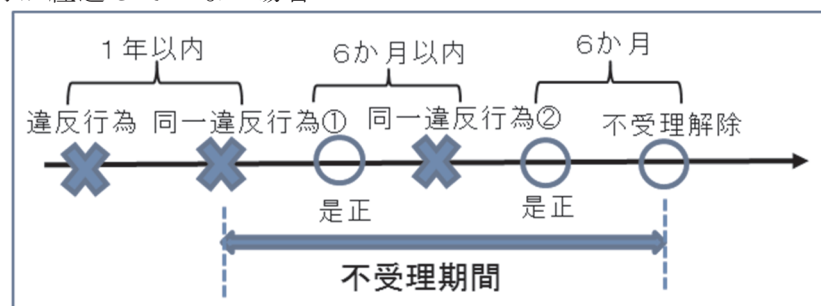
なお、「同一の規定に違反する行為」とは、項が同一である違反行為を指すものであること（例えば、労働基準法第24条第1項違反と同条第2項違反は、それぞれ別の条項の違反とみなされること。）。

第2 取扱職業の範囲及び取扱職種の範囲等



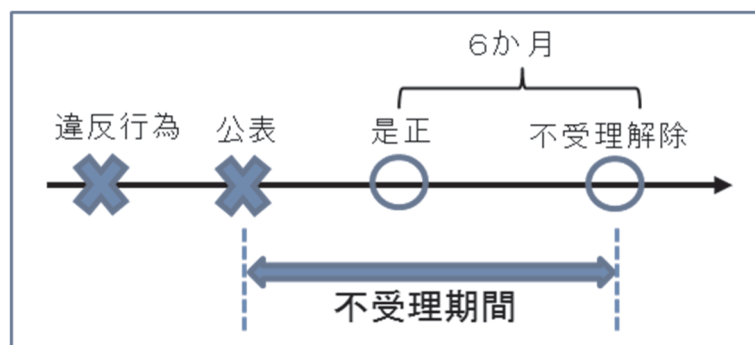
「その他当該違反行為が求職者の職場への定着に重大な影響を及ぼすおそれがある場合」とは、次に掲げる場合とすること。

- ① 求人不受理の対象条項に係る違反行為をした日から起算して1年以内に、同一条項に係る違反行為をした場合であって、その是正が行われた日から起算して6月以内に、再度同一条項に係る違反行為をし、その是正が行われた日から起算して6月が経過していない場合



- ② 「違法な長時間労働や過労死等が複数の事業場で認められた企業の経営トップに対する都道府県労働局長等による指導の実施及び企業名の公表について」(平成29年1月20日付け基発0120第1号)(※)に基づき公表され、是正が行われた日から起算して6月が経過していない場合

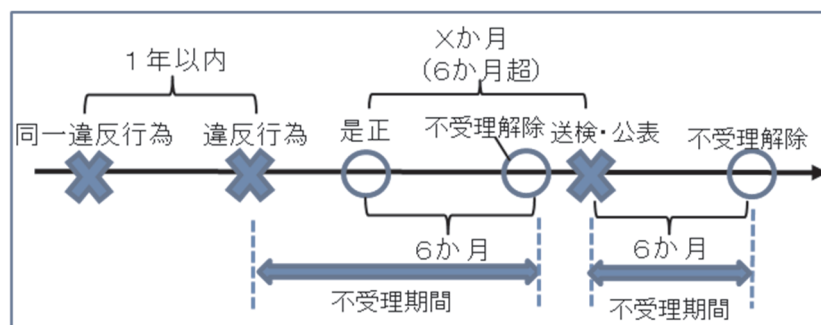
(※) 所定の要件に該当した企業の代表取締役等に対し、都道府県労働局長から早期に法違反の是正に向けた全社的な取組を実施することを求める指導書を交付し、指導を行った事実を企業名とともに公表するもの。



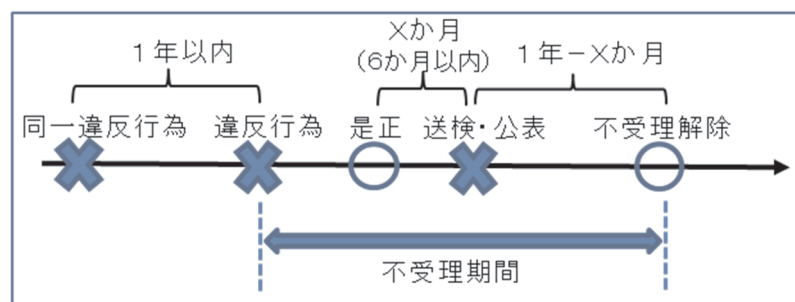
- (b) 当該違反行為に係る事件について刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第203条第1項(同法第211条及び第216条において準用する場合を含む。)若しくは第246条の規定による送致又は同法第242条の規定による送付(以下「送致等」という。)が行われ、その旨の公表が行われた場合であって、次のいずれかに該当すること。

- ① 当該送致等の日前に当該違反行為の是正が行われた場合(当該違反行為をした日

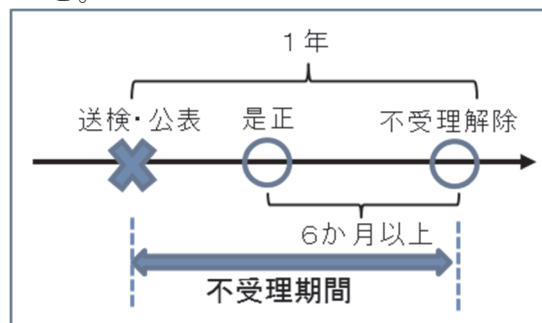
から起算して過去1年以内において同一違反行為をしたことがある場合であって、当該違反行為の是正が行われた日から当該送致等の日までの期間(以下(イ)(b)②において「経過期間」という。)が6月を超えるときに限る。)であって、求人の申込みの時に、当該送致等の日から起算して6月を経過していないこと。



- ② 当該送致等の日前に当該違反行為の是正が行われた場合(当該違反行為をした日から起算して過去1年以内において同一違反行為をしたことがある場合であって、経過期間が6月を超えないときに限る。)であって、求人の申込みの時に、当該送致等の日から起算して1年から経過期間を減じた期間が経過していないこと。



- ③ 当該送致等の日前に当該違反行為の是正が行われた場合(当該違反行為をした日から起算して過去1年以内において同一違反行為をしたことがある場合を除く。)又は当該送致等の日前に当該違反行為の是正が行われていない場合であって、求人の申込みの時に、当該送致等の日から起算して1年を経過していないこと、当該違反行為の是正が行われていないこと又は是正が行われた日から起算して6月が経過していないこと。



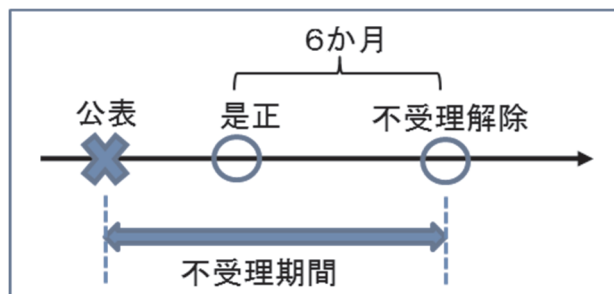
(※) 送検後1年経過した時点で、是正後6か月未満の場合には、是正後6か月経過時点まで不受理期間延長

- (ロ) 求人者がイ(ロ)に掲げる法の規定、イ(ニ)に掲げる労働施策総合推進法の規定、イ(ホ)に掲げる男女雇用機会均等法の規定又はイ(ハ)に掲げる育児・介護休業法の規定に違反

第2 取扱職業の範囲及び取扱職種の範囲等

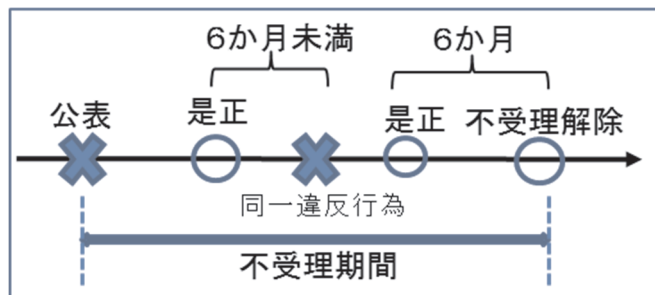
する行為（以下「違反行為」という。）をし、法第48条の3第3項、労働施策総合推進法第33条第2項、男女雇用機会均等法第30条又は育児介護休業法第56条の2の規定による公表がされた場合であって、報告の求めにより、次のいずれかに該当することが確認された場合

- (a) 求人者の申込みの時に、当該違反行為の是正が行われていないこと又は是正が行われた日から起算して6月を経過していないこと。



- (b) 当該違反行為の是正が行われた日から起算して6月を経過する前に同一違反行為を行った場合であって、求人者の申込みの時に、当該同一違反行為の是正が行われていないこと又は是正が行われた日から起算して6月を経過していないことその他当該同一違反行為が求職者の職場への定着に重大な影響を及ぼすおそれがあること。

なお、「その他当該同一違反行為が求職者の職場への定着に重大な影響を及ぼすおそれがあること」とは、同一違反行為の是正後6月を経過する前に再度同一違反行為をした場合が該当する。



ハ 不受理の対象となる単位

求人者の申込みが不受理の対象となる単位は、求人者の申込みが事業所単位で行われていること等を踏まえ、原則として事業所単位とするが、法に基づく措置等により、それぞれ以下(イ)・(ロ)のとおりとすること。

- (イ) 労働基準法及び最低賃金法違反の場合については、個別の事業所が行った違反行為に基づき事業所単位で不受理とすること。また、当該事業所が属する企業の名称が労働基準局長通知に基づき公表されている場合は、当該公表が事業主に対して行われることを踏まえ、事業主単位で不受理の対象とすること。

また、本社等が事業主単位の求人を一括して申し込む場合や、個別の事業所に係る求人者の申込みを行う場合であって、当該求人者の就業の場所に是正勧告を受けたことにより不受理の要件に該当することとなった事業所が含まれる場合は、当該求人者も不受理の対象とすること。

- (ロ) 法、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法違反の場合については、これらの法律の規定による公表が事業主に対して行われることから、事業主単位で不受理の対象とすること。

(3) 求人者の受理に当たっての手続き

イ 求人不受理の法における位置づけ

法第5条の6第1項ただし書は、職業紹介事業者が同条各号に該当する求人の申込みを受理しないことができる旨を定めており、受理した場合であっても法に違反することとはならないこと。ただし、当該規定は、不適切な求人により求職者の将来的な就業継続に悪影響が及ぶことを防ぐこと等を目的としており、職業紹介事業者は、その趣旨を踏まえ、(3)ロに記載するところにより、所要の対応を行うことが求められること。

ロ 求人の受理に係る留意事項

(イ) 原則として、求人者に対し、求人の申込みが法第5条の6第1項各号のいずれかに該当するか否かを自己申告させるべきこと（指針第6の2(1)）。

① 法第5条の6第1項各号のうち、同項第3号及び第5号については、求人の申込みが各号に該当するか否かについて求人内容から判断することができないが、各事業者が不受理事由に該当するか否かに関する情報の公表は行われなため、職業紹介事業者は、求人の受理に当たり、法第5条の6第2項の規定に基づき、求人者が各不受理事由に該当するか否かの自己申告を求めること。

なお、求人者が正当な理由なく自己申告に応じない場合には、求人者が法第5条の6第3項違反となり、職業紹介事業者は、同条第1項第6号により、当該求人者からの求人の申込みを受理しないことができること。

求人者に対して自己申告を求める方法については、求職者等とのトラブル防止のため、求人者からの自己申告の内容を事後的に確認できるよう、書面又は電子メール等により行うことが望ましいこと。また、様式例第7号として自己申告書の例を掲載しているので、参考とすること。

② 求人者からの自己申告は、求人の申込みごと（一度に複数の求人の申込みがあった場合は、当該複数の求人の申込みごと）に行うことを原則とすること。

（※）求人不受理の対象となる法令違反等のうち、

- ・ 労働基準法及び最低賃金法に違反し、送検されたこと等により公表されたもの
- ・ 法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法の規定に違反し、これらの法律の規定により公表されたもの

については、厚生労働省ホームページ（<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000172497.html>）においてまとめているので、自己申告の内容を確認するに当たり、参考とすること。

③ 職業紹介事業者は、求人者から法第5条の6第1項第3号に該当する旨の自己申告があった場合には、求人者の同意の下、業務に必要な範囲で、当該求人者が同号に該当しないこととなる予定日を確認すること。

④ 職業紹介事業者は、求人者からの自己申告の取扱いにおいては、法第51条において、業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしてはならないとされていること（同条第1項）、秘密のほか、業務に関して知り得た個人情報及び法人である雇用主に関する情報を、みだりに他人に知らせてはならないとされていること（同条第2項）に留意すること。

(ロ) 求人の申込みが法第5条の6第1項各号のいずれかに該当することを知った場合は、当該求人の申込みを受理しないことが望ましいこと。（指針第6の2(2)）

① (イ)①に記載しているとおり、求人不受理事由に該当する求人を受理した場合であっても、法に違反することにはならないが、制度の趣旨を踏まえ、求人者からの自己申告を通じて、求人の申込みが求人不受理事由に該当することを知った場合は、当該求人の申込みを受理しないことが望ましいこと。また、求人者から事実と異なる自己申告を受け、当該申告に基づき求人を受理した場合に、職業紹介事業者がその責任を問われることはないこと。

第2 取扱職業の範囲及び取扱職種の範囲等

- ② 労働基準法又は最低賃金法に違反する行為により送致等が行われ、公表された求人者については、その後不起訴とされた場合又は起訴後に無罪が確定した場合であり、かつ、求人不受理事由に該当するが違反行為について既に是正が行われている場合には、当該求人者からの求人について受理することとして差し支えないこと。
 - ③ 求人を受理した後に、当該求人者が求人不受理事由に該当することが判明した場合（労働関係法令違反により処分等を講じられた場合等）には、法第5条の8に規定する適職紹介の趣旨を踏まえ、求人者に対して説明を行った上で当該求人の紹介を差し控えるなど、適切に対応すること。
- (ハ) 求人者の申告内容が事実と相違するおそれがある場合は、以下のとおり対応すること。
- ① 求人者が、職業紹介事業者からの報告の求めに対して事実と相違する報告をしたときは、法第48条の3第2項の規定による勧告の対象となること。このため、求人者からの自己申告の内容が事実と相違するおそれがある場合には、求人者に対して再度確認を行い、それでもなお事実と相違するおそれがある場合には、管轄都道府県労働局に対して情報提供を行うこと。その際、求人者からの自己申告の内容の写しを提出すること。
 - ② ①の情報提供を受けた都道府県労働局は、必要に応じ求人者に対して確認を行い、申告内容が事実と相違していた場合には内容の修正を求める等適切に対応すること。
- 求人者は、都道府県労働局から自己申告の内容の修正を求められた場合には、職業紹介事業者に対して行った自己申告内容の修正を行うか、又は自己申告を取り下げることとなるため、職業紹介事業者は、修正後の自己申告の内容を確認の上、適切に対応すること。

2 求職の申込み（法第5条の7第1項）

職業紹介事業者は、法第5条の7第1項において、求職の申込みは全て受理しなければならないこととされている。ただし、その申込みの内容が法令に違反するときは、これを受理しないことができる。なお、この原則は、3から5までの取扱職業の範囲及び取扱職種の範囲等の範囲内で適用される。

職業紹介事業者は、求職の申込みを受理しないときは、求職者に対し、その理由を説明しなければならない（則第4条の6）。

3 有料職業紹介事業の取扱職業の範囲

(1) 取扱職業の範囲（法第32条の11）

有料職業紹介事業者は、法第32条の11において、港湾運送業務（港湾労働法（昭和63年法律第40号）第2条第2号に規定する港湾運送の業務又は同条第1号に規定する港湾以外の港湾において行われる当該業務に相当する業務として厚生労働省令で定める業務をいう。）に就く職業、建設業務（土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体の作業又はこれらの作業の準備の作業に係る業務をいう。）に就く職業その他有料の職業紹介事業においてその職業のあっせんを行うことが当該職業に就く労働者の保護に支障を及ぼすおそれがあるものとして厚生労働省令で定める職業を求職者に紹介してはならないこととされている。「有料の職業紹介事業においてその職業のあっせんを行うことが当該職業に就く労働者の保護に支障を及ぼすおそれがあるものとして厚生労働省令で定める職業」について、現在は特段の職業が定められていないことに留意する。

なお、建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）第18条第1項の規定に基づき厚生労働大臣の許可を受けた認定団体は、同法に基づき建設業務有料職業紹介事業を行うことができるものである。

(2) 港湾労働法第2条第1号に規定する港湾における同条第2号に規定する港湾運送業務 イ 港湾労働法第2条第2号に規定する港湾運送業務の範囲

- (1)の港湾労働法第2条第2号に規定する港湾運送の業務とは、次に掲げる行為である。
- (イ) 港湾運送事業法（昭和26年法律第161号）第2条第1項第2号から第5号までに規定する、船内荷役、はしけ運送、沿岸荷役及びいかだ運送の各行為（港湾労働法第2条第2号イ）
- (ロ) (イ)の行為と本質的機能を同じくするとともに、港湾運送の波動性の影響を受ける等労働の態様が港湾運送と類似し、実際に港湾運送との間に労働者の相互の流動が見られる行為である次に掲げる行為であって、他人の需要に応じて行うもの（港湾労働法第2条第2号ロ、港湾労働法施行令（昭和63年政令第335号）第2条）
- a 船舶に積み込まれた貨物の位置の固定若しくは積載場所の区画又は船積貨物の荷造り若しくは荷直し
- b (イ)の行為に先行し、又は後続する船倉の清掃
- c 船舶若しくははしけにより若しくはいかだに組んで運送された貨物の港湾の水域の沿岸からおおむね500メートル（東京及び大阪の港湾にあっては200メートル）の範囲内において厚生労働大臣が指定した区域内にある倉庫（船舶若しくははしけにより又はいかだに組んで運送に係る貨物以外の貨物のみを通常取り扱うものを除く。以下「港湾倉庫」という。）への搬入（上屋その他の荷さばき場から搬出された貨物の搬入であって、港湾運送事業法第2条第3項に規定する港湾運送関連事業のうち同項第1号に掲げる行為に係るもの若しくは同法第3条第1号から第4号までに掲げる事業又は倉庫業法（昭和31年法律第121号）第2条第2項に規定する倉庫業のうち港湾倉庫に係るものを営む者（以下「港湾運送関係事業者」という。）以外の者が行うものを除く。）、船舶若しくははしけにより若しくはいかだに組んで運送されるべき貨物の港湾倉庫からの搬出（上屋その他の荷さばき場に搬入すべき貨物の搬出であって、港湾運送関係事業者以外の者が行うものを除く。）又は貨物の港湾倉庫における荷さばき。ただし、冷蔵倉庫の場合にあっては、貨物の当該倉庫に附属する荷さばき場から冷蔵室への搬入、冷蔵室から当該倉庫に附属する荷さばき場への搬出及び冷蔵室における荷さばきを除く。
- d 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第1項に規定する道路運送車両若しくは鉄道（軌道を含む。）（以下「車両等」という。）により運送された貨物の港湾倉庫若しくは上屋その他の荷さばき場への搬入（港湾運送関係事業者以外の者が行う当該貨物の搬入を除く。）又は車両等により運送されるべき貨物の港湾倉庫若しくは上屋その他の荷さばき場からの搬出（港湾運送関係事業者以外の者が行う当該貨物の搬出を除く。）。ただし、冷蔵倉庫の場合にあっては、貨物の当該倉庫に附属する荷さばき場から冷蔵室への搬入及び冷蔵室から当該倉庫に附属する荷さばき場への搬出を除く。
- ロ イの(ロ)のaの「船舶に積み込まれた貨物の位置の固定若しくは積載場所の区画」とは、船舶に積み込まれた貨物の移動又は荷くずれ等を防止するために行う支持又は固縛の行為であって、通常ラッシング又はショアリングと呼ばれているものをいい、「船積貨物の荷造り若しくは荷直し」とは、船内、岸壁又は上屋等の荷さばき場において行われる船積貨物の梱包、袋詰め等の荷造り若しくは荷の詰めかえ又は包装の修理等の荷直しの行為をいうものである。
- ハ イの(ロ)のbの「(イ)の行為に先行し、又は後続する船倉の清掃」とは、船倉（タンクを含む。）の清掃をいい、船員の居住区域、機関区域、燃料タンク、飲料水タンク等直接港湾運送事業の業務と関連のない区域の清掃の行為は含まないものである。
- ニ イの(ロ)のc及びdにおける「港湾倉庫」については、港湾労働法施行令第2条第3号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する区域を定める告示（昭和63年労働省告示第101号）により定められた区域にある倉庫のうち、船舶若しくははしけにより又はいかだに組んで運送に係る貨物以外の貨物のみを通常取り扱うものではない。
- ホ イの(ロ)のcのいわゆる倉庫海側荷役については、次のとおりとする。
- (イ) 「船舶若しくははしけにより若しくはいかだに組んで運送された貨物の港湾倉庫へ

第2 取扱職業の範囲及び取扱職種の範囲等

の搬入」には、単に港湾倉庫に運び入れる作業だけでなく、港湾倉庫にはいつける作業まで含まれるものであること。

(ロ) 「船舶若しくははしけにより若しくはいかだに組んで運送された貨物の港湾倉庫への搬出」には、単に港湾倉庫から運び出す作業だけでなく、港湾倉庫にはいくずす作業まで含まれるものであること。

(ハ) 「上屋その他の荷さばき場から搬出された貨物の搬入」及び「上屋その他の荷さばき場へ搬入すべき貨物の搬出」については、港湾運送関係事業者が行う場合に限り対象となるが、港湾運送関係事業者であることの判断は、港湾労働法施行通達により判断された事業者をもって港湾運送関係事業者とすること。

(ニ) 「貨物の港湾倉庫における荷さばき」とは、はい替え、仕訳け(特殊仕訳けを除く。)、看貫及び庫移しの作業を指すこと。

この場合において「貨物」とは、船舶若しくははしけにより又はいかだに組んで運送に係る貨物だけではなく、当該倉庫にあるすべての貨物をいうものであること。

(ホ) 冷蔵倉庫に係る海側倉庫荷役については、冷蔵倉庫に附属する荷さばき場(冷蔵倉庫にプラットホーム等冷蔵室における作業に従事する労働者がその作業の一環として従事する場所をいう。以下同じ。)と冷蔵室との間における荷役作業及び冷蔵室における荷さばきの作業に限り港湾運送の業務に入らないのであって、いわゆる水切りをした貨物をプラットホームに搬入する作業、冷蔵室外における荷さばき等それ以外の作業については、港湾運送の業務となること。

(ヘ) 港湾倉庫以外の倉庫に係る寄託契約による貨物についてはのはしけへの積込み又ははしけからの取卸し(いわゆる水切り作業)については、当該倉庫に係る倉庫荷役として取り扱うものであること。

ヘ イの(ロ)のdのいわゆる山側倉庫荷役については、次のとおりとすること。

(イ) 「貨物の港湾倉庫又は上屋その他の荷さばき場への搬入」には、単に港湾倉庫又は上屋その他の荷さばき場に運び入れる作業だけでなく、はいつける作業まで含まれるものであること。

(ロ) 「貨物の港湾倉庫又は上屋その他の荷さばき場への搬出」には、単に港湾倉庫又は上屋その他の荷さばき場から運び出す作業だけでなく、はいくずす作業まで含まれるものであること。

(ハ) 冷蔵倉庫に係る山側倉庫荷役については、ホの(ホ)と同様であること。

ト 港湾運送事業法第2条第1項に規定する港湾運送の中には、検数(同項第6号)、鑑定(同項第7号)及び検量(同項第8号)の各行為が含まれているが、これらについては法第32条の11第1項に規定する港湾運送の業務には含まれないので留意すること。また、元請(港湾運送事業法第2条第1項第1号)の行為のうち、港湾運送事業法第2条第1項第2号から第5号までに掲げる行為については、法第32条の11第1項に規定する港湾運送業務に含まれるものであること。

(3) 港湾労働法第2条第1号に規定する港湾以外の港湾における港湾運送業務

イ 港湾労働法第2条第1号に規定する港湾以外の港湾における港湾運送の業務に相当する業務の範囲

(1)の港湾労働法第2条第1号に規定する港湾以外の港湾における港湾運送の業務とは、次に掲げる行為に係る業務とする。

(イ) 港湾運送事業法第2条第1項第2号から第5号までに規定する、船内荷役、はしけ運送、沿岸荷役及びいかだ運送の各行為

(ロ) (イ)の行為と本質的機能を同じくするとともに、港湾運送の波動性の影響を受ける等労働の態様が港湾運送と類似し、実際に港湾運送との間に労働者の相互の流動が見られる行為である次に掲げる行為であって、他人の需要に応じて行うもの

a 船舶に積み込まれた貨物の位置の固定若しくは積載場所の区画又は船積貨物の荷造り若しくは荷直し

- b (2)のイの(i)の行為に先行し、又は後続する船倉の清掃
- c 船舶若しくははしけにより若しくはいかだに組んで運送された貨物の特定港湾の水域の沿岸から500メートル（水島港にあつては1,000メートル、鹿児島港にあつては1,500メートル）の範囲内において厚生労働大臣が指定した区域内にある倉庫（船舶若しくははしけにより又はいかだに組んで運送に係る貨物以外の貨物のみを通常取り扱うものを除く。以下「特定港湾倉庫」という。）への搬入（上屋その他の荷さばき場から搬出された貨物の搬入であつて、港湾運送事業法第2条第3項に規定する港湾運送関連事業のうち同項第1号に掲げる行為に係るもの若しくは同法第3条第1号から第4号までに掲げる事業又は倉庫業法第2条第2項に規定する倉庫業のうち特定港湾倉庫に係るものを営む者（以下「特定港湾運送関係事業者」という。）以外の者が行うものを除く。）、船舶若しくははしけにより若しくはいかだに組んで運送されるべき貨物の特定港湾倉庫からの搬出（上屋その他の荷さばき場に搬入すべき貨物の搬出であつて、特定港湾運送関係事業者以外の者が行うものを除く。）又は貨物の特定港湾倉庫における荷さばき。ただし、冷蔵倉庫の場合にあつては、貨物の当該倉庫に附属する荷さばき場から冷蔵室への搬入、冷蔵室から当該倉庫に附属する荷さばき場への搬出及び冷蔵室における荷さばきを除く。
- d 道路運送車両法第2条第1項に規定する道路運送車両若しくは鉄道（軌道を含む。）（以下「車両等」という。）により運送された貨物の特定港湾倉庫若しくは上屋その他の荷さばき場への搬入（特定港湾運送関係事業者以外の者が行う当該貨物の搬入を除く。）又は車両等により運送されるべき貨物の特定港湾倉庫若しくは上屋その他の荷さばき場からの搬出（特定港湾運送関係事業者以外の者が行う当該貨物の搬出を除く。）ただし、冷蔵倉庫の場合にあつては、貨物の当該倉庫に附属する荷さばき場から冷蔵室への搬入及び冷蔵室から当該倉庫に附属する荷さばき場への搬出を除く。

ロ 各語の定義は(2)のロ以下と同様とする。

(4) 建設業務

- イ (1)の建設業務は、「土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体の作業又はこれらの作業の準備の作業に係る業務」をいうが、この業務は建設工事の現場において、直接にこれらの作業に従事するものに限られる。したがって、例えば、建設現場の事務職員が行う業務に就く職業や機械等（半導体製造装置やエレベーター）の製品の日常的な保守、点検を行う業務に就く職業は、上記建設業務に従事するものに該当せず、取扱職業の範囲から除外されるものではないので留意すること。
- ロ 土木建設等の工事についての施工計画を作成し、それに基づいて、工事の工程管理（スケジュール、施工順序、施工手段等の管理）、品質管理（強度、材料、構造等が設計図書どおりとなっているかの管理）、安全管理（従業員の災害防止、公害防止等）等工事の施工の管理を行ういわゆる施工管理業務は、建設業務に該当せず、有料職業紹介事業を行うことができるものであるので留意すること。
- ハ 林業の業務は、造林作業（①地ごしらえ、②植栽、③下刈り、④つる切り、⑤除伐、⑥枝打、⑦間伐）及び素材（丸太）生産作業（①伐採（伐倒）、②枝払い、③集材、④玉切り（造材））に分けることができるが、このうち造林作業の①地ごしらえの業務については建設現場における整地業務と作業内容が類似していること、②植栽の業務については土地の改変が行われることから、いずれも法第32条の11第1項の建設業務に該当するものである。一方、造林作業の③下刈り、④つる切り、⑤除伐、⑥枝打及び⑦間伐の各業務については、いずれも建設業務と類似する点は認められないため、建設業務に該当せず、有料職業紹介事業を行うことができるものである。ただし、同一の労働者が同時に、造林作業のうちの①又は②の業務と、③から⑦までの業務のうちのいずれかの業務を併せて行う求人の場合のように、当該求人に取り扱職業以外の職業が一部含まれているときは、全体として違法な職業紹介となるものである。

第2 取扱職業の範囲及び取扱職種の範囲等

4 無料職業紹介事業の取扱職業の範囲

法第33条の規定による厚生労働大臣の許可を受けた無料職業紹介事業者及び法第33条の3の届出をした無料職業紹介事業者は、原則として全ての職業について無料職業紹介事業を行うことができるものである。

5 職業紹介事業の取扱職種の範囲等

(1) 概要

有料職業紹介事業者及び無料職業紹介事業者は、法第32条の12第1項の規定に基づき職業紹介事業において取り扱う職種の範囲その他業務の範囲（以下「取扱職種の範囲等」という。）を定め、これを厚生労働大臣に届け出た場合には、求人及び求職の申込みを全て受理しなければならないという原則は取扱職種の範囲等の範囲内に限り適用されるものである（法第32条の12第2項）。この届出を行っていない場合には、1及び2に則して全ての求人及び求職の申込みを受理しなければならないものである。これを職業紹介事業を行おうとする者又は職業紹介事業者の説明を行い、取扱職種の範囲等を定めるか否かを任意で判断させる。

(2) 届出の手続

イ 職業紹介事業を行おうとする者又は職業紹介事業者は、取扱職種の範囲等を定めたとき及びこれを変更したときは、当該職業紹介事業者の主たる事務所の所在地を管轄する労働局（以下「事業主管轄労働局」という。）を経て厚生労働大臣へ届け出なければならない（法第32条の12第1項（法第33条第4項及び法第33条の3第2項において準用する場合を含む。）及び則第24条の4）。

ただし、一事業所について届出を行うときは、当該事業所の所在地を管轄する労働局（以下「事業所管轄労働局」という。）へ届け出ても差し支えない。

当該届出を行う場合における取扱職種名の記載については、原則として令和4年度版厚生労働省編職業分類の中分類によるものとする。ただし、求職者の受付手数料や求職者手数料を徴収する職業のみに範囲を定める場合については、従来の区分によることが適当であり、これらの手数料の徴収が可能とされる職種であることが明確となるように記載させるとともに、必要に応じ助言、指導等を行う。

日本国内で取扱い地域の範囲を限定する場合には、原則として都道府県名又は都道府県名及び市町村名を用いることとし、国外にわたる職業紹介を行う場合の相手先国名については、原則として、ニによることとする。

ロ 届出は、有料・無料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書（様式第6号）（以下「取扱職種範囲等届出書」という。）3部（正本1部、写し2部）を作成し、事業主管轄労働局（一事業所の場合にあっては、事業主管轄労働局又は事業所管轄労働局）に提出することにより行う。

ハ この届出については、新規許可又は許可更新の申請を行う際に取扱職種の範囲等を定めたときは、許可申請書の提出に併せて取扱職種範囲等届出書に取扱職種の範囲等を記載して届け出ることが必要である。

ニ 国外にわたる職業紹介を行う場合の相手先国を定めたときは、取扱職種範囲等届出書に、イからハまでにより取扱職種の範囲等を定めるとともに、相手先国名については、外務省が作成している各国・地域情勢に記載された名称を用いることとする。

(3) 許可証記載事項の書換え

既に許可を受けている事業者の場合は、取扱職種範囲等届出書の内容に基づき、許可証を書き換えるものとする。

書換後の許可証を従前の許可証と引き替えに取扱職種範囲等届出書を受理した事業主管轄労働局又は事業所管轄労働局を経由して交付するものとする。

(4) 許可証の取扱い

届出者は、書換後の許可証の交付を受ける場合は、現に受けている許可証を返納する。
なお、返納された許可証は、第5の8の(2)により取り扱う。

(5) 取扱職種の範囲等の届出等に係る留意事項

イ 取扱職種の範囲等の限定が認められるものの例

不当な差別的取扱いに当たらず、取扱職種の範囲等の限定が認められる例として、以下のものがあげられる。

a 職業

事務的職業、法人・団体役員、飲食物調理の職業、林業の職業など

b 地域

国内、大阪府、中部地方など

c 賃金

時給 1,500 円以上の求人、月給 35 万円以上の求人など

d その他

紹介予定派遣に関するもの、母子家庭の母等、中高年齢者、障害者、合法的に在留する外国人、本校所定の課程を修了した者など

ロ 変更命令通知等

取扱職種の範囲等の届出について、厚生労働大臣は合理的な理由なく特定の属性（国籍等）を持つ者を求職者とすることを業務の範囲から除外する等の不当な差別的取扱いをするものであると認めるときは、期限を定めて、取扱職種範囲等命令通知書（様式第6号の2）により、その変更を命ずることができる。

(6) 変更の手続き

取扱職種の範囲等を変更しようとするときは、(2)から(5)までに準じて取り扱う。

(7) 取扱職種の範囲等の明示との関係（法第32条の13及び則第24条の5）

職業紹介事業者は、原則として求人の申込み又は求職の申込みを受理した後、速やかに、求人者又は求職者に対し、書面の交付の方法、ファクシミリを利用する方法又は電子メールその他のその受信する者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。以下「電子メール等」という。）を利用する方法により、取扱職種の範囲等を明示しなければならないこととされている（第9の8の(3)参照）。

第3 許可基準

1 許可基準の趣旨及び運用

(1) 許可基準

- イ 有料職業紹介事業の許可基準を2のとおり、法第33条第1項に基づき許可を受けて行う無料職業紹介事業の許可基準を4のとおりとする。
- ロ 許可基準は、厚生労働大臣が有料及び無料の職業紹介事業の許可、許可の有効期間の更新を行うに当たって、法の趣旨に則し、適正な許可を行うための基準として運用されるものである。

(2) 許可基準の適用

職業紹介事業の許可は、原則として職業紹介事業を行う事業主に対して行われるものであるため、許可基準の適用については、事業主単位であるが、許可後に変更届出により新設される職業紹介事業を行う事業所においても、2又は4に示す許可基準において定められた要件を満たすことにより、適正な事業運営を確保することから、当該事業所においても許可基準の所定の要件を満たしていなければならない。

(3) 付帯業務のみを行う事業所の取扱い等

- イ 職業紹介に該当しない業務（第1の1(2)イ参照）のみを行う事業所については、職業紹介事業の許可又は事業所の新設に係る変更届出は不要である。
ただし、当該事業所で求人・求職の受理等職業紹介の全部又は一部が行われた場合には、許可を受けず、又は事業所の新設に係る変更届出を行うことなく当該事業所で職業紹介事業を行ったこととなり、法第30条第1項、第33条第1項又は第32条の7第1項（第33条第4項において準用する場合を含む。）違反となるものである。
- ロ 職業紹介事業者は、次のいずれにも該当する場合には、事業所以外の場所（以下「事業所外」という。）で職業紹介事業を実施することができる。ただし、一定の場所で恒常的に職業紹介事業を行う場合は、当該場所について、職業紹介事業を実施する事業所として届出を行わなければならないものである。
 - (イ) 職業紹介責任者が、当該事業所外にいる場合又は当該事業所外に速やかに到着できる体制が構築されていること
 - (ロ) 当該事業所外が、有料職業紹介事業許可基準の3(3)（事業所に関する要件）を満たす場所であること
- ハ 全国的又は広域的に組織を構成する公益法人及び労働組合等に係る留意事項
全国的又は広域的に組織を構成する公益法人又は労働組合等であって、個々の支部等地方組織単位では職業紹介を常態として行うまでの実態がないと見込まれる等の場合には、当該地方組織単独では事業所に当たらないものとして、本部中央組織に含めて許可して差し支えない。

(4) 許可基準審査の簡略

職業紹介事業の許可申請に当たり、労働者派遣事業の許可を受けた者（以下「派遣元事業主」という。）若しくは労働者派遣事業の許可の申請を現にしている者が、職業紹介事業の許可の申請を行う場合、又は職業紹介事業の許可申請と同時に労働者派遣事業の許可申請を行う場合においては、則第18条第8項の規定に基づき、添付書類を省略することから、次のとおり許可基準の審査を簡略できることとする。ただし、申請書に記入されている情報が需給調整システムに登録されている情報と一致していない場合は、通常の審査を行うこと。

イ 申請者が法人である場合

(イ) 代表者、役員、事業所住所等の情報

a 既に労働者派遣事業の許可を取得している場合

申請書に記入されている情報が需給調整システムに登録されている情報と一致している場合は、既に労働者派遣事業の許可申請時に確認していることから、代表者（氏名、住所及び賞罰の有無）、役員（氏名、住所及び賞罰の有無）、事業所住所、法人として職業紹介事業を行うこと及び法人の事業年度（以下「事業所情報等」という。）については審査不要とする。

b 労働者派遣事業と同時申請の場合

労働者派遣事業の申請書の内容と同じである場合は、職業紹介事業の事業所情報等の審査は不要とする。

(v) 資産に関する情報

a 既に労働者派遣事業の許可を取得している場合

職業紹介事業の資産に関する許可要件は、労働者派遣事業の資産に関する許可要件の範囲内であり、既に労働者派遣事業の許可を得ていることから、審査は不要とする。

b 労働者派遣事業と同時申請の場合

職業紹介事業の資産に関する許可要件は、労働者派遣事業の資産に関する許可要件の範囲内であるため、原則審査は不要とする。

ただし、労働者派遣事業の資産の審査において、許可要件を満たしていない場合は、職業紹介事業の許可要件を満たしているか確認すること。

ロ 申請者が個人である場合

(i) 代表者、法定代理人、事業所住所等の情報

a 既に労働者派遣事業の許可を取得している場合

申請書に記入されている情報が需給調整システムに登録されている情報と一致している場合は、既に労働者派遣事業の許可申請時に確認していることから、代表者（氏名、住所及び賞罰の有無）、法定代理人（氏名、住所及び賞罰の有無）、事業所住所（以下「個人事業所情報等」という。）については審査不要とする。

b 労働者派遣事業と同時申請の場合

労働者派遣事業の申請書の内容と同じである場合は、職業紹介事業の個人事業所情報等の審査は不要とする。

(v) 資産に関する情報

a 既に労働者派遣事業の許可を取得している場合

職業紹介事業の資産に関する許可要件は、労働者派遣事業の資産に関する許可要件の範囲内であり、既に労働者派遣事業の許可を得ていることから、審査は不要とする。

b 労働者派遣事業と同時申請の場合

職業紹介事業の資産に関する許可要件は、労働者派遣事業の資産に関する許可要件の範囲内であるため、原則審査は不要とする。

ただし、労働者派遣事業の資産の審査において、許可要件を満たしていない場合は、職業紹介事業の許可要件を満たしているか確認すること。

2 有料職業紹介事業の許可基準

有料職業紹介事業許可基準

次のいずれにも該当する者について、有料職業紹介事業の許可をするものとする。

1 法第31条第1項第1号の要件（申請者が、当該事業を健全に遂行するに足る財産的基礎を有すること）

次のいずれにも該当し、有料職業紹介事業を的確、安定的に遂行するに足る財産的基礎を有すること。

- (1) 資産（繰延資産及び営業権を除く。）の総額から負債の総額を控除した額（以下「基準資産額」という。）が500万円に申請者が有料職業紹介事業を行おうとする事業所の数を乗じて得た額以上であること。
- (2) 事業資金として自己名義の現金・預貯金の額が、150万円に申請者が有料職業紹介事業を行おうとする事業所の数から1を減じた数に60万円を乗じた額を加えて得た額以上となること。

2 法第31条第1項第2号の要件（個人情報適正に管理し、及び求人者、求職者等の秘密を守るために必要な措置が講じられていること）

次のいずれにも該当し、業務の過程で得た求職者等の個人情報を適正に管理し、求人者、求職者等の秘密を守るために必要な措置が講じられていること。

(1) 個人情報管理体制に関する要件（指針第5参照）

イ 求職者等の個人情報を適正に管理するため、事業運営体制が、次のいずれにも該当し、これを内容に含む個人情報適正管理規程を定めていること。

- (イ) 求職者等の個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲が明確にされていること。
- (ロ) 業務上知り得た求人者、求職者等に関する個人情報を業務以外の目的で使用したり、他に漏らしたりしないことについて、職員への教育が実施されていること。
- (ハ) 本人から求められた場合の個人情報の開示又は訂正（削除を含む。以下同じ。）の取扱いに関する事項についての規定があり、かつ当該規定について求職者等への周知がなされていること。

(ニ) 個人情報の取扱いに関する苦情の処理に関する職業紹介責任者等による事業所内の体制が明確にされ、苦情を迅速かつ適切に処理することとされていること。

ロ 「適正管理」については、以下の点について留意するものとする。

(イ) 有料職業紹介事業者は、イの(イ)から(ニ)までに掲げる事項を含む個人情報適正管理規程について自らこれを遵守し、かつ、その従業者にこれを遵守させなければならないものとする。

(ロ) 有料職業紹介事業者は、本人が個人情報の開示又は訂正の求めをしたことを理由として、当該本人に対して、不利益な取扱いをしてはならないものとする。

ハ 「個人情報の収集、保管及び使用」については、以下の点に留意するものとする。

(イ) 有料職業紹介事業者は、法第5条の5第1項の規定により業務の目的を明らかにするに当たっては、求職者の個人情報がどのような目的で収集され、保管され、又は使用されるのか、求職者が一般的かつ合理的に想定できる程度に具体的に明示すること

。

(ロ) 有料職業紹介事業者は、求職を受理する際には、当該求職者の能力に応じた職業を紹介するため必要な範囲で、目的を明らかにして求職者の個人情報を収集することとし、次に掲げる個人情報を収集してはならないものとする。ただし、特別な業務上の必要性が存在することその他業務の目的の達成に必要不可欠であって、収集目的を示して本人から収集する場合はこの限りではない。

(a) 人種、民族、社会的身分、門地、本籍、出生地、その他社会的差別の原因となるおそれのある事項

(b) 思想及び信条

(c) 労働組合の加入状況

(a) から (c) までについては、具体的には、例えば次に掲げる事項等が該当する。

(a) 関係

a 家族の職業、収入、本人の資産等の情報（税金、社会保険の取扱い等労務管理を適切に実施するために必要なものを除く。）

b 容姿、スリーサイズ等差別的評価に繋がる情報

(b) 関係

人生観、生活信条、支持政党、購読新聞・雑誌、愛読書

(c) 関係

労働運動、学生運動、消費者運動その他社会運動に関する情報

(ハ) 有料職業紹介事業者は、個人情報収集の際には、本人から直接収集し、本人の同意の下で本人以外の者から収集し、又は本人により公開されている個人情報を収集する等の手段であって、適法かつ公正なものによらなければならないものとする。

(ニ) 有料職業紹介事業者は、高等学校若しくは中等教育学校又は中学校若しくは義務教育学校の新規卒業予定者から応募書類の提出を求めるときは、職業安定局長の定める書類（全国高等学校統一応募用紙又は職業相談票（乙））により提出を求めるものとする。

(ホ) 個人情報の保管又は使用は、収集目的の範囲に限られる。ただし、他の保管若しくは使用の目的を示して本人の同意を得た場合又は他の法律に定めのある場合は、この限りではない。

(ヘ) 法第5条の5第1項又は(ロ)、(ハ)若しくは(ホ)の求職者本人の同意を得る際には、次に掲げるところによらなければならない。

(a) 同意を求める事項について、求職者が適切な判断を行うことができるよう、可能な限り具体的かつ詳細に明示すること。

(b) 業務の目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を収集し、保管し、又は使用することに対する同意を、職業紹介の条件としないこと。

(c) 求職者の自由な意思に基づき、本人により明確に表示された同意であること。

(2) 個人情報管理の措置に関する要件

次のいずれにも該当し、求職者等の個人情報を適正に管理するための措置が講じられていること。

イ 当該要件を満たすためには、次のいずれにも該当することが必要である。

(イ) 個人情報を目的に応じ必要な範囲において正確かつ最新のものに保つための措置が講じられていること。

(ロ) 個人情報の漏えい、滅失又は毀損を防止するための措置が講じられていること。

(ハ) 求職者等の個人情報を取り扱う事業所内の職員以外の者が求職者等の個人情報へのアクセスを防止するための措置が講じられていること。

(ニ) 職業紹介の目的に照らして必要がなくなった個人情報を破棄又は削除するための措置が講じられていること。

ロ 「適正管理」については以下の点に留意するものとする。

(イ) 有料職業紹介事業者は、その保管又は使用に係る個人情報に関し適切な措置（イの(イ)から(ニ)まで）を講ずるとともに、求職者等からの求めに応じ、当該措置の内容を説明しなければならないものとする。

(ロ) 有料職業紹介事業者が、求職者等の秘密に該当する個人情報を知り得た場合には、当該個人情報が正当な理由なく他人に知られることのないよう、厳重な管理を行わなければならないものとする。

「個人情報」とは、個人を識別できるあらゆる情報をいうが、このうち「秘密」とは、一般に知られていない事実であって（非公知性）、他人に知られないことにつき本人が相当の利益を有すると客観的に認められる事実（要保護性）をいうものである。具体的には、本籍地、出身地、支持・加入政党、政治運動歴、借入金額、保証人となっている事実等が秘密にあたりうる。

3 法第31条第1項第3号の要件（1及び2のほか、申請者が当該事業を適正に遂行すること

第3 許可基準

ができる能力を有すること)

次のいずれにも該当し、当該事業を適正に遂行することができる能力を有すること。

(1) 代表者及び役員（法人の場合に限る。）に関する要件

代表者及び役員（法人の場合に限る。）が、次のいずれにも該当し、欠格事由に該当する者その他適正な事業遂行を期待し得ない者でないこと。

イ 法第32条に規定する欠格事由に該当する者でないこと。

ロ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業を営む者にあつては同法第3条の登録、質屋営業法（昭和25年法律第158号）第1条に規定する質屋営業を営む者にあつては同法第2条の許可を、それぞれ受け、適正に業務を運営している者であること。

ハ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営適正化法」という。）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業その他職業紹介事業との関係において不適当な営業の名義人又は実質的な営業を行う者でないこと。

ニ 外国人にあつては、原則として、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）別表第一の一の表及び二の表並びに別表第二のいずれかの在留資格を有する者であること。

ホ 住所及び居所が一定しないなど生活根拠が不安定な者でないこと。

ヘ 不当に他人の精神、身体及び自由を拘束するおそれのない者であること。

ト 公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる行為を行うおそれのない者であること。

チ 虚偽の事実を告げ、若しくは不正な方法で許可申請を行った者又は許可の審査に必要な調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者でないこと。

リ 国外にわたる職業紹介を行う場合にあつては、相手先国の労働市場の状況及び法制度について把握し、並びに求人者及び求職者との確かな意思の疎通を図るに足る能力を有する者であること。

(2) 職業紹介責任者に関する要件

職業紹介責任者は、次のいずれにも該当し、欠格事由に該当せず、また業務を適正に遂行する能力を有する者であること。

イ 法第32条の14の規定により、未成年者ではなく、法第32条第1号、第2号及び第4号から第9号までに掲げる欠格事由のいずれにも該当しないこと。

ロ (1)のロからリ of どれにも該当すること。

ハ 次のいずれにも該当し、労働関係法令に関する知識及び職業紹介事業に関連する経験を有する者であること。

(イ) 職業安定法施行規則第24条の6第2項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める講習を定める告示（平成29年厚生労働省告示第233号）第2項に定める職業紹介責任者講習を修了（許可の場合は申請の受理の日、許可の有効期間の更新の場合は許可の有効期間が満了する日の前5年以内の修了に限る。）した者であること。

(ロ) 民法第4条に規定する成年に達した後3年以上の職業経験を有する者であること。

(ハ) 精神の機能の障害により職業紹介責任者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者でないこと。

(3) 事業所に関する要件

有料職業紹介事業を行う事業所は、次のいずれにも該当し、その位置、構造、設備、面積からみて職業紹介事業を行うに適切であること。

イ 位置が適切であること

風営適正化法で規制する風俗営業や性風俗関連特殊営業等が密集するなど職業紹介事業の運営に好ましくない場所でないこと。

ロ 事業所として適切であること

次のいずれにも該当し、事業所として適切であること。

(イ) プライバシーを保護しつつ求人者又は求職者に対応することが可能であること。

具体的には、個室の設置、パーティション等での区分により、プライバシーを保護しつつ求人者又は求職者に対応することが可能である構造を有すること。

ただし、上記の構造を有することに代えて、以下の(a)又は(b)のいずれかによっても、この(イ)の要件を満たしているものと認めること。また、当分の間、以下の(c)によることも認めること。

(a) 予約制、近隣の貸部屋の確保等により、他の求人者又は求職者等と同室にならずに対面の職業紹介を行うことができるような措置を講じること。この場合において、当該措置を講じない運営がなされた場合には、許可の取消し対象となる旨の許可条件を付するものとする。

(b) 専らインターネットを利用すること等により、対面を伴わない職業紹介を行うこと。この場合において、対面を伴う職業紹介事業の運営がなされたときは、許可の取消し対象となる旨の許可条件を付するものとする。

(c) 事業所の面積がおおむね20㎡以上であること。

(d) 事業所名（愛称等も含む。）は、利用者にとって、職業安定機関その他公的機関であるとの誤認を生ずるものでないこと。

(4) 適正な事業運営に関する要件

イ 申請者及び申請者の行う他の事業との関係に関する要件

次のいずれにも該当し、申請者及び申請者の行う他の事業との関係で、職業紹介事業の適正な運営に支障がないこと。

(イ) 申請者が国又は地方公共団体でないこと。

(ロ) 有料職業紹介事業を会員の獲得、組織の拡大、宣伝等他の目的の手段として利用するものでないこと。

(ハ) 事業主の利益に偏った職業紹介が行われるおそれのある者でないこと。

(ニ) その紹介により就職した者のうち、労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号）第46条の18第5号の作業に従事する者が、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第35条第1項の規定により労働者災害補償保険の適用を受けることを希望する場合に、同項に規定する団体の代表者として所定の申請を行うものであること。

(ホ) 労働者派遣事業と兼業する場合にあっては、求職者に係る個人情報と派遣労働者に係る個人情報について、職業紹介事業又は労働者派遣事業の業務の目的の達成に必要な範囲でこれを収集し、当該収集の目的の範囲内でこれを保管および使用するよう、事業運営につき明確な区分がなされていること。

当該要件を満たすには、次のいずれにも該当することが必要であること。

(a) 労働者の希望に基づき個別の申込みがある場合を除き、同一の者について労働者派遣に係る登録と求職の申込みを重複して行わず、かつ、相互に入れ換ええないこと。

(b) 派遣の依頼者又は求人者の希望に基づき個別の申込みがある場合を除き、派遣の依頼と求人者の申込みを重複して行わず、かつ、相互に入れ換ええないこと。

(c) 派遣労働者に係る個人情報について、職業紹介事業又は労働者派遣事業のいずれの業務に使用することを目的として収集されたものであるかを明確にして管理されること。

(d) 派遣先に係る情報と求人者に係る情報について、職業紹介事業又は労働者派遣事業のいずれの業務に使用することを目的として収集されたものであるかを明確にして管理されること。

(e) 労働者派遣の登録のみをしている派遣労働者に対して職業紹介を行わないこと。

また、求職申込みのみをしている求職者について労働者派遣を行わないこと。

(f) 派遣の依頼のみをしている者に対して職業紹介を行わないこと。また、求人申込みのみをしている求人者に対して労働者派遣を行わないこと。

ロ 業務の運営に関する規程の要件

法の次の各条文の内容を含む業務の運営に関する規程を有し、これに従って適正に運営されること（様式例第1号参照）。

第3 許可基準

法第2条（職業選択の自由）、第3条（均等待遇）、第5条の3（労働条件等の明示）、第5条の4（求人等に関する情報の的確な表示）、第5条の5（求職者等の個人情報等の取扱い）、第5条の6（求人の申込み）、第5条の7（求職の申込み）、第5条の8（求職者の能力に適合する職業の紹介等）、第32条の3（手数料）、第32条の12（取扱職種の範囲等の届出等）、第34条において準用する第20条（労働争議に対する不介入）

。なお、この規程は2に定める個人情報適正管理規程と一体のものとしても差し支えないこと。

ハ 手数料に関する要件

(イ) 適法な手数料以外に職業紹介に関し、いかなる名目であっても金品を徴収しないこと。

(ロ) 徴収する手数料を明らかにした手数料表を有すること。

ニ 名義貸しに関する要件

他に名義を貸与するために、又は職業紹介責任者となり得る者の名義を借用して許可を得るものではないこと。

ホ 国外にわたる職業紹介に関する要件

(イ) 国外における職業紹介を実施するに当たっては、法第32条の12第1項の規定により取扱職種の範囲等として届け出た国以外を相手先国として職業紹介を行うものでないこと。

(ロ) 国外にわたる職業紹介を行うに当たっては、入管法その他の出入国関係法令及び相手先国の法令を遵守して行うものであること。

(ハ) 国外にわたる職業紹介を行うに当たっては、求職者に対して渡航費用その他を貸し付け、又は求人者がそれらの費用を貸し付けた求職者に対して職業紹介を行うものでないこと。

(ニ) 国外にわたる職業紹介を行うに当たり、取次機関を利用するときは、次に該当する取次機関を利用するものでないこと。

(a) 相手先国において活動を認められていないもの。

(b) 職業紹介に関し、保証金の徴収その他名目のいかなを問わず、求職者の金銭その他の財産を管理し、求職者との間で職業紹介に係る契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結し、又は求職者に対して渡航費用その他の金銭を貸し付けるもの。

(ホ) 職業紹介に関し、求職者が他者に保証金の徴収その他名目のいかなを問わず、金銭その他の財産を管理され、又は他者が求職者との間で職業紹介に係る契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結していることを認識して、当該求職者に対して職業紹介を行うものでないこと。

3 有料職業紹介事業の許可基準に関する留意事項

(1) 法第31条第1項第1号の要件について

イ 許可基準の1の(1)の「資産」の確認について

(i) 法人における基準資産額等の確認

次のa～cの書類が添付され、納税証明書の「所得金額」と納税申告書の別表第1の1欄「所得金額又は欠損金額」及び当該納税申告書の別表第4の48欄「所得金額又は欠損金額」、同表1欄「当期利益又は当期欠損の額」と貸借対照表の「当期利益（損失）」と損益計算書の「当期利益（損失）」とをそれぞれ照合し、いずれも一致する場合にあっては、当該貸借対照表を用いて基準資産額（「負債総額」及び「現金・預金の額」を含む。）を算定する。グループ通算制度を適用している法人にあっては、別表第1は内国法人（グループ通算制度適用）用によるものであること。

なお、貸借対照表に「当期利益（損失）」が記載されていない場合は、同表1欄「所得金額又は当期欠損の額」と損益計算書の「当期利益（損失）」と株主資本等変動計算書（持分会社にあっては、社員資本等変動計算書。以下、「株主資本変動計算書等」という。）の「当該純利益（損失）」、株主資本変動計算書等の「利益剰余金（当期末残高）」と貸借対照表の「利益剰余金」とをそれぞれ照合させる。

a 最近の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書等（税務署に提出したものの写しに限る。）

ただし、最近の事業年度における決算が終了しているが、株主総会の承認を得られていないため未だ税務署に提出していない場合については、当該決算に係る貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書が確実に税務署に提出される場合には、当該貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書等であっても差し支えない。また、この場合は、b及びcの提出を要しない。設立後最初の決算期を終了していない法人の申請に係る場合は、会社法（平成17年法律第86号）第435条第1項に規定する会社成立時の貸借対照表、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第123条第1項（同法第199条において準用する場合を含む。）に規定する法人成立時の貸借対照表等のみでよい。

b 最近の事業年度における法人税の納税申告書の写し（法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）別表第1及び4のみでよい。）

c 納税証明書（国税通則法施行令（昭和37年政令第135号）第41条第1項第3号ロに係る国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号様式（その2）による法人の最近の事業年度における所得金額に関するもの。）

(ii) 個人における基準資産額等の確認

a 青色申告の場合（白色申告又は簡易な記載事項の損益計算書のみ作成する場合を除く。）

次の(a)～(c)の書類が添付され、i～iiiにより納税証明書の「所得金額」と納税申告書第一表の⑨欄「（所得金額）合計」を照合する。

(a) 最近の納税期における所得税の納税申告書の写し

(b) 納税証明書（国税通則法施行令第41条第1項第3号イに係る国税通則法施行規則別紙第9号様式（その2）による最近の納税期における金額に関するもの）

(c) 青色申告の場合（簡易な記載事項の損益計算書のみ作成する場合を除く。）は、最近の納税期における所得税法施行規則（昭和40年大蔵省令第11号）第65条第1項第1号の貸借対照表及び損益計算書（所得税青色申告決算書（一般用、不動産所得及び農業所得用））

i 事業所得に係る確認について

納税申告書第一表の「所得金額」の欄の①の事業・営業等と所得税青色申告決算書（一般用）損益計算書の○45欄「所得金額」を照合する。所得税青色申告決算書（一般用）損益計算書の○43欄「青色申告特別控除前の所得金額」とこれに対応する貸借対照表（資産負債調）の「青色申告特別控除前の所得金額」を照合する。いずれも一

第3 許可基準

致する場合に、貸借対照表（資産負債調、一般用）の資産に相当する科目の合計と負債に相当する科目の合計を算出する。

ii 不動産所得及び農業所得に係る確認について

上記、貸借対照表では不動産所得又は農業所得分が計上されていない場合があることから、青色申告決算書（不動産所得用又は農業所得用）、貸借対照表も使用し、納税申告書第一表の「所得金額」の欄の②事業・農業又は③不動産と所得税青色申告決算書（不動産所得用又は農業所得用）の○23 欄「所得金額」を照合する。所得税青色申告決算書（不動産所得用又は農業所得用）○21 欄「青色申告特別控除前の所得金額」とこれに対応する貸借対照表（資産負債調）の「青色申告特別控除前の所得金額」を照合する。貸借対照表（資産負債調、不動産所得用又は農業所得用）の資産に相当する科目の合計と負債に相当する科目の合計を算出する。

iii 以上により算出した資産と負債について、それぞれの金額を合計し資産と負債の全体額を確定させ、資産（全体）から負債（全体）を控除し基準資産額を算出する。

b それ以外の場合

有料職業紹介事業計画書（様式第2号）の「資産等の状況」の「資産」欄（白色申告又は簡易な記載事項の損益計算書のみ作成する場合は、直前の納税期末日における資産等の状況につき記載する。また、納税申告以外の場合は、近接する適当な日の状況につき記載する。）に記載された土地・建物に係る不動産の登記事項証明書及び固定資産税評価額証明書並びに現金・預金に係る預金残高証明書等の金額の総額から、同「資産等の状況」の「負債」欄（「資産」欄と同日付けの状況を記載する。）に記載された金融機関の貸付金残高証明書等、負債金額の総額を差し引いた額が所要の資産額以上あることを要するものとする。

(ハ) 基準資産の確認の基準日

資産は、「常時」基準資産以上あることを必要とするものではなく、新規の許可申請時又は許可の有効期間更新申請時においてこれを満たせば足りるものである。

(ニ) 繰延資産等

「繰延資産」とは、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第74条第1項第3号に規定する繰延資産をいい、「営業権」とは、無形固定資産の一つである会社計算規則第2編第2章第2節の「のれん」をいう。

(ホ) 基準資産の増額

上記により算定される基準資産額が増加する旨の申立てがあったときは、公認会計士又は監査法人による監査証明（許可の有効期間更新申請に限っては、「合意された実施結果報告書」も可）を受けた中間決算又は月次決算に限り、資産の総額、負債の総額及び自己名義の現金・預金の額のいずれについても当該中間決算又は月次決算により確認するものとする。

ただし、個人の場合に限り、基準資産額又は自己名義の現金・預金の額が増加する旨の申し立てがあったときは、①市場性のある資産の再販売価格の評価額が、基礎価額を上回る旨の証明があった場合（例えば、固定資産税の評価額証明書等による。）、②提出された預金残高証明書により普通預金、定期預金等の残高を確認できた場合（複数の預金残高証明書を用いる場合は、同一日付のものに限る。）に限り、当該増加後の額を基準資産額又は自己名義の現金・預金の額とする。

ロ 許可基準の1の(2)の「事業資金」の確認について

- (イ) 事業資金は、事業開始後3箇月程度の間の運営を賄うためのものであり、許可基準の1の(1)の資産の一部となるものであり、現金又は預貯金として所持するものに限られる。
- (ロ) 貸借対照表等の現金及び預貯金の欄により判断する。
- (ハ) 自己名義の預貯金の額が増加する旨の申し立てがあったときは、公認会計士又は監査法人による監査証明を受けた中間決算又は月次決算に限り、資産の総額、負債の総額及び自己名義の現金・預金の額のいずれについても当該中間決算又は月次決算により確認するも

のとする。

- (2) 法第31条第1項第2号の要件（個人情報適正に管理し、及び求人者、求職者等の秘密を守るために必要な措置が講じられていることについて）

イ 「個人情報適正管理規程」については、以下の点について留意するものとする。

- (イ) 有料職業紹介事業者は、許可基準2の(1)のイ(イ)～(ニ)に掲げる事項を含む個人情報適正管理規程について自らこれを遵守し、かつ、その従業者にこれを遵守させるよう指導する。
- (ロ) 有料職業紹介事業者は、本人が個人情報の開示又は訂正の求めをしたことを理由として、当該本人に対して、不利益な取扱いを行わないよう指導する。

ロ 「個人情報の収集、保管及び使用」については、以下の点に留意する。

- (イ) 有料職業紹介事業者は、法第5条の5第1項の規定により業務の目的を明らかにするに当たっては、求職者の個人情報がどのような目的で収集され、保管され、又は使用されるのか、求職者が一般的かつ合理的に想定できる程度に具体的に明示すること。
- (ロ) 有料職業紹介事業者は、求職を受理する際には、当該求職者の能力に応じた職業を紹介するため必要な範囲で、求職者の個人情報（以下「個人情報」という。）を収集することとし、次に掲げる個人情報を収集してはならない。

ただし、特別な業務上の必要性が存在することその他業務の目的の達成に必要不可欠であって、収集目的を示して本人から収集する場合はこの限りではない。

- (a) 人種、民族、社会的身分、門地、本籍、出生地、その他社会的差別の原因となるおそれのある事項
- (b) 思想及び信条
- (c) 労働組合の加入状況

(a)から(c)については、具体的には、例えば次に掲げる事項等が該当する。

(a)関係

- a 家族の職業、収入、本人の資産等の情報（税金、社会保険の取扱い等労務管理を適切に実施するために必要なものを除く。）
- b 容姿、スリーサイズ等差別的評価に繋がる情報

(b)関係 人生観、生活信条、支持政党、購読新聞・雑誌、愛読書

(c)関係 労働運動、学生運動、消費者運動その他社会運動に関する情報

- (ハ) 有料職業紹介事業者は、個人情報を収集する際には、本人から直接収集し、本人の同意の下で本人以外の者から収集し、又は本人により公開されている個人情報を収集する等の手段であって、適法かつ公正なものによらなければならない。
- (ニ) 有料職業紹介事業者は、高等学校若しくは中等教育学校又は中学校若しくは義務教育学校の新規卒業予定者から応募書類の提出を求めるときは、職業安定局長の定める書類（全国高等学校統一応募用紙又は職業相談票（乙））により提出を求めるものとする。
- (ホ) 個人情報の保管又は使用は、収集目的の範囲に限られる。ただし、他の保管若しくは使用の目的を示して本人の同意を得た場合又は他の法律に定めのある場合は、この限りではない。
- (ヘ) 法第5条の5第1項又は(ロ)、(ハ)若しくは(ホ)の求職者本人の同意を得る際には、次に掲げるところによらなければならない。
- (a) 同意を求める事項について、求職者が適切な判断を行うことができるよう、可能な限り具体的かつ詳細に明示すること。
- (b) 業務の目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を収集し、保管し、又は使用することに対する同意を、職業紹介の条件としないこと。
- (c) 求職者の自由な意思に基づき、本人により明確に表示された同意であること。

第3 許可基準

ハ 求職申込みの際の個人確認について

求職の申込みに関して履歴書の提出や免許の提示を求めることは差し支えないが、戸籍抄本等身元調査に通じる書類の提出を求めることのないよう指導する。

ニ 求人者に身元確認を勧めるような文言を含むことのないよう指導する。

ホ 上記ハ又は二のような事項が記載されている場合は、その削除と考え方を十分指導する。

ヘ 業務提携における取扱い

適法な職業紹介事業者間の業務提携は禁止されるものではないが、当該業務提携について求職者・求人者に明示されない場合には、個人情報本人の予期しない者に提供されることとなり個人情報の保護に欠けることとなる。このため、職業紹介事業者間の業務提携に際しては、求人・求職受理時に当該業務提携について求人者・求職者に明示し、提携先に個人情報を提供することを希望しない求人者・求職者の情報は業務提携先に提供しないようにする必要がある。

なお、同一企業内の異なる職業紹介事業所間の求人・求職情報のやり取りは許可事業者としての法第31条第1項第2号の個人情報の保護のためのルールを遵守していれば差し支えない。

(3) 法第31条第1項第3号の要件について

イ 許可基準の3の(1)及び(2)のイに係る欠格事由について

(イ) 法律第32条に定める欠格事由は、次のとおりである。

- a 拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定その他労働に関する法律の規定（bに規定する規定を除く。）であって政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第50条（第2号に係る部分に限る。）及び第52条の規定を除く。）により、若しくは刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪若しくは入管法第73条の2第1項の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- b 健康保険法（大正11年法律第70号）第208条、第213条の2若しくは第214条第1項、船員保険法（昭和14年法律第73号）第156条、第159条若しくは第160条第1項、労働者災害補償保険法第51条前段若しくは第54条第1項（同法第51条前段の規定に係る部分に限る。）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第102条、第103条の2若しくは第104条第1項（同法第102条又は第103条の2の規定に係る部分に限る。）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第46条前段若しくは第48条第1項（同法第46条前段の規定に係る部分に限る。）又は雇用保険法（昭和49年法律第116号）第83条若しくは第86条（同法第83条の規定に係る部分に限る。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- c 心身の故障により有料の職業紹介事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- d 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- e 法第32条の9第1項（第1号を除き、第33条第4項において準用する場合を含む。）の規定により職業紹介事業の許可を取り消され、又は第33条の3第2項において準用する第32条の9第1項（第1号を除く。）の規定により無料の職業紹介事業の廃止を命じられ、当該取消し又は命令の日から起算して5年を経過しない者

- f 法第32条の9第1項（第33条第4項において準用する場合を含む。）の規定により職業紹介事業の許可を取り消された者が法人である場合（第32条の9第1項（第1号に限る。）（第33条第4項において準用する場合を含む。）の規定により許可を取り消された場合については、当該法人がa又はbに規定する者に該当することとなったことによる場合に限る。）又は第33条の3第2項において準用する第32条の9第1項の規定により無料の職業紹介事業の廃止を命じられた者が法人である場合（第33条の3第2項において準用する第32条の9第1項（第1号に限る。）の規定により廃止を命じられた場合については、当該法人がa又はbに規定する者に該当することとなったことによる場合に限る。）において、当該取消し又は命令の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該法人の役員であった者で、当該取消し又は命令の日から起算して5年を経過しないもの
- g 法第32条の9第1項（第33条第4項において準用する場合を含む。）の規定による職業紹介事業の許可の取消し又は第33条の3第2項において準用する第32条の9第1項の規定による無料の職業紹介事業の廃止の命令の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に法第32条の8第1項（第33条第4項及び第33条の3第2項において準用する場合を含む。）の規定による職業紹介事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないもの
- h gに規定する期間内に法第32条の8第1項（第33条第4項及び第33条の3第2項において準用する場合を含む。）の規定による職業紹介事業の廃止の届出をした者が法人である場合において、同号の通知の日前60日以内に当該法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないもの
- i 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- j 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人がaからiまで又はkのいずれかに該当するもの
- k 法人であって、その役員のうちにaからjまでのいずれかに該当する者があるもの
- l 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- m 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある者

なお、aの「政令で定めるもの」は次のとおりである。

- (a) 労働基準法第117条及び第118条第1項（同法第6条及び第56条に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第121条の規定（これらの規定が労働者派遣法第44条（第4項を除く。）の規定により適用される場合を含む。）
- (b) 労働者派遣法第58条から法第62条までの規定
- (c) 港湾労働法第48条、第49条（第1号を除く。）及び第51条（第2号及び第3号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第52条の規定
- (d) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律第49条、第50条及び第51条（第2号及び第3号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第52条の規定
- (e) 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成3年法律第57号）第19条、第20条及び第21条（第3号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第22条の規定
- (f) 育児・介護休業法第62条から第65条までの規定
- (g) 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第32条、第33条及び第34条（第3号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第35条の規定
- (h) 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）第108条、第109条、第110条（同法第44条に係る部分に限る。）、第

第3 許可基準

111条（第1号を除く。）及び第112条（第1号（同法第35条第1項に係る部分に限る。）及び第6号から第11号までにかかる部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第113条の規定

また、cの「厚生労働省令で定めるもの」は、「精神の機能の障害により有料の職業紹介事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」である（則第19条）。

この場合における「認知」は外界を認識すること、「判断」は物事の是非善悪を考え定めること、「意思疎通」は自らの考えを的確に相手に伝えることをいう。

(p) なお、刑の執行猶予の言渡を受けた後、その言渡を取り消されることなく猶予の期間を経過した者は、刑の「執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過していない場合」には該当せず、猶予期間を無事経過することによって直ちに欠格事由を離脱する。大赦又は特赦により刑の言渡の効力を失った者についても同様である。

なお、刑の時効の完成、仮出獄を許された者の刑の残余期間の満了その他の事由により、刑の執行の免除を得たものは、「執行を受けることがなくなった」に該当し、当該欠格事由につき判断する必要がある。

ロ 許可基準3の(1)のロに係る「質屋営業」について

質屋営業については、質屋営業法第1条に規定する質屋営業を行うものをいう。

注) 質屋営業法（昭和25年法律第158号）（抄）

第一条 この法律において「質屋営業」とは、物品（有価証券を含む。第二十二条を除き、以下同じ。）を質に取り、流質期限までに当該質物で担保される債権の弁済を受けないときは、当該質物をもつてその弁済に充てる約款を附して、金銭を貸し付ける営業をいう。

2 この法律において「質屋」とは、質屋営業を営む者で第二条第一項の規定による許可を受けたものをいう。

第二条 質屋になろうとする者は、内閣府令で定める手続により、営業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の許可を受けなければならない。

2 前項の場合において、質屋になろうとする者は、自ら管理しないで営業所を設けるときは、その営業所の管理者を定めなければならない。

ハ 許可基準3の(1)のハに係る「風俗営業」について

風俗営業等とは、風営適正化法第2条第1項、第5項及び第13項に規定する営業をいう。

具体的には、おおむね次の営業が該当する。

(イ) 風俗営業関係

a 料飲関係営業（キャバレー営業等、料理店営業等、ナイトクラブ営業等、低照度飲食店営業、区画席飲食店営業）

b マージャン屋営業・パチンコ屋営業

c ゲーム機設置営業

d ダンスホール

(ロ) 性風俗関連特殊営業等

a 個室付浴場業

b ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場など

c ラブホテル、モーテル、モーテル類似、レンタルルーム等

d アダルトショップ、大人のおもちゃ店

e 個室マッサージ類

f ホテトル

g テレクラ

h ビデオ観賞

(ハ) 接客業務受託営業関係

主として上記に掲げる営業（(イ)のb及びcを除く。）を営む者から委託を受けて当該営業の営業所において客に接する業務の一部を行うこと（当該業務の一部に従事する者が委託を受けた者及び当該営業を営む者の指揮命令を受ける場合を含む。）を内容とする営業をいう。また、探偵業、信用調査等であって、法第3条、第5条の5、第51条の規定からみて不適当なものが許可基準3の(1)のハに掲げる「その他職業紹介事業との関係において不適当な営業の名義人又は実質的な営業を行う者」に該当するものであること。

なお、名義人とは、本人が直接業務に従事経営することを要せず、単に禁止兼業の名義上の経営者又は代表者をいう。

また、実質的に営業を行う者とは、例えばこの種の営業について多額の金銭的援助を与え、又はその営業を行う者と血縁関係その他、社会生活上密接な関係のある場合で、その営業を支配し得る地位にあり、実質的に行う者と認められるものをいう。

二 許可基準の3の(1)「役員」について

(イ) 法人の「役員」とは、おおむね次に掲げる者をいう。

- a 合名会社及び合同会社については、総社員（定款をもって業務を執行する社員を定めた場合は、当該社員）
- b 合資会社については、総無限責任社員（定款をもって業務を執行する無限責任社員を定めた場合は、当該無限責任社員）
- c 株式会社については、代表取締役、取締役（会計参与設置会社である場合は会計参与、監査役設置会社である場合は監査役、委員会設置会社である場合は執行役）
- d 特例有限会社（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第3条第2項に規定する特例有限会社をいう。）については、取締役、監査役を置いた場合は監査役
- e 一般財団法人及び一般社団法人については、理事及び監事
- f 特殊法人及び独立行政法人については、総裁、理事長、副総裁、副理事長、専務理事、理事、監事等法令により役員として定められている者
- g 農業協同組合については、理事、監事及び経営監理委員
- h 漁業協同組合及び水産加工業協同組合については、理事、監事及び経営監理委員
- i 商工会議所については、会頭、副会頭、専務理事、常議員、監事及び理事
- j 商工会については、会長、副会長、理事及び監事
- k 森林組合については、理事及び監事
- l 事業協同組合及び商工組合については、理事及び監事
- m 中小企業団体中央会については、会長、理事及び監事
- n 外国の法令に準拠して設立された会社（以下「外国会社」という。）については、代表取締役、取締役、監査役（これに相当する者を含む。）、及び会社法第817条に基づき定めた日本における代表者

(ロ) 会社法等の規定により、法人の会計参与は同一の法人又はその子会社の取締役、監査役、執行役又は従業員を兼ねることはできず、監査役は同一の法人又はその子会社の取締役若しくは従業員又は当該子会社の会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）若しくは執行役を兼ねることはできないので、注意する必要がある（会社法第333条第3項、第335条第2項）。

(ハ) 外国人について

- a 市町村（区）長の発行する住民票の写し（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条の規定に基づき個人番号の記載のないものに限る。）等によって確認する。
- b 入管法別表第1の1の表において外交、公用、教授、芸術、宗教及び報道、2の表において高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知

第3 許可基準

- 識・国際業務、企業内転勤、興行、技能及び技能実習、別表第2において永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等及び定住者の在留資格について規定されている。
- (二) 住所については、履歴書及び住民票の写し（番号法第2条の規定に基づく個人番号の記載のないものに限る。）によって確認する。形式的に住所だけに移していると考えられる場合には、その理由を聞き、事業運営に支障がないか確認する。

ホ 許可基準の3の(2)「職業紹介責任者」について

(イ) 職業紹介責任者の行う業務

職業紹介責任者は職業紹介に関し、労働関係法令等に関する最新の情報を把握しつつ、以下の事項について統括管理するとともに、従業者に対する職業紹介の適正な遂行に必要な教育を行う（法第32条の14）。

- a 求人者又は求職者から申出を受けた苦情の処理に当たること。
- b 求人者の情報（職業紹介に係るものに限る。）及び求職者の個人情報の管理に関すること（指針第5参照）。
- c 求人及び求職の申込みの受理、求人者及び求職者に対する助言及び指導その他有料の職業紹介事業の業務の運営及び改善に関すること。
- d 職業安定機関との連絡調整に関すること。

(ロ) 職業紹介責任者の選任

職業紹介責任者の選任は、法第32条第1号、第2号及び第4号から第9号までに掲げる欠格事由に該当しない者（未成年者及び精神の機能の障害により職業紹介責任者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者を除き、過去5年以内に、職業紹介事業の業務の適正な遂行のために必要な知識を習得させるための講習として厚生労働大臣が定めるもの（第7の8参照）を修了している者に限る。）のうちから、行わなければならない（則第24条の6）。

- a 事業所ごとに当該事業所に専属の職業紹介責任者として自己の雇用する労働者の中から選任するものとする。ただし、有料職業紹介事業者（法人である場合は、その役員）を職業紹介責任者とする場合は、差し支えない。
- b 当該事業所において職業紹介に係る業務に従事する者の数が50人以下のときは1人以上の者を、50人を超え100人以下のときは2人以上の者を、100人を超えるときは、当該職業紹介に係る業務に従事する者の数が50人を超える50人ごとに1人を2人に加えた数以上の者を選任するものであること。
- c 既に許可を受けて職業紹介事業を行っている事業所の職業紹介責任者の変更届又は既に許可を受けて職業紹介事業を行っていた事業所で代表者兼職業紹介責任者であった者が死亡し、それを継承して事業を行う場合等の新規の届出に際して、新たに職業紹介責任者となる者が、やむなく許可申請前に職業紹介責任者講習の受講ができない場合は、その後可及的速やかに受講すること（具体的には受講する職業紹介責任者講習を決めていること。）を条件として申請を受理することとして差し支えない。
- d 職業紹介責任者を兼任させるにあたっては、有料職業紹介事業者が事業所を新設する場合に限り、当該事業所（以下「新設事業所」という。）を新設する事業年度の翌事業年度末（※）までの間、当該有料職業紹介事業者が有料の職業紹介事業を行っている他の事業所の職業紹介責任者（職業紹介責任者として実務に従事した期間が通算して10年以上である者に限る。）を新設事業所の職業紹介責任者として兼任させることができる。この場合において、当該他の事業所（以下「既存事業所」という。）及び新設事業所において職業紹介に係る業務に従事する者の数は、職業紹介責任者1人につき50人以下とする。また、既存事業所又は新設事業所において職業紹介に係る業務に従事する者の数が50人を超えるときは、当該職業紹介に係る業務に従事する者の数が50人を超える事業所の職業紹介責任者のうち少なくとも1人以上は、当該事業所に専属の職業紹介責任者とする。（同第1項第3号及び4号）

（※）職業紹介責任者の兼任開始後に、事業所における事業年度を変更した場合におい

ても、兼任することができる期間に変更はなく、届出時における事業年度により定まるものである。

- e なお、職業紹介責任者を兼任させる場合、適正な事業運営が行われるよう、兼任する職業紹介責任者が所属する新設事業所及び既存事業所において、以下の事項に留意すること。

(1) 情報通信技術を活用した統括管理を行うための連携体制の整備

オンライン会議システム等の活用により職業紹介責任者が遠隔で統括管理できる環境を整備すること等

(2) 必要に応じて実地管理に切り替えることが可能な体制の確保

適切に苦情処理を行うため、職業紹介責任者が必要に応じて兼任する事業所に直接出向き、速やかに対応できるようにすること等

(3) 統括管理の実施状況の継続的確認及び必要な改善

兼任する職業紹介責任者による統括管理の実施状況を定期的に確認し、トラブルを未然に防ぐために必要に応じて業務の実施方法の見直しを行うこと等

(4) 都道府県労働局による指導監督等の実施に当たり職業紹介責任者を兼任させていることによる支障を生じさせないこと

また、職業紹介責任者を兼任させる職業紹介事業者については、次の許可条件を付すこととする。

○職業紹介責任者を兼任させる場合は次の留意事項を遵守すること。

(1) 情報通信技術を活用した統括管理を行うための連携体制の整備

(2) 必要に応じて実地管理に切り替えることが可能な体制の確保

(3) 統括管理の実施状況の継続的確認及び必要な改善

(4) 都道府県労働局による指導監督等の実施に当たり職業紹介責任者を兼任させていることによる支障を生じさせないこと

(理由) 職業紹介責任者を兼任させることにより、適正な事業運営が行われない事態が発生することを防止する必要があるため。

ヘ 許可基準の3の(3)の「事業所」について

(イ) 位置について

a 借用の場合は、事業所の賃貸借契約書等により、事業所の所有者から正当に貸与を受けているものかどうか、また、転貸の場合は、その同意があるかどうかについて同意書等により確認する。

b 事業所の設置場所として当初適切であったものが、その後の環境の変化により職業紹介事業に適さなくなった場合は、事業所の移転が望ましいが、移転ができない間は、分かりやすい看板の掲示や入り口の明示等を工夫し、求人者、求職者が安心して利用できるような対処を指導する。

(ロ) 名称について

a 求人者、求職者の混乱を招くおそれがあるため、

(a) 職業安定機関その他公的機関と関係を有しない者は、利用者に、これと誤認させる名称（例えば「ハローワーク〇〇」、「〇〇県無料職業紹介所」、「ジョブ・カフェ」、等）を用いてはならない。

(b) 同一労働市場圏内にある既設事業所の名称と同一又は類似の名称については、利用者に誤認を生じない名称とするよう指導する。

b 職業紹介事業以外の事業を行う場合には、兼業に係る事業について、厚生労働大臣許可名義を使用してはならないこととする。

c 地方公共団体の行う無料職業紹介事業の運営の全部又は一部を委託され、当該職業紹介事業を行う場合は、当該委託を受けた職業紹介事業者が行うものであることを明確にする必要がある。

d 他の法律において資格に係る名称の使用制限が規定されているもの（いわゆる士業）が、当該資格の名称の下に職業紹介事業を行うこと（例. 〇〇法律事務所、〇〇社会保

第3 許可基準

険労務士事務所など）は、利用者に誤解を生じさせるおそれがあるため、当該名称を使用せず区別するなどにより、利用者に誤解を生じさせないよう助言・指導する必要がある。

ト 許可基準の3の(4)「適正な事業運営」について

(イ) 申請者及び申請者の行う他の事業との関係に関する要件

- a 申請者が国又は地方公共団体でないこと。
- b 有料職業紹介事業を会員獲得、組織拡大、宣伝等他の目的の手段として利用するものでないこと。
 - (a) 会員の獲得、組織の拡大、宣伝等とは、その手段の諸形態を例示したものにはすぎないので、その目的が布教の手段、名声の獲得、選挙運動等のために利用するものであってはならない。
 - (b) 厚生労働大臣の許可を兼業部門（例えば、請負、経営コンサルタント業の広告、芸能家、モデル等の養成所の生徒の募集等）その他の紹介事業以外の目的に利用するものであってはならない。したがって、「厚生労働大臣許可」を許可を受けた職業紹介事業以外の事業（養成所等）の宣伝に用いてはならない。
 - (c) 許可申請関係書類として提出された定款又は寄附行為及び登記事項証明書については、その目的の中に「有料職業紹介事業を行う」旨の記載が必要であるが、当該事業主の行う事業の目的中の他の項目において有料職業紹介事業を行うと解釈される場合においては、有料職業紹介事業を行う旨の明示的な記載は要しない。なお、定款又は寄附行為及び登記事項証明書の目的の中に取扱職業の範囲以外の職業について当該事業を行う旨の記載がある場合については、そのままでは許可ができないものであるので留意すること。
- c 事業主の利益に偏った職業紹介が行われるおそれがある者でないこと。
 - (a) 「事業主の利益に偏った紹介」としては、例えば能力・適性により適格紹介を行うのではなく若年者優先の紹介をしたり、専ら会員企業の離職予定者の受け皿探しを行いリストラを支援するための紹介等が考えられる。
 - (b) 予定する求人・求職の範囲を許可の際に審査し、求人者が会員企業主体となっている場合や求職者が会員企業の離職予定者主体となっている場合等、形式的には広く求人・求職を取り扱うこととなっているが、広告・営業等の実態から判断すると会員主体となっている場合等については、実態としては会員サービスとして紹介を行うものと見ることができ、そのような場合は「事業主の利益に偏った紹介」が行われるおそれが高いと判断できる。
- d 労災保険の特別加入に係る取扱いについては、次のとおりとすること。

有料職業紹介事業者の紹介により労災保険の特別加入の対象となる作業（注）に該当する作業に従事する者又は従事する予定の者が特別加入を希望する場合、当該事業者は労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号。以下「労災則」という。）第46条の23等に基づき必要な下記の書類を管轄の労働基準監督署に提出しなければならない。

- (a) 特別加入申請書（労災則様式第34号の10）
- (b) 名簿（労災則様式第34号の10別紙）
- (c) 団体の目的、組織、運営等を明らかにする書類（労災特別加入団体規程）
- (d) 業務災害の防止に関する措置の内容を記載した書類（業務災害防止規則（団体用・家政婦用））
- (e) 法第32条の4第1項に規定する許可証の写し

なお、既に特別加入団体として承認を受けている団体の代表者である有料職業紹介事業者については、当該対象となる者に係る変更届（労災則様式第34号の8）を提出する必要がある。

(注) 労災保険の特別加入の対象となる作業は、次のいずれかに該当するものである。

- ① 介護労働者の雇用管理改善に関する法律第2条第1項に規定する介護関係業務に係る作業であって、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練又は看護に係るものである。この入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話とは、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活に支障がある者に対する、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除、買い物等の家事その他の当該者本人に必要な日常生活上の世話である。
- ② 炊事、選択、掃除、買物、児童の日常生活上の世話及び必要な保護その他家庭において日常生活を営むのに必要な行為。

(ロ) 業務の運営に関する規程の要件

法第2条（職業選択の自由）、第3条（均等待遇）、第5条の3（労働条件等の明示）、第5条の4（求人等に関する情報の的確な表示）、第5条の5（求職者等の個人情報の取扱い）、第5条の6（求人の申込み）、第5条の7（求職の申込み）、第5条の8（求職者の能力に適合する職業の紹介等）、第32条の3（手数料）、第32条の12（取扱職種の範囲等の届出等）、第34条において準用する第20条（労働争議に対する不介入）について、その具体的内容を含んだ業務の運営に関する規程を有している必要がある（様式例第1号参照）。

なお、法第32条の13の規定により明示すべき事項（苦情の処理に関する事項並びに求人者の情報（職業紹介に係るものに限る。）及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項）は確実に盛り込まれていることが必要である。

(ハ) 手数料に関する要件

手数料については金品の名目を問わないものであるので、一定の「会費」を納める会員のみを求人者とする場合や、職業紹介サービスを利用する「会員」の「会費」が他の「会員」に比して高くなっているといった場合は、手数料を徴収しているものと解される。

(ニ) 名義貸しに関する要件

職業紹介事業の適性な運営を確保するために、経験、徳性等からみて職業紹介事業を行うにふさわしい者に許可をしているものであり、名義の貸与や借用は認められない。このため代表者及び職業紹介責任者が実際に事業を行うものであるかどうか確認するとともに、許可後においてもその点に留意する必要がある。

(ホ) 国外にわたる職業紹介に関する要件

職業紹介事業の取扱職種の範囲等の届出を行っていない場合、又は職業紹介事業の取扱職種の範囲等の届出を行っているが、職業紹介事業を行う地域について定めていない場合において、相手先国に関する書類及び取次機関に関する書類を提出していないときは、申請者においては、国内の求人・求職のみを取り扱うものとして取り扱う。

取次機関が（4）ホ(ニ)(b)の基準を満たすことについては、例えば、取次機関及び事業者の業務分担について記載した契約書において定めることや取次機関からその旨証明した書類を提出させること等により確認する必要がある。

なお、「保証金の徴収その他名目のいかなを問わず、求職者の金銭その他の財産を管理」とは、職業紹介を行うに当たり、求職者が一定期間日本で就労すること等を契約し、その契約が履行されなければ返金しないことを約した金銭等をあらかじめ求職者から預かり、事業者の管理の下におくものであり、名目に関わらない。

また、「求職者との間で職業紹介に係る契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結」とは、職業紹介を行うに当たり、求職者が一定期間日本で就労すること等を契約し、その契約が履行されなければ損害発生の有無にかかわらず求職者から金銭等を徴収することについて、あらかじめ定めるものであり、名目にかかわらない。（例えば、求職者が賠償すべき損害額について、実害額のいかににかかわらず一定の金額を定めるものについても含まれる。）法の規定に基づき徴収される手数料や相手先国において、相手先国の法令に基づき徴収される上記以外の手数料、職業紹介とは直接関連しないサービス（セミナー・講演の受講や渡航のための

第3 許可基準

事務手続の代行等)の料金については、これらに該当しない。

(4) その他

許可日以前に、職業紹介事業を行おうとする者のホームページ等において、職業紹介事業の許可を受けているかのような表示等がなされていないか確認を行うとともに、当該表示等が確認された場合には必要な指導を行うこと。

4 無料職業紹介事業の許可基準

無料職業紹介事業の許可基準

次のいずれにも該当する者について、無料職業紹介事業の許可をするものとする。

1 法第33条第4項において準用する法第31条第1項第1号の要件（申請者が、当該事業を健全に遂行するに足る財産的基礎を有すること）

事業を維持運営していくに足る資産又は財政的裏付けを有すること。

2 法第33条第4項において準用する法第31条第1項第2号の要件（個人情報適正に管理し、及び求人者、求職者等の秘密を守るために必要な措置が講じられていること）

次のいずれにも該当し、業務の過程で得た求職者等の個人情報を適正に管理し、求人者、求職者等の秘密を守るために必要な措置が講じられていること。

(1) 個人情報管理体制に関する要件（指針第5）参照）

イ 求職者等の個人情報を適正に管理するため、事業運営体制が次のいずれにも該当し、これを内容に含む個人情報適正管理規程を定めていること。

(イ) 求職者等の個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲が明確にされていること。

(ロ) 業務上知り得た求人者、求職者等に関する個人情報を業務以外の目的で使用したり、他に漏らしたりしないことについて、職員への教育が実施されていること。

(ハ) 本人から求められた場合の個人情報の開示又は訂正（削除を含む。以下同じ。）の取扱いに関する事項についての規定があり、かつ当該規定について求職者等への周知がなされていること。

(ニ) 個人情報の取扱いに関する苦情の処理に関する職業紹介責任者等による事業所内の体制が明確にされ、苦情を迅速かつ適切に処理することとされていること。

ロ 「適正管理」については、以下の点について留意するものとする。

(イ) 無料職業紹介事業者は、イの(イ)から(ニ)までに掲げる事項を含む個人情報適正管理規程について自らこれを遵守し、かつ、その従業者にこれを遵守させなければならないものとする。

(ロ) 無料職業紹介事業者は、本人が個人情報の開示又は訂正の求めをしたことを理由として、当該本人に対して、不利益な取扱いをしてはならないものとする。

ハ 「個人情報の収集、保管及び使用」については、以下の点に留意するものとする。

(イ) 無料職業紹介事業者は、法第5条の5第1項の規定により業務の目的を明らかにするに当たっては、求職者の個人情報がどのような目的で収集され、保管され、又は使用されるのか、求職者が一般的かつ合理的に想定できる程度に具体的に明示すること。

(ロ) 無料職業紹介事業者は、求職を受理する際には、当該求職者の能力に応じた職業を紹介するため必要な範囲で、目的を明らかにして求職者の個人情報を収集することとし、次に掲げる個人情報を収集してはならないものとする。ただし、特別な業務上の必要性が存在することその他業務の目的の達成に必要不可欠であって、収集目的を示して本人から収集する場合はこの限りではない。

(a) 人種、民族、社会的身分、門地、本籍、出生地、その他社会的差別の原因となるおそれのある事項

(b) 思想及び信条

(c) 労働組合の加入状況

(a)から(c)までについては、具体的には、例えば次に掲げる事項等が該当する。

(a) 関係

a 家族の職業、収入、本人の資産等の情報（税金、社会保険の取扱い等労務管理を適切に実施するために必要なものを除く。）

b 容姿、スリーサイズ等差別的評価に繋がる情報

(b) 関係 人生観、生活信条、支持政党、購読新聞・雑誌、愛読書

(c)関係 労働運動、学生運動、消費者運動その他社会運動に関する情報

- (ハ) 無料職業紹介事業者は、個人情報収集の際には、本人から直接収集し、本人の同意の下で本人以外の者から収集し、又は本人により公開されている個人情報を収集する等の手段であって、適法かつ公正なものによらなければならないものとする。
- (ニ) 無料職業紹介事業者は、高等学校若しくは中等教育学校又は中学校若しくは義務教育学校の新規卒業予定者から応募書類の提出を求めるときは、職業安定局長の定める書類（全国高等学校統一応募用紙又は職業相談表（乙））により提出を求めるものとする。
- (ホ) 個人情報の保管又は使用は、収集目的の範囲に限られる。ただし、他の保管若しくは使用の目的を示して本人の同意を得た場合又は他の法律に定めのある場合は、この限りではない。
- (ヘ) 法第5条の5第1項又は(ロ)、(ハ)若しくは(ホ)の求職者本人の同意を得る際には、次に掲げるところによらなければならない。
 - (a) 同意を求める事項について、求職者が適切な判断を行うことができるよう、可能な限り具体的かつ詳細に明示すること。
 - (b) 業務の目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を収集し、保管し、又は使用することに対する同意を、職業紹介の条件としないこと。
 - (c) 求職者の自由な意思に基づき、本人により明確に表示された同意であること。

(2) 個人情報管理の措置に関する要件

次のいずれにも該当し、求職者等の個人情報を適正に管理するための措置が講じられていること。

イ 当該要件を満たすためには、次のいずれにも該当することが必要である。

- (イ) 個人情報を目的に応じ必要な範囲において正確かつ最新のものに保つための措置が講じられていること。
- (ロ) 個人情報の漏えい、滅失又は毀損を防止するための措置が講じられていること。
- (ハ) 求職者等の個人情報を取り扱う事業所内の職員以外の者が求職者等の個人情報へのアクセスを防止するための措置が講じられていること。
- (ニ) 職業紹介の目的に照らして必要がなくなった個人情報を破棄又は削除するための措置が講じられていること。

ロ 「適正管理」については以下の点に留意するものとする。

- (イ) 無料職業紹介事業者は、その保管又は使用に係る個人情報に関し適切な措置（イの(イ)から(ニ)まで）を講ずるとともに、求職者等からの求めに応じ、当該措置の内容を説明しなければならないものとする。
- (ロ) 無料職業紹介事業者が、求職者等の秘密に該当する個人情報を知り得た場合には、当該個人情報が正当な理由なく他人に知られることのないよう、厳重な管理を行わなければならないものとする。

「個人情報」とは、個人を識別できるあらゆる情報をいうが、このうち「秘密」とは、一般に知られていない事実であって（非公知性）、他人に知られないことにつき本人が相当の利益を有すると客観的に認められる事実（要保護性）をいうものである。具体的には、本籍地、出身地、支持・加入政党、政治運動歴、借入金額、保証人となっている事実等が秘密にあたりうる。

3 法第33条第4項において準用する法第31条第1項第3号の要件（1及び2のほか、申請者が当該事業を適正に遂行することができる能力を有すること）

次のいずれにも該当し、当該事業を適正に遂行することができる能力を有すること。

(1) 代表者及び役員（法人の場合に限る。）に関する要件

代表者及び役員（法人の場合に限る。）が、次のいずれにも該当し、欠格事由に該当する者その他適正な事業遂行を期待し得ない者でないこと。

イ 法第32条に規定する欠格事由に該当する者でないこと。

ロ 貸金業法第2条第1項に規定する貸金業を営む者にあつては同法第3条の登録、質屋

営業法第1条に規定する質屋営業を営む者にあつては同法第2条の許可を、それぞれ受け、適正に業務を運営している者であること。

ハ 風営適正化法第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業その他職業紹介事業との関係において不適当な営業の名義人又は実質的な営業を行う者でないこと。

ニ 外国人にあつては、原則として、入管法別表第一の一の表及び二の表並びに別表第二のいずれかの在留資格を有する者であること。

ホ 住所及び居所が一定しないなど生活根拠が不安定な者でないこと。

ヘ 不当に他人の精神、身体及び自由を拘束するおそれのない者であること。

ト 公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる行為を行うおそれのない者であること。

チ 虚偽の事実を告げ、若しくは不正な方法で許可申請を行った者又は許可の審査に必要な調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者でないこと。

リ 国外にわたる職業紹介を行う場合にあつては、相手先国の労働市場の状況及び法制度について把握し、並びに求人者及び求職者との確な意思の疎通を図るに足る能力を有する者であること。

(2) 職業紹介責任者に関する要件

職業紹介責任者は、次のいずれにも該当し、欠格事由に該当せず、また業務を適正に遂行する能力を有する者であること。

イ 法第32条の14の規定により、未成年者ではなく、法第32条第1号、第2号及び第4号から第9号までに掲げる欠格事由のいずれにも該当しないこと。

ロ (1)のロからリ of のいずれにも該当すること。

ハ 次のいずれにも該当し、労働関係法令に関する知識及び職業紹介事業に関連する経験を有する者であること。

(イ)職業安定法施行規則第24条の6第2項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める講習を定める告示第2項に定める職業紹介責任者講習を修了（許可の場合は申請の受理の日、許可の有効期間の更新の場合は許可の有効期間が満了する日の前5年以内の修了に限る。）した者であること。

(ロ)精神の機能の障害により職業紹介責任者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者でないこと。

(3) 事業所に関する要件

無料職業紹介事業を行う事業所は、次のいずれにも該当し、その位置、構造、設備、面積からみて職業紹介事業を行うに適切であること。

イ 位置が適切であること

風営適正化法で規制する風俗営業や性風俗関連特殊営業等が密集するなど職業紹介事業の運営に好ましくない場所でないこと。

ロ 事業所として適切であること

次のいずれにも該当し、事業所として適切であること。

(イ) プライバシーを保護しつつ求人者又は求職者に対応することが可能であること。

具体的には、個室の設置、パーティション等での区分により、プライバシーを保護しつつ求人者又は求職者に対応することが可能である構造を有すること。

ただし、上記の構造を有することに代えて、以下の(a)又は(b)のいずれかによっても、この(イ)の要件を満たしているものと認めること。また、当分の間、以下の(c)によることも認めること。

(a) 予約制、近隣の貸部屋の確保等により、他の求人者又は求職者等と同室にならずに対面の職業紹介を行うことができるような措置を講じること。この場合において、当該措置を講じない運営がなされた場合には、許可の取消し対象となる旨の許可条件を付するものとする。

(b) 専らインターネットを利用すること等により、対面を伴わない職業紹介を行うこと。この場合において、対面を伴う職業紹介事業の運営がなされたときは、許可の取消

第3 許可基準

し対象となる旨の許可条件を付するものとする。

(c) 事業所の面積がおおむね20㎡以上であること。

- (d) 事業所名は、利用者にとっての業務の範囲が分かりやすいもので、かつ、「無料職業紹介」の文字を入れたものとし、また、当該事業所名（愛称等も含む。）は、職業安定機関その他公的機関であるとの誤認を生ずるものでないこと。

(4) 適正な事業運営に関する要件

イ 申請者及び申請者の行う他の事業との関係に関する要件

次のいずれにも該当し、申請者及び申請者の行う他の事業との関係で、職業紹介事業の適正な運営に支障がないこと。なお、労働者派遣事業を兼業する場合にあっては、有料職業紹介事業許可基準の3の(4)のイの(ホ)に準じて判断すること。

- (イ) 申請者が国又は地方公共団体でないこと。
- (ロ) 学校教育法に基づく各種学校にあっては、修業年限1年以上の生徒の定員数が40人以上、その専任教員の定員数が3人以上であり、かつ、設立許可後1年を経過したものであること。
- (ハ) 営利法人にあっては、無料職業紹介事業を本来の営利活動に資する目的で行おうとするものでないこと。
- (ニ) 申請者の存立目的、形態、規約等から認められる範囲の職業紹介を行うものであること。ただし、各種学校にあっては、当該各種学校の修業年限6箇月以上の課程に係る卒業予定者、卒業生（卒業後3年以内に限る。）及び修業年限1年以上の課程に係る在学生のアルバイトの職業紹介を行うものであること。
- (ホ) 無料職業紹介事業を会員の獲得、組織の拡大、宣伝等他の目的の手段として利用するものでないこと。
- (ヘ) 事業主の利益に偏った職業紹介が行われるおそれのある者でないこと。

ロ 業務の運営に関する規程の要件

法の次の各条文の内容を含む業務の運営に関する規程を有し、これに従って適正に運営されること（様式例第1号参照）。

法第2条（職業選択の自由）、第3条（均等待遇）、第5条の3（労働条件等の明示）、第5条の4（求人等に関する情報の確かな表示）、第5条の5（求職者等の個人情報等の取扱い）、第5条の6（求人の申込み）、第5条の7（求職の申込み）、第5条の8（求職者の能力に適合する職業の紹介等）、第33条第4項において準用する第32条の12（取扱職種の範囲等の届出等）及び第34条において準用する第20条（労働争議に対する不介入）。

なお、この規程は2に定める個人情報適正管理規程と一体のものとしても差し支えないこと。

ハ 名義貸しに関する要件

他に名義を貸与するために、又は職業紹介責任者となり得る者の名義を借用して許可を得るものではないこと。

ニ 国外にわたる職業紹介に関する要件

- (イ) 国外にわたる職業紹介を行うに当たっては、法第33条第4項で準用する法第32条の12第1項の規定により取扱職種の範囲等として届け出た国以外を相手先国として職業紹介を行うものでないこと。
- (ロ) 国外にわたる職業紹介を行うに当たっては、入管法その他の出入国関係法令及び相手先国の法令を遵守して行うものであること。
- (ハ) 国外にわたる職業紹介を行うに当たっては、求職者に対して渡航費用その他を貸し付け、又は求人者がそれらの費用を貸し付けた求職者に対して職業紹介を行うものでないこと。
- (ニ) 国外にわたる職業紹介を行うに当たり、取次機関を利用するときは、次に該当する取次機関を利用するものでないこと。
- (a) 相手先国において活動を認められていないもの。
- (b) 職業紹介に関し、保証金の徴収その他名目のいかなを問わず、求職者の金銭その他の財産を管理し、求職者との間で職業紹介に係る契約の不履行について違約金を

- 定める契約その他不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結し、又は求職者に対して渡航費用その他の金銭を貸し付けるもの。
- (ホ) 職業紹介に関し、求職者が他者に保証金の徴収その他名目のいかんを問わず、金銭その他の財産を管理され、又は他者が求職者との間で職業紹介に係る契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結していることを認識して、当該求職者に対して職業紹介を行うものでないこと。

5 無料職業紹介事業の許可基準に関する留意事項

有料職業紹介事業の許可基準に関する留意事項に準じて確認等を行うものとする。なお、無料職業紹介事業の許可基準1の「事業を維持運営していくに足る資産又は財産的裏付けを有すること」についての判断は、有料職業紹介事業の許可基準1に準ずるものとする。また、有料職業紹介事業の許可基準3の(1)イに係るもののうち、「3」留意事項(3)イ(イ)cで規定する欠格事由については、心身の故障により無料の職業紹介事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるものであり、「厚生労働省令で定めるもの」は、「精神の機能の障害により無料の職業紹介事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」である。(則第25条第1項で読替後の則第19条)

6 許可の有効期間の更新基準

(1) 有料職業紹介事業の許可の有効期間の更新基準

有料職業紹介事業の許可基準と同様である。ただし、同許可基準の1の(1)の500万円とあるのは、350万円と読み替えて適用し、また、同許可基準の1の(2)は適用しないものとする。

(2) 無料職業紹介事業の許可の有効期間の更新基準

(1)に準ずるものとする。

7 許可の条件の意義

(1) 法第32条の5第1項による許可条件

職業紹介事業の許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる(法第32条の5第1項)が、当該条件は、当該許可の趣旨に照らして、又は当該許可に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該許可を受けようとする者に不当な義務を課すこととなってはならない(同条第2項)。

(2) 許可の条件を付す場合

職業紹介事業の運営に当たり、労働力需給の適正な調整を図る観点から、許可をした後においても一定の条件の下に当該事業を行わせることが必要であると考えられる場合に付されるものである。

具体的には、以下の事項である。

イ 児童の紹介禁止関係

労働基準法第56条の規定により使用を禁止される児童の紹介を行わないこと。

(理由)

ILO第181号条約第9条の趣旨による。

ロ 兼業の場合の紹介関係

貸金業又は質屋業と兼業する場合(代表者又は役員が他の法人等で行う場合も含む。)は、当該兼業する事業における債務者について紹介を行わないこと。また、金銭を貸し付けている者等の自己の債務者を求職者とししないこと。

(理由)

貸金業又は質屋業を営む者が当該営業における債務者を紹介することにより、強制労働や中間搾取等の求職者保護に欠ける事態が発生することを防止する必要があるため。

ハ 変更の届出により有料職業紹介事業を行う事業所を新設する場合、当該事業所において

第3 許可基準

も許可基準の所定の要件の条件を満たすこと。

(理由)

許可後に届出により新設される有料職業紹介事業を行う事業所においても、有料職業紹介事業許可基準において定められた要件を満たすことにより、適正な事業運営を確保する必要があるため。

ニ 合理的な理由なく特定の求人者に限って職業紹介を行うものでないこと。

(理由)

合理的な理由なく求人者を限定することは、求人者の利益に偏った職業紹介が行われる可能性があり、違法・不当な職業紹介につながるおそれがあるため。

ホ 職業紹介事業者間の業務提携関係（業務提携に係る留意事項は第9の7参照）

(イ) 業務提携による職業紹介を実施しうる職業紹介事業者は、法の規定により適法に許可等を受けている職業紹介事業者に限られるものであること。

(ロ) 求職者に対する労働条件等の明示に係る職業紹介事業者の義務（法第5条の3第1項）は、求職の申込みを求職者から直接受理した職業紹介事業者が履行すること。ただし、当該職業紹介事業者が事業を廃止したこと等により、労働条件等の明示義務を履行できない場合には、業務提携を行う他の職業紹介事業者が履行すること。また、求人求職管理簿（職業紹介の取扱状況に関する事項及び離職の状況に関する事項に限る。）の備付に関する義務（法第32条の15）並びに職業紹介事業報告及び職業紹介の実績等に係る人材サービス総合サイトを利用した情報提供の義務（法第32条の16）は、業務提携を行う職業紹介事業者の間で取り決めた一者が履行すること。

(ハ) 業務提携に際して求人又は求職を他の職業紹介事業者に提供しようとする場合には、あらかじめ求人者又は求職者に、業務提携の内容として提供先の職業紹介事業者に関する次の事項を明示し、求人者又は求職者が求人又は求職の提供に同意する職業紹介事業者に限って行うこととし、求人者又は求職者が求人又は求職の提供に同意しない場合には業務提携の対象としてはならないこと。この場合において、求人者又は求職者が提携先ごとに同意又は不同意の意思を示すことができるような方法であれば、一度に複数の提携先について、同意又は不同意の意思を確認することとしても差し支えない。ただし、当面、一度に意思を確認する提携先は10以内とすること。

a 事業所の名称及び所在地、許可番号等

b 法第32条の13及び則第24条の5に規定する次の明示事項

- ・ 取扱職種の範囲等
- ・ 手数料に関する事項
- ・ 苦情の処理に関する事項
- ・ 個人情報の取扱いに関する事項
- ・ 返戻金制度に関する事項

c 法第32条の16及び則第24条の8第3項に規定する次の事項

- ・ 就職者の数及び就職者の数のうち無期雇用の者の数
- ・ 無期雇用の就職者のうち就職後6箇月以内に離職した者の数
- ・ 無期雇用の就職者のうち就職後6箇月以内に離職した者に該当するかどうか明らかでない者の数

d 必要に応じて職業紹介事業の実施地域、就職件数の多い職種、年齢、賃金及び雇用形態等

(ニ) 職業紹介事業者が業務提携について明示し、その上で求人者又は求職者が求人又は求職の提携先への提供に同意した場合には、当該提携先は、法の規定により当該求人又は求職を受理しないことが認められる場合を除き、当該求人又は求職を受理するものとする。

(ホ) 提携先への提供に同意する求人又は求職とそれ以外の求人又は求職を分離して管理するとともに、個人情報の適正な管理（正確かつ最新のものに保つための措置、紛失、破壊、改ざんを防止するための措置等）について、より一層、的確に対応すること。

- (ハ) 求職者に対しその能力に適合する職業を紹介し、求人者に対してはその雇用条件に適合する求職者を紹介するように努めること。
- (ト) 手数料はあつせんを行う職業紹介事業者による手数料の定め範囲内で当該職業紹介事業者が徴収するものとする。

(理由)

業務提携を行うことにより、求人者及び求職者の保護に欠ける事態が発生することを防止する必要があるため。

ヘ 国外にわたる職業紹介関係

- (イ) 国外にわたる職業紹介を行うに当たっては、法第 32 条の 12 第 1 項等の規定により取扱職種範囲等として届け出た国以外を相手先国として職業紹介を行わないこと。
- (ロ) 国外にわたる職業紹介を行うに当たっては、入管法その他の出入国関係法令及び相手先国の法令を遵守して職業紹介を行うこと。
- (ハ) 国外にわたる職業紹介を行うに当たっては、求職者に渡航費用その他の金銭を貸し付け、又は求人者がそれらの金銭を貸し付けた求職者に対して職業紹介を行わないこと。
- (ニ) 国外にわたる職業紹介を行うに当たり、取次機関を利用するときは、次に該当する取次機関を利用しないこと。
 - (a) 相手先国において活動を認められていないもの。
 - (b) 職業紹介に関し、保証金の徴収その他名目のいかなを問わず、求職者の金銭その他の財産を管理し、求職者との間で職業紹介に係る契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結し、又は求職者に対して渡航費用その他の金銭を貸し付けるもの。
 - (ホ) 職業紹介に関し、求職者が他者に保証金の徴収その他名目のいかなを問わず金銭その他の財産を管理され、又は他者が求職者との間で職業紹介に係る契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結していることを認識して、当該求職者に対して職業紹介を行わないこと。

(理由)

国外にわたる職業紹介については、求職者が、国外の仲介事業者又は求人者等から借り入れや保証金・違約金等を徴収する契約を締結して入国すること等により国外の仲介事業者又は求人者等に対して弱い立場に置かれ、自由な職業選択が妨げられる可能性があるため。

ト 法第 33 条の 6 の規定による勧告関係

法第 33 条の 6 の規定による勧告を遵守すること。

(理由)

労働力の需要供給を調整するため特に必要がある場合にとられる法第 33 条の 6 の規定に基づく措置のうち最もその程度の高いものであるため。

チ 転職及び求職の勧奨関係

- (イ) その紹介により就職した者（期間の定めのない労働契約を締結した者に限る。）に対し、当該就職した日から 2 年間、転職の勧奨を行ってはならないこと。
- (ロ) 求職の申込みの勧奨については、お祝い金その他これに類する名目で社会通念上相当と認められる程度を超えて求職者に金銭等を提供することによって行ってはならないこと。

(理由)

早期の転職勧奨やお祝い金等による求職の申込みの勧奨は、労働者の行動選択に影響を与え、これにより適正な労働力需給調整機能の発揮に支障が生じるため。

リ その他

その他個別の許可ごとに必要な事項がある場合には当該事項

(3) 許可条件通知書の作成

第3 許可基準

許可の条件を付す場合は、有料・無料職業紹介事業許可証(様式第5号)とは別に、有料職業紹介事業許可条件通知書(通達様式第11号及び第11号の2)又は無料職業紹介事業許可条件通知書(通達様式第12号及び第12号の2)による許可条件通知書を作成し、当該事業主の所在地(法人にあっては職業紹介事業を行う者の主たる事務所の所在地)を管轄する都道府県労働局(以下「事業主管轄労働局」という。)又は当該事業所を管轄する都道府県労働局(以下「事業所管轄労働局」という。)を経由して、申請者に交付する。

なお、令和6年12月31日付け以前で交付する有料及び無料職業紹介事業許可条件通知書については、通達様式第11号及び第12号によるものとし、令和7年1月1日付け以降で交付する有料及び無料職業紹介事業許可条件通知書については、通達様式第11号の2及び第12号の2によるものとする。

第4 職業紹介事業に関する手続き

1 職業紹介事業の許可に関する申請手続等

(特別の法人の行う無料職業紹介事業に関する届出手続等は第8参照)

(1) 申請前の相談、指導

職業紹介事業を行おうとする者に対しては、許可申請に不備のないよう事前に事業主管轄労働局(第3の7の(3)参照)と十分相談するよう勧奨する。

事前に相談があったときは、許可要件等を満たしているかどうか等について説明、指導する。

(2) 職業紹介責任者講習の受講

職業紹介責任者は、申請前に、則第24条の6第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める講習を定める告示(以下「講習告示」という。)に定める職業紹介責任者講習(以下「講習」という。)を受講しなければならない。受講する講習は、職業安定局長に開催を申し出て、その実施団体としての要件を満たしていることが確認された者が実施するものとする(第7の8参照)。

また、講習の受講は、過去5年以内のものに限られる。

(3) 許可申請書の作成、提出

イ 職業紹介事業を行おうとする者は、事業主管轄労働局を経て厚生労働大臣に対して許可を申請しなければならない。

ロ 申請は、職業紹介事業許可申請書(様式第1号)及び事業計画書(様式第2号)を3部(正本1部、写し2部)、所要の添付書類を2部(正本1部、写し1部)作成し、事業主管轄労働局に提出することにより行う。

(4) 事業主管轄労働局の行う業務

事業主管轄労働局は、正本1部については本省に送付するとともに、写し1部は保管し、残りの写し1部は書類の提出者に控として渡すこととする。

申請を受けた事業主管轄労働局及び事業主管轄労働局より連絡を受けた事業所管轄労働局(第3の7の(3)参照)においては速やかに許可要件について許可申請書関係書類、実地調査等により確認し、その結果を事業主管轄労働局がとりまとめて本省に報告する。

第4 職業紹介事業に関する手続き

2 職業紹介事業に関する手続の種類

職業紹介事業に関し、申請者、許可を受けて職業紹介事業を行う者（以下「事業者」という）の行う手続は、次に掲げるとおりである。

事 項	申請・届出 等の別	提 出 書 類 (添付書類を除く)	条 項
有料職業紹介事業及び法第33条第1項の規定により許可を受けて行う無料職業紹介事業			
① 許 可	申 請	有料・無料職業紹介事業許可申請書（様式第1号）	法第30条第1項 法第33条第1項 則第18条第1項 則第25条第1項
② 届出制手数料 (変更を含む。)	事前届出	届出制手数料届出書(届出制手数料変更届出書)（様式第3号）	法第32条の3第1項第2号 則第20条第5項及び第6項
③ 許可証の再交付	申 請	有料・無料職業紹介事業許可証再交付申請書(様式第6号)	法第32条の4第3項 法第33条第4項 則第21条第2項 則第25条第1項
④ 有効期間の更新	申 請	有料・無料職業紹介事業許可有効期間更新申請書（様式第1号）	法第32条の6第2項 法第33条第4項 則第22条第1項 則第25条第1項
⑤ 許可申請書記載事項 に係る事項の変更	事後届出	有料・無料職業紹介事業変更届出書（様式第6号）	法第32条の7第1項 法第33条第4項 則第23条第2項 則第25条第1項
⑥ 事業所の新設（事業 所における事業の開 始）	事後届出	有料・無料職業紹介事業変更届出書（様式第6号）	法第32条の7第1項 法第33条第4項 則第23条第3項及び第4項 則第25条第1項
⑦ 職業紹介事業の廃止	事後届出	有料・無料職業紹介事業廃止届出書（様式第7号）	法第32条の8第1項 法第33条第4項 則第24条 則第25条第1項
⑧ 事業所の廃止（事業 所における事業の 廃止）	事後届出	有料・無料職業紹介事業変更届出書（様式第6号）	法第32条の7第1項 法第33条第4項 則第23条第5項 則第25条第1項
⑨ 許可証の書換	申 請	有料・無料職業紹介事業許可証書換申請書（様式第6号）	法第32条の7第4項 法第33条第4項 則第23条第2項 則第25条第1項

⑩ 取扱職種範囲等の届出（変更を含む。）	事後届出	有料・無料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書（様式第6号）	法第32条の12第1項 法第33条第4項 則第24条の4第1項 則第25条第1項
⑪ 職業紹介事業報告	書面提出	有料・無料職業紹介事業報告書（様式8号）	法第32条の16第1項及び第2項 法第33条第4項 則第24条の8第2項 則第25条第1項
⑫ 個人事業の代表者の死亡	事後届出	職業紹介事業代表者等死亡届（通達様式第13号）	

3 法令違反の場合の効果

(1) 無許可事業

厚生労働大臣の許可を受けず職業紹介事業を行った者は、法第64条第1号又は第5号に該当し、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処せられる場合がある。

偽りその他の不正の行為により職業紹介事業の許可を受けた者は、法第64条第1号の2に該当し、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処せられる場合がある。

(2) 取扱禁止職業

法第32条の11に掲げる職業については、そもそも有料職業紹介事業の許可がなされないものであり、当該職業について有料職業紹介事業を行った者も法第64条第4号に該当し、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処せられる場合がある。

4 許可の有効期間の更新に関する申請手続等

(1) 許可の有効期間の更新に関する申請手続等

イ 申請者の手続等

(イ) 有効期間満了後引き続き職業紹介事業を行おうとする者は、事業主管轄労働局を經由して、厚生労働大臣に対して、有効期間の更新を申請しなければならない。

(ロ) 有効期間の更新の申請は、職業紹介事業許可有効期間更新申請書（様式第1号）及び事業計画書を3部（正本1部、写し2部）、所要の添付書類を2部（正本1部、写し1部）作成し、有効期間が満了する日の3箇月前までに事業主管轄労働局に提出することにより行う。

(ハ) 許可の有効期間の更新とは、更新時前と許可内容の同一性を存続させつつ、その有効期間のみを延長するものである。したがって、許可の有効期間の更新時に変更届を提出すべき事実が生じた場合には、許可の有効期間の更新の手続と併せて、変更届出等の手続を行う必要がある。

ロ 職業紹介責任者講習の受講

1の(2)参照

ハ 事業主管轄労働局の行う事務

申請を受けた事業主管轄労働局及び事業主管轄労働局より連絡を受けた事業所管轄労働局においては、速やかに許可有効期間更新要件について許可有効期間更新申請関係書類、実施調査等により確認し、その結果を事業主管轄労働局がとりまとめて本省に報告する。

(2) 法令違反の場合の効果

イ 有効期間の更新を受けず職業紹介事業を行った者は、法第64条第1項第1号又は第5号に該当し、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処せられる場合がある。

ロ 偽りその他の不正の行為により職業紹介事業の許可の有効期間の更新を受けた者は、法第

第4 職業紹介事業に関する手続き

64 条第 1 号の 2 に該当し、1 年以下の拘禁刑又は 100 万円以下の罰金に処せられる場合がある。

ハ 第 3 の 7 の (2) の条件に違反した場合は、許可の取消し又は事業停止の対象となる（法第 32 条の 9 第 1 項及び 2 項）。

5 変更届及び廃止届に関する手続等

(1) 変更の届出（法第 32 条の 7）

イ 変更の届出を要する事項

変更の届出を要する事項（併せて許可証の書換を要する事項を除く。）は、次のとおりである。

- (イ) 法人の代表者の氏名の変更
- (ロ) 法人の代表者の住所の変更
- (ハ) 法人の役員の氏名の変更
- (ニ) 法人の役員の住所の変更
- (ホ) 職業紹介事業を行う職業紹介責任者の氏名の変更
- (ヘ) 職業紹介事業を行う職業紹介責任者の住所の変更
- (ト) 職業紹介事業を行う事業所の新設（事業所における職業紹介事業の開始）
- (チ) 職業紹介事業を行う事業所の廃止
- (リ) 他に事業を行っている場合の事業の種類及び内容の変更
- (ス) 取次機関の変更

ロ 変更の届出及び許可証の書換を要する事項

変更の届出及び許可証の書換を要する事項は、次のとおりである。

- (イ) 事業主の氏名又は名称及び住所（個人の場合はその個人の住所、法人の場合はその法人の所在地）の変更
- (ロ) 職業紹介事業を行う事業所の名称の変更
- (ハ) 職業紹介事業を行う事業所の所在地の変更

ハ 届出者の手続

- (イ) イ（ホ）及び（ヘ）を除く。）及びロの事実が発生した場合は、当該事実のあった日の翌日から起算して 10 日以内（登記事項証明書の添付を要する変更の届出の場合は 30 日以内）に、イの（ホ）及び（ヘ）の変更の届出は、当該変更に係る事項のあった日の翌日から起算して 30 日以内に、事業主管轄労働局を経由して厚生労働大臣に届け出なければならない（添付書類については第 5 の 2 の (1) のニ及び第 5 の 2 の (2) のハ参照）。

ただし、一事業所におけるイの（ホ）から（チ）まで及びロの（ロ）、（ハ）に掲げる事項の変更のみを届け出るときは、当該変更に係る事業所管轄労働局へ届け出ることと差し支えない。

その他、国外滞在中の日本人に対し、帰国後の就業支援を目的とした職業紹介事業を行うのみである場合については、第 5 の 4 (1) を参照すること。

- (ロ) 届出は、職業紹介事業変更届出書（様式第 6 号）を 3 部（正本 1 部、写し 2 部）作成し、事業主管轄労働局又は事業所管轄労働局（(イ) のただし書参照）に提出することにより行う。

ロに係る事項については、職業紹介事業変更届出書及び職業紹介事業許可証書換申請書（様式第 6 号）により行う必要がある。

なお、ロの（イ）及び（ハ）の変更（同一労働局の管轄区域の変更を除く。）の場合は、管轄労働局とは変更後の住所の労働局をいうものである。

また、イの（ト）において、事業所の新設に当たって既存事業所に選任されている職業紹介責任者を新設事業所に兼任させる場合、職業紹介責任者兼任届出書（通達様式第 20 号）を添付すること。

- (ハ) 変更の届出については、(1) のイ及びロに掲げる事項のうち複数の事項の変更を 1 枚の届出書により行うことができる（この場合、変更届出関係書類のうち重複するものにつき省略することができる。）。

- (ニ) 上記イの（ト）の事業所の新設の変更を届け出る職業紹介事業者に対しては、届出に不備が

ないよう事前に事業主管轄労働局又は事業所管轄労働局と十分相談するよう勧奨する。

ニ 届出を受理した労働局の手続き

イの(ホ)から(フ)まで及びロの(ロ)及び(ハ)に掲げる事項の変更に係る届出を受理したときは、事業主管轄労働局は、事業所管轄労働局（当該変更により事業所管轄労働局が変更になる場合にあつては、変更後の事業所管轄労働局）が業務上必要とする場合、その求めに応じて、職業紹介事業変更届出書及び当該事業所の属性に関する事項（以下「事業所属性」という。）に係る書類（第5の1の(7)のイ参照）を複写したものを送付する。

なお、イの(ホ)から(フ)まで並びにロの(ロ)及び(ハ)に係る変更の届出については、当該変更に係る事業所管轄労働局に提出される場合もあるが、この場合、当該事業所管轄労働局は、届出書の写し1部及び当該事業主（法人及び個人並びに法人の役員）自身の属性に関する事項（以下「事業主属性」という。）（第5の1の(6)のイ参照）に係る書類に連絡文を添えて、事業主管轄労働局へ送付し、事業主管轄労働局において事業所台帳等の補正又は整備を行うものとする。

ホ 職業紹介事業を行う事業所の新設に係る届出の受理について

(イ) イの(ト)に掲げる事項の変更の届出を受理したときは、事業主管轄労働局は、事業所台帳等を補正又は整備するとともに、職業紹介事業変更届出書の複写及び当該事業所属性に係る書類に、連絡文を添えて当該変更に係る事業所管轄労働局に送付する。

なお、イの(ト)に掲げる事項の変更の届出については、当該変更に係る事業所管轄労働局に提出される場合もあるが、この場合、当該事業所管轄労働局は、届出書の写し1部及び事業主属性に係る書類に連絡文を添えて、事業主管轄労働局へ送付する。

(ロ) イの(ト)に係る届出を受けた事業主管轄労働局及び事業主管轄労働局から連絡を受けた事業所管轄労働局（又は届出を受けた事業所管轄労働局と、当該事業所管轄労働局から連絡を受けた事業主管轄労働局）においては、速やかに法第32条の5第1項の規定に基づき付した許可条件（第3の7参照）に違反していないことについて、(イ)の届出関係書類、実地調査等により確認し、その結果を変更の届出を受理した労働局でとりまとめて本省に報告する。

(ハ) 許可条件通知書に記載された条件（事業所数の上限）を超えて事業所を新設する場合には、届出関係書類（第5の2の(1)のニ及び第5の2の(2)のハ参照）によって「『許可基準』の所定の要件を満たすこと」を確認するとともに、変更の届出を受理した管轄労働局でとりまとめて本省に報告する。この場合、本省において当該新設に係る事業所ごとに許可証を作成するとともに、有料職業紹介事業許可条件通知書（通達様式第11号）又は無料職業紹介事業許可条件通知書（通達様式第12号）を新たに作成し、変更の届出を受理した管轄労働局を経由して当該届出者に交付する。

(ニ) 有料職業紹介事業者が職業紹介責任者を兼任させる場合には、(ロ)の実地調査等の際に、新設事業所及び既存事業所における職業紹介責任者を兼任させる場合の留意事項（第3の3(3)ホ(ロ)エ参照）の実施状況を確認するとともに、変更の届出を受理した管轄労働局でとりまとめて本省に報告する。この場合、本省において当該新設に係る事業所の許可証を作成する際に、新設事業所及び既存事業所に関し職業紹介責任者を兼任させる場合の留意事項に係る許可条件を記載した有料職業紹介事業許可条件通知書（通達様式第11号）を新たに作成し、変更の届出を受理した管轄労働局を経由して当該届出者に交付する。

(ホ) 第3の7により付された許可の条件に違反した場合には、法第32条の9第1項又は第2項の規定に該当することとなり、許可取消し、事業停止命令の対象となる（第12の2参照）。

ヘ 許可証の書換え及び許可証の返納

(イ) 本省においては、書換申請書に基づき、新たに許可証を作成し、当該変更の届出を受理した事業主管轄労働局又は事業所管轄労働局を経由して申請者に交付する。

なお、ロの(イ)及び(ハ)に掲げる事項の変更の届出と併せて許可証の書換え申請を行ったときは、職業紹介事業所の数に応じた職業紹介事業許可証を新たに作成し、当該事業主が

第4 職業紹介事業に関する手続き

所持していた許可証と引き換えに交付する。

(ロ) 届出者は、許可証の交付を受ける場合は、現に受けている許可証を返納する。

なお、返納された許可証は、第5の8の(2)により取り扱う。

ト イの(ロ)、(ニ)又は(ハ)、及びロの(イ)又は(ハ)に係る変更届の事項について単に市町村合併や住居番号の変更により住所又は所在地に変更が生じた場合には、当該変更に係る変更届出書又は変更届及び許可証書換申請書を提出することを要しない。なお、単に市町村合併や住居番号の変更による許可証書換申請が行われた場合には、各自治体から無料で交付される住所（所在地）表示変更証明書を添付するよう指導すること。

(2) 廃止の届出

イ 廃止の届出

職業紹介事業者は、有効期間内に事業を廃止をしたときは、当該廃止の日の翌日から起算して10日以内に事業主管轄労働局に届け出なければならない。

ロ 廃止の手続

上記イの届出は、職業紹介事業廃止届（様式第7号）を、2部（正本1部、写し1部）作成し、職業紹介事業を行う全ての事業所に係る許可証を添えて事業主管轄労働局に提出することにより行う。

ハ 廃止届の受理

事業主管轄労働局は、ロにより職業紹介事業の廃止届を受理したときは、有料・無料職業紹介事業廃止届の写し1部を届出者に控として交付することとする。

また、当該事業主に係る事業所管轄労働局へ届出書の複写を送付する等により連絡するものとする。

第5 申請、届出等の手続の原則

1 申請、届出等の手続の原則

(1) 真正な申請内容の確保

イ 申請者に対する説明

職業紹介事業を行おうとする者は、相談、審査等に当たって、真正な内容により申請すべきものである。また、偽りその他不正の行為により許可又は許可の有効期間（以下「有効期間」という。）の更新を受けた場合は、罰則（第12参照）の適用がある。

ロ 偽りその他不正の行為があった場合の効果

(イ) 許可又は有効期間の更新を受けた場合

偽りその他不正の行為により許可又は有効期間の更新を受けた者は、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処せられる場合がある。また、法違反として、許可の取消し、事業停止命令、改善命令の対象となる。

(ロ) 事前に発見された場合

許可又は有効期間の更新の処分を行う前に偽りその他不正の行為があることが判明した場合は、不許可又は不更新となる。

(2) 手続の単位等

イ 職業紹介事業に関する手続は、原則として事業主管轄労働局を経て厚生労働大臣に対して行う（則第38条第2項前段）。

ロ 事業主が複数の事業所において職業紹介事業を行おうとする場合（例えば、既に許可を受けている事業主が支社を設け職業紹介事業を行う場合等）においては当該事業主管轄労働局又は事業所管轄労働局を経て所要の手続を行う必要がある（則第38条第2項ただし書）。

(3) 事業主に係る添付書類の省略

職業紹介事業の許可申請の添付書類については則第18条第5項、第7項及び第8項、職業紹介事業の許可有効期間更新申請の添付書類については則第22条第5項、職業紹介事業の変更届申請の添付書類については則第23条第7項の規定に基づき、無料又は有料職業紹介事業者が有料又は無料職業紹介事業の許可申請を行う場合、派遣元事業主若しくは労働者派遣事業の許可申請を現にしている者が職業紹介事業の許可申請を行う場合又は労働者派遣事業の許可申請と同時に職業紹介事業の許可申請を行う場合は、該当する以下の書類を省略することができるものとする。ただし、派遣元事業主が職業紹介事業の許可申請を行う場合にあっては、省略することができる書類の事項の内容が需給調整システムに入力されている内容と異なる場合は、その異なる内容が確認できる書類は必要であること。

イ 申請者が法人である場合

(イ) 法人に関する書類

- a 定款又は寄附行為
- b 法人の登記事項証明書

(ロ) 代表者、役員に関する書類

- a 住民票の写し（番号法第2条の規定に基づく個人番号の記載のないものであり、本籍地の記載のあるものに限る。）
- b 履歴書
- c 精神の機能の障害に関する医師の診断書（代表者又は役員が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。）（*）

（*）派遣元事業主が職業紹介事業の許可申請を行う場合又は労働者派遣事業の許可申請と同時に職業紹介事業の許可申請を行う場合に限る。以下この「1」において同じ。

第5 申請、届出等の手続の原則

d 代表者、役員（以下この(ロ)において「役員甲」という。）が未成年者で職業紹介事業に関し法定代理人から営業の許可を受けていない場合は、(a)・(b)の区分に応じ、それぞれ(a)・(b)の書類（ただし、役員甲が法定代理人から営業の許可を受けている場合は、その法定代理人の許可を受けたことを証する書面（未成年者に係る登記事項証明書））

(a) 役員甲の法定代理人が個人である場合

役員甲の法定代理人の住民票の写し（番号法第2条の規定に基づく個人番号の記載のないものであり、本籍地の記載のあるものに限る。）、履歴書及び精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該法定代理人が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。）（医師の診断書については＊）

(b) 役員甲の法定代理人が法人である場合

役員甲の法定代理人に係る(i) a 及び b 並びに(ロ) a、b 及び c の書類

(b)の場合であって、役員甲の法定代理人の役員（以下この(ロ)において「役員乙」とする。）が未成年者で職業紹介事業に関し法定代理人から営業の許可を受けていない場合は、i・iiの区分に応じ、それぞれi・iiの書類を含む（ただし、役員乙が法定代理人から営業の許可を受けている場合は、その法定代理人の許可を受けたことを証する書面（未成年者に係る登記事項証明書）を含む。）。なお、さらに、法定代理人の役員について、同様の事例が続く限り、当該役員の法定代理人又は当該役員について同様の書類を含む。

i 役員乙の法定代理人が個人である場合

役員乙の法定代理人の住民票の写し（番号法第2条の規定に基づく個人番号の記載のないものであり、本籍地の記載のあるものに限る。）、履歴書及び精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該法定代理人が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。）（医師の診断書については＊）

ii 役員乙の法定代理人が法人である場合

役員乙の法定代理人に係る(i) a 及び b 並びに(ロ) a b 及び c の書類

(ハ) 資産及び資金に関する書類（＊）

a 最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書（税務署に提出したもの。）

b 職業紹介事業に関する資産の内容及びその権利関係を証明する次の書類

(a) 最近の事業年度における法人税の納税申告書の写し（法人税法施行規則別表1及び4は、必ず提出させること。）

(b) 納税証明書（国税通則法施行令第41条第1項第3号ロに係る国税通則法施行規則別紙第8号様式（その2）による法人の最近の事業年度における所得金額に関するもの。）

(c) 最近の事業年度における株主資本等変動計算書

c 所有している資金の額を証明する預貯金の残高証明書及び貸付金残高証明書

ロ 申請者が個人である場合

(イ) 代表者、役員に関する書類

a 住民票の写し（番号法第2条の規定に基づく個人番号の記載のないものであり、本籍地の記載のあるものに限る。）

b 履歴書

c 申請者の精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該申請者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。）（＊）

d 代表者、役員（以下この(ロ)において「役員甲」という。）が未成年者で職業紹介事業に関し法定代理人から営業の許可を受けていない場合は、(a)・(b)の区分に応

第5 申請、届出等の手続の原則

じ、それぞれ(a)・(b)の書類（ただし、役員甲が法定代理人から営業の許可を受けている場合は、その法定代理人の許可を受けたことを証する書面（未成年者に係る登記事項証明書））

(a) 役員甲の法定代理人が個人である場合

役員甲の法定代理人の住民票の写し（番号法第2条の規定に基づく個人番号の記載のないものであり、本籍地の記載のあるものに限る。）、履歴書及び精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該法定代理人が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。）（医師の診断書については＊）

(b) 役員甲の法定代理人が法人である場合

役員甲の法定代理人に係る(i) a 及び b 並びに (v) a、b 及び c の書類

(b)の場合であって、役員甲の法定代理人の役員（以下この(i)において「役員乙」とする。）が未成年者で職業紹介事業に関し法定代理人から営業の許可を受けていない場合は、i・iiの区分に応じ、それぞれi・iiの書類を含む（ただし、役員乙が法定代理人から営業の許可を受けている場合は、その法定代理人の許可を受けたことを証する書面（未成年者に係る登記事項証明書）を含む。）。なお、さらに、法定代理人の役員について、同様の事例が続く限り、当該役員の法定代理人又は当該役員について同様の書類を含む。

i 役員乙の法定代理人が個人である場合

役員乙の法定代理人の住民票の写し（番号法第2条の規定に基づく個人番号の記載のないものであり、本籍地の記載のあるものに限る。）、履歴書及び精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該法定代理人が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。）（医師の診断書については＊）

ii 役員乙の法定代理人が法人である場合

役員乙の法定代理人に係る(i) a 及び b 並びに (v) a、b 及び c の書類

(v) 資産及び資金に関する書類（＊）

a 最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書（税務署に提出したもの。）

b 職業紹介事業に関する資産の内容及びその権利関係を証明する次の書類

(a) 最近の納税期における所得税の納税申告書の写し（納税申告書第一表。）

(b) 納税証明書（国税通則法施行令第41条第1項第3号イに係る国税通則法施行規則別紙第8号様式（その2）による個人の最近の事業年度における所得金額に関するもの。）

(c) 預貯金の残高証明書（預貯金を資産とする場合）

(d) 登記事項証明書（不動産を資産とする場合）

(e) 公的機関による不動産の評価額証明書の写し（例えば固定資産税の評価額証明書）（不動産を資産とする場合）等

c 所有している資金の額を証明する預貯金の残高証明書及び貸付金残高証明書

(4) 無料職業紹介事業を行う特別の法人が許可申請を行う場合の添付書類の省略

届出により無料職業紹介事業を行っている特別の法律により設立された法人（第8の1（1）参照。以下「特別の法人」という。）が有料又は無料の職業紹介事業の許可申請を行う場合、則第18条第7項（則第25条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、以下の書類を添付することを要しない。ただし、当該書類により証明しようとする事項が当該法人に係る従前の届出の際に添付した書類により証することができない場合における当該書類については、この限りでない。

イ 法人に関する書類

(イ) 定款又は寄附行為

第5 申請、届出等の手続の原則

- (ロ) 法人の登記事項証明書
- ロ 個人情報の適正管理に関する書類
職業紹介事業を行う事業所ごとの当該事業に係る個人情報適正管理規程
- ハ 業務の運営に関する書類
職業紹介事業を行う事業所ごとの当該事業に係る業務の運営に関する規程
- ニ 職業紹介責任者に関する書類
 - (イ) 職業紹介事業を行う事業所ごとの職業紹介責任者の住民票の写し（番号法第2条の規定に基づく個人番号の記載のないものであり、本籍地の記載のあるものに限る。）
 - (ロ) 履歴書
 - (ハ) 職業紹介責任者講習受講証明書（以下「受講証明書」という。）の写し
 - (ニ) 精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該職業紹介責任者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。）
- ホ 事業所施設に関する書類
 - (イ) 職業紹介事業を行う事業所ごとの当該事業に係る建物の登記事項証明書（申請者の所有に係る場合のみ）
 - (ロ) 職業紹介事業を行う事業所ごとの当該事業に係る建物の賃貸借又は使用貸借契約書（他人の所有に係る場合のみ）
- ヘ 相手先国に関する書類
 - (イ) 相手先国の関係法令及びその日本語訳
 - (ロ) 相手先国において、国外にわたる職業紹介について事業者の活動が認められていることを証明する書類（相手先国で許可等を受けている場合にあってはその許可証等の写し）及び当該書類が外国語で記載されている場合にあってはその日本語訳（取次機関を利用しない場合に限る。）
- ト 取次機関に関する書類（取次機関を利用する場合に限る。）
 - (イ) 取次機関及び事業者の業務分担について記載した契約書その他事業の運営に関する書類及び当該書類が外国語で記載されている場合にあってはその日本語訳
 - (ロ) 相手先国において、当該取次機関の活動が認められていることを証明する書類（相手先国で許可等を受けている場合にあってはその許可証等の写し）及び当該書類が外国語で記載されている場合にあってはその日本語訳

(5) 職業紹介責任者に係る添付書類の省略

職業紹介責任者の選任に係る添付書類については則第18条第6項、則第23条第3項、第4項及び第6項（則第25条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、職業紹介事業の許可を受け、又は届出をした事業主により既に選任されている職業紹介責任者を申請又は新設の届出に係る事業所の職業紹介責任者として引き続き選任する場合又は有料職業紹介事業の許可を受けた事業主により既存事業所に選任されている職業紹介責任者を新設事業所の職業紹介責任者として兼任させる場合は、該当する以下の書類を省略することができるものとする。

- イ 許可申請の場合
 - (イ) 履歴書
 - (ロ) 住民票の写し（選任する職業紹介責任者の住所に変更が無い場合）
- ロ 変更届出の場合
 - (イ) 履歴書
 - (ロ) 住民票の写し（選任した職業紹介責任者の住所に変更が無い場合）
 - (ハ) 受講証明書の写し

(6) 事業主管轄労働局の行う事務

- イ 事業主管轄労働局は、当該事業主の許可及び有効期間の更新の申請並びに届出手続を一元的

第5 申請、届出等の手続の原則

に受付、各事業所それぞれの属性に係る事項以外の事項、すなわち、当該事業主（法人及び個人並びに法人の役員）自身の属性に関する事項（以下「事業主属性」という。）に係る許可・更新及び届出関係の事務を一元的に行うとともに、当該事業主の許可及び更新の申請並びに届出手続の際添付される書類のうち、申請書又は届出書の写しに併せて、事業主属性に係る次のものを一元的に管理する。

ただし、事業所における2の(1)のニの(4)から(8)まで及び2の(2)のハの(3)から(7)までに掲げる事項の変更のみを届け出るときは、当該変更に係る事業所管轄労働局へ届出を行っても差し支えない（則第38条第2項ただし書）。

(イ) 当該事業主が法人である場合

- a 定款又は寄附行為
- b 登記事項証明書
- c 役員の住民票の写し（番号法第2条の規定に基づく個人番号の記載のないものであり、本籍地の記載のあるものに限る。）、履歴書及び精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該役員が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。）
- d 役員（以下この(イ)において「役員甲」とする。）が未成年者で職業紹介事業に関し法定代理人から営業の許可を受けていない場合は、(a)・(b)の区分に応じ、それぞれ(a)・(b)の書類（ただし、役員甲が法定代理人から営業の許可を受けている場合は、その法定代理人の許可を受けたことを証する書面（未成年者に係る登記事項証明書））

(a) 役員甲の法定代理人が個人である場合

役員甲の法定代理人の住民票の写し（番号法第2条の規定に基づく個人番号の記載のないものであり、本籍地の記載のあるものに限る。）及び履歴書及び精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該法定代理人が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。）

(b) 役員甲の法定代理人が法人である場合

役員甲の法定代理人に係る a から c までの書類

(b)の場合であって、役員甲の法定代理人の役員（以下この(イ)において「役員乙」とする。）が未成年者で職業紹介事業に関し法定代理人から営業の許可を受けていない場合は、i・iiの区分に応じ、それぞれi・iiの書類を含む（ただし、役員乙が法定代理人から営業の許可を受けている場合は、その法定代理人の許可を受けたことを証する書面（未成年者に係る登記事項証明書）を含む。）。なお、さらに、法定代理人の役員について、同様の事例が続く限り、当該役員の法定代理人又は当該役員について同様の書類を含む。

i 役員乙の法定代理人が個人である場合

役員乙の法定代理人の住民票の写し（番号法第2条の規定に基づく個人番号の記載のないものであり、本籍地の記載のあるものに限る。）及び履歴書及び精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該法定代理人が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。）

ii 役員乙の法定代理人が法人である場合

役員乙の法定代理人に係る a から c までの書類

e 財産的基礎に係る事項

- (a) 最近の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書
- (b) 最近の事業年度における法人税の納税申告書の写し
- (c) 納税証明書

(ロ) 当該事業主が個人である場合

- a 住民票の写し（番号法第2条の規定に基づく個人番号の記載のないものであり、本籍地の記載のあるものに限る。）、履歴書及び及び精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該申請者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。）

第5 申請、届出等の手続の原則

- b 申請者が未成年者で職業紹介事業に関し法定代理人から営業の許可を受けていない場合は、(a)・(b)の区分に応じ、それぞれ(a)・(b)の書類（ただし、申請者が法定代理人から営業の許可を受けている場合は、その法定代理人の許可を受けたことを証する書面（未成年者に係る登記事項証明書））
 - (a) 申請者の法定代理人が個人である場合
申請者の法定代理人の住民票の写し（番号法第2条の規定に基づく個人番号の記載のないものであり、本籍地の記載のあるものに限る。）、履歴書及び精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該法定代理人が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。）
 - (b) 申請者の法定代理人が法人である場合
申請者の法定代理人に係る(i)のaからcまでの書類
(b)の場合であって、申請者の法定代理人の役員が未成年者で職業紹介事業に関し法定代理人から営業の許可を受けていない場合は、i・iiの区分に応じ、それぞれi・iiの書類を含む（ただし、当該役員が法定代理人から営業の許可を受けている場合は、その法定代理人の許可を受けたことを証する書面（未成年者に係る登記事項証明書）を含む。）。なお、さらに、法定代理人の役員について、同様の事例が続く限り、当該役員の法定代理人又は当該役員について同様の書類を含む。
 - i 当該役員の法定代理人が個人である場合
当該役員の法定代理人の住民票の写し（番号法第2条の規定に基づく個人番号の記載のないものであり、本籍地の記載のあるものに限る。）、履歴書及び精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該法定代理人が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。）
 - ii 当該役員の法定代理人が法人である場合
当該役員の法定代理人に係る(i)のaからcまでの書類
- c 財産的基礎に係る事項
 - (a) 青色申告等の場合（簡易な記載事項の損益計算書のみ作成する場合を除く。）
 - i 最近の納税期における所得税の納税申告書の写し
 - ii 納税証明書
 - iii 最近の納税期における所得税法施行規則第65条第1項第1号の貸借対照表及び損益計算書
 - (b) その他の場合
 - i 預貯金残高証明書
 - ii 貸付金残高証明書
白色申告又は青色申告で簡易な記載事項の損益計算書のみ作成する場合は、有料・無料職業紹介事業許可計画書（様式第2号）「資産等の状況」欄に記載された土地・建物に係る不動産の登記事項証明書及び固定資産税評価額証明書
- (h) その他
 - (i)又は(r)に付随する書類
- ロ このため、職業紹介事業を行う事業所の変更の届出等の手続に際し、変更に係る事業所管轄労働局に対し、変更届出書及びイの(i)のe又はイの(r)のcの書類が提出される場合があるが、この場合においては、当該提出を受けた事業所管轄労働局は、その提出の都度、当該書類に連絡文を添えて事業主管轄労働局に送付し、事業主管轄労働局において事業所台帳等の補正又は整備を行う（同一労働局内においては、当該事業主の管理に移すのみで足りる。ハにおいて同じ。）。
- ハ なお、事業主の住所が変更になった場合については、事業主管轄労働局において管理していたイの(i)から(h)までの書類に連絡文を添えて変更後の事業主管轄労働局に引き継ぐ。
- ニ 事業主管轄労働局は、事業主属性に係る許可関係の事務を一元的に行うものであるが、当該申請者が職業紹介事業を行おうとする各事業所それぞれの属性に係る事項については、事業所

第5 申請、届出等の手続の原則

管轄労働局が調査等を実施するものであり、事業主管轄労働局は事業所管轄労働局によりなされた調査等の結果を利用するものである。

(7) 事業所管轄労働局の行う事務

イ 事業所管轄労働局は、当該事業主の許可及び更新の申請並びに届出手続に際し、事業主管轄労働局より連絡を受けて、各事業所それぞれの属性に係る事項について調査等を実施するとともに、当該事業主の許可及び更新の申請並びに届出手続の際添付される書類のうち、各事業所属性に係る次のものを管理する。

(イ) 有料・無料職業紹介事業計画書

(ロ) 個人情報適正管理規程

(ハ) 事業所の使用権を証する書類（不動産の登記事項証明書の写し又は不動産賃貸借（使用貸借）契約書の写し）

(ニ) 職業紹介責任者に係る次に掲げる書類

職業紹介責任者の住民票の写し（番号法第2条の規定に基づく個人番号の記載のないものであり、本籍地の記載のあるものに限る。）、履歴書及び受講証明書の写し並びに精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該職業紹介責任者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。）

(ホ) その他

(イ)から(ニ)までに付随する書類

ロ このため事業所の変更の届出等の手続に際し、事業所管轄労働局に対し、届出書及びイの(イ)から(ホ)までの書類が提出された場合においては、当該提出を受けた事業所管轄労働局は、その提出の都度、当該届出書の複写を作成し、添付書類とともに連絡文を添えて当該事業所に係る事業主管轄労働局に送付する。

ハ なお、事業所の所在地が変更になった場合については、当該事業所管轄労働局において管理していたイの(イ)から(ホ)までの書類に連絡文を添えて新たな事業所管轄労働局に引き継ぐ。

(8) 書類の受理の原則等

イ 書類の提出の経由

(イ) 職業紹介事業に関し厚生労働大臣に対して行う許可申請等の手続は、原則として当該事業主管轄労働局を経由して行う。

(ロ) 各手続において書類の提出期限が定められている場合における期限内か否かの判断は、事業主管轄労働局（変更届については、事業主管轄労働局又は事業所管轄労働局）に提出された時点を基準に行う。

ロ 受理の権限

(イ) 許可、有効期間の更新、届出の受理、書面の受理等は、所定の権限を有する者（例えば、許可、有効期間の更新等の申請は厚生労働大臣、廃止届は都道府県労働局長）がその権限を有するものである。

(ロ) したがって、事業主管轄労働局において①必要な書類が提出されていること、②書面に記載もれがないこと及び記載事項に誤りがないこと等を確認した上で受理すること。

なお、記載漏れがある場合などにおいては、必要な補正を行わせた上で受理すること。

第5 申請、届出等の手続の原則

2 申請、届出等の添付書類

(1) 有料職業紹介事業に係る主な申請、届出等の添付書類

イ 有料職業紹介事業許可申請書の添付書類

有料職業紹介事業許可申請書に添付すべき書類は次のとおりである。なお、届出により無料職業紹介事業を行っている特別の法人が許可申請を行う場合は、(2)のうち従前の届出において添付している書類、(4)及び(6)から(10)の書類について、従前の届出の内容から変更が無ければ添付を省略することができる。

また、事業主管轄労働局が登記情報連携システムを利用することにより登記事項証明書を手入手できる場合は、(2)②、(5)②ロ(ニ)（建物を資産とする場合に限る。）及び(8)①の書類について、添付を省略することができる。

事 項	書 類
(1) 事業計画に関する書類	有料職業紹介事業を行う事業所ごとの当該事業に係る有料職業紹介事業計画書（様式第2号）
(2) 法人に関する書類	①定款又は寄附行為 ②法人の登記事項証明書
(3) 代表者、役員に関する書類	①住民票の写し（番号法第2条の規定に基づく個人番号の記載のないものであり、本籍地の記載のあるものに限る。） ②履歴書 ③精神の機能の障害に関する医師の診断書（代表者又は役員が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。） ④代表者、役員（以下この(3)において「役員甲」という。）が未成年者で職業紹介事業に関し法定代理人から営業の許可を受けていない場合は、(a)・(b)の区分に応じ、それぞれ(a)・(b)の書類（ただし、役員甲が法定代理人から営業の許可を受けている場合は、その法定代理人の許可を受けたことを証する書面（未成年者に係る登記事項証明書）） (a) 役員甲の法定代理人が個人である場合 役員甲の法定代理人の住民票の写し（番号法第2条の規定に基づく個人番号の記載のないものであり、本籍地の記載のあるものに限る。）、履歴書及び精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該法定代理人が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。） (b) 役員甲の法定代理人が法人である場合 役員甲の法定代理人に係る(2)①②及び(3)①②③の書類 (b)の場合であって、役員甲の法定代理人の役員（以下この(3)において「役員乙」とする。）が未成年者で職業紹介事業に関し法定代理人から営業の許可を受けていない場合は、i・iiの区分に応じ、それぞれi・iiの書類を含む（ただし、役員乙が法定代理人から営業の許可を受けている場合は、その法定代理人の許可を受けたことを証する書面（未成年者に係る登記事項証明書）を含む。）。なお、さらに、法定代理人の役員について、同様の事例が続く限り、当該役員の法定代理人又は当該役員について同様の書類を含む。 i 役員乙の法定代理人が個人である場合 役員乙の法定代理人の住民票の写し（番号法第2条の規定に

第5 申請、届出等の手続の原則

	基づく個人番号の記載のないものであり、本籍地の記載のあるものに限る。)、履歴書及び精神の機能の障害に関する医師の診断書(当該法定代理人が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。) ii 役員乙の法定代理人が法人である場合 役員乙の法定代理人に係る(2)①②及び(3)①②③の書類
(4) 職業紹介責任者に関する書類	職業紹介事業を行う事業所ごとの職業紹介責任者の住民票の写し(番号法第2条の規定に基づく個人番号の記載のないものであり、本籍地の記載のあるものに限る。)、履歴書、受講証明書の写し及び精神の機能の障害に関する医師の診断書(当該職業紹介責任者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。))。 ※職業紹介責任者が役員と同一である場合においては、住民票の写し、履歴書及び医師の診断書の提出を要しない。 ただし、無料職業紹介事業者が有料職業紹介事業の許可を申請する場合であって無料の職業紹介事業を行っている事業所の職業紹介責任者を、当該申請に係る事業所の職業紹介責任者として引き続き選任するときは、住民票の写し(番号法第2条の規定に基づく個人番号の記載のないものであり、本籍地の記載のあるものに限る。住所に変更がある場合を除く。)、履歴書及び受講証明書の写し及び精神の機能の障害に関する医師の診断書を添付することを要しない。
(5) 資産及び資金に関する書類	①最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書(税務署に提出したもの。) ②職業紹介事業に関する資産の内容及びその権利関係を証明する次の書類 イ 法人の場合 (イ) 最近の事業年度における法人税の納税申告書の写し(法人税法施行規則別表1及び4は、必ず提出させること。) (ロ) 納税証明書(国税通則法施行令第41条第1項第3号ロに係る同施行規則別紙第8号様式(その2)による法人の最近の事業年度における所得金額に関するもの。) (ハ) 最近の事業年度における株主資本等変動計算書 ロ 個人の場合 (イ) 最近の納税期における所得税の納税申告書の写し(納税申告書第一表。) (ロ) 納税証明書(国税通則法施行令第41条第1項第3号イに係る同施行規則別紙第8号様式(その2)による個人の最近の事業年度における所得金額に関するもの。) (ハ) 預貯金の残高証明書(預貯金を資産とする場合) (ニ) 登記事項証明書(不動産を資産とする場合) (ホ) 公的機関による不動産の評価額証明書の写し(例えば固定資産税の評価額証明書)(不動産を資産とする場合)等 ③所有している資金の額を証明する預貯金の残高証明書及び貸付金残高証明書
(6) 個人情報の適正管理に関する書類	有料職業紹介事業を行う事業所ごとの当該事業に係る個人情報適正管理規程
(7) 業務の運営に関する書類	有料職業紹介事業を行う事業所ごとの当該事業に係る業務の運営に関する規程

第5 申請、届出等の手続の原則

(8) 事業所施設に関する書類	①有料職業紹介事業を行う事業所ごとの当該事業に係る建物の登記事項証明書（申請者の所有に係る場合のみ） ②有料職業紹介事業を行う事業所ごとの当該事業に係る建物の賃貸借又は使用貸借契約書（他人の所有に係る場合のみ）
(9) 相手先国に関する書類	①相手先国の関係法令及びその日本語訳 ※相手先国において職業紹介の実施が認められている根拠となる規定に係る部分のみ添付することとし、その他の部分は添付することを要しない。 ※国外滞在中の日本人に対し、帰国後の就業支援を目的とした職業紹介事業を行う場合には、添付することを要しない。 ②相手先国において、国外にわたる職業紹介について事業者の活動が認められていることを証明する書類（相手先国で許可等を受けている場合にあってはその許可証等の写し）及び当該書類が外国語で記載されている場合にあってはその日本語訳（取次機関を利用しない場合に限る。） ※相手先国において事業者の活動が認められていることを証明する部分のみ添付することとし、その他の部分は添付することを要しない。
(10) 取次機関に関する書類 （取次機関を利用する場合に限る）	①取次機関及び事業者の業務分担について記載した契約書その他事業の運営に関する書類及び当該書類が外国語で記載されている場合にあってはその日本語訳 ※業務分担がわかる部分のみ添付することとし、その他の部分は添付することを要しない。 ②相手先国において、当該取次機関の活動が認められていることを証明する書類（相手先国で許可等を受けている場合にあってはその許可証等の写し）及び当該書類が外国語で記載されている場合にあってはその日本語訳 ※相手先国において当該取次機関の活動が認められていることを証明する部分のみ添付することとし、その他の部分は添付することを要しない。 ※特定技能の在留資格について、相手先国によっては政府が取次機関を認証する等、遵守すべき手続が定められている場合があるので、出入国在留管理庁ホームページを確認すること。（詳細は「4」参照） ③取次機関に関する申告書（通達様式第10号）

- ロ 届出制手数料の届出（変更を含む。）の添付書類
届出制手数料の届出書（変更を含む。）に添付すべき書類は次のとおりである。

事 項	書 類
手数料に関する書類	有料職業紹介事業を行う事業所ごとに異なる手数料表を作成した場合は事業所ごとの（変更後の）手数料表（届出制手数料に関するもの）

- ハ 有料職業紹介事業許可有効期間更新申請書の添付書類
有料職業紹介事業許可有効期間更新申請書に添付すべき書類は次のとおりである。

第5 申請、届出等の手続の原則

また、事業主管轄労働局が登記情報連携システムを利用することにより登記事項証明書を手入手できる場合は、(2)②及び(5)②ロ(ニ)（建物を資産とする場合に限る。）の書類について、添付を省略することができる。

事 項	書 類
(1) 事業計画に関する書類	有料職業紹介事業を行う事業所ごとの有料職業紹介事業計画書（様式2号）
(2) 法人に関する書類	有料職業紹介事業の許可申請書の添付書類のうち(2)の書類（変更があった場合に限る。）
(3) 代表者、役員に関する書類	有料職業紹介事業の許可申請書の添付書類のうち(3)の①（従前の届出等において提出がなかった場合に限る）、③及び④の書類（変更があった場合に限る）
(4) 職業紹介責任者に関する書類	有料職業紹介事業の許可申請書の添付書類のうち(4)の住民票の写し（従前の届出等において提出がなかった場合に限る）及び受講証明書の写し、精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該職業紹介責任者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。）
(5) 資産に関する書類	許可申請書の添付書類のうち (5)の書類 ただし、資金に関する書類を除く。
(6) 業務の運営に関する書類	有料職業紹介事業の許可申請書の添付書類のうち(7)の書類

ニ 有料職業紹介事業変更届出書の添付書類

有料職業紹介事業変更届出書に添付すべき書類は次のとおりである。

また、事業主管轄労働局が登記情報連携システムを利用することにより登記事項証明書を手入手できる場合は、有料職業紹介事業の許可申請書の添付書類のうち(2)②及び(5)②ロ(ニ)（建物を資産とする場合に限る。）の書類について、添付を省略することができる。

事 項	書 類
(1) 法人の名称、住所の変更に関する書類	有料職業紹介事業の許可申請書の添付書類のうち(2)の書類
(2) 代表者、役員の氏名の変更に関する書類	有料職業紹介事業の許可申請書の添付書類のうち(2)の②及び(3)の書類
(3) 代表者、役員の住所の変更に関する書類	有料職業紹介事業の許可申請書の添付書類のうち(2)の②(法人の代表者で記載が有る場合のみ)及び(3)の①の書類
(4) 職業紹介責任者の変更に関する書類	有料職業紹介事業の許可申請書の添付書類のうち(4)の書類
(5) 職業紹介事業を行う事業所の名称の変更に関する書類	有料職業紹介事業の許可申請書の添付書類のうち(2)(事業所の名称の変更に伴い変更が加えられた場合に限る。)の書類

第5 申請、届出等の手続の原則

(6) 職業紹介事業を行う事業所の所在地の変更に関する書類	有料職業紹介事業の許可申請書の添付書類のうち(2)(事業所の所在地の変更に伴い変更が加えられた場合に限る。)及び(8)の書類
(7) 職業紹介を行う事業所の新設(事業所における有料職業紹介事業の開始)	有料職業紹介事業の許可申請書の添付書類のうち(1)、(4) (有料・無料の職業紹介事業を行う事業所の職業紹介責任者を当該申請に係る事業所の責任者として引き続き選任したとき又は、既存事業所の職業紹介責任者を新設事業所に兼任させたときは、履歴書及び受講証明書の写し(職業紹介責任者の住所に変更がないときは、住民票の写し(番号法第2条の規定に基づく個人番号の記載のないものであり、本籍地の記載のあるものに限る。))、履歴書及び受講証明書の写し)を添付することを要しない。)、(5) (許可条件通知書に記載された資産要件(事業所数の上限)を超えて事業所を新設する場合に限る。)、(6)、(7)、(8)、(9)及び(10)の書類((9)及び(10)にあつては、海外にわたる職業紹介を行う場合に限る。)) 職業紹介責任者兼任届出書(通達様式第20号)(職業紹介責任者を兼任させる場合に限る)
(8) 職業紹介を行う事業所の廃止(事業所における有料職業紹介事業の廃止)	廃止する事業所ごとの許可証
(9) 兼業の変更に関する書類	有料職業紹介事業の許可申請書の添付書類のうち(2)の書類
(10) 取次機関の変更に関する書類	取次機関に関する申告書(通達様式第10号) 有料職業紹介事業の許可申請書の添付書類のうち(10)の書類

(2) 無料職業紹介事業に係る主な申請、届出等の添付書類

イ 職業紹介事業許可申請書の添付書類

無料職業紹介事業許可申請書等に添付すべき書類は次のとおりである。なお、届出により無料職業紹介事業を行っている特別の法人が許可申請を行う場合は、(2)のうち従前の届出において添付している書類、(4)及び(6)から(10)の書類について、従前の届出の内容から変更が無ければ添付を省略することができる。

また、事業主管轄労働局が登記情報連携システムを利用することにより登記事項証明書を入手できる場合は、(2)①ロ、有料職業紹介事業の許可申請書の添付書類のうち(5)②ロ(ニ)(建物を資産とする場合に限る。)及び(8)①の書類について、添付を省略することができる。

事 項	書 類
(1) 事業計画に関する書類	無料職業紹介事業を行う事業所ごとの無料職業紹介事業計画書(様式第2号)
(2) 法人に関する書類	①法人に関する書類 イ 定款又は寄附行為 ロ 法人の登記事項証明書

第5 申請、届出等の手続の原則

(3) 代表者、役員に関する書類	②労働組合等又は各種学校に該当するときはそれぞれ次に掲げる書類 イ 労働組合等に関する書類 (イ) 労働組合等であることを証明する書類 (ロ) 組合規約 (ハ) 組合員数、組合の組織、上部団体等を明らかにする書類 ロ 各種学校に関する書類 (イ) 各種学校であることを証明する書類 (ロ) 学校の沿革を明らかにする書類 (ハ) 学則 (ニ) 学生、生徒の定員数、現員数、職員数等学校の規模を明らかにする書類 ①住民票の写し(番号法第2条の規定に基づく個人番号の記載のないものであり、本籍地の記載のあるものに限る。) ②履歴書 ③精神の機能の障害に関する医師の診断書(代表者又は役員が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。) ④代表者、役員(以下この(3)において「役員甲」とする。)が未成年者で職業紹介事業に関し法定代理人から営業の許可を受けていない場合は、(a)・(b)の区分に応じ、それぞれ(a)・(b)の書類(ただし、役員甲が法定代理人から営業の許可を受けている場合は、その法定代理人の許可を受けたことを証する書面(未成年者に係る登記事項証明書)) (a) 役員甲の法定代理人が個人である場合 役員甲の法定代理人の住民票の写し(番号法第2条の規定に基づく個人番号の記載のないものであり、本籍地の記載のあるものに限る。)、履歴書及び医師の診断書(当該法定代理人が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。) (b) 役員甲の法定代理人が法人である場合 役員甲の法定代理人に係る(2)①②及び(3)①②③の書類 (b)の場合であって、役員甲の法定代理人の役員(以下この(3)において「役員乙」とする。)が未成年者で職業紹介事業に関し法定代理人から営業の許可を受けていない場合は、i・iiの区分に応じ、それぞれi・iiの書類を含む(ただし、役員乙が法定代理人から営業の許可を受けている場合は、その法定代理人の許可を受けたことを証する書面(未成年者に係る登記事項証明書)を含む。)。なお、さらに、法定代理人の役員について、同様の事例が続く限り、当該役員の法定代理人又は当該役員について同様の書類を含む。 i 役員乙の法定代理人が個人である場合 役員乙の法定代理人の住民票の写し(番号法第2条の規定に基づく個人番号の記載のないものであり、本籍地の記載のあるものに限る。)、履歴書及び精神の機能の障害に関する医師の診断書(当該法定代理人が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。) ii 役員乙の法定代理人が法人である場合 役員乙の法定代理人に係る(2)①②及び(3)①②の書類
-------------------------	--

第5 申請、届出等の手続の原則

(4) 職業紹介責任者に関する書類	職業紹介事業を行う事業所ごとの職業紹介責任者の住民票の写し（番号法第2条の規定に基づく個人番号の記載のないものであり、本籍地の記載のあるものに限る。）、履歴書、受講証明書の写し及び精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該職業紹介責任者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。） ※職業紹介責任者が役員と同一である場合には提出を要しない。 ただし、有料職業紹介事業者が無料職業紹介事業の許可を申請する場合であって、有料の職業紹介事業を行っている事業所の職業紹介責任者として当該申請に係る事業所の職業紹介責任者として引き続き選任するときは、住民票の写し（番号法第2条の規定に基づく個人番号の記載のないものであり、本籍地の記載のあるものに限る。住所に変更がある場合を除く。）、履歴書、受講証明書の写し及び精神の機能の障害に関する医師の診断書を添付することを要しない。
(5) 資産及び資金に関する書類	有料職業紹介事業の許可申請書の添付書類のうち(5)の書類
(6) 個人情報の適正管理に関する書類	有料職業紹介事業の許可申請書の添付書類のうち(6)の書類
(7) 業務の運営に関する書類	有料職業紹介事業の許可申請書の添付書類のうち(7)の書類
(8) 事業所施設に関する書類	有料職業紹介事業の許可申請書の添付書類のうち(8)の書類
(9) 相手先国に関する書類	有料職業紹介事業の許可申請書の添付書類のうち(9)の書類
(10) 取次機関に関する書類 (取次機関を利用する場合に限る)	有料職業紹介事業の許可申請書の添付書類のうち(10)の書類

ロ 無料職業紹介事業許可有効期間更新申請書の添付書類

無料職業紹介事業許可有効期間更新申請書に添付すべき書類は次のとおりである。

また、事業主管轄労働局が登記情報連携システムを利用することにより登記事項証明書入手できる場合は、有料職業紹介事業の許可申請書の添付書類のうち(2)②及び(5)②ロ(二)（建物を資産とする場合に限る。）の書類について、添付を省略することができる。

事 項	書 類
(1) 事業計画に関する書類	無料職業紹介事業を行う事業所ごとの無料職業紹介事業計画書(様式第2号)
(2) 法人に関する書類	有料職業紹介事業の許可申請書の添付書類のうち(2)の書類（変更があった場合に限る。）
(3) 代表者、役員に関する書類	有料職業紹介事業の許可申請書の添付書類のうち(3)の①（従前の届出等において提出がなかった場合に限る）、③及び④の書類（変更しようとする場合に限る。）
(4) 職業紹介責任者に関する書類	有料職業紹介事業の許可申請書の添付書類のうち(4)の住民票の写し（従前の届出等において提出がなかった場合に限る。）及び受講証明書の写し
(5) 資産に関する書類	有料職業紹介事業の許可申請書の添付書類のうち(5)の書類

第5 申請、届出等の手続の原則

(6) 業務の運営に関する書類	ただし、資金に関する書類を除く。 無料職業紹介事業の許可申請書の添付書類のうち(7)の書類
-----------------	--

ハ 無料職業紹介事業変更届出書の添付書類

無料職業紹介事業変更届出書に添付すべき書類は次のとおりである。

また、事業主管轄労働局が登記情報連携システムを利用することにより登記事項証明書を手入手できる場合は、有料職業紹介事業の許可申請書の添付書類のうち(2)②、(5)②ロ(ニ)（建物を資産とする場合に限る。）及び(8)①の書類について、添付を省略することができる。

事 項	書 類
(1) 法人の名称、住所に関する書類	有料職業紹介事業の許可申請書の添付書類のうち(2)の書類
(2) 代表者、役員に関する書類	有料職業紹介事業の許可申請書の添付書類のうち(2)の②及び(3)の書類
(3) 職業紹介責任者の変更に関する書類	有料職業紹介事業の許可申請書の添付書類のうち(4)の書類
(4) 職業紹介事業を行う事業所の名称の変更に関する書類	有料職業紹介事業の許可申請書の添付書類のうち(2)（事業所の名称の変更に伴い変更が加えられた場合に限る。）の書類
(5) 職業紹介事業を行う事業所所在地に関する書類	有料職業紹介事業の許可申請書の添付書類のうち(2)及び（事業所の所在地の変更に伴い変更が加えられた場合に限る。）(8)の書類
(6) 職業紹介を行う事業所の新設(事業所における無料職業紹介事業の開始)	有料職業紹介事業の許可申請書の添付書類のうち(1)、(4)（有料・無料の職業紹介事業を行う事業所の職業紹介責任者を当該申請に係る事業所の責任者として引き続き選任したときは、履歴書及び受講証明書の写し（選任した職業紹介責任者の住所に変更がないときは、住民票の写し（番号法第2条の規定に基づく個人番号の記載のないものであり、本籍地の記載のあるものに限る。））、履歴書及び受講証明書の写し）を添付することを要しない。）、(5)（許可条件通知書に記載された資産要件(事業所数の上限)を超えて事業所を新設する場合に限る。）、(6)、(7)、(8)、(9)及び(10)（(9)及び(10)にあっては海外にわたる職業紹介事業を行う場合に限る。）
(7) 職業紹介を行う事業所の廃止(事業所における無料職業紹介事業の廃止)	廃止する事業所ごとの許可証
(8) 兼業の変更に関する書類	有料職業紹介事業の許可申請書の添付書類のうち(2)の①の書類
(9) 取次機関の変更に関する書類	有料職業紹介事業の許可申請書の添付書類のうち(10)の書類

(3) 特別の法人の無料職業紹介事業に係る主な届出の添付書類

第5 申請、届出等の手続の原則

イ 特別の法人無料職業紹介事業届出書に添付すべき書類は次のとおりである。

また、事業主管轄労働局が登記情報連携システムを利用することにより登記事項証明書を手続きできる場合は、有料職業紹介事業の許可申請書の添付書類のうち(2)②及び(8)①の書類について、添付を省略することができる。

事 項	書 類
(1) 事業計画に関する書類	無料職業紹介事業を行う事業所ごとの特別の法人無料職業紹介事業計画書（様式第2号）
(2) 法人に関する書類	有料職業紹介事業許可申請書の添付書類のうち(2)の①又は②の書類
(3) 職業紹介責任者に関する書類	有料職業紹介事業の許可申請書の添付書類のうち(4)の書類
(4) 個人情報の適正管理に関する書類	有料職業紹介事業許可申請書の添付書類のうち(6)の書類
(5) 業務の運営に関する書類	有料職業紹介事業許可申請書の添付書類のうち(7)の書類
(6) 事業所施設に関する書類	有料職業紹介事業許可申請書の添付書類のうち(8)の書類
(7) 相手先国に関する書類	有料職業紹介事業許可申請書の添付書類のうち(9)の書類
(8) 取次機関に関する書類	有料職業紹介事業許可申請書の添付書類のうち(10)の書類

ロ 特別の法人無料職業紹介事業変更届出書の添付書類

特別の法人無料職業紹介事業変更届出書に添付すべき書類は次のとおりである。

また、事業主管轄労働局が登記情報連携システムを利用することにより登記事項証明書を手続きできる場合は、有料職業紹介事業の許可申請書の添付書類のうち(2)②及び(8)①の書類について、添付を省略することができる。

事 項	書 類
(1) 法人の名称、住所に関する書類	有料職業紹介事業許可申請書の添付書類のうち(2)の①又は②の書類
(2) 代表者、役員に関する書類	有料職業紹介事業許可申請書の添付書類のうち(2)の②の書類
(3) 職業紹介責任者の変更に関する書類	有料職業紹介事業の許可申請書の添付書類のうち(4)の書類
(4) 職業紹介事業を行う事業所所在地に関する書類	有料職業紹介事業許可申請書の添付書類のうち(2)（事業所の所在地の変更に伴い変更された場合に限る。）及び(8)の書類
(5) 職業紹介事業を行う事業所の名称に関する書類	有料職業紹介事業許可申請書の添付書類のうち(2)（事業所の名称の変更に伴い変更された場合に限る。）
(6) 職業紹介を行う事業所の新設（事業所における無料職業	有料職業紹介事業許可申請書の添付書類のうち(1)、(4)、(6)、(7)、(8)

第5 申請、届出等の手続の原則

紹介事業の開始)	
(7) 求人者の範囲及び数並びに求職者の範囲及び数	任意（変更内容が確認できるもの）の書類
(8) 取次機関の変更に関する書類	取次機関に関する書類（通達様式第10号） 有料職業紹介事業許可申請書の添付書類のうち(10)の書類

3 申請、届出等の添付書類に関する留意事項

(1) 提出部数

添付書類は、正本1部、写し1部とし、正本は本省、写しは事業主管轄労働局（変更届にあっては事業主管轄労働局又は事業所管轄労働局）で保管すること。

(2) 事業計画に関する書類

職業紹介事業計画書については、有効求職者の見込み数等記載漏れがないものであること。

(3) 法人に関する書類

法人の登記事項証明書については、商業登記規則等の一部を改正する省令（令和6年法務省令第28号）によって創設された代表取締役等住所非表示措置制度に基づき、代表取締役等の住所が行政区画以外の情報を記載されていないものであっても可能とする（例えば「東京都千代田区」まで、等）。

(4) 代表者、役員及び職業紹介責任者に関する書類

イ 履歴書

(イ) 職歴、賞罰及び役職員への就任、解任状況を明らかにしたものであること。また、写真の貼付は不要であること。

なお、代表者及び役員が外国人である場合で、履歴書が外国語で記載されている場合にあってはその日本語訳も添付させること。

ロ 住民票の写し（番号法第2条の規定に基づく個人番号の記載のないものであり、本籍地の記載のあるものに限る。）

(イ) 当該者に係る部分についてのみの証明（抄本）でよいこと。

(ロ) 日本に在留する外国人の場合であって、入管法第19条の3に規定する中長期在留者にあつては住民票の写し（番号法第2条の規定に基づく個人番号の記載のないもの及び国籍等（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等をいう。以下同じ。）及び在留資格（入管法第2条の2第1項に規定する在留資格をいう。）を記載したものに限る。）、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者にあつては、住民票の写し（番号法第2条の規定に基づく個人番号の記載のないもの及び国籍等及び特別永住者である旨を記載したものに限る。）、入管法第19条の3第1号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写しを添付すること。

(ハ) 代表者及び役員（以下「役員等」という。）が外国に所在する外国人の場合は、当該役員等の国における住民票（番号法第2条の規定に基づく個人番号に相当する記載のないものに限る。）とし、当該役員等の国に住民登録制度がない場合については当該役員等による証明によっても差し支えない。

なお、役員等の提出する住民票が外国語で記載されている場合にあってはその日本語訳も添付させること。

ハ 履歴書、住民票に関する例外

(イ) 職業紹介事業を行う事業主が複数の事業所において職業紹介事業を新たに開始する場合に

第5 申請、届出等の手続の原則

において、当該有料職業紹介事業者が有料の職業紹介事業又は無料の職業紹介事業を行っている他の事業所の職業紹介責任者を当該新たに開始する事業所の職業紹介責任者として選任したとき（なお、当該他の事業所においても、法令を満たす職業紹介責任者を選任していることが必要。）は、住民票の写し（番号法第2条の規定に基づく個人番号の記載のないものに限る。住所に変更がある場合を除く。）、履歴書、受講証明書の写し及び精神の機能の障害に関する医師の診断書を添付することを要しない。

- (ロ) 職業紹介責任者に変更があった場合において、当該有料職業紹介事業者が有料の職業紹介事業又は無料の職業紹介事業を行っている他の事業所の職業紹介責任者を当該変更後の職業紹介責任者として引き続き選任したときは、上記（イ）に準じること。

ニ 精神の機能の障害に関する医師の診断書

申請者（法人の場合の役員を含む。）又は職業紹介責任者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある場合に限り、提出させること。なお、様式例第8号を適宜利用して差し支えない。

(5) 定款、寄附行為又は規約

- イ 営利法人、社団法人の場合は定款、財団法人の場合は寄附行為、その他の団体にあつてはこれらに準ずる定めとすること。

- ロ 定款等には、申請時において既に職業紹介事業を行う旨の記載があることが望ましいが、職業紹介事業を行うことについての総会その他の意思決定機関の書類（議事録等）が添付されていれば、記載がなくても差し支えないこと。

なお、当該総会等の書類については、必ずしも職業紹介事業を行うことができるように定款等を変更することを内容とするものである必要はなく、定款等の一条項に基づき職業紹介事業を行う旨の確認が行えれば足りるものであること。定款等が行政庁の許認可を要するものであるときは、当該行政庁の確認が行えるものであること。

また、意思決定機関とは、総会、取締役会、理事会等のことをいうこと。

- ハ 外国会社における定款（これに相当するものを含む。）が外国語で記載されている場合にあっては、その日本語訳を添付させること。

なお、登記事項証明書については、会社法第818条に基づき、当該外国会社が日本国内で継続して取引をする際に、日本の法務局において登記した登記事項証明書とする。

(6) 労働組合等に関する書類

- イ 労働組合等であることを証明する書類

- (イ) 労働組合法上の労働組合であるときは、労働委員会による労働組合法の規定適合する労働組合であることの証明書の写しとすること。

- (ロ) 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第108条の2第1項（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）に規定する職員団体、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第52条第1項に規定する職員団体又は国会職員法（昭和22年法律第85号）第18条の2第1項に規定する国会職員の組合に該当するものであるときは、この証明書類は不要とすること。

- (ハ) (ロ)に掲げる団体又は労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条及び第5条第2項の規定に該当する労働組合が主体となって構成され、自主的に労働条件の維持改善その他経済的地位の向上を図ることを主たる目的とする団体（団体に準ずる組織を含む。）であつて、一つの都道府県の区域内において組織されているものに該当するものであるときは、地方労働委員会による労働組合法の規定に適合することの証明書の写しとすること。

- ロ 組合員数、組合（団体）の組織、上部団体等を明らかにする書類

それぞれの事項が明らかであれば任意に作成した書類で差し支えないこと。

(7) 各種学校に関する書類

- イ 各種学校であることを証明する書類

第5 申請、届出等の手続の原則

都道府県知事の発行した各種学校の認可書の写しとすること。

- ロ 学校の沿革及び学生、生徒の定員数、現員数、職員数等学校の規模を明らかにする書類
それぞれの事項が明らかであれば任意に作成した書類で差し支えないこと。

(8) 資産及び資金に関する書類

イ 法人の場合

- (イ) 最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書(許可条件通知書に記載された資産要件(事業所数の上限)の範囲内で事業所を新設する場合を除く。)(税務署に提出したもの。)

- (ロ) 職業紹介事業に関する資産の内容及びその権利関係を証する書類

- a 最近の事業年度における法人税の納税申告書の写し(許可条件通知書に記載された資産要件(事業所数の上限)の範囲内で事業所を新設する場合を除く。法人税法施行規則別表1及び4は、必ず提出させること。)

[グループ通算制度を採用している法人については次に掲げる書類]

- ・ 国税庁長官の承認に係る承認申請書の写し(既に連結納税制度の承認を受けている法人を除く)
- ・ 最近の事業年度における法人税の納税申告書の写し(許可条件通知書に記載された資産要件(事業所数の上限)の範囲内で事業所を新設する場合を除く。)
- b 納税証明書(国税通則法施行令第41条第1項第3号ロに係る国税通則法施行規則別紙第8号様式(その2)による法人の最近の事業年度における所得金額に関するもの(許可条件通知書に記載された資産要件(事業所数の上限)の範囲内で事業所を新設する場合を除く。))

- c 最近の事業年度における株主資本等変動計算書(許可条件通知書に記載された資産要件(事業所数の上限)の範囲内で事業所を新設する場合を除く。)(持分会社にあっては社員資本等変動計算書を提出させること。)

- (ハ) 法人設立後最初の決算期を終了していない法人にあっては、設立時の貸借対照表又は財産目録等でよいこと。

ロ 個人の場合

- (イ) 最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書(許可条件通知書に記載された資産要件(事業所数の上限)の範囲内で事業所を新設する場合を除く。)(税務署に提出したもの。)

- (ロ) 職業紹介事業に関する資産の内容及びその権利関係を証する書類

a 青色申告等の場合

- (a) 最近の納税期における所得税の納税申告書の写し(許可条件通知書に記載された資産要件(事業所数の上限)の範囲内で事業所を新設する場合を除く。)

- (b) 納税証明書(許可条件通知書に記載された資産要件(事業所数の上限)の範囲内で事業所を新設する場合を除く。)(国税通則法施行令第41条第1項第3号イに係る国税通則法施行規則別紙第8号様式(その2)による最近の納税期における金額に関するもの)

(c) 次のいずれかの書類

- ・ 青色申告の場合(簡易な記載事項の損益計算書のみ作成する場合を除く。)(最近の納税期における所得税法施行規則第65条第1項第1号の貸借対照表及び損益計算書(所得税青色申告決算書(一般用及び不動産所得がある場合には、不動産用)の写し(許可条件通知書に記載された資産要件(事業所数の上限)の範囲内で事業所を新設する場合を除く。))
- ・ 白色申告又は青色申告で簡易な記載事項の損益計算書のみ作成する場合は、備考欄の欄に記載された資産等の状況のうち、土地・建物に係る不動産の登記事項証明書及び固定資産税評価証明書(許可条件通知書に記載された資産要件(事業所数の上限)を超えて事業所を新設する場合を除く。)

b その他の場合

- (a) 預金残高証明書(許可条件通知書に記載された資産要件(事業所数の上限)の範囲内で事業所を新設する場合を除く。)(期日については、第3の3の(1)のイの(ロ)のb参照)

第5 申請、届出等の手続の原則

(b) 貸付金残高証明書(許可条件通知書に記載された資産要件(事業所数の上限)の範囲内で事業所を新設する場合を除く。)(期日については、第3の3の(1)のイの(ロ)のb参照)

(c) 預貯金の場合は、その残高証明書とすること。

この場合は、申請者(法人又は団体の場合は法人又は団体)が所有している預貯金及び有価証券(例えば、国公債、社債、その他これに準ずるものであって、資産たるに価する程度の確実性のあるもの)の種類、金額を証明する書類であること。

なお、資産、資金額の証明書として残高証明書が2以上になる場合は同一日付けのものであること。

不動産の場合は、登記事項証明書及び公的機関による不動産の評価額証明書(例えば、固定資産課税台帳登録証明書)とすること。

この場合、申請者個人が所有している不動産の登記事項証明書については、不動産の所有状況及び抵当権設定状況のわかるものであれば抄本であっても差し支えないこと。

また、公的機関による不動産の評価額が著しく時価を下回る場合は、不動産鑑定士による不動産評価額を証明する書類を併せて添付することは差し支えないこと。

(ハ) 事業資金の額を証明する書類

申請者個人が所有している預貯金(その種類は問わない。)の種類及び額を証明する残高証明書とすること。

(9) 個人情報の適正管理に関する書類

指針第5の2の(3)に掲げる事項が規程に盛り込まれている必要があること(様式例第4号参照)。

(10) 業務の運営に関する規程

法第2条(職業選択の自由)、第3条(均等待遇)、第5条の3(労働条件等の明示)、第5条の4(求人等に関する情報の的確な表示)、第5条の5(個人情報の保護)、第5条の6(求人の申込み)、第5条の7(求職の申込み)、第5条の8(求職者の能力に適合する職業の紹介等)、第32条の3(手数料)、第32条の12第2項(取扱職種範囲等の届出)及び第34条において準用する第20条(労働争議に対する不介入)についてその具体的内容を含む業務の運営に関する規程を有している必要があること(様式例第1号参照)。

なお、法第32条の13の規定により明示すべき事項は確実に盛り込まれていることが必要であること。

4 国外にわたる職業紹介を行う場合の申請、届出等の添付書類に関する留意事項

(1) 相手先国に関する書類

イ 「相手先国の関係法令及びその日本語訳」の添付を要しない「国外滞在中の日本人に対し、帰国後の就業支援を目的とした職業紹介事業を行う場合」については、国外にわたる職業紹介についての取扱職種範囲等届出書(様式第6号)等を提出していない職業紹介事業者が、オンライン面談等の機会に、帰国後の就業を希望する国外滞在中の日本人に接したため、当該者への就業支援を継続するために、手続を迅速に行う必要が生じた場合などが該当する。

また、上記の添付を要しない場合において、取扱職種範囲等届出書(様式第6号)等の提出に時間を要する際は、変更の事実のあった日(職業紹介事業者が求職者の所在地が国外であることを把握した日)の翌日から起算して概ね30日以内に事業主管轄労働局に届け出ること。

(迅速な把握のため、変更の事実のあった日の翌日から起算して10日以内に、届出を予定している旨を電話等により事業主管轄労働局あて一報すること。)

ロ 「相手先国において、国外にわたる職業紹介について事業者の活動が認められていることを証明する書類(相手先国で許可等を受けている場合にあってはその許可証等の写し)及び当該書類が外国語で記載されている場合にあってはその日本語訳(取次機関を利用しない場合に限

第5 申請、届出等の手続の原則

る。)」については、当該国若しくは日本における法律専門家（海外の労働法規等に精通している者）の証明する書類又は当該国の法令により許可等を受ける等により事業を行うことが認められる場合にはその許可証等その他の事業の実施が認められていることを証明する書類の写しの添付によるものとする。

(2) 取次機関に関する書類

- イ 「取次機関及び事業者の業務分担について記載した契約書その他事業の運営に関する書類及び当該書類が外国語で記載されている場合にあってはその日本語訳」については、申請者と取次機関とのそれぞれの役割範囲を記載した書類であって、申請者と取次機関の業務分担による総体としての職業紹介について法に適合するものであるものとする。
- ロ 「相手先国において、当該取次機関の活動が認められていることを証明する書類（相手先国で許可等を受けている場合にあってはその許可証等の写し）及び当該書類が外国語で記載されている場合にあってはその日本語訳」については、当該国若しくは日本における法律専門家の証明する書類又は当該国の法令により許可等を受ける等により事業を行うことが認められる場合にはその許可証等その他の事業の実施が認められていることを証明する書類の写しの添付によるものとする。
- ハ 特定技能の在留資格について、相手先国によっては取次機関（送出し機関）を相手国政府が認証することとしている等、遵守すべき手続が定められている場合があるが、その情報については、出入国在留管理庁ホームページにおいて公表されるので確認すること。

5 地方公共団体が民間職業紹介事業者に委託して無料職業紹介事業を行うことについて

(1) 概要

地方公共団体が無料職業紹介事業の全部又は一部（例えば、求人・求職の受理のみを地方公共団体が行う場合。）を適正に許可を得た民間職業紹介事業者に委託することは可能である。

(2) 通知の要否

地方公共団体が職業紹介事業の全部を適正に許可を得た民間職業紹介事業者に委託する場合には、地方公共団体は無料職業紹介事業の実施の通知を行う必要はないが、地方公共団体が、無料職業紹介事業の一部を適正に許可を得た民間職業紹介事業者に委託し、一部は自ら実施する場合は、地方公共団体において無料職業紹介事業の実施の通知を行う必要がある。

(3) 有料職業紹介事業の許可が必要な場合

なお、職業紹介事業の委託に対して委託費等が支払われている場合であって、委託費等の額が紹介実績または雇用関係の成立実績により変動する方法により支払われているものや委託事業の内容が明らかに職業紹介事業のみであると判断できるケースについては、受託する民間職業紹介事業者は、職業紹介に関し、対価（委託費等）を（地方公共団体から）徴収して職業紹介事業を行う者と考えられることから、有料職業紹介事業の許可を得ていることが必要である。

6 有料職業紹介事業の許可手数料及び更新手数料

(1) 概要

- イ 許可手数料及び更新手数料は、有料職業紹介事業の許可に関する事務に要する費用として徴収する性格を有するものであり、職員の人件費及び物件費等事務処理経費をもとに算出される。
- ロ 許可手数料及び更新手数料は、許可に要する事務処理経費という性格から、許可若しくは不許可又は更新若しくは不更新にかかわらず徴収するものである。
- ハ 無料職業紹介事業に関しては、許可手数料及び更新手数料は不要である。

(2) 許可手数料及び更新手数料の額

第5 申請、届出等の手続の原則

イ 許可手数料の額

有料職業紹介事業の許可手数料の額は、50,000 円（許可に伴い複数の事業所において有料職業紹介事業を開始する場合にあつては、50,000 円＋（18,000 円×（有料職業紹介事業を行う事業所の数から一を減じて得た数））である（則第 18 条第 9 項）。

ロ 更新手数料の額

有料職業紹介事業の更新手数料の額は、18,000 円×（有料職業紹介事業を行う事業所の数）である（則第 22 条第 2 項）。

(3) 手数料の納付方法

手数料は、申請書に当該手数料の額に相当する収入印紙をはって納付しなければならない（則第 18 条第 10 項）。

(4) 手数料の還付

手数料は、申請書を受領し、受領印を押印し当該収入印紙に消印した後は返還しないものである（則第 18 条第 11 項）。

7 登録免許税の課税

(1) 概要

第 4 の 2 に掲げる手続のうち、有料職業紹介事業の許可申請を行おうとする者は登録免許税を納付しなければならない（登録免許税法（昭和 42 年法律第 35 号）第 3 条）。ただし、登録免許税法別表第 2 に掲げる者については、登録免許税が課されない。（登録免許税法第 4 条第 1 項）。

(2) 納税額

納税額は、許可一件当たり 90,000 円である（登録免許税法別表第 1 第 81 号）。

(3) 登録免許税の納付方法

登録免許税については、登録免許税の納付に係る領収証書を申請書に貼って提出しなければならない（登録免許税法第 21 条）。納付方法は、現金納付が原則であり、国税の収納機関である日本銀行、日本銀行歳入代理店（銀行等や郵便局）又は都道府県労働局の所在地を管轄する税務署において、登録免許税の相当額を現金で納付するものである（国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）第 34 条）。

(4) 納期限について

登録免許税の納期限は、許可日であるが（登録免許税法第 27 条）、許可しうる申請と判断し、申請書を改めて持参させる際に、登録免許税の納付に係る領収証書を申請書に貼り付けて提出させること。

納期限までに領収証書の提出がなく、納付の確認ができない場合には、許可を受けた者の当該登録免許税に係る同法第 8 条第 2 項の規定による納税地の所轄税務署長に対し、その旨を次の様式例により通知する。

第5 申請、届出等の手続の原則

年 月 日
〇〇税務署長 殿
労働局需給調整事業担当部長
登録免許税の納付不足額の通知について
登録免許税法第28条第1項の規定により、下記のとおり通知します。
記
1 区分 有料職業紹介事業の許可
2 登録免許税の額 90,000円
3 未納額 円
4 納期限 年 月 日
5 申請者の氏名又は名称

(5) 還付について

登録免許税の納付をして許可の申請をした者につき当該申請が却下された場合及び当該申請の取り下げがあった場合には、納付された登録免許税の額及び登録免許税法施行令（昭和42年政令第146号）第31条第1項に規定する事項を許可の申請をした者の当該登録免許税に係る登録免許税法第8条第2項の規定による所轄税務署長に対し、次の様式例により通知する。

年 月 日
〇〇税務署長 殿
労働局需給調整事業担当部長
登録免許税の過誤納の通知について
登録免許税法第31条第1項の規定により、下記のとおり通知します。
記
1 納付額 円
2 過誤納の理由 登録免許税法第31条第 項に該当 及び該当することとなった日 年 月 日
3 申請者の氏名又は名称

8 有料・無料職業紹介事業許可証の交付等

(1) 有料・無料職業紹介事業許可証の交付

職業紹介事業を許可した場合及び有効期間を更新した場合は、有料・無料職業紹介事業許可証（様式第5号）を発行し、事業主管轄労働局を経由して申請者に交付する。

(2) 有料・無料職業紹介事業許可証の返納

事業主管轄労働局は、次のいずれかに該当するときは当該事実のあった日から起算して10日以内に許可証を返納させた後破棄する。

なお、一事業所においてのみ次のホに該当する事実があった場合には、当該事実に係る事業所

第5 申請、届出等の手続の原則

管轄労働局へ返納させることとしても差し支えない。

- イ 職業紹介事業を廃止したとき。
- ロ 許可の有効期間が満了したとき。
- ハ 許可証を更新したとき。
- ニ 亡失した許可証を発見し、又は回復したとき。
- ホ 許可証記載事項を変更したことにより許可証を交付したとき。
- ヘ 許可が取り消されたとき。
- ト 職業紹介事業を行う事業所を廃止したとき(事業所における職業紹介事業を終了したとき)。
- チ 個人事業主が死亡したとき。
- リ 法人が合併により消滅したとき。

(3) 有料・無料職業紹介事業許可証の書換

許可証の記載事項の変更を行った場合は、新たに許可証を作成し、当該書換申請書を受理した事業所管轄労働局を経由して申請者に交付する。

なお、この場合は、許可証の書換申請を行わせるものとする。

(4) 職業紹介事業制度に係る周知

事業主管轄労働局においては、(1)により許可証を交付する際、当該事業主に対し、以下の内容により適正な職業紹介事業の運営に係る講習を実施するものとする。

- イ 職業紹介事業の適正な運営について
- ロ その他特に周知啓発が必要な事項

第6 手数料

1 制度の概要

(1) 原則

有料職業紹介事業を行う者は、法第32条の3第1項第1号（受付手数料、上限制手数料及び第二種特別加入保険料に充てるべき手数料）及び第2号（届出制手数料）並びに第2項（求職者手数料）並びに則第20条第4項（第二種特別加入保険料に充てるべき手数料）並びに則附則第4項（経過措置による求職受付手数料）に係る手数料のほか、職業紹介に関し、いかなる名義でも、実費その他の手数料又は報酬を受けてはならない。

なお、一の事業者が取扱分野に応じて上限制手数料と届出制手数料とを併用することは差し支えない。（ただし、同一の者に対して併用して徴収することはできない。）。

(2) 受付手数料

イ 求人受付手数料

求人の申込みを受理した場合は、1件につき710円を限度として、求人者から受付手数料を徴収することができる。これについては、手数料表の届出は不要であり、(3)の上限制手数料と組み合わせて徴収する考え方である。したがって、この求人受付手数料と、(4)の届出制手数料を組み合わせることは、法第32条の3第1項において想定されていないことに留意すること。

なお、消費税法第9条第1項本文適用事業者（以下「免税事業者」という。）は、1件につき660円が限度である。

ロ 求職受付手数料（経過措置）

芸能家、家政婦（夫）、配ぜん人、調理師、モデル又はマネキンの職業に係る求職者から求職の申し込みを受理した場合は、当分の間1件につき710円（免税事業者は660円）を限度として、求職者から受付手数料を徴収することができる（法第32条の3第2項ただし書、則附則第4項）。

ただし、同一の求職者に係る求職の申込みの受理が、1箇月間に3件を超える場合にあっては、1箇月につき3件分に相当する額を限度とする。

（注1）取扱職種の範囲等の定めとの関連

取扱職種の範囲等の定めとの関連で、求職受付手数料については、「求職受付時点におけるもの」とされており、複数の職業を扱う事業所の場合、当該手数料を徴収できる6職業の限定的受付であることを特定しておく必要がある。

例えば、「家政婦（夫）の職業」と「販売の職業」を扱う場合にあっては、前者の求職者を特定する必要がある、例えば求職票について「家政婦（夫）の職業」と「販売の職業」といったような限定を行わない場合求職受付手数料は徴収できない。

（注2）芸能家等の定義

芸能家、家政婦（夫）、配ぜん人、調理師、モデル、マネキンの定義は次のとおりである。（則附則第4項参照）

芸能家・・・放送番組（広告放送を含む。以下同じ。）、映画、寄席、劇場等において音楽、演芸その他の芸能の提供を行う者

家政婦（夫）・・・家政一般の業務（個人の家庭又は寄宿舍その他これに準ずる施設において行われるものに限る。）、患者、病弱者等の付添いの業務又は看護の補助の業務（病院等の施設において行われるものに限る。）を行う者

配ぜん人・・・正式の献立による食事を提供するホテル、料理店、会館等において、正式の作法による食卓の布設、配ぜん、給仕等の業務（これらの業務に付随した飲食器等の器具の整理及び保管に必要な業務を含む。）を行う者

第6 手数料

- 調理師・・・調理、栄養及び衛生に関する専門的な知識及び技能を有し、調理の業務を行う者
- モデル・・・商品展示等のため、ファッションショーその他の催事に出演し、若しくは新聞、雑誌等に用いられる写真等の製作の題材となる者又は絵画、彫刻その他の美術品の創作題材となる者
- マネキン・・・専門的な商品知識及び宣伝技能を有し、店頭、展示会等において相対する顧客の購買意欲をそそり、販売の促進に資するために各種商品の説明、実演等の宣伝の業務(この業務に付随した販売の業務を含む。)を行う者

(3) 上限制手数料

イ 徴収手続等

- (イ) 徴収の基礎となる賃金が支払われた日以降、求人者又は関係雇用主(求職者の再就職を援助しようとする当該求職者の雇用主又は雇用主であった者。以下同じ。)から徴収するものとする。
- (ロ) 手数料を支払う者に対し、必要な清算の措置を講ずることを約して徴収する場合にあっては、求人の申込み受理以降又は関係雇用主が雇用しており、若しくは雇用していた者の求職の申込み受理以降徴収することができるものとする。
- (ハ) 手数料の最高額は、求人者及び関係雇用主の双方から徴収しようとする場合にあっては、その合計について適用するものとする。

ロ 手数料の最高額

次の額を限度として徴収することができる。

- (イ) 支払われた賃金額の100分の11(免税事業者は10.3)に相当する額(次の(ロ)及び(ハ)の場合を除く。)
- (ロ) 同一の者に引き続き6箇月を超えて雇用された場合(次の(ハ)の場合を除く。)にあっては、6箇月間の雇用に係る賃金について支払われた賃金額の100分の11(免税事業者は10.3)に相当する額
- (ハ) 期間の定めのない雇用契約に基づき同一の者に引き続き6箇月を超えて雇用された場合にあっては、次のa及びbのうちいずれか大きい額
- a 6箇月間の雇用に係る賃金について支払われた賃金額の100分の11(免税事業者は10.3)に相当する額
- b 6箇月間の雇用について支払われた賃金額から、臨時に支払われる賃金及び3箇月を超える期間ごとに支払われる賃金を除いた額の100分の14.8(免税事業者は13.9)に相当する額

(4) 届出制手数料

イ 徴収手続等

- (イ) 求人の申込み又は関係雇用主が雇用しており、若しくは雇用していた者の求職の申込みを受理した時以降、手数料表に基づく者から徴収することができる。
- (ロ) 手数料の額は、手数料表に基づく複数の者から徴収しようとする場合にあっては、その合計について適用する。

ロ 手数料の額

厚生労働大臣に届け出た手数料表の額を徴収することができる。

ハ 手数料表の変更命令

届け出られた手数料表に基づく手数料が、①「手数料の種類、額その他手数料に関する事項が明確に定められていないことにより、当該手数料が著しく不当であると認められるとき」、又は②「特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき」には、当該手数料表を変更すべきことを命ずることができる(法第32条の3第4項)。

この手数料の額の種類、額その他手数料に関する事項が「明確に定められていないこ

とにより、当該手数料が著しく不当である。」と認められるとの判断については、①求人者、求職者の人種、国籍等により、手数料額に高低を設ける場合、②「その他付加的なサービス」のような包括的な区分が設けられる等、手数料の有無又は額が明確でなく、提供されるサービスの種類・内容と当該サービスを受けた場合の手数料額との対応関係が不明確である場合に、求職者からの申出等を契機として、手数料の水準等に関し、必要な調査等を行い、これに基づき判断するものであること。

ニ 権限の委任

法第32条の3第4項の規定による手数料表の変更命令に関する権限は、当該職業紹介事業を行う者の主たる事務所及び当該職業紹介事業を行う事業の所在地を管轄する都道府県労働局長が行うものとする。

ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

(5) 求職者手数料

イ 徴収の対象となる役務

「芸能家」及び「モデル」の職業並びに「経営管理者」、「科学技術者」及び「熟練技能者」の職業について、その求職者より徴収できる。

ただし、「経営管理者」、「科学技術者」及び「熟練技能者」の職業に係る求職者については、紹介により就職したこれらの職業に係る賃金の額が、年収700万円又はこれに相当する額（具体的には、例えば、短期の労働契約が締結された場合でいえば、月収が（700万円÷12月）の額である場合がこれに該当する。）を超える場合に限られるものである。

なお、科学技術者、経営管理者及び熟練技能者の定義及びその留意事項は、次表のとおりである（「芸能家」、「モデル」の定義については、(2)の（注2）参照）。

職 業	内 容	留 意 事 項
経営管理者	会社その他の団体の経営に関する高度の専門的知識及び経験を有し、会社その他の団体の経営のための管理的職務を行う者	一般的に、部長以上の職にある者、例えば、役員、部長のほか、企画室長、社長室長、エグゼクティブ・バイスプレジデント、ゼネラルマネージャー等部長以上の職に相当するものがこれに該当する。 なお、幹部候補社員など、現に経営のための管理を行わない者は、これに含まれない。
科学技術者	高度の科学的、専門的な知識及び手段を応用し、研究を行い、又は生産その他の事業活動に関する技術的事項の企画、管理、指導等を行う者	科学技術者といえるためには、学校教育法の規定による大学（短大を除き、以下単に「大学」という。）の課程を修了し、又はこれと同等以上の自然科学、社会科学、人文科学等についての専門的知識を持ち、その後5年以上の経験を有することを必要とする。したがって、本社における技術スタッフ、現場における技術指導者、生産管理者、研究施設（シンクタンク等を含む。）における研究員等がこれに該当し、現場における課長、組長、研究施設における研究補助者等は、一般的にはこれに含まれない。 なお、システム・エンジニア、システム・アナリストなど情報処理技術者もこれに含まれるが、電子計算機・数値制御工作機械の操作に付随して軽易なプログラムの作成・修正の業務に従事するもの、電子計算機オペレータなどは含まれない。

第6 手数料

		※ 大学院の課程進学（入学）者については、それ以前の大学の課程終了後に係る経験と大学院の課程修了後に係る経験を通算して5年以上の経験を有することを原則必要とし、大学院の課程の在籍をもって経験とはしないことを原則とする。 なお、職業を継続しながら大学院の課程に在籍する者については、当該職業に係る経験が通算される。
熟練技能者	厚生労働大臣の行う技能検定における特級若しくは1級の技能又はこれに相当する技能を有し、生産その他の事業活動において当該技能を活用した業務を行う者	「これに相当する技能」とは、①厚生労働大臣の行う技能検定のうち、単一等級の技能、②当該技能に係る認定・資格等を有し、当該技能を活用した業務について10年以上の実務の経験を有する者に係る技能が該当する。

ロ 徴収手続等

上記(3)の求人者等に対する上限制手数料と同様の手続により、また上記(3)のロの(イ)、(ロ)及び(ハ)（bの額を徴収することはできない。）と同じ限度額の範囲内で徴収できる。

また、「経営管理者」、「科学技術者」及び「熟練技能者」の職業に係る求職者から手数料を徴収するに当たっては、次の点に留意すること。

(イ) 「経営管理者」等の職業への就職については、一般的には、期間の定めのない（あるいは長期の）労働契約が締結される場合が多いものと考えられる。また、こうした長期・安定的な職業への紹介に係る求人者からの手数料徴収について、紹介に係る就職から一定の期間を経過した後に徴収する等の配慮がなされることが多いと考えられる。

このため、「経営管理者」等の職業に係る求職者からの手数料徴収については、求職者と職業紹介事業者との間の契約（手数料徴収に関する定め）によるものではあるが、紹介に係る就職から一定の期間（6箇月程度）を経過した後に徴収することが適当であり、そのために必要な指導等を行うこと。

(ロ) なお、上記の一定期間を下回る期間の労働契約が締結される場合については、上記(イ)にかかわらず、当該労働契約期間の終了時以降に手数料徴収することが適当であること。

(6) 第二種特別加入保険料に充てるべき額として徴収する手数料

イ 徴収手続等

(イ) 法第32条の3第1項第1号に基づき則別表に定められた手数料を徴収する家政婦（夫）紹介所は、家政婦（夫）紹介所の紹介により個人家庭で家事、育児又は介護等の作業に従事する者（以下「家政婦（夫）」という。）に係る職業紹介について紹介手数料（支払われた賃金の額の100分の11（免税事業者の場合は100分の10.3）に相当する額を上限とする。）に第二種特別加入保険料に充てるべきものとして徴収する額（支払われた賃金の額の1000分の5.5に相当する額以下とする。以下同じ。）を上乗せして徴収することができる。

(ロ) 法第32条の3第1項第2号に基づき厚生労働大臣に届け出た手数料表に基づき手数料を徴収する家政婦（夫）紹介所は、家政婦（夫）に係る職業紹介について当該手数料表に第二種特別加入保険料に充てるべきものとして徴収する旨を定め、当該第二種特別加入保険料額に充てるべきものとして徴収する額を上乗せして徴収することができる。

なお、この場合において、法第32条の3第1項第2号に基づき厚生労働大臣に届け出た手数料表に基づき、第二種特別加入保険料額に充てるべきものとして徴収する額を上

乗せして徴収することができるので、当該手数料表に徴収する旨の定めがない場合は、同条第4項第2号により手数料の種類、額その他手数料に関する事項が明確に定められていないことに該当することとなり、同項に規定する厚生労働大臣の変更命令の対象となることから、手数料の届出を受理する際に、その旨周知する必要がある。

ロ 確定保険料としての納入額が第二種特別加入保険料に充てるべきものとして徴収した手数料額を下回る場合の取扱い

(イ) 一の年度において、一の特別加入団体として承認を受けた家政婦（夫）紹介所に係る確定保険料の額が第二種概算保険料に充てるべきものとして徴収した手数料額の合計額を下回る場合は、翌年度の概算保険料等に充当するものとする。

(ロ) しかしながら、(イ)のように充当したにもかかわらず、なお剰余が生じる場合については、当該剰余額を翌々年度における(イ)に掲げる費用に充当するときを除き、当該家政婦（夫）紹介所に求職登録している家政婦（夫）に係る次のような福祉の増進に要する費用に用いるものとする。

- a 家政婦（夫）に係る健康診断の実施、家政婦（夫）が受診した健康診断に要する費用の助成
- b 家政婦（夫）の感染予防のため貸与する手袋、予防衣等の購入、洗浄液等の購入
- c 家政婦（夫）の腰痛予防のため貸与する腰部保護ベルト、腹帯等の購入

ハ 区分管理の方法

第二種特別加入保険料額に充てるべきものとして徴収する手数料については、手数料管理簿において一般の手数料とは区分して記載、管理しなければならない。また、当該保険料に充てるべき額の徴収と当該保険料額の納付については、経理上も他の収支とは区分して計上するものとする。

そのため、これら適正な管理を行うためには、求職票等求職者が希望する職務の内容が明らかとなる書類により特別加入者であるか否かを常時的確に把握しておく必要がある。

また、上記ロの(ロ)に該当し、第二種特別加入保険料に充てるべきものとして徴収した手数料額の剰余を使用した場合は、これら支出の状況を領収書等を添付した上で記録し、手数料管理簿の別紙として管理すること。

なお、第二種特別加入保険料に充てるべき手数料を徴収した場合には、手数料管理簿の写し（第二種特別加入保険料に充てるべきものとして徴収した手数料額の剰余を福祉の増進に要する費用に用いた場合において支出の状況の記録となる領収書等の証明書類を添付しているもの）を法第32条の16第1項の事業報告書に添えて厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 届出制手数料に関する手続

(1) 厚生労働大臣への届出

届出制手数料の額を定めて徴収しようとする者は、事業主管轄労働局を経て厚生労働大臣へ届け出なければならない。

(2) 届出様式

届出は、届出制手数料届出書（様式第3号。以下第6の2において「届出書」という。）を届出制手数料に係る料金表とともに3部（正本1部、写し2部）作成し、事業主管轄労働局に提出することにより行う。

(3) 提出時期

新規許可の場合は、できる限り許可申請と同時に提出するよう指導する。

(4) 事業所別の手数料表

有料職業紹介事業者が複数の事業所で異なる届出制手数料に係る手数料表に基づき徴収

第6 手数料

する場合にあっては、事業所ごとの手数料表を作成し、事業主管轄労働局に提出するものとする。

(5) 事業所所在労働局への連絡

届出書を受理した事業主管轄労働局は、当該届出書を複写して事業所の所在する労働局へ送付する等により連絡するものとする。

(6) 第二種特別加入保険料額の取扱い

当該有料職業紹介事業者が、第二種特別加入保険料額に充てるべきものとして手数料を徴収することとなり、従来届出書により届け出ている手数料額を超えて手数料を徴収する場合には、届出制手数料変更届出書（様式第3号）を提出しなければならない。

この場合において、当該届出書には、第二種特別加入保険料額に充てるべき手数料を徴収する旨及び当該手数料額を記載する必要がある。

3 取扱職種の範囲等の明示との関係（法第32条の13）

有料職業紹介事業者は、原則として求人者の申し込み又は求職者の申し込みを受理した後、速やかに、求人者及び求職者双方に対し、書面の交付の方法、ファクシミリを利用する方法又は電子メール等を利用する方法により、手数料に関する事項及び返戻金制度に関する事項について、明示しなければならないこととされている。（電子メール等については、第9の2（1）参照）手数料に関する事項とは、求職者から徴収する手数料に関する事項及び求人者から徴収する手数料に関する事項であり、求職者に対しては、求職者から徴収する手数料のみならず、求人者から徴収する手数料についても明示しなければならないこと、求人者に対しても同様に、求職者から徴収する手数料についても明示しなければならないことに留意すること。（手数料及び返戻金制度以外の事項も含めた取扱職種の範囲等の明示に関しては、第9の8の（3）参照）

具体的には、各事業所で徴収することとしている上限制手数料等を含む手数料表を明示することとなるが、このなかに求職受付手数料を徴収する事業所にあっては、当該手数料を徴収することとなる職業（芸能家、家政婦（夫）、配せん人、調理師、モデル、マネキンのいずれか）及び当該手数料を徴収する旨及び手数料額が記載されていることが必要である。

また、芸能家若しくはモデル又は経営管理者、科学技術者若しくは熟練技能者について求職者紹介手数料を徴収する事業所についても同様の取扱いを行う必要がある。

さらに、第二種特別加入保険料額に充てるべき手数料を徴収する事業者にあつては、当該手数料を徴収する旨及び当該手数料額が記載されていることが必要である。

加えて、手数料表の明示のみでは個々の職業紹介に適用される手数料の金額や発生条件が明らかでない場合は、遅くとも個々の職業紹介の実施までに、個々の職業紹介に適用される手数料の金額や発生条件について、現状認められている方法により誤解が生じないように明示する必要がある。

なお、この場合における則附則第3項にある「家政婦」とは男性たる家政夫を含むものであり、男女雇用機会均等法の趣旨に反しないようにするためにも、手数料表に記載する時には「家政婦・家政夫」又は「家政婦（夫）」とすること。

4 法令違反の場合の効果

届出をせずに届出制手数料を徴収した者は、法第65条第2号に該当し、6箇月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処せられる場合がある。

5 第二種特別加入保険料に充てるべき手数料の管理の方法等について

則第20条第8項に規定された職業安定局長が定める「第二種特別加入保険料に充てるべき手数料」の管理の方法その他当該手数料に関し必要な事項は以下のとおりとする。

職業安定局長が定める第二種特別加入保険料に充てるべき手数料の管理の方法
その他当該手数料に関し必要な事項

1 第二種特別加入保険料に充てるべき額の徴収方法

(1) 法第32条の3第1項第1号に基づき則別表に定められた手数料を徴収する家政婦（夫）紹介所は、個人家庭で家事、育児又は介護等の作業に従事し、特別加入している家政婦（夫）（以下「特別加入している家政婦（夫）」という。）に係る職業紹介について紹介手数料（支払われた賃金の額の100分の11（免税事業者の場合は100分の10.3）に相当する額を上限とする。）に第二種特別加入保険料に充てるべきものとして徴収する額（支払われた賃金の額の1000分の5.5に相当する額以下とする。以下同じ。）を上乗せして徴収することができる。

(2) 法第32条の3第1項第2号に基づき厚生労働大臣に届け出た手数料表に基づき手数料を徴収する家政婦（夫）紹介所は、団体の構成員たる家政婦（夫）に係る職業紹介について当該手数料表に第二種特別加入保険料に充てるべきものとして徴収する旨を定め、当該第二種特別加入保険料額に充てるべきものとして徴収する額を上乗せして徴収することができる。

この第二種特別加入保険料額に充てるべきものとして徴収する額の徴収については、手数料管理簿において一般の手数料とは区分して記載、管理しなければならない。また、当該保険料に充てるべき額の徴収と当該保険料額の納付については、経理上も他の収支とは区分して計上するものとする。

なお、この場合において、法第32条の3第1項第2号に基づき厚生労働大臣に届け出た手数料表に基づき、第二種特別加入保険料額に充てるべきものとして徴収する額を上乗せして徴収することができるので、当該手数料表に徴収する旨の定めがない場合は、同条第4項第2号により手数料の種類、額その他手数料に関する事項が明確に定められていないことに該当することとなり、同項に規定する厚生労働大臣の変更命令の対象となることから手数料の届出を受理する際に、その旨周知する必要がある。

2 第二種特別加入保険料の納入の取扱い

第二種特別加入保険料については、特別加入団体として承認を受けた家政婦（夫）団体が、各保険年度の開始に当たり、概算保険料を納付し、確定保険料の申告により、これを精算することとなる。また、この保険料には、第二種特別加入保険料に充てるべきものとして徴収した金額を充てることとなる。

なお、保険年度の途中で新たに特別加入者として加入承認を受けた者又は特別加入者の脱退承認を受けた者については、年間の保険料額を12で除した金額に、当該者が当該保険年度中に特別加入者とされた期間の月数（1箇月未満の端数がある時はこれを1箇月とする。）を乗じて得た額で確定精算する。

3 確定保険料としての納入額が第二種特別加入保険料に充てるべきものとして徴収した手数料額を下回る場合の取扱い

(1) 一の年度において、一の特別加入団体として承認を受けた家政婦（夫）紹介所に係る確定保険料の額が第二種概算保険料に充てるべきものとして徴収した手数料額の合計額を下回る場合は、翌年度の概算保険料等に充当するものとする。

(2) しかしながら、(1)のように充当したにもかかわらず、なお剰余が生じる場合については、当該剰余額を翌々年度における(1)に掲げる費用に充当するときを除き、当該家政婦（夫）団体に求職登録している特別加入している家政婦（夫）に係る次のような福祉の増進に要する費用に用いるものとする。

- ①特別加入している家政婦（夫）に係る健康診断の実施、家政婦が受診した健康診断に要する費用の助成
- ②特別加入している家政婦（夫）の感染予防のため貸与する手袋、予防衣等の購入、洗浄液等の購入
- ③特別加入している家政婦（夫）の腰痛予防のため貸与する腰部保護ベルト、腹帯等の購入

なお、家政婦（夫）紹介所は、上記①から③までに係る費用に第二種特別保険料に充てるべきものとして徴収した手数料額の合計額の剰余額を使用した場合は、これら支出の状況を領収書等証明書類を添付した上で記録するとともに、法第32条の16第1項に基づく事業報告書によ

第6 手数料

り報告しなければならない。

※以上の徴収方法に違反した有料職業紹介事業者は、法第32条の3に違反するものとして、許可の取消し及び事業停止命令（法第32条の9）及び改善命令（法第48条の3）の対象となるとともに罰則（法第65条第2号）の対象となる。

6 常用目的紹介にかかる手数料の取扱い

当初求人者と求職者との間で期間の定めのある雇用契約（以下「有期雇用契約」という。）を締結させ、その契約の終了後引き続き、両当事者間で期間の定めのない雇用契約（以下「常用雇用契約」という。）を締結させることを目的とする職業紹介（以下「常用目的紹介」という。）が行われ、常用雇用契約が締結された場合において、それぞれの契約に係る手数料は、次のとおりである。（常用目的紹介に関し、手数料の取扱い以外の留意点については、第9の2の(5)参照のこと。）

イ 有料職業紹介事業者が上限制手数料を採用している場合は、手数料の最高額の範囲内の手数料とすることができる。

ロ 有料職業紹介事業者が届出制手数料を採用している場合は、届出を行った手数料表に基づく手数料とすることができる。

なお、この場合において、有期雇用契約に係る雇用期間が6箇月であるときの手数料表としては、例えば、次のようなものが考えられる。

①当初の有期雇用契約については、支払われた賃金の一定割合（例えば100分の10）に相当する額とする。

②常用雇用契約については、当初の職業紹介から6箇月経過後1年経過時点までの間に支払われた賃金の一定割合（例えば100分の30）に相当する額とする。

なお、常用雇用契約に係る手数料は、有期雇用契約終了後に常用雇用契約が締結される場合について設定されるものである。

第7 その他の手続等

1 事業組織の変更に関する手続等

(1) 許可を要する事業組織の変更

- イ 現に許可を受けている個人事業主が法人化する場合は、新たな事業組織による新規の許可申請を行わせる。
- ロ 許可後は直ちに従前の事業を廃止させる。

(2) 許可を要しない事業組織の変更

有料職業紹介事業を行っている特例有限会社の株式会社への商号変更、持分会社の種類の変更（合名会社・合資会社・合同会社間での変更）、持分会社から株式会社への組織変更が行われる場合で、変更に伴い許可の要件を欠くことがない場合には、事業者の名称、事業所の名称等に係る変更届によることとして差し支えない。

2 個人事業の代表者が死亡した場合の手続等

(1) 職業紹介責任者でない代表者が死亡した場合の手続

- 個人事業の代表者が死亡した場合には、職業紹介事業の許可は自然消滅する。
- ただし、死亡の日から10日以内に死亡の届出がなされた場合は、死亡の日から1箇月間職業紹介責任者の責任において事業の継続を認める。
- この1箇月のうちに引き続き事業を行おうとする者から新規の許可申請が行われた場合には、許可処分が通知される日まで職業紹介責任者の責任において事業の継続を認める。
- なお、死亡の届出は、職業紹介事業代表者死亡届（通達様式第13号。以下「死亡届」という。）を事業主管轄労働局に提出することにより行う。

(2) 職業紹介責任者を兼ねている代表者が死亡した場合の手続

- 死亡の日から10日以内に死亡の届出がなされた場合は、死亡の日から1箇月間届出者（当該代表者の家族、従事者又は有効求職登録者）の責任において事業の継続を認める。
- この1箇月のうちに引き続き事業を行おうとする者から新規の許可申請が行われた場合には、許可処分が通知される日まで届出者の責任において事業の継続を認める。

(3) 代表者が死亡し、職業紹介責任者等が職業紹介事業を継続しない場合

- 代表者が死亡し、職業紹介責任者等が職業紹介事業を継続しない場合は、死亡届を提出する必要はない。

3 法人の合併等の手続

法人の合併等の際し、消滅する法人が職業紹介事業の許可を有しており、合併後存続する法人又は合併により新たに設立される法人が、その事業所において、引き続き職業紹介事業を行おうとする場合等には、許可申請等の手続を行う必要がある。

(1) 吸収合併の場合の取扱い

- イ 合併後存続する法人においては、合併後に職業紹介事業を行う場合、消滅する法人において有料職業紹介事業の許可を有していたが、存続する法人で許可を有していないのであれば、新規許可申請が必要である。
- この場合、職業紹介事業の許可の期間に空白を生じることを避けるため、合併の日付と同日付けで許可することが可能となるよう、合併を議決した株主総会議事録等合併が確実に行われることを確認できる書類を添付して、存続法人において事前に許可申請を行う。この際、合併により事業開始予定日まで又は事業開始予定日付けで法人の名称、住所、代表者、役員、紹介責任者が変更するときであって、これらについて許可申請時に合併を議決した株主総会議事録等により当該変更が確認できるときは有料・無料職業

第7 その他の手続等

紹介事業許可申請書（様式第1号）においては、変更後のものを記載させ、変更後直ちにその申請内容に相違がなかったことを報告させるものとする。

ロ 合併後に職業紹介事業を行う場合であって、存続法人が職業紹介事業の許可を有していたときについては、新規許可申請を行う必要はないが、合併により法人の名称等に変更がある場合には、変更の届出を行う。

ハ 合併するすべての法人が職業紹介事業を行っている事業所を有している場合は合併後消滅する法人であっても新規許可申請を行う必要はないが、合併により法人の名称等に変更がある場合には、変更の届出を行う。

なお、許可条件通知書に記載された資産要件（事業所数の上限）については、合併する全ての法人の職業紹介事業所数を足し合わせた事業所数を記載した職業紹介事業許可条件通知書を新たに作成し、申請者に交付するものとするが、合併に際し、新たに職業紹介事業を行う事業所を新設する場合には、第4の5の(1)のイの(ト)の届出を行わせることが必要である。

(2) 新設合併の場合の取扱い

イ 新設合併の場合（合併する法人がすべて解散し、それと同時に新法人が設立される場合）には、合併後に職業紹介事業を行う場合は、新規許可申請が必要である。

この場合、(1)のイと同様の手続により事前に許可申請を行うこととなるが、申請時には新法人の主体がないため、特例的に合併後の予定に基づいて申請書等を記載するものとし、新法人設立後、予定どおり設立された旨を報告させる。

ロ なお、新設合併する法人がすべて職業紹介事業の許可を有している場合は、(1)のハに準じた取扱いとなる。

(3) 労働者派遣事業を行う法人と合併する場合の取扱い

職業紹介事業の許可を有する法人と労働者派遣事業の許可を有する法人が合併するときであって、職業紹介事業の許可を有する法人が消滅する場合は、合併後当該事業所において新規許可申請が必要となる。職業紹介事業の許可を有する法人が存続する場合は、合併後、当該法人において新規許可申請を行う必要はないが、合併により法人の名称等が変更したときは、変更の届出を行わせることが必要である。

(4) 営業譲渡、譲受の場合の取扱い

(1)に準じた取扱いとなる。

4 会社分割の場合の取扱い

(1) 新設分割の場合

分割により新たに創設した法人（以下「分割新設法人」という。）に、分割する法人の営業を承継させる新設分割（会社法第2条第30号）の場合には、分割する法人が職業紹介事業の許可を有している場合であっても、分割新設法人が職業紹介事業を行う場合は新規許可申請が必要となり、3の(2)のイに準じて取り扱うものとする。

(2) 吸収分割の場合

既に存在する他の法人に、分割する法人の営業を承継させる吸収分割の場合には、(1)に準じて取り扱うものとする。

5 権利能力のない社団が行う無料職業紹介事業の代表者交代に伴う許可手続等

権利能力のない社団については、職業紹介事業を行おうとする場合は、その代表者が職業紹介事業の許可を受けなければならない。

権利能力のない社団において、代表者の交代に伴い、新たな代表者が許可申請を行おうとする場合は、無料職業紹介事業の許可の期間に空白を生じることを避けるため、代表者を新

たな代表者に交代する旨を決議した総会等の議事録等交代を確認できる書類を添付することにより、現に許可を受けている代表者名義の資産、資金及び事業所の所有権等を新たな代表者の名義に変更する前にその者において事前に許可申請を行うことも可能とする。この際、交代の手続が完了した時点でその旨報告させるものとする。

6 帳簿書類の備付け

(1) 有料職業紹介事業者が備え付けるべき帳簿書類

有料職業紹介事業を行う者は、有料職業紹介事業を行う事業所ごとに次に掲げる書類を備え付けておかなければならない（則第24条の7第1項）。

なお、企業説明会等において求人者又は求職者の情報を収集した場合であっても、求人・求職の申込みに至らない場合には、次のイの書類に(3)に定める事項の記載は不要であること。ただし、企業説明会等の終了後に当該求人者又は求職者に係る職業紹介を行う場合には、改めて求人又は求職の申込みを受理するとともに、イの書類に(3)で定める事項を記載すること。また、収集した求職者の情報に個人情報が含まれる場合には、法第5条の5に基づき、適切に取り扱うこと。

- イ 求人求職管理簿
- ロ 手数料管理簿

(2) 無料職業紹介事業者が備え付けるべき帳簿書類

無料職業紹介事業を行う者は、無料職業紹介事業を行う事業所ごとに求人求職管理簿を備え付けておかなければならない（則第25条）。

なお、企業説明会等において求人者又は求職者の情報を収集した場合であっても、求人・求職の申込みに至らない場合には、求人求職管理簿に(3)に定める事項の記載は不要であること。ただし、企業説明会等の終了後に当該求人者又は求職者に係る職業紹介を行う場合には、改めて求人又は求職の申込みを受理するとともに、求人求職管理簿に(3)で定める事項を記載すること。また、収集した求職者の情報に個人情報が含まれる場合には、法第5条の5に基づき、適切に取り扱うこと。

(3) 帳簿書類の様式

(1)及び(2)の帳簿書類には次の事項を記載しておかなければならない。ただし、様式については任意のものを使用して差し支えない。

イ 求人求職管理簿

(イ) 求人に関する事項

① 求人者の氏名又は名称

求人者が個人の場合は氏名を、法人の場合は名称を記載すること。この場合、求人者が複数の事業所を有するときは、求人の申込み及び採用選考の主体となっている事業所の名称を記載すること。

② 求人者の所在地

求人者の所在地を記載すること。

③ 求人に係る連絡先

求人者において、求人及び採用選考に関し必要な連絡を行う際の担当者の氏名及び連絡先電話番号等を記載すること。

④ 求人受付年月日

求人を受け付けた年月日を記載すること。

なお、同一の求人者から、複数の求人を同一の日に受け付ける場合で、受付が同時ではない場合は、その旨記載すること。

⑤ 求人の有効期間

求人の取扱に当たって、有効期間がある場合は、当該有効期間を記載するとともに、有効期間が終了した都度、その旨記載すること。

なお、有効期間については、事前に求人者に説明しておくこと。

第7 その他の手続等

- ⑥ 求人数
当該求人として、募集する労働者の人数を記載すること。
- ⑦ 求人に係る職種
当該求人により雇い入れようとする労働者が従事する業務の職種を記載すること。なお、求人者による求人の申込みの際に伝えられた職種の変更の範囲については、記載しなくても差し支えない。
- ⑧ 求人に係る就業場所
当該求人により雇い入れようとする労働者が業務に従事する場所を記載すること。なお、求人者による求人の申込みの際に伝えられた就業場所の変更の範囲については、記載しなくても差し支えない。
- ⑨ 求人に係る雇用期間
当該求人により雇い入れようとする労働者の雇用期間を記載すること。
- ⑩ 求人に係る賃金
当該求人により雇い入れようとする労働者の賃金を記載すること。
求人管理簿上に記載された賃金が、求人によって支払単位が異なるときには、時給、日給、月給等が判別できるように記載すること。
なお、雇用する労働者の能力等によって、賃金額が異なる場合については、下限額及び上限額を記載することでも差し支えない。
賃金額が都道府県ごとに設定されている最低賃金額を満たしているか留意すること。
- ⑪ 職業紹介の取扱状況
当該求人に求職者をあっせんした場合は、職業紹介を行った時期、求職者の氏名、採用・不採用の別を記載することとし、採用された場合は採用年月日、期間の定めのない労働契約を締結した者（以下「無期雇用就職者」という。）である場合はその旨、転職勧奨が禁止される期間（採用年月日から、採用年月日の2年後の応当日の前日までの間）及び無期雇用就職者の離職状況も記載すること。
無期雇用就職者の離職状況については、以下の(a)又は(b)のいずれかについて記載すること。
 - (a) 6箇月以内に離職（解雇を除く。）したか否か又は離職状況の確認のための調査により離職状況が判明しなかった場合にはその旨、並びに調査を行った日及び調査方法
 - (b) 6箇月以内の離職により返戻金制度に基づき返金が行われたか否か
なお、求人者、求職者とのトラブル防止の観点から、採用・不採用に至るまでの経緯を記載することは差し支えない。
- (Ⅱ) 求職に関する事項
 - ① 求職者の氏名
求職者の氏名を記載すること。
 - ② 求職者の住所
求職者の住所を記載すること。
 - ③ 求職者の生年月日
求職者の生年月日を記載すること。
年齢によっては、労働基準法上、就業に関する制限があるので留意すること。
 - ④ 求職者の希望職種
求職者の希望する職種を記載すること。
求職者の希望職種によっては、受付手数料を徴収することも可能であること。
 - ⑤ 求職受付年月日
求職を受け付けた年月日を記載すること。
 - ⑥ 求職の有効期間
求職の取扱に当たって、有効期間がある場合は、当該有効期間を記載するとともに、有効期間が終了した都度、その旨記載すること。
なお、有効期間については、事前に求職者に説明しておくこと。
 - ⑦ 職業紹介の取扱状況

当該求職者に求人をあつせんした場合は、職業紹介を行った時期、求人者の氏名又は名称（当該求人者からの求人が複数ある場合は、求人が特定できるようにしておくこと。）、採用・不採用の別を記載することとし、採用された場合は採用年月日、無期雇用就職者である場合はその旨、転職勧奨が禁止される期間（採用年月日から、採用年月日の2年後の応当日の前日までの間）及び無期雇用就職者の離職状況も記載すること。

無期雇用就職者の離職状況については、以下の(a)又は(b)のいずれかについて記載すること。

(a) 6箇月以内に離職（解雇を除く。）したか否か又は離職状況の確認のための調査により離職状況が判明しなかった場合にはその旨、並びに調査を行った日及び調査方法

(b) 6箇月以内の離職により返戻金制度に基づき返金が行われたか否か

なお、求人者、求職者とのトラブル防止の観点から、採用・不採用に至るまでの経緯を記載することは差し支えない。

ロ 手数料管理簿

① 手数料を支払う者の氏名又は名称

求人者、関係雇用主又は求職者のうちの手数料の支払いを行う者について、個人の場合は氏名を、法人の場合は名称を記載すること。

なお、求人者又は関係雇用主が複数の事業所を有するときは、求人申込み等の主体となっている事業所の名称を記載すること。

② 徴収年月日

手数料の支払いが行われた年月日を記載すること。

③ 手数料の種類

求人受付手数料、求職受付手数料、求職者手数料、紹介手数料等の種類を記載すること。

④ 手数料の額

徴収した手数料の額を記載すること。第二種特別加入保険料を徴収している場合はその額がわかるように記載すること。

⑤ 手数料の算出の根拠

手数料の算出根拠となった賃金、割合等をわかるように記載すること。

なお、書面によらず電磁的記録により帳簿書類の作成を行う場合は、電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク、CD-ROMその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製する方法により作成を行わなければならない。

また、書面によらず電磁的記録により帳簿書類の備付けを行う場合は、次のいずれかの方法によって行った上で、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、及び書面を作成できるようにしなければならない。

イ 作成された電磁的記録を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

ロ 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

(4) 帳簿書類の保存期間

保存期間は、求人求職管理簿については求人又は求職の有効期間の終了後、手数料管理簿については手数料の徴収完了後、2年間とする。

(5) 法違反の場合の効果

法第32条の15に違反した場合は、30万円以下の罰金に処せられる場合がある（法第66

第7 その他の手続等

条6号)。また、許可の取消し又は事業の停止処分の対象となる（法第32条の9第1項及び第2項（法第33条第4項において準用する場合を含む。））。

7 職業紹介事業報告

(1) 報告方法

職業紹介事業者は、毎年4月30日までに、その年の前年の4月1日からその年の3月31日までの間における職業紹介事業を行う全ての事業所ごとの職業紹介事業の状況（ただし、無期雇用就職者の離職状況については、その年の前々年の4月1日からその年の前年の3月31日までに就職した者に関する状況（※））を報告書にまとめ、正本1部及びその写し2部を作成し、事業主管轄労働局に提出する（法第32条の16（法第33条第4項又は法第33条の3第2項において準用する場合を含む。）、則第24条の8（則第25条又は則第25条の3第2項において準用する場合を含む。））。

※無期雇用就職者の離職状況については、当該無期雇用就職者に係る雇用主に対し調査した上で、離職した人数を報告する必要がある。ただし、職業紹介事業者が返戻金制度を設けている場合は、これに代えて、返戻金制度に基づき手数料を返金した人数を報告することができる。

(2) 報告様式

職業紹介事業報告の様式は、有料・無料職業紹介事業報告書（様式第8号）及び特別の法人無料職業紹介事業報告書（様式第8号の2）とする。

(3) 職業紹介従事者

職業紹介業務に従事する者とは、職業紹介責任者の業務が法第32条の14に規定するとおり、求人者等からの苦情の処理等の事項を統括管理するとともに、従業者に対する職業紹介の適正な遂行に必要な教育を行うことであり、選任に係る人数の要件のベースとなる業務については、職業紹介責任者が管理すべき以下の業務に従事する者はこれに該当する。

イ 求人者又は求職者から申し出を受けた苦情の処理の業務に従事する者

ロ 求人者の情報（職業紹介に係るものに限る。）及び求職者の個人情報の管理の業務に従事する者

ハ 求人及び求職の申込みの受理、求人者及び求職者に対する助言及び指導その他職業紹介事業の運営及び改善の業務に従事する者

ニ 職業安定機関との連絡調整の業務に従事する者

(4) 取扱業務等の区分

取扱業務等の区分は、令和4年版厚生労働省編職業分類における001から099の中分類により記載すること（巻末の「厚生労働省編職業分類表 令和4年版（分類項目表）」参照）。ただし、家政婦（夫）、マネキン、調理師、芸道家、配ぜん人、モデル、医師（歯科医師・獣医師・薬剤師は除く）、保育士の職業及び特定技能については中分類とは別にそれぞれ記載することとする。なお、求職欄について、一人の求職者の希望業務が複数ある場合には、求職者の希望順位が最も高い業務が属する「取扱業務等の区分」のみに計上すること。

なお、特定技能については、特定技能1号又は特定技能2号の在留資格により就労している者又はこれから就労しようとしている者に係る職業紹介が該当する。

(5) その他留意事項

①同一事業主の複数事業所における求人の受理

一の求人について、複数の事業所を有する事業主で受理した場合、複数の事業所においてその求人を取り扱ったとしても、求人数は一とする。

②業務提携を結んだ場合の取扱

職業紹介事業者間の業務提携を行っている場合、職業紹介行為を一貫して行うのはあつせんを行う職業紹介事業者のみであるため、就職件数は実際にあつせんを行った職業紹介事業者が報告し、自らあつせんを行わず、当該求人又は求職を他の職業紹介事業者に提供した職業紹介事業者は報告を行わないこと。また、これによる手数料収入の報告も同様とし、現にあつせんを行った職業紹介事業者のみがその総額を報告することとし、情報の提供を行った職業紹介事業者は報告を行わないこと。

8 職業紹介責任者講習

(1) 目的

法第 32 条の 14 により選任を義務づけられている職業紹介責任者等に対し、法の趣旨、職業紹介責任者の職務、必要な事務手続等について講習を実施することにより、職業紹介事業所における事業運営の適正化に資することを目的とする。

(2) 受講対象者

原則として新たに職業紹介事業を行おうとする者及び既に許可を受けて職業紹介事業を営む者により職業紹介責任者として選任されることが予定されている者及び職業紹介責任者に選任されている者を対象として実施することとする。

(3) 講習の実施機関

講習は、以下のイ及びロの事項を満たし、講習告示により、厚生労働大臣が、職業紹介事業の運営を適正に行うに足る能力を養成する講習を実施できる機関（以下「講習機関」という）として定めた者が実施するものとする。

イ 講習告示に定める講習機関は、以下のすべてを満たすものと厚生労働大臣が確認できた機関とする。

(イ) 申出の日の属する年度又はその前年度を含む3年において、少なくとも各年度1回以上、職業紹介事業に関わる講習又は研修等（以下「講習等」という。）の事業実績を有する法人であること。

なお、講習等とは、職業紹介責任者講習の講義課目の5課目のうち3課目以上の内容を網羅しているものであり、申出者自らの法人若しくは同法人のグループ企業に在籍する者や特定の法人の従業員等に対して実施されたものではなく、広く一般に受講者を募集して開催された講習等であること。

(ロ) 法人及びその役員が、法第 32 条各号に規定する欠格事由のいずれにも該当しないものであること。

(ハ) 資産について、債務超過の状況にないこと。

(ニ) 職業紹介事業及び労働者派遣事業のいずれについても、自ら営むものでないこと。

(ホ) その他不相当であると判断するに足る理由がないこと。

ロ 講習機関は、申出の際に確認を受けた事項の内容に変更があった場合は、改めて該当する事項について要件を満たすと確認を受けなければならない。

(4) 講習開催に係る申出手続

イ 講習実施の申出

新規に講習の開催を行おうとする者は、次の書類を厚生労働大臣（厚生労働省職業安定局需給調整事業課を経由。）に提出することとする。

なお、厚生労働大臣が講習機関と認めるまで2箇月程度を要することから、期間に余裕を持って関係書類を提出すること。なお、講習機関となることを希望する場合、事前に本省需給調整事業課に提出等の相談をすることが望ましい。

(イ) 職業紹介責任者講習実施申出書（通達様式第 14 号－1）

(ロ) 定款又は寄附行為及び法人登記事項証明書

(ハ) 職業紹介事業に関わる講習等の事業実績を証する書類（具体的には、①講習日時、

第7 その他の手続等

場所、受講対象者等が記載された受講者募集案内、②講習等のテキスト・資料、③受講者氏名（所属法人名等を含む。）及び講師氏名を記載した書類）

(ニ) 代表者及び役員の履歴書

(ホ) 資産に関する書類（第5の2の(1)のイの(5)の書類）

(ハ) 開催日時、開催場所（非対面方式（オンライン等の集合型ではない方法）により開催する場合は、具体的な実施方法）、受講定員、受講料、講師氏名（予定者）、受講者募集開始日時、募集締切日時、応募窓口、問い合わせ先を記載した書類（通達様式第14号－2及び同15号）

(ト) 職業紹介責任者講習において配布するテキスト及び資料等

(チ) 試験問題取扱担当者の氏名を記載した書類

(3)のイからホまでの確認及び上記の(イ)から(チ)までの書類提出の結果、開催の申出を認めた場合には、厚生労働大臣により告示された日以降に、厚生労働省ホームページにその開催日時等を掲載する。また、職業安定局需給調整事業課長（以下「需給調整事業課長」という。）より、当該年度の講習実施団体として登録された旨を通知し、講習における理解度確認試験に係る資料を交付する。

ロ 告示後の手続等

(イ) 開催者番号の振り出し

厚生労働大臣は、(3)の要件を満たすと確認した講習機関に対して、開催者番号を振り出す。開催者番号を振り出した講習機関については、厚生労働大臣の告示をもって公表する。開催者番号の振り出しを受けた講習機関による受講者の募集は、告示後であって、かつ厚生労働省のホームページ掲載日以降に開始できるものとする。

(ロ) 名称又は所在地に係る変更

講習機関の名称又は所在地が変更となった場合、職業紹介責任者講習会実施申出書（通達様式第14号－1）に変更後の名称又は所在地を記載し申し出るものとし、厚生労働大臣は、申出書及び変更後の内容を確認できる書類を確認の上、講習告示に規定された講習機関の名称又は所在地を変更するものとする。

(ハ) 講習の廃止

厚生労働大臣の確認を受け、告示された講習機関が、今後講習を実施する見込みがなくなった場合又は(3)の要件を満たさなくなった場合、講習機関は職業紹介責任者講習廃止申出書（通達様式第18号）により厚生労働大臣（厚生労働省職業安定局需給調整事業課を経由。）に申し出るものとする。厚生労働大臣は、申出書を確認の上、告示から講習機関を削除するものとする。

講習機関は、理解度確認試験に係る資料を厚生労働省に返却するとともに、残存データ（(9)への情報を除く。）を破棄すること。

ハ 厚生労働省ホームページへの講習日程等の掲載依頼及び受講者の募集開始等

開催が予定される講習の日程等については、その開催予定日の前々月の末日までに厚生労働省ホームページに掲載することとする。このため、講習の開催を予定する者は、当該ホームページへの講習日程等の掲載を希望する日の2週間前までにその掲載を申し出るものとし、上記イの(ハ)の書類を厚生労働大臣（厚生労働省職業安定局需給調整事業課を経由。）あてに提出（通達様式第15号についてはその電子データのメール送信を含む。）することにより行うものとする。

また、講習開催予定者は、厚生労働省ホームページにその開催日程等が掲載された日以降、当該講習の受講者募集を開始するものとする。

(5) 受講者名簿の作成等

講習機関は、次の事項を行うものとする。

イ 開催者番号、講習会場番号、受講者番号、受講年月日、受講者氏名、理解度確認試験

- の得点を記載した受講者名簿（通達様式第16号）を作成すること。
- ロ 講習終了後、速やかに受講修了者に対し、受講証明書（通達様式第17号）を交付すること。
- ハ 受講者名簿は、講習終了後2週間以内に職業安定局長に提出すること。
- ニ 講習に係る課目ごとの講義時間及び講師の氏名、肩書きを記載した実施報告書を上記ハと併せて提出すること。
- ホ 上記ハ及びニの書類（厚生労働大臣に提出したものの原本）については、当該講習終了後5年間保存すること。

(6) 講習の内容

講習は下表の内容により行わなければならない。

その際、対象者が講習を初めて受講する者か既に職業紹介責任者としての職務経験を有する者かにかかわらず、講習下表の講義課目の1から6までをすべて実施するものとする。また、理解度を確認するための試験を実施することとする。

なお、各講義課目の時間数が減少しない限り、講義内容を充実させることは差し支えない。

講義課目	時 間	講 義 内 容
1 民営職業紹介事業制度の概要について	30分	(イ)労働力需給システムについて (ロ)民営職業紹介事業の意義・役割について
2 職業安定法及び関係法令について ※最近（過去5年間。以下同じ）の民営職業紹介事業制度及び労働関係法令等の改正等の動向に触れること。	1時間 30分	(イ)法、関係政省令、指針等について (ロ)労働施策総合推進法、年齢制限の禁止について (ハ)男女雇用機会均等法について (ニ)労働基準法について（第1章～第4章、第6章の2、第8章、その他必要な事項）（※） (ホ)最低賃金、労災補償について (ヘ)青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）等について (ト)障害者等に対する差別の禁止について
3 職業紹介責任者の責務、職務遂行上の留意点及び具体的な事業運営について	2時間 20分	(イ)職業紹介責任者の責務（従事者教育等）（※）、職務遂行上の留意点 (ロ)職業紹介サービスのあり方について (ハ)紹介あっせんの方法について (ニ)有料職業紹介事業の手数料について (ホ)苦情処理の対応について (ヘ)その他事業運営に関することについて
4 個人情報の保護の取扱いに係る職業安定法の遵守と公正な採用選考の推進について	40分	(イ)職業安定法における個人情報の取扱い (ロ)公正な採用選考の推進について
5 理解度確認試験	15分	1～4の内容について、受講者の理解度の確認（正味最大10分）を行う。
6 民営職業紹介事業の運営状況	45分	(イ)最近の民営職業紹介事業の運営状況（国外にわたる職業紹介の状況含む。） (ロ)最近の指導監督における事業運営上の問題点

（※）職業紹介の実務遂行に当たって必要となる基礎的な労働関係法令の知識、トラブルを未然に防ぐための実務上の留意点等について、事業所ごとに従事者教育を実施するよう促

第7 その他の手続等

すこと。また、労働法に精通した講師による講習や外部講師等による実務に関する講習を従事者が受講できる機会を設けるなど、職業紹介サービスの質の向上を図るための取組を実施するよう併せて促すこと（令和8年4月1日から実施）。

(7) テキスト・資料の内容

講習で使用するテキスト等については、講習機関において定めるものとするが、下表に掲げる資料を必ず含めるものとする。

資料の項目	配付する部分等
①職業安定法	第1条～第5条の8、第15条及び第16条、第20条、第29条～第32条、第32条の3～第36条、第43条の2、第44条及び第45条、第47条の2～第51条の3、第61条～第67条
②職業安定法施行規則	第4条の2、第11条、第18条、第20条～第24条、第24条の3～第24条の8、第25条の3、第26条、第33条及び第34条、第38条
③職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等がその責務等に関して適切に対処するための指針	全部
④労働基準法	第1条～第7条、第9条～第28条、第32条～第32条の5、第34条～第39条、第56条～第61条、第65条～第69条、第117条～第120条
⑤労働基準法施行規則	第5条、第24条の2
⑥雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律	第1条及び第2条、第5条～第10条第1項
⑦青少年の雇用の促進等に関する法律	第4条、第6条、第7条、第13条、第14条、第28条
⑧青少年の雇用の促進等に関する法律施行規則	第2条～第5条
⑨青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針	全部
⑩障害者の雇用の促進等に関する法律	第1条、第3条、第34条～第36条第1項、第36条の2～第36条の5第1項、第36条の6
⑪「公正な採用選考をめざして」	全部の写し

⑫その他厚生労働省から指示するもの	理解度確認試験の試験問題については、厚生労働省から配布される試験問題の中から、10問選択した上で実施する。
-------------------	---

(8) その他留意事項

イ 受講希望者の募集及び登録

(イ) 募集締切日時については、

①特定の日時を定める方法

②あらかじめ定めた定員に達した時点とする方法

③①又は②のいずれか早いものとする方法

のいずれかの方法をもって定めるものとする。募集締切日時を経過後に空き定員が生じた場合には、厚生労働省ホームページに掲載した募集締切日時にかかわらず、引き続き受講者の募集を行って差し支えないものであること。

(ロ) 受講希望者の登録は、応募順又は募集締切日時後の抽選とし、これ以外の方法により、例えば、募集開始日時前等に一部の受講希望者を対象として優先的な登録等を行ってはならないものとする。

ただし、開催日の翌月又は翌々月に職業紹介責任者に就任することを予定する者のみに限定した募集枠を設けることは差し支えないものとする。この場合、限定募集枠に係る募集締切日時及び受講定員を上記(4)のイの(ハ)の書類に記載すること。

(ハ) 講習機関においては、あらかじめ定めた受講定員に達した後、キャンセル待ちでの応募を受け付けることができるものとする。キャンセル待ちの受付を行う場合には、あらかじめその方法について定め、明示するとともに、キャンセル待ちの対象となっている受講希望者にその旨を通知すること。

ロ 講習の追加・削除、変更等

講習の追加・削除及び上記(4)のイの(ハ)の項目については、当該追加・削除、変更に係る講習の開催日の前々月の末日の2週間前まで申し出ることができるものとする。

その他やむを得ない変更がある場合については、随時、申し出ることができることとするが、厚生労働省のホームページへの反映は2週間後となり、開催までに反映されない場合がある。

ハ 受講対象者の限定

上記イの(ロ)のただし書による場合を除き、講習機関の従業員、構成員等の関係者、講習機関の営む事業の利用者等特定の者に対象を限定し又は募集枠を設けて講習を実施するものではないこと。

ニ 受講料の設定

受講料は、初めて講習を受講する者、職業紹介責任者としての職務経験を有する者等、対象者別に金額を定めることができるものとする。ただし、この場合は、上記(4)のイの(ハ)においてその内容を具体的に記載すること。

ホ 受講証明書の交付

遅刻又は離席があった者、受講の態度が良好でないものと講習機関が判断した者、理解度確認試験を受験しなかった者、理解度確認試験において正答6割未満の者、試験中にカンニング等の不正行為をした者に対しては、受講証明書を交付してはならない。ただし、遅刻又は離席の場合にあっては、その理由が講習機関において真にやむを得ないものと認めるときは、この限りでない。

特に、オンライン等の非対面方式の場合であっても、受講者が遅刻又は自由に離席することを認めるものではないことに留意すること。

ヘ 欠席、遅刻等に係る受講料の取扱い

受講者が欠席、遅刻等した場合における受講料の取扱いについては、あらかじめ講習機関において定め、明示するものとする。

ト 講習における休憩時間の確保

第7 その他の手続等

講習の実施に当たっては、所定の講義時間とは別に、概ね2時間に10分以上の休憩時間を設けることとする。

チ 障害者等に対する配慮

受講者が障害者である等、通常の受講環境では支障があり、特別の配慮を受けたい旨の要望がある場合、当該者の態様に応じて配慮するよう努めること。

(9) 理解度確認試験の実施について

イ 厚生労働省から交付した理解度確認試験に係る資料及び試験問題は、試験問題の作成及び試験の実施のためにのみ利用することとし、他の目的のために利用しないこと。

ロ 講習機関は、試験問題を取り扱う範囲を(4)のイの(イ)により届け出た者及び当日の講師に限定し、その内容を他に漏らしてはならない。また、試験問題は試験終了後回収すること。

ハ 講習機関は、講習機関において理解度確認試験に係る資料又は試験問題の紛失、漏えい等が判明した場合は、直ちに、その日時、場所、内容、対処措置その他必要な事項を厚生労働省に報告すること。

ニ 試験内容は講習ごとに変更することとし、同一内容の試験を連続して行わないこと。また、各講義課目から満遍なく出題するようにすること。

ホ 講習機関は、各講習において実施した試験問題の内容及び問題ごとの正答率について、講習終了後2週間以内に厚生労働省に報告すること。

ヘ 講習において実施した試験問題及び受講者の答案については、当該講習終了後5年間保存すること。

ト 上記のほか、職業安定局需給調整事業課が定める「職業紹介責任者講習における理解度確認試験事務手引き」を遵守すること。

(10) 講習及び試験の適正な実施等について

イ 講習機関は、講習を受講した者から後日実施者に対して質問や試験における得点の照会等が寄せられた際には、その質問等に対して回答できるような組織体制としておくこと。

ロ 講習機関は、講習の実施にあたり、講師の不慮の事故等により講習が中止となるような事態とならないよう、十分配慮した講師の配置を行うこと。

ハ 講習機関は、講習の講義時間及び講習で使用するテキスト・資料を、当該講習以外の宣伝等他の目的の手段として活用してはならないものとする。

ニ 講習の適正な実施等の観点から必要があると認められるときは、厚生労働省は講習機関に対して報告を求め、又は調査を行うことができるものとする。報告を求められ、又は調査の対象となった講習機関は、これに応じるものとする。

ホ 講習機関が適正に講習・試験を実施していないと認められる場合、講習機関がニの報告又は調査に正当な理由なく応じなかった場合には、厚生労働大臣は、講習・試験の実施内容の改善又は講習の一部停止を指示し、又は上記(3)の確認を撤回することがあること。この場合において、講習・試験の実施内容の改善の指示を受けた講習機関は、指示に対する改善計画を厚生労働大臣に提出するとともに、誠実に改善計画を履行するものとする。

ヘ ホにより上記(3)の確認を撤回された者については、撤回された日から3年の間、講習の実施について確認を受けることはできないものであること。

ト 講習の受講及び受講証明書の発行に際して、なりすまし受講を防止するため、受講者の本人確認の徹底をすること。本人確認は、運転免許証、パスポート、個人番号カード等、顔写真付きの公的証明書にて確認を行うこと（顔写真付きの公的証明書を持っていない場合には、住民票の写し等の公的証明書と顔写真付の社員証とを組みあわせること等により本人確認を行うこと）が望ましい。また、受講者から旧氏の使用を希望する旨の申出があった、または受講者が旧氏を用いて申込みを行った際に、旧氏においても

公的証明書（運転免許証、個人番号カード等）により確認できた場合には、使用を認めるものとし、受講者の希望に応じて、受講証明書の氏名欄は旧氏単記（旧氏での氏名を記載することをいう。）により記載して差し支えない。

9 厚生労働大臣の指導等

(1) 意義

厚生労働大臣は、労働力の需要供給を調整するため特に必要があるときは、書面により、職業紹介事業者に対し、職業紹介の範囲、時期、手段、件数その他職業紹介を行う方法に関し必要な指導、助言及び勧告をすることができる（法第33条の6、則第26条）。

(2) 具体的事例

具体的には、次のような場合に厚生労働大臣が行うものである。

- イ 経済変動や災害により一時に大量の離職者又は労働需要が発生し、特定の地域や産業に著しい雇用過剰や労働力不足が生じた場合に、労働市場の混乱を防ぐため（例えば、当該地域及び産業において確立された良好な雇用慣行や雇用状態の急激な変化を回避又は緩和する為）、特定地域や産業に関する職業紹介についてその範囲、時期、手段、件数その他の職業紹介の方法に関して、必要な指示をする場合（障害者、高齢者、外国人等の就職困難者の就業状態の悪化等が考えられる）。
- ロ 特定地域に、又は全国的に、国外からの労働力流入が増加し、労働条件が著しく低下する恐れがある場合（国外からの流入求職者に関する紹介の制限又は紹介状況の届出の指示等）。
- ハ 労働力需給調整に関して社会的に成立している特別な秩序についてこれを維持することが必要である場合（新規学卒の職業紹介の時期、手段（学校経由等）等の指示、出稼ぎ労働者の職業紹介の時期、件数等の指示）。
- ニ 雇用に関する重要な政策遂行のために職業紹介事業者に対し一定の行為を求める必要がある場合（例えば、明白な差別的取扱の禁止違反等労働力需給調整の確保の観点から見て看過できない法違反を含む内容の求人が提出された場合において、民間の職業紹介事業者が、求人者に対し必要な是正指導や求人受理拒否を行うことについての指示）。

第8 特別の法人の行う無料職業紹介事業

1 届出手続

(1) 特別の法人の行う無料職業紹介事業の届出

イ 特別の法律により設立された法人であって厚生労働省令で定めるものは、事業主管轄労働局を経て、厚生労働大臣に対して特別の法人無料職業紹介事業届出書（様式第1号の2）を提出することにより、当該法人の直接若しくは間接の構成員（以下「構成員」という。）を求人者とし、又は当該法人の構成員若しくは構成員に雇用されている者を求職者として無料職業紹介事業を行うことができる（法第33条の3第1項）。

特別の法人については、具体的には以下に掲げるものであって、その直接又は間接の構成員の数が10以上のものが該当する。

- ・ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）の規定により設立された農業協同組合
- ・ 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）の規定により設立された漁業協同組合又は水産加工業協同組合
- ・ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）の規定により設立された事業協同組合又は中小企業団体中央会
- ・ 商工会議所法（昭和28年法律第143号）の規定により設立された商工会議所
- ・ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）の規定により設立された商工組合
- ・ 商工会法（昭和35年法律第89号）の規定により設立された商工会
- ・ 森林組合法（昭和53年法律第36号）の規定により設立された森林組合
- ・ その他これらに準ずる者として、厚生労働大臣が定める者

なお、「厚生労働大臣が定める者」については、以下の者が該当する。

- ・ 農業協同組合法の規定により設立された農業協同組合連合会
- ・ 水産業協同組合法の規定により設立された漁業協同組合連合会又は水産加工業協同組合連合会
- ・ 中小企業等協同組合法の規定により設立された協同組合連合会
- ・ 商工会議所法の規定により設立された日本商工会議所
- ・ 中小企業団体の組織に関する法律の規定により設立された商工組合連合会
- ・ 商工会法の規定により設立された商工会連合会
- ・ 森林組合法の規定により設立された森林組合連合会

ロ イの届出書の提出は、(4)に掲げる届出関係書類を、事業主管轄労働局を経由して厚生労働大臣に提出することにより行う。

なお、届出は事業主が行うものであるが、事業主の届出に際しては、無料職業紹介事業を行おうとする事業所ごとに特別の法人無料職業紹介事業届出書（様式第1号の2）又は特別の法人無料職業紹介事業変更届（様式第6号）に記載するとともに、事業所ごとに特別の法人無料職業紹介事業計画書（様式第2号）等の書類を提出することが必要である（法第33条の3、則第25条の3第2項）。

ハ 特別の法人については、構成員を求人者として又は当該法人の構成員若しくは構成員に雇用されている者を求職者として無料職業紹介事業を行う場合は、厚生労働大臣に届け出て行うことができるが、求人者・求職者を限定せずに広く無料職業紹介事業を行う場合は、厚生労働大臣の許可が必要である。

ニ 無料職業紹介事業については、許可基準において事業所の位置、広さ、構造等に係る一定の基準を満たすこと及び事業所名称は利用者にとって業務の範囲が分かりやすいもので、かつ、「無料職業紹介所」の文字を入れたものであることを要件としている。特別の法人の行う無料職業紹介事業については、事業所について許可基準はないが、無料職業紹介事業を行うものであることが明確となるよう、また、職業安定機関その他の公

的機関と誤認を生ずるものでないよう、周知徹底・指導を図ること。

(2) 事業主管轄労働局の行う事務

- イ 事業主管轄労働局は、当該事業主の届出手続を一元的に受け付け、事業主属性に係る届出関係の事務を一元的に行うとともに、当該事業主の届出書の提出及び変更の届出手続の際添付される書類のうち、事業主属性に係る特別の法人無料職業紹介事業届出書の写し及び第5の2の(3)のイの(2)に掲げる書類を一元的に管理する。ただし、事業所における第5の2の(3)のロの(3)から(6)までに掲げる事項の変更のみを届け出るときは、当該変更に係る事業所管轄労働局へ届出を行っても差し支えない（則第38条第2項）。
- ロ そのため、事業所の変更の届出の手續に際し、当該事業所を管轄する労働局に対し、定款若しくは寄附行為又は登記簿謄本書類が提出される場合があるが、この場合においては、当該提出を受けた労働局は、その提出の都度当該書類に連絡文を添えて事業主管轄労働局に送付し、事業主管轄労働局において事業所台帳等の補正又は整備を行う（同一労働局内においては、担当の管理に移すのみで足りる。）。
- ハ なお、事業主の住所が変更になった場合については、事業主管轄労働局において管理していたイに掲げる書類に連絡文を添えて新たな事業主の所在地を管轄する労働局に引き継ぐ（同一労働局内においては、管理を移すのみで足りる。）。
- ニ 事業主管轄労働局は、事業主属性に係る届出関係の事務を一元的に行うものであるが、無料職業紹介事業を行おうとする各事業所それぞれの属性に係る事項については各事業所管轄労働局が調査等を実施するものであり、事業主管轄労働局はこれら事業所管轄労働局によりなされた調査等の結果を利用することとする。

(3) 事業所管轄労働局の行う事務

- イ 事業所管轄労働局は、当該事業主の届出手続に際し、事業主管轄労働局より連絡を受けて、各事業所それぞれの属性に係る事項について調査等を実施するとともに当該事業主の届出手続の際添付される書類のうち、各事業所属性に係る第5の2の(3)のロの(3)から(6)までに掲げる書類を管理する（(4)参照）。
- ロ このため、事業所の変更の届出等の手續に際し、事業主管轄労働局に対し、変更届出書及び第5の2の(3)のロの(3)から(6)の書類が提出された場合においては、当該提出を受けた事業主管轄労働局は、その提出の都度、当該届出書の写しを作成し、添付書類とともに連絡文を添えて当該事業所管轄労働局に送付する（同一労働局内においては、担当の管理に移すのみで足りる。）。
- ハ なお、事業所の所在地が変更になった場合については、当該事業所管轄労働局において管理していたイに掲げる書類に連絡文を添えて新たな事業所の所在地を管轄する労働局に引き継ぐ（同一労働局内においては、担当の管理に移すのみで足りる。）。

(4) 届出関係書類

特別の法人の無料職業紹介事業の届出関係書類は第5の2の(3)のイに掲げるとおりとする（法第33条の3、則第25条の3第3項）が、派遣元事業主が職業紹介事業の届出を行う場合又は労働者派遣事業の許可申請と同時に職業紹介事業の届出を行う場合は、第5の1の(3)に掲げるとおり、添付書類を省略することができる。ただし、派遣元事業主が職業紹介事業の届出を行う場合にあっては、省略することができる書類の事項の内容が需給調整システムに入力されている内容と異なる場合は、その異なる内容が確認できる書類が必要であること。

なお、特別の法人無料職業紹介事業届出書（様式第1号の2）、特別の法人無料職業紹介事業計画書（様式第2号）は、正本1部及びその写し2部を提出することを要するが、第5の2の(3)のイの(2)から(8)に掲げる書類については、正本1部及びその写し1部で足りる（則第38条第3項）。

第8 特別の法人の行う無料職業紹介事業

(5) 法人の役員の意義等

第3の3の(3)の二による。

(6) 事業開始の欠格事由

イ 概要

事業開始の欠格事由に該当する者は、新たに無料職業紹介事業の事業所を設けて当該無料職業紹介事業を行ってはならない（法第33条の3第2項において準用する法第32条）。

ロ 意義

(イ) 特別の法人の行う無料職業紹介事業については、届出書を厚生労働大臣に提出すれば行うことができるものである。

(ロ) しかしながら、有料・無料職業紹介事業に係る許可と同様、欠格事由に該当する者は、法を遵守し、求職者の保護と雇用の安定及び労働力需給調整システムとしての当該事業の適正な運営が期待し得ないことから、欠格事由に該当する者は、無料職業紹介事業を行うことができないものとしたものである。

(ハ) 「新たに無料職業紹介事業の事業所を設けて当該無料職業紹介事業を行ってはならない。」とは、届出書を提出して無料職業紹介事業を開始することを禁止するものであり、従来から一定の事業所で何らかの事業を行っていた者が、欠格事由に該当するにもかかわらず、事業所を新設せず、当該一定の事業所で無料職業紹介事業を開始することを許容するものではないので留意すること。

(ニ) また、無料職業紹介事業の届出書が提出されても、当該届出者が事業開始の欠格事由に該当していれば当該届出は、法第33条の3第2項において準用する法第32条に違反するものであり、無料職業紹介事業を行うことはできないものである。

ハ 事業開始の欠格事由

事業開始の欠格事由は、法第32条に規定する欠格事由である（第3の3の(3)のイの(イ)参照）。

(7) 職業紹介責任者の選任等

職業紹介責任者については、欠格事由（法第33条の3第2項において準用する第32条）に該当することなく及び業務を適正に遂行する能力を有する者のうちから選任すること（則第25条の3第2項において準用する則第24条の6）、職業紹介責任者講習を修了していることその他を選任の要件としている（第3の3の(3)のホ参照）。

(8) 届出の受理

イ 届出書を受理したときは、特別の法人無料職業紹介事業届出書の写しに(10)により付与された届出受理番号及び届出受理年月日を記載するとともに、当該写しに次の記載例により特別の法人無料職業紹介事業届出書が受理された旨を記載し、当該写し及び特別の法人無料職業紹介事業計画書の写しそれぞれ一通を届出者に対して控として交付する。

〔記 載 例〕

職業安定法第33条の3第1項の規定による、年 月 日付けの特別の法人の無料職業紹介事業に係る届出書については上記、届出受理番号、届出受理年月日により受理した。

ロ 構成員を求人者とし、又は構成員若しくは構成員に雇用されている者を求職者としていないこと、又は届出者が事業開始の欠格事由に該当していることにより、当該届出者に係る届出書を受理できない場合は次の様式により、無料職業紹介事業の届出が受理で

きない旨及び該当しない理由を削除する等を行い書面を作成し、当該届出者に対して交付する。

(日本工業規格A列4)

年 月 日
殿
厚生労働大臣 印
年 月 日付けの無料職業紹介事業に係る届出者については、事業開始の欠格事由（法第32条第 号）に該当すること、構成員を求人者とし、又は構成員若しくは構成員に雇用されている者を求職者としていないため、法第33条の3第2項において準用する法第32条に又は法第33条の3第1項に違反するため、受理できない。 このため、法第33条の3に基づく無料職業紹介事業を行うためには、届出を受理することができない事由が解消された後、改めて届出を行うことが必要である。

(9) 違反の場合の効果

- イ (1)のイに違反して、届出書を提出しないで無料職業紹介事業を行った者は、法第 65 条第 3 号に該当し、6 箇月以下の拘禁刑又は 30 万円以下の罰金に処せられる場合がある。
- ロ (1)のイ又はロの届出書又は届出関係書類に虚偽の記載をして提出した者は、法第 66 条第 1 号に該当し、30 万円以下の罰金に処せられる場合がある。
- ハ また、上記イ又はロの場合、法に違反するものとして、事業停止命令（法第 33 条の 3 第 2 項において準用する法第 32 条の 9 第 2 項）の対象となり、イ又はロの司法処分を受けた場合は事業廃止命令（法第 33 条の 3 第 2 項において準用する法 32 条の 9 第 1 項）の対象となる。

(10) 書類の備付け等

イ 概要

届出書を提出した者は、当該届出書を提出した旨その他の事項を記載した書類を、無料職業紹介事業を行う事業所ごとに備え付けるとともに、関係者から請求があったときは提示しなければならない（法第 33 条の 3 第 2 項において準用する法第 32 条の 4 第 2 項）。

ロ 意義

当該書類の備付け及び提示は、有料・無料職業紹介事業の許可証と同様に、無料職業紹介事業を行う者が適法に事業活動を行っていることを関係者に知らせるための措置である。

ハ 届出書を提出した旨その他の事項を記載した書類

- (イ) 「届出書を提出した旨」とは、届出書を提出した場合に交付される届出受理番号を記載させることにより確実に示すこととする。
- (ロ) 「その他の事項」とは次に掲げるものとする（則第 25 条の 3 第 5 項）。
 - a 名称及びその代表者の氏名
 - b 事業所の名称及び所在地
- (ハ) 当該書類については新たに作成したものであることを要件としているわけではなく、所定の事項が記載されていればいかなる様式によっても、また複数の書類によってもそ

第8 特別の法人の行う無料職業紹介事業

の要件を満たすものであれば足りるものである。このため、当該書類の備付け及び提示について、特別の法人無料職業紹介事業届出書の写し及び法第33条の3第2項において準用する法第32条の7の規定による変更の届出を行った場合には、当該届出により交付される書類の複写によって行っても差し支えない。

- (二) 書面によらず電磁的記録により当該書類の作成を行う場合は、電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法により作成を行わなければならない。

また、書面によらず電磁的記録により当該書類の備付けを行う場合は、次のいずれかの方法によって行った上で、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、及び書面を作成できるようにしなければならない。

a 作成された電磁的記録を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

b 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

さらに、電磁的記録により当該書類の備付けをしている場合において、当該書類の提示を行うときは、当該事業所に備え置く電子計算機の映像面における表示又は当該電磁的記録に記録された事項を出力した書類により行わなければならない。

ニ 違反の場合の効果

イに違反して当該書類を事業所に備え付けず、又は関係者からの請求があったときにこれを提示しなかった場合、事業廃止命令又は事業停止命令（法第33条の3第2項において準用する法第32条の9第1項及び第2項）の対象となる。

2 変更の届出手続

(1) 無料職業紹介事業の変更の届出

無料職業紹介事業の変更の届出手続については、第4の5の(1)により行うものとする。

(2) 変更届出関係書類

無料職業紹介事業の変更届出関係書類は特別の法人無料職業紹介事業変更届出書（様式第6号）に、第5の2の(3)のロに掲げるものを添付するものとする（則第25条の3第3項）。

なお、特別の法人無料職業紹介事業変更届出書（様式第6号）及び第5の2の(3)のロに掲げる書類のうち特別の法人無料職業紹介事業計画書（様式第2号）については、正本1部及びその写し2部を提出することを要するが、それ以外の書類については、正本1部及びその写し1部を提出することで足りる（則第38条第3項）。

ただし、第5の1の(3)に該当する場合又は労働者派遣事業の変更の届出と同時に特別の法人無料職業紹介事業変更届出書（様式第6号）の届出を行う場合は、その省略できる添付書類は要さない。

(3) 違反の場合の効果

イ 無料職業紹介事業の変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、法第66条第3号に該当し、30万円以下の罰金に処せられる場合がある。

ロ また、法に違反するものとして、事業停止命令（法第33条の3第2項において準用する法第32条の9第2項）の対象となり、イの司法処分を受けた場合は、事業廃止命令（法第33条の3第2項において準用する法第32条の9第1項）の対象となる。

3 事業廃止届出手続

(1) 無料職業紹介事業の廃止の届出

無料職業紹介事業の廃止の届出については、第4の5の(2)により行うものとする。

(2) 届出の効力

(1)の届出により、無料職業紹介事業は行えなくなるので、当該廃止の届出の後、再び無料職業紹介事業を行おうとするときは、新たに無料職業紹介事業の届出書を厚生労働大臣に提出する必要がある。

(3) 違反の場合の効果

イ 無料職業紹介事業の廃止の届出をせず、又は虚偽の届出をした者は法第66条第4号に該当し、30万円以下の罰金に処せられる場合がある。

ロ また、法に違反するものとして、事業停止命令（法第33条の3第2項において準用する法第32条の9第2項）の対象となり、イの司法処分を受けた場合は、事業廃止命令（法第33条の3第2項において準用する法第32条の9第1項）の対象となる。

4 名義貸しの禁止

(1) 名義貸し禁止の意義

名義貸しの禁止の意義については、第3の3の(3)のトの(ニ)によるものである（法第33条の3第2項において準用する法第32条の10）。

(2) 違反の場合の効果

イ 無料職業紹介事業につき名義貸しを行った者は、法第64条第3号に該当し、6箇月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処せられる場合がある。

ロ また、法に違反するものとして、事業停止命令（法第33条の3第2項において準用する法第32条の9第2項）の対象となり、イの司法処分を受けた場合は、事業廃止命令（法第33条の3第2項において準用する法第32条の9第1項）の対象となる。

5 職業紹介事業の取扱職種の範囲等

職業紹介事業の取扱職種の範囲等の手続については、第2の4により行うものとする。

6 その他

法人の合併等に際しての取扱いについては、第7の3に準じて行うものとする。

第9 職業紹介事業の運営

職業紹介事業者は、後掲の指針に留意しながら次の事項を遵守する。

1 均等待遇に関する事項（法第3条）

(1) 差別的な取扱いの禁止

職業紹介事業者は、すべての利用者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として、差別的な取扱いをしてはならないものであること。

なお、この差別的取扱いの禁止の対象には障害者であることが含まれるものであり、障害者であることを理由として不合理な差別的取扱いを行ってはならないものであることに留意すること。

また、職業紹介事業者は、求職者が法第48条の4第1項に基づく厚生労働大臣に対する申告を行ったことを理由として、差別的な取扱いをしてはならないこと。

この場合における差別的な取扱いとしては、申告を行った者に対し、本人が希望しない職場ばかり紹介するようなケースが考えられる。

また、法第3条の趣旨にかんがみ年齢による不合理な差別的職業紹介は不適當である旨、周知及び指導に努めること。

なお、このような差別的取扱いは、厚生労働大臣が法第48条の2に基づいて行う指導及び助言の対象となるので留意すること。

(2) 募集に関する男女の均等な機会の確保

職業紹介事業者が、男女雇用機会均等法第5条の規定に違反する内容の求人申込みを受理して当該求人に対して職業紹介を行うことは法第3条の趣旨に反するものであること。

2 労働条件等の明示に関する事項（法第5条の3）

(1) 労働条件等の明示の内容

法第5条の3の規定に基づき、職業紹介事業者が求職者に対して行う労働条件等の明示及び求人者が職業紹介事業者に対して行う労働条件等の明示は、いずれも次に掲げる事項が明らかとなる書面の交付の方法、ファクシミリを利用する方法又は電子メール等を利用する方法により行う必要があること。なお、ニについては、期間の定めのある労働契約（当該労働契約の期間の満了後に当該労働契約を更新する場合があるものに限る。ニにおいて「有期労働契約」という。）に係る職業紹介等に限り、又については、労働者を派遣労働者（労働者派遣法第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）として雇用しようとする場合に限る。

ただし、職業紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめこれらの方法により明示することができない場合において、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示したときは、この限りではないものとする。こと。（則第4条の2第3項）

イ 労働者が従事すべき業務の内容に関する事項（従事すべき業務の内容の変更の範囲を含む。）

ロ 労働契約の期間に関する事項（期間の定めの有無、期間の定めがあるときはその期間）

ハ 試みの使用期間（以下「試用期間」という。）に関する事項（試用期間の有無、試用期間があるときはその期間）

ニ 有期労働契約を更新する場合の基準に関する事項（通算契約期間（労働契約法（平成19年法律第128号）第18条第1項に規定する通算契約期間をいう。）又は有期労働契約の更新回数に上限の定めがある場合には当該上限を含む。）

ホ 就業の場所に関する事項（就業の場所の変更の範囲を含む。）

ヘ 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間及び休日に関する事項

- ト 賃金（臨時に支払われる賃金、賞与及び労働基準法施行規則第8条各号に掲げる賃金を除く。）の額に関する事項
- チ 健康保険法による健康保険、厚生年金保険法による厚生年金、労働者災害補償保険法による労働者災害補償保険及び雇用保険法による雇用保険の適用に関する事項
- リ 労働者を雇用しようとする者の氏名又は名称に関する事項
- ヌ 労働者を派遣労働者として雇用しようとする旨
- ル 就業の場所における受動喫煙を防止するための措置に関する事項

この場合の「書面」とは、直接書面を交付する方法や郵送により交付する方法をいい、ファクシミリや電子メール等は該当しないものであること。

また、ファクシミリを利用する方法又は電子メール等を利用する方法が認められるのは、書面の交付を受けるべき者が、ファクシミリを利用する方法又は電子メール等を利用する方法（ファクシミリ又は電子メール等の受信者がその記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。以下同じ。）を希望した場合に限られるものであること。

ファクシミリを利用する方法についてはファクシミリ装置により受信したときに、電子メール等を利用する方法については明示を受けるべき者の使用に係る通信端末機器に備えられたファイルに記録されたときに到達したものとみなされるものであること。

また、書面の交付を受けるべき者が、ファクシミリを利用する方法又は電子メール等を利用する方法を希望するときは、当該方法を希望する旨及び希望する電子メール等の方式（電子メール・SNS メッセージ等の電気通信の方式、添付ファイルを使用する場合の使用ソフトウェアの形式及びバージョン等）を書面の交付を行うべき者に対して明示することとする。

（注）「電子メール等」とは

「電子メール等」とは、「電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信」をいう。

この「その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信」とは、具体的には、LINE や Facebook 等の SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）メッセージ機能等を利用した電気通信が該当すること。

また、電子メール等により行う労働条件等の求職者への明示については、当該明示事項を求職者がいつでも確認することができるよう、当該求職者が保管することのできる方法により明示する必要がある。このため、電子メール等については、当該求職者が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成できるものに限ることとしている。この場合において、「出力することにより書面を作成することができる」とは、当該電子メール等の本文又は当該電子メール等に添付されたファイルについて、紙による出力が可能であることをいうが、労働条件等の明示等を巡る紛争の未然防止及び書類管理の徹底の観点から、書面等に記入し、電子メール等に添付し送信する等、可能な限り紛争を防止しつつ、書類の管理がしやすい方法とすることが望ましい。

なお、これらのサービスによっては、情報の保存期間が一定期間に限られている場合があることから、求職者が内容を確認しようと考えた際に情報の閲覧ができない可能性があるため、職業紹介事業者は、当該明示を行うにあたっては、求職者に対し、当該明示の内容を確認した上でその内容を適切に保管するよう伝えることが望ましい。また、仮に保存期間が経過するなど、求職者が内容を確認することなく必要な情報が削除されてしまった場合には、職業紹介事業者は、求職者の求めに応じて、再度その情報を送信するなど適切に対応することが望ましい。

(2) 労働条件等明示にあたっての留意点

イ 職業紹介事業者は、求職者に対して、従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件（以下「従事すべき業務の内容等」という。）を可能な限り速やかに明示するとともに、次に掲げるところによらなければならないこと（指針第3参照）。

(イ) 明示する従事すべき業務の内容等は、虚偽又は誇大な内容とししないこと。

(ロ) 労働時間に関しては、始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日等について明示すること。また、労働基準法に基づき、裁量労働制が適用されることとなる場合（労働基準法第38条の3第1項の規定により同項第2号に掲げる時間労働したものとみなす場合又は労働基準法第38条の4第1項の規定により同項第3号に掲げる時間労働したものとみなす場合）には、その旨を明示すること。また、同法第41条の2第1項の同意をした場合に、同項の規定により労働する労働者として業務に従事することとなる時（高度プロフェッショナル制度が適用され、労働基準法第4章で定める労働時間、休憩、休日及び深夜の割増賃金に関する規定が適用されないこととなる時）は、その旨を明示すること。

（※1）法定労働時間を超える時間外労働については、労働基準法においてその上限が原則として月45時間、年360時間と規定されており、所定労働時間を超える労働としてこれを超える時間数が記載されていた場合には、求人者に対して労使協定の提出を求めること等により、当該求人者の内容が法令に違反していないかについて確認すること。確認の結果、法令に違反する場合には当該求人者内容の訂正・見直しを依頼する等、適切に対応すること。なお、労使協定が締結されている場合であっても、2か月から6か月の時間外労働と休日労働の合計の平均は80時間を超えないこととし、1か月の時間外労働と休日労働の合計は100時間未満とされていることに留意すること。

（※2）裁量労働制による就労が予定される求人（裁量労働制求人）、同意した場合に高度プロフェッショナル制度が適用される求人（高度プロフェッショナル制度求人）に係る取扱いについては、(4)参照。

(ハ) 賃金に関しては、賃金形態（月給、日給、時給等の区分）、基本給、定額的に支払われる手当、通勤手当、昇給に関する事項等について明示すること。また、一定時間分の時間外労働、休日労働及び深夜労働に対する割増賃金を定額で支払うこととする労働契約を締結する仕組みを採用する場合は、名称のいかんにかかわらず、一定時間分の時間外労働、休日労働及び深夜労働に対して定額で支払われる割増賃金（以下この(ハ)において「固定残業代」という。）に係る計算方法（固定残業代の算定の基礎として設定する労働時間数（以下この(ハ)において「固定残業時間」という。）及び金額を明らかにするものに限る。）、固定残業代を除外した基本給の額、固定残業時間を超える時間外労働、休日労働及び深夜労働分についての割増賃金を追加で支払うこと等を明示すること。なお、固定残業時間が所定労働時間の上限を超えていた場合には、ただちに法令に違反することとなるものではないが、求職者が実際に当該時間数の時間外労働を行った場合に法令に違反することとなる旨求人者に伝える等、適切に対応すること。

(ニ) 期間の定めのある労働契約を締結しようとする場合は、当該契約が試用期間の性質を有するものであっても、当該試用期間の終了後の従事すべき業務の内容等ではなく、当該試用期間に係る従事すべき業務の内容等を明示すること。

ロ 上記(1)イ及びホの「変更の範囲」とは、今後の見込みも含め、その労働契約の期間中における従事すべき業務や就業の場所の変更の範囲のことをいい、「今後の見込み」とは、労働者の募集等を行う事業の方針変更等を踏まえたもので足り、求人者が職業紹介事業者に対して明示を行う時点で具体的に想定されないものを含める必要はない。また、期間の定めのある労働契約の場合については、当該労働契約の期間中における変更の範囲をさすものであり、契約更新後の契約期間中に命じる可能性がある従事すべき業務や就業の場所の変更については含まれない。

上記(1)ニは、期間の定めのある労働契約であっても更新しない場合は、明示する必要はない。また、上記(1)ニの「有期労働契約を更新する場合の基準」は「諸般の事情を総合的に考慮したうえで判断する」というような抽象的なものではなく、「勤務成績、態度、能力により判断する」、「会社の経営状況も踏まえて判断する」など、具体的に記載することが望ましい。さらに、上記(1)ニの通算契約期間や更新回数は、特段の上限を設けていない又は設ける予定がない場合は、「上限なし」と明示する必要はない。

ハ 職業紹介事業者は、従事すべき業務の内容等を明示するにあたっては、次に掲げるところによるべきであること。

(イ) 原則として、求職者と最初に接触する時点までに従事すべき業務の内容等を明示すること。なお、イの(ロ)後段の裁量労働制及びイの(ハ)後段の固定残業代に係る内容の明示については、特に留意すること。

「最初に接触する時点」とは、面接、メール、電話などにより、職業紹介事業者と求職者との間で意思疎通（面接の日程調整に関する連絡等を除く。）が発生する時点をいうものであること。

(ロ) 従事すべき業務の内容等の事項の一部をやむを得ず別途明示することとするときは、その旨を併せて明示すること。

二 職業紹介事業者は、従事すべき業務の内容等を明示するにあたっては、次に掲げる事項に配慮すること。

(イ) 求職者に具体的に理解されるものとなるよう、従事すべき業務の内容等の水準、範囲等を可能な限り限定すること。

(ロ) 求職者が従事すべき業務の内容に関しては、職場環境を含め、可能な限り具体的かつ詳細に明示すること。

(ハ) 明示する従事すべき業務の内容等が労働契約締結時の従事すべき業務の内容等と異なることとなる可能性がある場合は、その旨を併せて明示するとともに、従事すべき業務の内容等が既に明示した内容と異なることとなった場合には、当該明示を受けた求職者に速やかに知らせること。

(3) 求人者による労働条件等の変更に係る明示

イ 求人者は、求人の申込みをした職業紹介事業者の紹介による求職者（以下「紹介求職者」という。）と労働契約を締結しようとする場合であって、当該求職者に対して法第5条の3第1項の規定により明示された従事すべき業務の内容等（以下「第1項明示」という。）を変更し、特定し、削除し、又は追加する場合には、当該契約の相手方となろうとする者に対し、当該変更し、特定し、削除し、又は追加する従事すべき業務の内容等（以下「変更内容等」という。）を明示（以下「変更等明示」という。）しなければならないこと。明示の方法は、書面の交付の方法、ファクシミリを利用する方法又は電子メール等を利用する方法により行う必要がある。（詳細については、2(1)参照。）

従事すべき業務の内容等の「特定」とは、第1項明示を一定の範囲を示すことにより行っていた場合に、労働契約を締結しようとする際に内容を確定させることをいうものである。

例えば、第1項明示において、「月給20万円～25万円」と示し、労働契約を締結しようとする際に「20万円」に確定する場合などが「特定」に該当する。

また、第1項明示において、複数の選択肢や制度適用の可能性がある旨示していた場合（例：就業場所はA事業所又はB事業所、A事業所の場合には裁量労働制の対象業務）において、労働契約を締結しようとする際に内容を確定した場合（就業場所はA事業所、裁量労働制の対象業務）などについても「特定」に該当する。

なお、法第5条の3第1項の規定に基づく明示について、やむを得ず、従事すべき業務の内容等の事項の一部（以下このイにおいて、「当初明示事項」という。）が明示され、別途、当初明示事項以外の従事すべき業務の内容等の事項が明示された場合は、当初明示事項を第1項明示として取り扱うこと。

ロ 求人者は、変更等明示を行うにあたっては、紹介求職者が変更内容等を十分に理解す

ることができるよう、適切な明示方法をとらなければならないこと。その際、次の(イ)の方法によることが望ましいものであるが、次の(ロ)などの方法によることも可能であること。

(イ) 第1項明示と変更内容等とを対照することができる書面を交付すること。

(ロ) 労働基準法第15条第1項の規定に基づき交付される書面において、変更内容等に下線を引き、若しくは着色し、又は変更内容等を注記すること。なお、第1項明示の一部の事項を削除する場合にあつては、削除される前の当該従事すべき業務の内容等も併せて記載すること。

ハ 求人者は、締結しようとする労働契約に係る従事すべき業務の内容等の調整が終了した後、当該労働契約を締結するかどうか紹介求職者が考える時間が確保されるよう、可能な限り速やかに変更等明示を行うこと。また、変更等明示を受けた紹介求職者から、第1項明示を変更し、特定し、削除し、又は第1項明示に含まれない従事すべき業務の内容等を追加する理由等について質問された場合には、適切に説明すること。

ニ 第1項明示は、そのまま労働契約の内容となることが期待されているものであること。また、第1項明示を安易に変更し、削除し、又は第1項明示に含まれない従事すべき業務の内容等を追加してはならないこと。

ホ 学校卒業見込者等（青少年の雇用の促進等に関する法律第13条に規定する学校卒業見込者等をいう。以下このホにおいて同じ。）については、特に配慮が必要であることから、第1項明示を変更し、削除し、又は第1項明示に含まれない従事すべき業務の内容等を追加すること（(2)ロ(ロ)により、従事すべき業務の内容等の一部をやむを得ず別途明示することとした場合において、当該別途明示することとされた事項を追加することを除く。）は不適切であること。また、原則として、学校卒業見込者等については、採用内定時に労働契約が成立する場合には、採用内定時まで、法第5条の3第1項の明示及び変更等明示が書面により行われるべきであること。

ヘ 法第5条の3第1項の規定に基づく明示が法の規定に抵触するものであった場合、変更等明示を行ったとしても、同項の規定に基づく明示が適切であったとみなされるものではないこと。

ト 求人者は、第1項明示を変更し、削除し、又は第1項明示に含まれない従事すべき業務の内容等を追加した場合において、当該変更し、削除し、又は追加した従事すべき業務の内容等により、引き続き職業紹介を受けようとする場合は、求人票の内容を検証し、その内容の修正、求人票の出し直し等を行うこと。

(4) 裁量労働制求人、高度プロフェッショナル制度求人に係る留意点

イ 裁量労働制求人の申込みがあった場合は、裁量労働制求人であること、適用される制度（専門業務型裁量労働制か企画業務型裁量労働制か）及び何時間分働いたものとみなすかについても明示を求め、求職者に対してそれを明示することが必要であること。

(イ) 具体的には、就業時間を明示するに当たって、例えば、「裁量労働制（〇〇業務型）」により、出退社の時刻は自由であり、〇時間勤務したものとみなす」などと記入するよう求めること。

(ロ) 裁量労働制においては、労使協定又は労使委員会の決議（以下「労使協定等」という。）を所管労働基準監督署長に届け出ることが必要とされているため、求人者より裁量労働制の求人申込みがあった場合は、求人者に対し、労使協定等の内容が申込み内容と一致していること及び労働基準監督署に届出済であることの確認を行うこと。なお、確認の方法としては、例えば、労働基準監督署に提出した労使協定等の写しの提出を依頼することや、労働基準監督署に届出済であること、届出内容と相違ないこと及び協定の届出年月日について自己申告を依頼すること等が考えられる。

確認の結果、労使協定等と申込み内容との間に不一致が生じている場合は、申

込み内容に関する疑義や不明点等について求人者に十分に確認を行い、訂正が必要な場合には求人者に対し申込み内容の見直しを求める等適切な対応を行うこと。

(ハ) 裁量労働制を適用するに当たっては、専門業務型裁量労働制又は企画業務型裁量労働制それぞれの要件を満たしていることが必要であり、求人申込みに記載された業務が法律上の裁量労働制の対象業務として認められているものであるかどうかについても確認すること。

(ニ) 裁量労働制においては、時間配分決定等に関し使用者が具体的な指示をしないこととされており、始業・終業時刻を指定し、当該始業・終業時刻での労働を義務付けている場合には、労働時間の配分等を労働者に委ねているとはいえず、裁量労働制の適用として不適切であること。そのため、始業・終業時刻が記載されている場合は、求人者にその内容を確認し、募集内容の訂正、見直しを依頼する等適切な対応を行うこと。

ただし、始業・終業時刻が記載されている場合であっても、裁量労働制適用者の実態を参考として記載している場合や、出退社の時刻の目安を記載している場合等、使用者が始業・終業時刻を指定していない場合は、裁量労働制募集情報として問題がないこと。

ロ 同意した場合に高度プロフェッショナル制度が適用される求人の申込みがあった場合は、その旨を求職者に対して明示することが必要であること。

(イ) 具体的には、就業時間等を明示するに当たって、高度プロフェッショナル制度が適用されない場合の就業時間等を明示するとともに、例えば、「高度プロフェッショナル制度の適用について同意した場合には本人の決定に委ねられ、労働時間、休憩、休日及び深夜の割増賃金の規定は適用されない」などと記入するよう求めること。

(ロ) 高度プロフェッショナル制度が労働者に適用されるに当たっては、労使委員会の決議を所管の労働基準監督署長に届け出ることが必要とされているため、求人者から該当する求人の申込みがあった場合は、求人者に対し、労使委員会の決議を労働基準監督署に届出済であることの確認を行うこと。なお、確認の方法としては、例えば、労働基準監督署に提出した決議の写しの提出を依頼することや、労働基準監督署に届出済であること、届出を行った対象業務であること等について自己申告を依頼すること等が考えられる。確認の結果に応じて、申込み内容に関する疑義や不明点等について求人者に十分に確認を行い、訂正が必要な場合には求人者に対し訂正、見直しを求める等適切な対応を行うこと。

(ハ) 高度プロフェッショナル制度が適用されるに当たっては、業務の内容や賃金が労働基準法等において定められた要件を満たしていることが必要であり、求人の申込みに記載された業務が対象業務として認められているものであるかどうか等についても確認すること。

(ニ) 求人の申込みの際、同意した場合に高度プロフェッショナル制度が適用される旨の明示が行われた場合であっても、実際に制度が適用されるためには、労働基準法の規定により本人の同意を得なければならず、明示されたことをもって求職者が同意したと解されるものではないこと。なお、高度プロフェッショナル制度の適用について同意をしなかったこと又は同意を撤回したことに対する不利益取扱いが行ってはならないとされていることに留意すること。

(5) 試用期間中の従事すべき業務の内容等と当該期間終了後の従事すべき業務の内容等が異なる場合の取扱い

(1) 及び(3)において、試用期間中と試用期間終了後の従事すべき業務の内容等が異なるときは、それぞれの従事すべき業務の内容等を示すことにより行わなければならないこと。

(6) 常用目的紹介に係る留意事項

- イ 常用目的紹介（第6の6参照）に当たっての法第5条の3に基づく労働条件の明示については、求職者に係る労働条件が最初に設定されることとなる有期雇用契約について行わなければならない。
- ロ 求職者が有期雇用契約後の常用雇用契約において予定される求人条件（以下「予定求人条件」という。）の提示を希望する場合には、当事者の計画的対応を可能にするとともに、トラブル発生の未然防止に資することとなることから、予定求人条件について、以下の事項を記載した書面を交付して提示すべきである。
 - ① 予定求人条件は法第5条の3に基づき明示するものではないこと
 - ② 予定求人条件はあくまで予定であり、常用雇用契約が締結されないことがあり、かつ、締結された場合でも、その内容が異なるものになる可能性があること
 - ③ 予定求人条件の内容（例えば、当該企業における同種の労働者に係る労働条件等、中途採用者の初年度の労働条件等が考えられる。）
- ハ 常用雇用契約はあくまで有期雇用契約後に締結されるものであることから、試用期間を設けることは適当ではない。
- ニ 雇用主（求人者）が有期雇用契約の終了後の常用雇用契約の締結を拒否する場合は、その理由を労働者（求職者）に明示することが適当である。

(7) 受動喫煙を防止するための措置に係る明示の例

健康増進法（平成14年法律第103号。以下「健増法」という。）においては、多数の者が利用する施設等について、その区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き禁煙とされ、施設の出入口への標識掲示等、施設等の管理権原者が講ずべき措置等が定められている。則ち第4条の2第3項第9号に規定する「就業の場所における受動喫煙を防止するための措置に関する事項」としては、健増法に規定する施設類型を参考とし、例えば、以下のような明示を行うことが考えられること。なお、例として示したもののほか、就業の場所の実態に即した明示を行うことは差し支えないこと。

イ 学校、病院、児童福祉施設等

(イ) 健増法上の規定

多数の者が利用する施設（2人以上の者が同時に、又は入れ替わり利用する施設を言う。以下同じ。）のうち、学校、病院、児童福祉施設その他の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設として健康増進法施行令（平成14年政令第361号）で定めるもの及び国及び地方公共団体の行政機関の庁舎等は第一種施設（健増法第28条第5号）とされ、原則敷地内禁煙、特定屋外喫煙場所（健増法第28条第13号）を設置した場合は、その場所に限り、喫煙が可能とされている。

(ロ) 明示の例

- ① 「敷地内禁煙」としている場合（特定屋外喫煙場所を設置していない場合）
「敷地内禁煙」
- ② 「敷地内禁煙」としているが、特定屋外喫煙場所がある場合
「敷地内禁煙（特定屋外喫煙場所設置）」 「敷地内禁煙（屋外に喫煙場所設置）」

ロ 一般的な事業所、飲食店、ホテル・旅館等

(イ) 健増法上の規定

多数の者が利用する施設のうち、事業所、飲食店、ホテル・旅館等、第一種施設及び喫煙目的施設（健増法第28条第7号）以外の施設は第二種施設（健増法第28条第6号）とされ、原則屋内禁煙、施設の一部に喫煙専用室（健増法第33条第3項第1号）等を設置した場合には、その場所に限り、喫煙が可能とされている。

※ 経営規模の小さな飲食店についてはハも参照。また、ホテル・旅館の客室等については、適用除外の場所とされている。

(ロ) 明示の例

- ① 「屋内禁煙」としている場合（喫煙専用室等を設置していない場合）
「屋内禁煙」
- ② 喫煙専用室を設置している場合
「屋内原則禁煙（喫煙専用室あり）」
- ③ 加熱式たばこ専用喫煙室を設置している場合
「屋内原則禁煙（加熱式たばこ専用喫煙室あり）」
- ④ 施設内に適用除外（健増法第40条）の場所（宿泊室等）がある場合
「屋内原則禁煙（喫煙可の宿泊室あり）」

ハ 既存の営業規模の小さな飲食店等

(イ) 健増法上の規定

健康増進法の一部を改正する法律附則第2条に基づく経過措置として、令和2年4月1日時点で現に存する飲食店等のうち、以下①及び②を満たすものは、既存特定飲食提供施設とされ、喫煙専用室等に加えて、当分の間、施設の全部又は一部を喫煙可能室として定めた場合にも、喫煙が可能とされている。

- ① 資本金の額または出資の総額が5,000万円以下の会社が経営しているものであること（一の大規模会社が発行済株式の総数の2分の1以上を有する場合等を除く。）。
 - ② 客席面積が100平方メートル以下であること。

(ロ) 明示の例

- ① 屋内に喫煙可能室を設置していない場合
「屋内禁煙」
- ② 屋内の一部を喫煙可能室と定めている場合
「屋内喫煙可（喫煙可能室内に限る。）」
- ③ 屋内の全部を喫煙可能室としている場合
「屋内喫煙可」

ニ バー・スナックやたばこ販売店等

(イ) 健増法上の規定

バー・スナックやたばこ販売店等、多数の者が利用する施設のうち、施設を利用する者に対して、喫煙をする場所を提供することを主たる目的とする施設（公衆喫煙所のほか、以下①及び②に掲げる施設）は、喫煙目的施設（健増法第28条第7号）とされ、施設の全部又は一部を喫煙目的室（健増法第35条第3項第1号）として定めた場合は、喫煙が可能とされている。

- ① 喫煙を主たる目的とするバー、スナック等

たばこの対面販売（出張販売を含む。）をしており、施設の屋内の場所において喫煙をする場所を提供することを主たる目的とし、併せて設備を設けて客に飲食をさせる営業（「通常主食と認められる食事」を主として提供するものを除く。）を行うもの。

- ② 店内で喫煙可能なたばこ販売店

たばこ又は専ら喫煙の用に供するための器具の販売（たばこの販売については、対面販売をしている場合に限る。）をし、施設の屋内の場所において喫煙をする場所を提供することを主たる目的とするもの。

(ロ) 明示の例

- ① 屋内の一部を喫煙目的室として定めている場合
「屋内喫煙可（喫煙目的室内に限る。）」
- ② 屋内の全部を喫煙目的室としている場合
「屋内喫煙可」

ホ バス・タクシー、旅客機、電車・新幹線、フェリー等

(イ) 健増法上の規定

バス、タクシー等は旅客運送事業自動車（健増法第 28 条第 9 号）、旅客機等は旅客運送事業航空機（健増法第 28 条第 10 号）とされ、その内部の場所は禁煙とされている。また、電車、新幹線等は旅客運送事業鉄道等車両（健増法第 28 条第 11 号）、フェリー、高速船等は旅客運送事業船舶（健増法第 28 条第 12 号）とされ、その内部における禁煙の措置については、ロに規定する第二種施設と同様とされている。

(ロ) 明示の例

① バス・タクシー、旅客機等

「車内禁煙」又は「機内禁煙」

② 電車・新幹線、フェリー等

ロ(ロ)に規定する第二種施設と同様の明示を行うことが考えられる。

ヘ 第一種施設以外の施設の屋外

(イ) 健増法上の規定

第一種施設以外の施設等の屋外の場所については、健増法上、受動喫煙を防止するための措置は規定されていない。

(ロ) 明示の例

「屋外喫煙可（屋外で就業）」

ト 明示に当たっての留意点

(イ) 求人又は労働者の募集を行う事業所と就業の場所が異なる場合の取扱い

求人又は労働者の募集を行う事業所と就業の場所が異なる場合は、実際の就業の場所における状況を明示すること。

なお、求人の申込みや労働者の募集を行う時点で「就業の場所」として複数の場所が予定されている場合には、それぞれの場所における状況を明示することとするが、「予定されている場合」とは、主な就業の場所として予定されている場合であり、就業の可能性があるにすぎないものを含まないこと。例えば、出張や営業等において就業する可能性がある場所や、将来的に就業する可能性がある場所の状況について、あらかじめ網羅して明示を行うことが必要とされるものではないこと。

※ 航空会社の乗務員や鉄道・バスの運転手等、移動が前提の業務である場合には、恒常的に立ち寄り所属事業所等（空港のターミナルビルや鉄道の駅を含む。）及び業務に従事する場所（バス・鉄道・飛行機の内部の状況）における状況を明示することが必要であるが、移動先それぞれの状況について網羅的に明示することは必要とされない。

(ロ) 労働者派遣に係る求人の取扱い

労働者の募集や求人の申込みの内容が、労働者を派遣労働者として雇用しようとするものである場合には、予定している派遣先の事業所における状況を明示すること。

(ハ) 喫煙可能な場所での就業が予定される求人に係る取扱い

健増法においては、施設の管理権原者は、喫煙専用室等の喫煙可能スペースに、20 歳未満の者を立ち入らせてはならないこととされている。このため、就業の場所における受動喫煙を防止するための措置として、「屋内喫煙可」「屋内原則禁煙（喫煙専用室あり）」等の明示がされている求人については、その内容を確認の上、喫煙可能スペースでの就業が予定される場合には、求人要件を 20 歳以上とするよう求人者に依頼するなど、適切に対応すること。

※ この場合には、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則（昭和 41 年労働省令第 23 号。以下「労働施策総合推進法施行規則」という。）第 1 条の 3 に規定する例外事由に該当するものとして、下限を 20 歳とすることが認められるものであること。

(ニ) 明示に当たっての標識（ピクトグラム）の利用

求職者にとって分かりやすいものとなるよう、イからへまでに記載した明示の例と併せて、ピクトグラムを利用して明示を行うことも差し支えないこと。ピクトグラムを用いた標識例については、「なくそう！望まない受動喫煙。」Web サイト（<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/sign/>）等を参照すること。

(ホ) その他の留意事項

求職者の就職後の望まない受動喫煙を防止するという趣旨を踏まえ、健増法に規定する施設等の類型を参考とした明示と併せて、イ(ロ)②、ロ(ロ)②③④、ハ(ロ)②、ニ(ロ)①のように、就業の場所の一部で喫煙が認められている場合は、実際に喫煙可能な区域での業務があるか否か（受動喫煙の可能性があるか否か）についても、可能な限り、付加的に明示することが望ましいこと。

また、地方公共団体の条例により受動喫煙を防止するための措置が定められている場合には、募集や求人申込みの内容も条例に適合したものとなるよう留意すること。

(8) その他

求人者は、求職者に対して法第5条の3第1項の規定により明示された従事すべき業務の内容等に関する記録を、当該明示に係る職業紹介が終了する日（当該明示に係る職業紹介が終了する日以降に当該明示に係る労働契約を締結しようとする者にあつては、当該明示に係る労働契約を締結する日）までの間保存しなければならない。

3 求人等に関する情報の的確な表示に関する事項（法第5条の4）

(1) 求人等に関する情報の的確な表示

職業紹介事業者が、求人に関する情報、求職者に関する情報、自ら若しくは求人者に関する情報又は法に基づく職業紹介事業等の業務の実績に関する情報（以下「求人等に関する情報」）を、以下のいずれかに掲げる方法（以下「広告等」という。）により提供するに当たっては、この3に記載のとおり求人等に関する情報の的確な表示の義務があること（法第5条の4第1項及び第3項）。

イ 新聞、雑誌その他の刊行物に掲載する広告

ロ 文書の掲出又は頒布

ハ 書面の交付の方法

事業者間で直接書面を交付する方法や郵送により交付する方法が該当すること。

ニ ファクシミリを利用する方法

ホ 電子メール等の送信の方法

「電子メール等」とは、「電子メールその他のその受信する者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信」をいい、この「その他のその受信する者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信」とは、具体的にはLINEやFacebook等のSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）メッセージ機能等を利用した電気通信が該当すること。

へ 著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第8号に規定する放送、同項第9号の2に規定する有線放送又は同項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置その他電子計算機と電気通信回線を接続してする方法

テレビやラジオ、YouTube等のインターネット上のオンデマンド放送等が該当すること。

(2) 虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示の禁止

職業紹介事業者は広告等により求人等に関する情報を提供するに当たっては、虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をしてはならないこと（法第5条の4第1項）。

イ 虚偽の表示とは、事実と異ならせた表示のことをいい、求人の内容と実際の労働条件を意図的に異ならせた場合や、受理していない求人を紹介できるように広告した場合、全く根拠なく顧客満足度が高い旨を表示する場合等には、虚偽の表示に該当すること。

求人者と求職者の合意に基づき、求人の内容と実際の労働条件が異なることとなった場合にまで、虚偽の表示となるものではないこと。

ロ 虚偽の表示でなくとも、一般的・客観的に誤解を生じさせるような表示は、誤解を生じさせる表示に該当すること。

誤解を生じさせる表示をしないよう、例えば以下のような点に留意する必要があること（指針第4の2）。

(イ) 関係会社・グループ企業が存在している企業が募集を行う場合に、実際に雇用する予定の企業を明確にし、関係会社・グループ企業が混同されることのないように表示しなければならないこと。

(ロ) 雇用契約を前提とした労働者の募集と、フリーランス等の請負契約の受注者の募集が混同されることのないよう表示しなければならないこと。

(ハ) 月給・時間給等の賃金形態、基本給、定額の手当、通勤手当、昇給、固定残業代等の賃金等について、実際よりも高額であるかのように表示してはならないこと。

(ニ) 職種や業種について、実際の業務の内容と著しく乖離する名称を用いてはならないこと。

(3) 正確かつ最新の内容に保つ措置を講じる義務

職業紹介事業者は広告等により求人等に関する情報を提供するに当たっては、次に掲げる措置を講じなければならないこと（法第5条の4第3項）。

イ 当該情報の提供を依頼した者から、当該情報の提供の中止又は内容の訂正の求めがあったときは、遅滞なく、当該情報の提供の中止又は内容の訂正をすること。

ロ 当該情報が正確でない、又は最新でないことを確認したときは、遅滞なく、当該情報の提供を依頼した者にその内容の訂正の有無を確認し、又は当該情報の提供を中止すること。

ハ 次のいずれかの措置。なお、職業紹介事業者は(イ)及び(ロ)の措置を可能な限りいずれも講ずることが望ましいこと。

(イ) 求人者又は求職者に対し、定期的に求人又は求職者に関する情報が最新かどうか確認すること。

(ロ) 求人又は求職者に関する情報の時点を明らかにすること。

時点を明らかにするに当たっては、求人又は求職の申込みを受理した日を示す他にも、求人や求職の申込みの内容に変更があった場合に当該変更の時点を示すことや、求人や求職に関する情報が最新かどうか求人者や求職者に確認ができた場合に当該確認ができた時点を示すことも認められること。

(4) 求人等に関する情報の的確な表示の留意点

イ 職業紹介事業者は、求人等に関する情報を提供するに当たっては、法第5条の3の規定に基づいて労働条件等として求職者に明示すべき事項（2(1)並びに(2)のイ(ロ)及び(ハ)）を可能な限り当該求人等に関する情報に含めることが望ましいこと（指針第4の1）。

ロ 職業紹介事業者が、求職者に関する情報について正確かつ最新の内容に保つ措置には、求職者に対して行う身元調査等は含まれないこと。

ハ 職業紹介事業者は、特に法に基づく業務の実績に関する情報として、求人情数や就職件数、手数料等に関する事項等を提供するに当たっては、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）の趣旨に鑑みて、不当に利用者を誘引し、合理的な選択を阻害するおそれのある不当な表示をしてはならないこと（指針第6の9の(2)）。

4 求職者等の個人情報の取扱いに関する事項（法第5条の5）

(1) 個人情報の収集、保管及び使用

イ 職業紹介事業者は、法第5条の5第1項の規定により業務の目的を明らかにするに当たっては、収集された求職者等の個人情報がどのように保管され、又は使用されるのか、求職者が一般的かつ合理的に想定できる程度に具体的に明示すること。

漠然と「職業紹介事業のために使用します。」と示すだけでは足りず、例えば、「職業紹介で応募を希望する求人先に応募情報を提供する際に使用するため」や「求人情報に関するメールマガジンを配信するため」、「職業紹介で求職者に開示の許諾を得た業務提携先に提供する際に使用するため」と示すといったことが考えられる。個人情報の使用や保管に係る技術的な詳細を明示することは求められないが、業務上、通常想定されない第三者に個人情報を提供する場合や、第三者に保管を依頼する場合はその旨を明示する必要があること。

明示に当たっては、インターネットの利用その他の適切な方法により行うこと。自社のホームページ等に掲載するほか、対面での職業紹介を行っている場合には、書面の交付・掲示等により業務の目的を明示する方法、メールなどの利用により業務の目的を明示する方法等が認められるが、いずれの方法による場合でも求職者に理解される方法を選択する必要があること。

ロ 職業紹介事業者は、その業務の目的の達成に必要な範囲内で、厚生労働省令で定めるところにより、当該目的を明らかにして求職者の個人情報（(1)及び(2)において単に「個人情報」という。）を収集することとし、次に掲げる個人情報を収集してはならないこと。

ただし、特別な職業上の必要性が存在することその他業務の目的の達成に必要不可欠であって、収集目的を示して本人から収集する場合はこの限りでないこと。

(イ) 人種、民族、社会的身分、門地、本籍、出生地その他社会的差別の原因となるおそれのある事項

(ロ) 思想及び信条

(ハ) 労働組合への加入状況

(イ)から(ハ)については、具体的には、例えば次に掲げる事項等が該当する。

(イ)関係

① 家族の職業、収入、本人の資産等の情報（税金、社会保険の取扱い等労務管理を適切に実施するために必要なものを除く。）

② 容姿、スリーサイズ等差別的評価に繋がる情報

(ロ)関係 人生観、生活信条、支持政党、購読新聞・雑誌、愛読書

(ハ)関係 労働運動、学生運動、消費者運動その他社会運動に関する情報

ハ 職業紹介事業者は、個人情報を収集する際には、本人から直接収集し、本人の同意の下で本人以外の者から収集し、又は本人により公開されている個人情報を収集する等の手段であって、適法かつ公正なものによらなければならないこと。

ニ 職業紹介事業者は、高等学校若しくは中等教育学校又は中学校若しくは義務教育学校の新規卒業予定者から応募書類の提出を求めるときは、職業安定局長の定める書類（全国高等学校統一応募用紙又は職業相談票（乙））により提出を求めることが必要であること。

ホ 個人情報の保管又は使用は、収集目的の範囲に限られること。ただし、他の保管若しくは使用の目的を示して本人の同意を得た場合又は他の法律に定めのある場合は、この限りでないこと。

なお、法及び指針においては、法第5条の5第1項ただし書及び指針第5の1の(5)のただし書に該当する場合は、職業紹介事業の実施に伴い収集等される求職者の個人情報の職業紹介業務以外の目的での利用も可能となっているが、この場合にあっては、その利用目的をできる限り特定する必要があること。

「求職申込書」等により直接当該本人から個人情報を取得する場合については、当該個人情報が職業紹介業務に利用されることが明らかであることから、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第21条第4項に

規定する「取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合」に該当するものとして、同条第1項及び第2項の利用目的の通知等の対象となるものではないこと。一方、アンケート調査票等に記載された個人情報を職業紹介業務に利用する場合にあっては、「取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合」に該当するものではなく、利用目的の通知等が必要となるものであること。

ただし、トラブル防止等の観点からは、求職申込書、アンケート調査票等本人から直接個人情報を取得する書面には、当該書面により取得される個人情報の利用目的を併せて記載する等により、当該利用目的が明示されるようにしておくことが望ましいものであること。

求人者に対して求職者の個人データを示す行為は、個人情報保護法第27条第1項の「第三者提供」に該当するものであることから、例えば、求職申込書に、求人者に提供されることとなる個人データが求人者に提供されることに関する同意欄を設けること等により、必ず求職者から同意をあらかじめ得るようにすることが必要となるものであること。なお、この「同意」の取得の方法は、特段の要式行為とされているものではないが、トラブル防止等の観点からも、書面による取得など事後に「同意」の事実を確認できるような形で行うことが望ましいものであること。

ヘ 職業紹介事業者は、法第5条の5第1項又は指針第5の1の(2)、(3)若しくは(5)に基づいて求職者本人の同意を得る際には、次に掲げるところによらなければならないこと。

(イ) 同意を求める事項について、求職者が適切な判断を行うことができるよう、可能な限り具体的かつ詳細に明示すること。

(ロ) 業務の目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を収集し、保管し、又は使用することに対する同意を、職業紹介の条件としないこと。

職業紹介のために収集した個人情報を、職業紹介と関係ない商品販売等のために使用することについて同意しないと、当該職業紹介事業のサービスを受けることができない場合等がこれに該当すること。

(ハ) 求職者の自由な意思に基づき、本人により明確に表示された同意であること。

インターネットサイトにおいて、求職者等の同意を取得する方法として個人情報の利用規約を示した上で、それらの事項を示した上でインターネットサイト上のボタンのクリックを求める方法によって同意と扱うことも認められること。ただし、トラブル防止等の観点からも、書面による取得や電子メール等の受領等など事後に「同意」の事実を確認できるような形で行うことが望ましいものであること。一方で、単に利用規約を示した上で、求職者がサービスの利用を開始するのみでは本人の同意の意思が明確に表示されたとまではいえないこと。

利用規約等を変更し、同意が必要となった場合の取扱いも同様であるが、その際は、利用者に対して十分な周知期間を設け、同意しない場合の選択肢を示すとともに、求職者に不利益が生じないよう配慮することが望ましいものであること。

(2) 個人情報の適正管理

イ 職業紹介事業者は、その保管又は使用に係る個人情報に関し、次の事項に係る適切な措置を講ずるとともに、求職者からの求めに応じ、当該措置の内容を説明しなければならないこと。

(イ) 個人情報を目的に応じ必要な範囲において正確かつ最新のものに保つための措置

(ロ) 個人情報の漏えい、滅失又は毀損を防止するための措置

(ハ) 正当な権限を有しない者による個人情報へのアクセスを防止するための措置

(ニ) 収集目的に照らして保管する必要がなくなった個人情報を破棄又は削除するための措置

ロ 職業紹介事業者が、求職者等の秘密に該当する個人情報が知り得た場合には、当該個人情報が正当な理由なく他人に知られることのないよう、厳重な管理を行わなければならないこと。

ないこと。

※ 「個人情報」とは、個人を識別できるあらゆる情報をいうが、このうち「秘密」とは、一般に知られていない事実であって（非公知性）、他人に知られないことにつき本人が相当の利益を有すると客観的に認められる事実（要保護性）をいうものである。具体的には、本籍地、出身地、支持・加入政党、政治運動歴、借入金額、保証人となっている事実等が秘密に当たりうる。

ハ 職業紹介事業者は、次に掲げる事項を含む個人情報の適正管理に関する規程を作成し、自らこれを遵守し、かつ、その従業者にこれを遵守させなければならないこと。

(イ) 個人情報を取り扱うことができる者の範囲に関する事項

(ロ) 個人情報を取り扱う者に対する研修等教育訓練に関する事項

(ハ) 本人から求められた場合の個人情報の開示又は訂正（削除を含む。以下同じ。）の取扱いに関する事項

ア「個人情報の開示又は訂正」については、「利用の停止等」及び「第三者への提供の停止」が明示的に規定されているものではないが、概念上、「利用の停止等」及び「第三者への提供の停止」が排除されているものではないこと。

イ 職業紹介事業者は、個人情報適正管理規程について、個人情報保護法第 37 条を踏まえた内容として所要の改正等を行うことが望ましいこと。

(ニ) 個人情報の取扱いに関する苦情の処理に関する事項

ニ 職業紹介事業者は、本人が個人情報の開示又は訂正の求めをしたことを理由として、当該本人に対して不利益な取扱いをしてはならないこと。

(3) 個人情報の保護に関する法律の遵守等

職業紹介事業者は、個人情報保護法第 2 条第 11 項に規定する行政機関等又は同法第 16 条第 2 項に規定する個人情報取扱事業者（以下「個人情報取扱事業者」という。）に該当する場合には、同法第 5 章第 2 節から第 4 節まで又は同法第 4 章第 2 節に規定する義務を遵守しなければならないこと。

なお、個人情報保護法を踏まえて職業紹介事業者が講ずべき措置等は、第 10 による。

5 職業紹介事業者の責務等に関する事項（法第 33 条の 5）

(1) 職業安定機関等との連携

イ 職業安定機関との連携

職業紹介事業者は、求人、求職等の内容がその業務の範囲外にあると認めるときは、安定所の利用を勧奨する等適切に対応すること。

また、職業紹介事業者は、労働力の需要供給の適正かつ円滑な調整を図るため、職業安定機関の行う雇用情報の収集、標準職業名の普及等に協力するよう努めること。

ロ 学校との連携

職業紹介事業者（法第 33 条の 2 第 1 項の規定による届出をして職業紹介事業を行う学校を除く）は、高等学校、中等教育学校、中学校又は義務教育学校の新規卒業予定者に対する職業紹介を行うに当たっては、学校との連携に関し、次に掲げる事項に留意するものとする。

(イ) 生徒に対して求人情報の提供等を行う際には、当該生徒が在籍する学校を通じて行うようにすること。

(ロ) 職業紹介事業者が行う職業紹介が、安定所及び学校が行う新規学校卒業予定者に対する職業紹介の日程に沿ったものになるようにし、生徒の職業選択について必要な配慮を行うこと。

(ハ) その他学校教育の円滑な実施に支障がないよう必要な配慮を行うこと。

(2) 求職者の能力に適合する職業の紹介の推進

職業紹介事業者は、求職者の能力に適合した職業紹介を行うことができるよう、求職者の能力の的確な把握に努めるとともに、その業務の範囲内において、可能な限り幅広い求人の確保に努めること。

(3) 求職者又は求人者からの適切な苦情処理

職業紹介事業者は職業安定機関及び他の職業紹介事業者と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者又は求人者からの苦情（あっせんを行った後の苦情を含む。）に迅速、適切に対応することとし、そのための体制の整備及び改善向上に努めること。また、苦情に対応した場合には、守秘義務等に配慮をした上で、苦情を申し出た者に対して、適切に結果についての報告等を行うこと。

なお、専らインターネットを利用すること等により、対面を伴わない職業紹介を行う職業紹介事業者に対しては、苦情処理等が適切に実施されるよう、指導等において特に留意すること。

(4) 職業紹介により就職した者の早期離職等に関する事項

イ 職業紹介事業者は、その紹介により就職した者（期間の定めのない労働契約を締結した者に限る。）に対し、当該就職した日から２年間、転職の勧奨を行ってはならないこと。

ロ 有料職業紹介事業者は、返戻金制度（則第 24 条の 5 第 1 項第 2 号に規定する返戻金制度をいう。以下同じ。）を設けることが望ましいこと。

ハ 有料職業紹介事業者は、法第 32 条の 13 の規定に基づき求職者に対して手数料に関する事項を明示する場合、求職者から徴収する手数料に関する事項及び求人者から徴収する手数料に関する事項を明示しなければならないこと。また、職業紹介事業者は、同条の規定に基づき、返戻金制度に関する事項について、求人者及び求職者に対し、明示しなければならないこと。

(5) 職業紹介事業に係る適正な許可の取得

イ 求人者に紹介するため求職者を探索した上、当該求職者に就職するよう勧奨し、これに応じて求職の申込みをした者をあっせんするいわゆるスカウト行為を事業として行う場合は、職業紹介事業の許可等が必要であること。

また、いわゆるアウトプレースメント業のうち、教育訓練、相談、助言等のみならず、職業紹介を行う事業は職業紹介事業に該当するものであり、当該事業を行うためには、職業紹介事業の許可等が必要であること。

ロ 次のいずれかに該当する行為を事業として行う場合は、当該者の判断が電子情報処理組織により自動的に行われているかどうかにかかわらず、職業紹介事業の許可等が必要であること。また、宣伝広告の内容、求人者又は求職者との間の契約内容等の実態から判断して、求人者に求職者を、又は求職者に求人者をあっせんする行為を事業として行うものであり、募集情報等提供事業はその一部として行われているものである場合には、全体として職業紹介事業に該当するものであり、当該事業を行うためには、職業紹介事業の許可等が必要であること。

(イ) 求職者に関する情報又は求人に関する情報について、当該者の判断により選別した提供相手に対してのみ提供を行い、又は当該者の判断により選別した情報のみ提供を行うこと。

(ロ) 求職者に関する情報又は求人に関する情報について、当該者の判断により提供相手となる求人者又は求職者に応じて加工し、提供を行うこと。

(ハ) 求職者と求人者との間の意思疎通を当該者を介して中継する場合に、当該者の判断により当該意思疎通に加工を行うこと。

(6) 再就職支援を行う職業紹介事業者に関する事項

再就職支援を行う職業紹介事業者は、リストラにより離職を余儀なくされる労働者などの円滑な再就職を支援することが使命であり、積極的に退職者を作り出すようなことは職業紹介事業の趣旨に反すること。

企業が行う退職勧奨については、全体として被勧奨者の自由な意思決定が妨げられる状況であった場合には、当該退職勧奨行為は違法な権利侵害となる旨の裁判例があること。

については、次の点に留意すること。

イ 事業主の依頼に応じて、その雇用する労働者に対し再就職支援を行う職業紹介事業者（以下「再就職支援事業者」という。）が、直接当該労働者の権利を違法に侵害し、又は当該事業主による当該労働者の権利の違法な侵害を助長し、若しくは誘発する次に掲げる行為を行うことは許されないこと。

(イ) 当該労働者に対して、退職の強要（勧奨を受ける者の自由な意思決定を妨げる退職の勧奨であって、民事訴訟において違法とされるものをいう。以下同じ。）となり得る行為を直接行うこと。

【参考】被勧奨者の自由な意思決定を妨げる退職勧奨は違法な権利侵害に当たるとされた事案

ことさらに多数回、長期にわたる退職勧奨は、いたずらに被勧奨者の不安感を増し、不当に退職を強要する結果となる可能性が高く、退職勧奨は、被勧奨者の家庭の状況、名誉感情等に十分配慮すべきであり、勧奨者の数、優遇措置の有無等を総合的に勘案し、全体として被勧奨者の自由な意思決定が妨げられる状況であった場合には、当該退職勧奨行為は違法な権利侵害となる。（最高裁第一小法廷昭和55年7月10日判決）

(ロ) 退職の強要を助長し、又は誘発するマニュアル等を作成し事業主に提供する等、退職の強要を助長し、又は誘発する物又は役務を事業主に提供すること。

ロ 再就職支援事業者が次に掲げる行為を行うことは不適切であること。

(イ) 当該労働者に対して、退職の勧奨（退職の強要を除く。）を直接行うこと。

(ロ) 事業主に対して、その雇用する労働者に退職の勧奨を行うよう積極的に提案すること。

なお、「退職の勧奨を行うよう積極的に提案」には、次の行為が該当することに留意すること。

- ・ 退職の勧奨の実施を決定していない企業に対して、当該企業からの依頼の有無にかかわらず、退職の勧奨の実施を提案すること。
- ・ 退職の勧奨の実施を決定していても当該決定が対外的に明らかとなっていない企業に対して、当該企業からの依頼なく退職の勧奨の実施を提案すること。

おって、「退職の勧奨の実施を決定」した企業に対して、退職者の予定数を増やす提案をすることは、決定済の退職者の予定数を超える部分について「退職の勧奨の実施を決定していない」と解すべきことに留意すること。

(7) 助成金の支給に関する条件に同意した職業紹介事業者に関する事項

雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第102条の5第2項第1号イ（4）、第110条第2項第1号イ、第7項第1号イ、第9項第1号イ、第11項第1号イ及び第12項第1号イ、第110条の3第2項第1号イ及び第3項第1号並びに第112条第2項第1号ハ、第2号ハ、第3号イ（3）及び第4号ハ、附則第15条の5第2項第1号イ及び第6項第1号イ並びに附則第15条の6第2項第1号イの規定に基づき助成金の支給に関し職業安定局長が定めることとされている条件に同意した職業紹介事業者は、当該同意した条件を遵守すること。

(8) 適正な宣伝広告等に関する事項

イ 職業安定機関その他公的機関と関係を有しない職業紹介事業者は、これと誤認させる名称を用いてはならないこと。

ロ 職業紹介事業に関する宣伝広告の実施に当たっては、法第5条の4第1項及び第3項並

びに不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）の趣旨に鑑みて、不当に求人者又は求職者を誘引し、合理的な選択を阻害するおそれがある不当な表示をしてはならないこと。

- ハ 求職の申込みの勧奨については、求職者が希望する地域においてその能力に適合する職業に就くことができるよう、職業紹介事業の質を向上させ、これを訴求することによって行うべきものであり、職業紹介事業者が求職者に金銭等を提供することによって行うことは好ましくなく、お祝い金その他これに類する名目で社会通念上相当と認められる程度を超えて金銭等を提供することによって行ってはならないこと。

ニ 違約金等の契約内容の明示（令和 7 年 4 月 1 日からの追加事項）

職業紹介事業の利用に関連して生じる違約金その他これに類するものとして当該事業を利用する求人者が負担する金銭等について、当該金銭等の金額、当該金銭等が発生する条件及び解除方法を含む契約の内容について、当該求人者に分かりやすく明瞭かつ正確に記載した書面又は電子メールその他の適切な方法により、あらかじめ当該求人者に対し誤解が生じないよう明示すること。ただし、口頭によるもののほか、ホームページの該当箇所を教示する等当該求人者が同一文面を再読できない可能性のある方法によるものは、適切な方法により明示しているとはいえないこと。また、ホームページ上で規約自体をスクロールで確認させ、同意ボタンを押すよう求める、といった方法のみでは求人者が同一文面を再読できない可能性があることから、適切な方法で明示しているとはいえないこと。

なお、当該責務は職業紹介事業の利用に関連して生じる金銭で、当該事業を利用する求人者が負担するものについてあらかじめ誤解が生じないよう明示することを求めるものであり、「違約金」という名称はあくまで例示である。金額については、具体的な額があらかじめ定まっていない場合は、算定方法等を示すことにより、求人者が想定していない請求を受けることがないように分かりやすく明示すること。「解除方法」については、当該利用に係る契約の解除方法を指す。

こうした違約金や解除方法に限らず、これらを含む契約の内容について、求人者に分かりやすく誤解が生じないよう明示すること。対面での説明の場合は、特に違約金等について、分かりやすく明瞭かつ正確に記載した書面を手交し、非対面での説明の場合は、分かりやすく明瞭かつ正確に記載した書面又は電子メールを送付するといった方法を基本とし、それ以外であってもこれと同等の効果をもたらすものと言える方法で行うこと。

(9) 国外にわたる職業紹介を行う職業紹介事業者に関する事項

- イ 国外にわたる職業紹介を行うに当たっては、法第 32 条の 12 第 1 項（法第 33 条第 4 項及び第 33 条の 3 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により、その職業紹介事業において取り扱う職種の範囲その他業務の範囲を届け出た場合には、その相手先国をはじめ、その範囲内で職業紹介を行わなければならないこと。

- ロ 国外にわたる職業紹介を行うに当たっては、入管法その他の出入国に関する法令及び相手先国の法令を遵守して職業紹介を行わなければならないこと。求職の申込みに当たり、在留資格・在留期間など就労にあたって留意する点があるかを確認し、該当する場合は在留カード等の提示を求め、在留資格や在留期間を確認する等、不法就労をあっせんすることがないように留意すること。なお、外国人については、日本人の求職者と同様に職業紹介業務を行うことは当然であるが、その上で、国籍のみを理由に求人への応募が拒否されるなどの差別的な取扱いを招来することがないように、特段の配慮が必要である。

※ 国内で就労している外国籍の者を対象に職業紹介を行う場合であっても、入管法その他の出入国に関する法令を遵守して職業紹介を行わなければならないことから、在留資格・在留期間など就労にあたって留意する点があるかを確認し、該当する場合は、在留カード等により在留資格や在留期間を確認すること。在留カード等に以下の記載等がある場合には、適法に国内で就労することが可能であるので、職業紹介に当たり、当該求職者が国内での就労を認められているか確認するとともに、就労可能な職種の制限等、出入国管理行政における取扱いに留意すること。（在留カードの記載について

は、出入国在留管理庁ホームページ等において、最新の情報を確認すること。) なお、確認に際して在留カード等の写しを求めないこと。

① 在留カード表面の「就労制限の有無」欄において、「就労制限なし」、「在留資格に基づく就労活動のみ可」、「指定書記載機関での在留資格に基づく就労活動のみ可」、「指定書により指定された就労活動のみ可」のいずれかの記載がある場合。なお、特定技能については、在留カードの在留資格の欄に「特定技能1号」又は「特定技能2号」と記載され、旅券に添付されている指定書に就労する分野が記載されることとなる。

② 在留カード表面の「就労制限の有無」欄において「就労不可」の記載があるが、裏面の「資格外活動許可欄」に「許可（原則週28時間以内・風俗営業等の従事を除く）」、「許可（資格外活動許可書に記載された範囲内の活動）」との記載が有る場合（留学生等）

ハ 国外にわたる職業紹介を行うに当たっては、求職者に渡航費用その他の金銭を貸し付け、又は求人者がそれらの金銭を貸し付けた求職者に対して職業紹介を行ってはならないこと。

ニ 国外にわたる職業紹介を行うに当たり、取次機関を利用するときは、次に該当するものを利用してはならないこと。

(イ) 相手先国において活動を認められていない取次機関

(ロ) 職業紹介に関し、保証金の徴収その他名目のいかんを問わず、求職者の金銭その他の財産を管理し、求職者との間で職業紹介に係る契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結し、又は求職者に対して渡航費用その他の金銭を貸し付ける取次機関

取次機関が上記に該当しないことについて、例えば、取次機関及び事業者の業務分担について記載した契約書において定めることや取次機関からその旨証明した書類等を提出させることにより確認するとともに、取次機関が上記に該当することが事後的に判明した場合には、速やかに利用する取次機関を変更する等、適切な対応を行わなければならないこと。

ホ 職業紹介に関し、求職者が他者に保証金の徴収その他名目のいかんを問わず金銭その他の財産を管理され、又は他者が求職者との間で職業紹介に係る契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結していることを認識して、当該求職者に対して職業紹介を行ってはならないこと。

具体的には、国外にわたる職業紹介を行う際は、求職の申込みの受理等に当たり、求職者が国内外で他者から保証金等を徴収されたり他者との間で違約金を定める契約等を締結していないか確認する等、適切に対応すること（第3の3も参照すること。）。

ヘ 国外にわたる職業紹介については、雇用関係が成立した場合であっても、求職者が実際に日本国内において就労できるかどうかは、その後、在留資格が取得できるかどうかによることとなる。このため、事前に求人者との間で手数料の金額や支払いのタイミング等を明確にする等、手数料支払い等に関してトラブルが発生しないよう留意すること。

(10) 労働者の募集及び採用における年齢制限の禁止に関する取組

イ 労働施策総合推進法第9条により、労働者の募集及び採用について年齢制限を禁止することが義務化されているが、労働施策総合推進法施行規則第1条の3第1項により、合理的な理由があつて例外的に年齢制限が認められる場合が規定されていること。

ロ 職業紹介事業者は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則（昭和46年労働省令第24号。以下「高齡法規則」という。）第6条の6第2項各号に掲げる書面又は電磁的記録により、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号。以下「高齡法」という。）第20条第1項に規定する理由の提示を受けたときは、当該理由を求職者に対して、適切に提示しなければならないものであること（指針第3の4）。

この場合の「適切に提示する」とは、高齡法規則第6条の6第1項の規定に準じて、求

職者に対して提示する求人の内容を記載又は記録した書面又は電磁的記録(求人票等)に、当該理由を併せて記載又は記録する方法により提示することを原則とするものであること。

ただし、職業紹介事業者が、事業主からの年齢制限を行う求人の申込みについて、刊行物に掲載する広告その他これに類する方法により求職の申込みの募集を行う場合等において、あらかじめ当該広告等に当該理由を提示することが困難なときは、高齢法規則第6条の6第3項の規定に準じて、当該職業紹介事業者は、求職者の求めに応じて、遅滞なく書面の交付、電子メール又はFAXの送信、ホームページへの掲示等により当該理由を提示することができること。また、求職者に対して提示する求人の内容を記載又は記録した書面又は電磁的記録がない場合においても、同様であること。

ハ イ及びロの趣旨に沿った事業運営を行うため、職業紹介事業者は、以下に掲げる措置を講ずべきものであること。

(イ) 求人票、求人申込書等の整備

職業紹介事業者が用いる求人票、求人申込書等について、年齢制限の理由を記載することが可能な欄を設ける等所要の整備を図ること(特記事項欄等の活用でも差し支えない。)。

(ロ) 求人の申込みへの対応

年齢制限を行う求人の申込みがあった場合は、次に掲げる措置を講ずること。

a 内容の確認等

当該求人の申込みの内容が労働施策総合推進法第9条及び高齢法第20条第1項に違反するものでないか必要な確認をすること。

なお、年齢制限を行う理由については、労働施策総合推進法施行規則第1条の3第1項各号において定められた例外事由であることが必要であること。

また、高齢法第20条の趣旨にかんがみ、求人事業主は、労働施策総合推進法施行規則第1条の3第1項各号に列挙されたいずれかの場合に該当することを単に示す(対応する条文を記載する等)だけではなく、当該労働者の募集及び採用にあたって年齢制限を行う具体的な理由を示す必要があることに留意すること。このため職業紹介事業者にあつては、年齢制限を行う事業主に対し具体的な理由を示すよう求めること。

求人事業主が提示した理由が労働施策総合推進法施行規則第1条の3第1項各号に該当するか否か不明である場合は、管轄の安定所に対して照会すること。

b 労働施策総合推進法第9条又は高齢法第20条第1項に違反する求人の申込みへの対応

(a) 求人の申込みの内容が労働施策総合推進法第9条若しくは高齢法第20条第1項に違反するものであることが疑われる場合又は違反するものであると認められる場合には、受理を行わず、当該事業主に対して、労働施策総合推進法第9条及び高齢法第20条の趣旨等を説明し、当該求人の申込みの内容を是正するよう働きかけを行うこと。

(b) (a)の働きかけにもかかわらず、労働施策総合推進法第9条又は高齢法第20条第1項に違反する求人内容が是正されない場合には、受理を行わず、通達様式第18「年齢制限求人に係る情報提供」により管轄の安定所に対して情報提供を行うこと。

なお、この場合における職業紹介事業者から安定所に対する情報提供は、労働施策総合推進法第9条又は高齢法第20条の趣旨を確保するために行うものであることから、法第51条第1項の正当な理由がある場合に該当し、また、同条第2項又は同法第51条の2のみだりに他人に知らせることには該当しないものであること。

また、個人情報保護法第27条第1項第4号の「国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。」にも該当するものであること。

(c) 上記(b)の情報提供を行った場合、安定所から「勧告等結果報告書」若しくは「是正結果報告書」の提供が行われるので、これに基づいて適切に対応すること。

c 労働施策総合推進法施行規則第1条の3第2項への対応

労働施策総合推進法施行規則第1条の3第2項の趣旨に基づき、募集及び採用に係る職務の内容、当該職務を遂行するために必要とされる労働者の適性、能力、経験、技能の程度など、労働者が応募するにあたり求められる事項を出来る限り明示すること。

(ハ) 需給調整事業担当部局における対応

需給調整事業担当部局においては、これらの対応について職業紹介事業者等からの相談があった場合には、適正な事業運営のための助言、援助等を行うこと。

(ニ) 職業安定法に基づく職業紹介事業者に対する指導等

求人者の申込みについて、職業紹介事業者が(ロ)の措置等を適切に講ずることなく、当該求人者の申込みを受理し、職業紹介を行っている場合には、法第48条の2の指導及び助言の対象となり得るものであること。

また、事業主が労働施策総合推進法第9条及び高齢法第20条第1項に基づく求人者の申込みをしているにもかかわらず、職業紹介事業者が当該年齢制限の理由を求職者に対して適切に提示していない場合や、これらの規定に違反する内容の求人者の申込みについて、職業紹介事業者が、年齢制限の理由の提示を行わない事業主の求人者について繰り返し申込みを受理し、職業紹介を行う等悪質な場合については、法第48条の2の指導及び助言、法第48条の3の改善命令、法第32条の9（法第33条第4項、第33条の2第7項及び第33条の3第2項の規定により準用する場合を含む。）の許可の取消し若しくは事業廃止命令又は事業停止命令の対象となり得るものであること。

以上の内容については、周知、指導の徹底を図ること。

6 法第32条の16第3項に関する事項（情報提供）**(1) 情報提供の内容及び方法**

職業紹介事業者は、次表に掲げる事項（ニ及びホについては、有料職業紹介事業者に限る。）について、厚生労働省が運営する「人材サービス総合サイト」へ掲載することにより情報の提供を行わなければならないこと。また、必要に応じ、職業紹介事業者のホームページへの掲載等、インターネットと接続してする方法により情報提供を行うこと（人材サービス総合サイトへの掲載方法については、人材サービス総合サイトのホームページ及び厚生労働省ホームページを参照のこと）。

また、次表に掲げる事項に加えて、求職者、求人者等が職業紹介事業者等を選択する際に参考となる情報（職種ごと、地域ごと等の就職の状況、離職の理由等）も提供することが望ましいこと。

なお、インターネットへの接続環境がない職業紹介事業者にあつては、職業紹介事業者で構成する団体等に「人材サービス総合サイト」への掲載を依頼し、当該団体等が掲載することをもって代えることとしても差し支えない。

内容	範囲
イ 当該職業紹介事業者の紹介により就職した者（以下「就職者」という。）の数及び就職者のうち期間の定めのない労働契約を締結した者（以下「無期雇用就職者」という。）の数	前年度の総数及び前年度の前四年度内の各年度の総数（4月1日から9月30日までの間は前年度の総数、前年度の前五年度内の各年度の総数）
ロ 無期雇用就職者のうち、離職した者（解雇により離職した者及び就職した日から6月経過後に離職した者を除く。）の数	前年度の総数及び前年度の前四年度内の各年度の総数（4月1日から9月30日までの間は前々年度（前年度の前年度をいう。）の総数及び前々年度の前四年度内の各年度の総数）
ハ 無期雇用就職者のうち、ロに該当するかどうか明らかでない者の数	前年度の総数及び前年度の前四年度内の各年度の総数（4月1日から9月30日まで

	の間は前々年度（前年度の前年度をいう。）の総数及び前々年度の前四年度内の各年度の総数）
ニ 手数料に関する事項	その時点における情報
ホ 返戻金に関する事項	その時点における情報

※イに掲げる情報については、4月1日から4月30日までの間は前々年度の総数及び前々年度の前四年度内の各年度の総数に関する情報と、ロ及びハに掲げる情報については、10月1日から12月31日までの間は前々年度の総数及び前々年度の前四年度内の各年度の総数に関する情報とすることができる。

※ニに掲げる情報には、取扱職種ごとの常用就職（無期雇用又は4ヶ月以上の有期雇用）1件当たりの平均手数料率を含むこと（令和7年4月1日からの追加事項）。

具体的には、前年度に取り扱った常用就職が多い上位5職種について、法第32条の3第1項第1号（受付手数料、上限制手数料及び第二種特別加入保険料に充てるべき手数料）及び第2号（届出制手数料）に係る手数料の実績の合算額（常用就職全件分）を、あっせんにより就職した求職者が従事すべき業務につき1年間に支払われることが見込まれる賃金額の合算額（常用就職全件分）で除して算出し、小数第2位で四捨五入したものを職業紹介事業報告書の提出後速やかに人材サービス総合サイトに掲載すること。

なお、上限制手数料及び届出制手数料について、求人者から徴収する手数料額と関係雇用主から徴収する手数料額とを区分して管理している場合は、関係雇用主から徴収する手数料額を除外して平均手数料率を算出すること。

また、常用就職の件数が前年度10件以下の職種については、当該平均手数料率の掲載を要しないこと。

手数料を定額で徴収している場合は、平均手数料率の実績に代えて当該額を掲載することができる。なお、定額以外でも手数料を徴収している場合（定額による徴収と手数料率による徴収とを併用している場合）は、平均手数料率を算出すること。

(2) 情報提供に関する留意事項

イ 職業紹介事業者は、(1)の情報の提供を行うに当たり、無期雇用就職者が(1)のロに掲げる者に該当するかどうかを確認するため、当該無期雇用就職者に係る雇用主に対し、必要な調査を行わなければならないこと（第10の2及び様式例第6号参照）。ただし、有料職業紹介事業者が、返戻金制度を設けている場合であって、無期雇用就職者のうち返戻金制度に基づき手数料を免除する事由に該当したものの数を集計する方法により(1)のロに掲げる者の数を集計する場合は、調査を行うことを要しない。

ロ 求人者は、無期雇用就職者を雇用した場合には、可能な限り、当該無期雇用就職者を紹介した職業紹介事業者が行うイの調査に協力すること。

(参考) 人材サービス総合サイトの掲載イメージ

許可・受理番号 ／許可年月日・ 届出受理年月日	事業主氏名 ／事業所名称	事業所所在地 ／電話番号	就職者			無期雇用のうち 6か月以内離職 者数 (人)	判明せず (人)	手 数 料	返 戻 金 制 度	備 考	
			4か月以上 有期及び 無期(人)	4か月以上 有期及び 無期(人) うち無期(人)	4か月未満 有期(人日)						
01-2-000001 令和06年03月03日	株式会社〇〇〇〇 〇〇事業所	北海道〇〇市 999-999-9999	999	999	999	9	9	有	有		詳細情報

7 職業紹介事業者間の業務提携

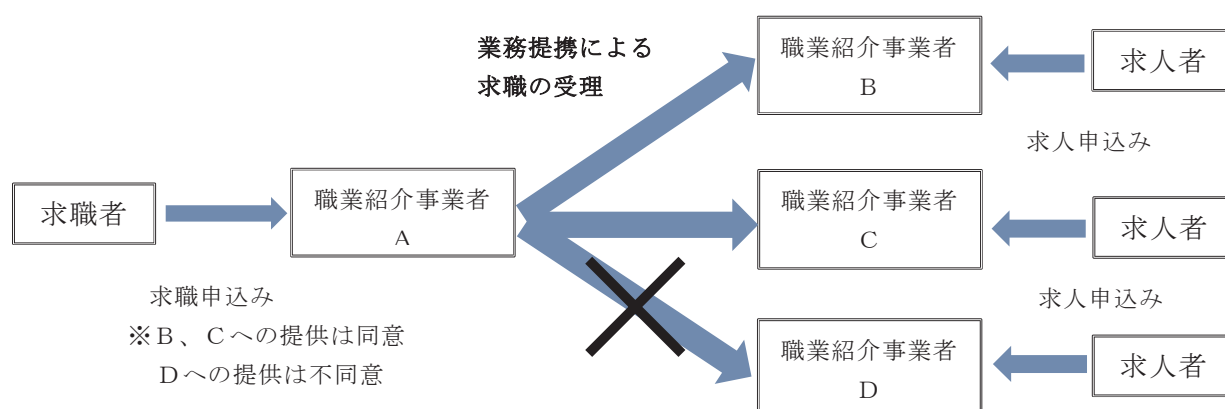
(1) 基本的な考え方

イ 概念

職業紹介事業者等間の業務提携とは、職業紹介事業者（法の規定による許可等を受けて職業紹介事業を行う者をいう。以下同じ。）又は特定地方公共団体（以下この6において「職業紹介事業者等」という。）が自ら受理した求人又は求職を、あらかじめ特定された他の一又は複数の職業紹介事業者等に提供し、当該他の職業紹介事業者等が当該求人又は求職についてあっせんを行うことをいう（概念図参照）。

なお、これは異なる職業紹介事業者等間の問題であり、一の職業紹介事業者等の異なる事業所間における求人・求職の提供は通常の事業活動に含まれるものである。

（概念図）※本図は例であり、業務提携が本図の形態に限られるものではない。



よって、業務提携による職業紹介においては、概念上、求人受理及び求職受理は複数の職業紹介事業者等で行われることがあることに留意する。

ロ 意義

職業紹介事業者等間の業務提携は、求人者・求職者にとって、求人・求職の結合可能性を高める積極的意義を有するものであり、労働条件等の明示、個人情報等の取扱い等について、単一の職業紹介事業者等により職業紹介がなされる場合と同様に法にしたがって行われることを前提として認めて差し支えないものである。

ハ 法の適用

業務提携による職業紹介に対する法の適用は、具体的には以下の(2)から(8)までのとおりである。

(2) 業務提携による職業紹介の主体

業務提携による職業紹介を実施しうる職業紹介事業者は、法の規定により許可を受けていること等により適法に職業紹介事業を行う職業紹介事業者に限られるものである。これは、業務提携においてはいずれの職業紹介事業者等も職業紹介の全部又は一部を行うものであることによる当然の要請である。

（注）概念図においては、A、B、C及びDは、全て法の規定により許可を受けていること等により適法に職業紹介事業を行う職業紹介事業者等でなければならないこととなる。

(3) 労働条件等の明示（法第5条の3）

求職者に対する労働条件等の明示に係る職業紹介事業者等の義務（法第5条の3）は、原則として求職の申込みを求職者から直接受理した職業紹介事業者等が履行すべきものである。また、労働条件等の明示の義務が履行されるためには、求人を受理した職業紹介事業者等から求職者に対応する職業紹介事業者等に対し、労働条件等について適切に情報が

伝達される必要がある。ただし、求職の申込みを求職者から直接受理した職業紹介事業者等が職業紹介事業を廃止したこと等により労働条件等の明示義務を履行することができない場合には、業務提携を行う他の職業紹介事業者等が労働条件等の明示の義務を履行すること。

(注) 概念図においては、原則としてAが労働条件等の明示義務を負い、Aが職業紹介事業を廃止した場合等においてはAと提携している事業者（B又はC）が労働条件等の明示義務を負うこととなる。

(4) 求人等に関する情報の的確な表示

求人等に関する情報の的確な表示の義務（法第5条の4第1項及び第3項）は、業務提携による職業紹介の過程で求人等に関する情報を取り扱う全ての職業紹介事業者等に課されるものである。

求人等に関する情報を正確かつ最新の内容に保つ措置（第5条の4第3項）として、定期的に求人者又は求職者に情報が最新かどうか確認する措置を講じる場合は、原則として求人又は求職を求人者又は求職者から直接受理した職業紹介事業者等において確認を行うとともに、業務提携している職業紹介事業者等においてもその実施を確認すること。

求人等に関する情報が正確でない、又は最新でないことを業務提携している職業紹介事業者等において確認した場合は、速やかに求人又は求職を求人者又は求職者から直接受理した職業紹介事業者等に通知するとともに、当該職業紹介事業者等において適切な措置が講じられない場合は、当該求人等に関する情報の提供を中止すること。

(5) 求職者の個人情報の取扱い等（法第5条の5、第51条及び第51条の2）

イ 原則

求職者の個人情報の取扱いに係る職業紹介事業者等の義務（法第5条の5）は、業務提携による職業紹介の過程で求職者の個人情報を取り扱う全ての職業紹介事業者等に課されるものである。

また、守秘義務（法第51条第1項）及び業務上知り得た情報をみだりに他人に知らせてはならない義務（法第51条第2項）（以下「守秘義務等」という。）も同じく業務提携による職業紹介の過程で秘密等を取り扱う全ての職業紹介事業者等に課されるものである。

(注) 概念図においては、A、B及びCの全てがこれらの義務を負うこととなる。

ロ 求人関係

具体的には、求人については、職業紹介事業者等は守秘義務等を負っている。したがって、業務提携に際して求人を他の職業紹介事業者等に提供しようとする場合には、あらかじめ求人者に業務提携の内容として、提供先の職業紹介事業者等に関する次の事項を明示し、求人者が求人の提供に同意する場合に限って行うこととし、求人者が求人の提供に同意しない場合には業務提携の対象としてはならない。この場合において、求人者が提携先ごとに同意又は不同意の意思を示すことができるような方法であれば、一度に複数の提携先について、同意又は不同意の意思を確認することができる。ただし、当面、一度に意思確認する提携先は10以内とすること。

(イ) 事業所の名称及び所在地、許可番号等

(ロ) 法第32条の13及び則第24条の5に規定する明示事項

- ・ 取扱職種の範囲等
- ・ 手数料に関する事項
- ・ 苦情の処理に関する事項
- ・ 個人情報の取扱いに関する事項
- ・ 返戻金制度に関する事項
- ・ 違約金等に関する事項（令和7年4月1日からの追加事項）

(ハ) 法第32条の16及び則第24条の8第3項に規定する次の事項

- ・ 就職者の数及び就職者の数のうち無期雇用の者の数

- ・ 無期雇用の就職者のうち就職後6箇月以内に離職した者の数
- ・ 無期雇用の就職者のうち就職後6箇月以内に離職した者に該当するかどうか明らかでない者の数
- ・ 取扱職種ごとの常用就職（無期雇用又は4ヶ月以上の有期雇用）1件当たりの平均手数料率（令和7年4月1日からの追加事項）

(二) 必要に応じて職業紹介事業の実施地域、就職件数の多い職種、年齢、賃金及び雇用形態等

(注) 概念図においては、B、C及びDは求人をAに提供することとしていないが、提供する場合にはB、C及びDにおいて以上のとおり取り扱う必要がある。また、求人の提供を受けたAも守秘義務等を負うこととなる。

ハ 求職関係

求職については、職業紹介事業者等はその業務の目的の達成に必要な範囲内で求職者の個人情報収集し、保管し、及び使用する義務（法第5条の5第1項）、求職者の個人情報を適正に管理するために必要な措置を講じる義務（同条第2項）並びに守秘義務等を負っている。

したがって、業務提携に際して求職を他の職業紹介事業者等に提供しようとする場合には、あらかじめ求職者に業務提携の内容（具体的には上記ロに同じ。）を明示し、求職者が求職の提供に同意する場合に限って行うこととし、求職者が求職の提供に同意しない場合には業務提携の対象としないこととしなければならない。この場合において、求職者が提携先ごとに同意又は不同意の意思を示すことができるような方法であれば、一度に複数の提携先について、同意又は不同意の意思を確認することができる。ただし、当面、一度に意思を確認する提携先は10以内とすること。

(注) 概念図においては、Aは以上のとおり取り扱う必要がある。また、業務提携により求職を受理したB及びCにおいても、求職者の個人情報の取扱いに係る義務及び守秘義務等を負うこととなる。

ニ 留意点

以上を確実に実施できるようにするため、職業紹介事業者等は、提携先への提供に同意する求人・求職とそれ以外の求人・求職を分類して管理しておくとともに、個人情報の適正な管理（正確かつ最新のものに保つための措置、漏えい、滅失又は毀損を防止するための措置等）について、より一層、的確に対応しなければならない。

(6) 求人・求職の申込み（法第5条の6・第5条の7第1項）

業務提携による職業紹介の過程で行われる求人・求職の受理はいずれも求人・求職の申込みに係る原則（法第5条の6・第5条の7第1項）の適用を受けるものであり、他の職業紹介事業者等から提供される求人・求職を受ける際にも同様に適用されるものである。

したがって、職業紹介事業者等が業務提携について明示し（上記(5)参照）、その上で求人者又は求職者が求人又は求職の提携先への提供に同意した場合に、当該提携先が当該求人又は求職を受理しないことは原則として認められない（この場合の例外は、法第29条第3項又は法第32条の12第1項の規定により職業紹介事業者等が業務の範囲の限定を受けている場合等、法において求人又は求職の不受理が認められている場合である。）。

(注) 概念図においては、求職はAが受理するが、当該求職者の情報の提携先への提供に同意した場合には、B及びCは当該求職について、原則として受理を拒んではならないこととなる。

(7) 適格紹介（法第5条の8）

求職者に対しその能力に適合する職業を紹介し、求人者に対してはその雇用条件に適合する求職者を紹介するように努める努力義務は、業務提携による職業紹介に関わる全ての職業紹介事業者等に課されるものである。

(注) 概念図においては、Aは自ら適格紹介を行うほか、業務提携による職業紹介に当たっても、適格求人を有していると見込まれる提携先を選定することが求められる。また、B及びCは適格紹介を行うことが求められる。

(8) 手数料（法第32条の3）

イ 原則

業務提携による職業紹介を行う職業紹介事業者等のうち、有料職業紹介事業における手数料を徴収するのは、あっせん行為を行う職業紹介事業者であることから、その手数料の額は、当該あっせんを行う職業紹介事業者の手数料の定め範囲内となる。（求人又は求職を受理し、自らはあっせんを行わず、当該求人又は求職を他の職業紹介事業者等に提供した職業紹介事業者においては、求人又は求職の受理等に係る事務処理に一定の費用を要しているが、それについては下記ロによることとする。）。

ロ 有料職業紹介事業者間における配分

徴収した手数料を有料職業紹介事業者間で事後的に配分すること（例えば、あっせんを行う有料職業紹介事業者が徴収した手数料のうち一定額に相当する額を求人・求職を提供した有料職業紹介事業者に支払うこと）は差し支えない。

(9) その他

求人求職管理簿（職業紹介の取扱状況に関する事項及び離職の状況に関する事項に限る。）の備付に関する義務（法第32条の15）並びに職業紹介事業報告及び職業紹介の実績等に係る人材サービス総合サイトを利用した情報提供の義務（法第32条の16）は、業務提携を行う職業紹介事業者の間で取り決めた一者が履行すること。

8 その他

(1) 法第2条に関する事項（職業選択の自由）

職業紹介は、各人にその有する能力に適当な職業に就く機会を与えることによって、職業の安定を図ることが求められるものであって、求職者の意思を尊重することが必要であること。

このため、職業紹介事業者は、求職者の意思に反して特定の職業を強制するような接し方はしないこと。また、職業紹介事業者は、求職者に接するに当たっては、必要に応じ、求職者の職業に関する視野の拡大や職業についての誤解、偏見等の解消のための説明を行うことが望ましいものであること。

(2) 法第20条に関する事項（労働争議に対する不介入）

職業紹介事業者は、労働争議に対する中立の立場を維持するため、同盟罷業又は作業所閉鎖の行われている事業所に求職者を紹介してはならない。

(3) 法第32条の13及び第33条第4項に関する事項（取扱職種の範囲等の明示）

次に掲げるものについて、求人者及び求職者に対して、原則として求人の申込み又は求職の申込みを受理した後、速やかに書面の交付、ファクシミリを利用する方法又は電子メール等を利用する方法により明示しなければならないこととされている。

ただし、職業紹介の実施について緊急の必要があるため、あらかじめこれらの方法によることができない場合において、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示したときは、この限りではない。

なお、ファクシミリを利用する方法又は電子メール等を利用する方法が認められるのは、書面の交付を受けるべき者が、ファクシミリを利用する方法又は電子メール等を利用する方法（ファクシミリ又は電子メール等の受信者がプリントアウトできるものに限る。以下同じ。）を希望し、かつ、ファクシミリを利用する方法についてはファクシミリ装置により受信したときに、電子メール等を利用する方法については明示を受けるべき者の使用に係る通信端末機器に備えられたファイルに記録された場合に限られるものであること。

この場合において、書面の交付を受けるべき者が、ファクシミリを利用する方法又は電子

メール等を利用する方法を希望するときは、当該方法を希望する旨及び希望する電子メール等の方式（電子メール・SNS メッセージ等の電気通信方式、添付ファイルを使用する場合のソフトウェアの形式及びバージョン等）を書面の交付を行うべき者に対して明示することとする。

なお、書面の交付を行うべき者が当該希望を確認する場合は、必ずしも求人者の申込み又は求職の申込みを受理した後に行う必要はなく、申込みの受理と併せて行うことができる。例えば、Web サイト上の求人・求職の申込み画面に、電子メール等の方法による明示を希望する旨及びその希望する電子メール等の方式を確認する欄を設けることで、当該希望の確認を求人・求職の申込みの受理と併せて行うことは可能である。

- イ 取扱職種の範囲等
- ロ 手数料に関する事項
- ハ 苦情の処理に関する事項
- ニ 求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項
- ホ 返戻金制度に関する事項

このうち、イは、職業紹介事業の実施範囲を確定する極めて重要な明示事項である。また、第6の3に記載のとおり、求職者に対してロについて明示する場合、求職者から徴収する手数料に関する事項及び求人者から徴収する手数料に関する事項を明示しなければならないことに留意すること。

また、有料職業紹介事業者が行う手数料表、返戻金制度に関する事項を記載した書面及び業務の運営に関する規程の情報提供（則第24条の5第4項）につき、インターネットを利用して行う場合は、自社ホームページ上で行うなど、法第32条の16第3項及び則第24条の8第3項により求められる「人材サービス総合サイト」上での情報提供（第9の6参照）とは別途行うこと。自社ホームページ上で情報提供するにあたっては、自社の職業紹介サービスを利用する求人企業側が当該サービス利用時に必ず参照するページなど、閲覧に便利な場所に掲載することが望ましいこと。

(4) 法第32条の14、第33条第4項及び第33条の3第2項に関する事項（職業紹介責任者）

- イ 当該事業所において職業紹介に係る業務に従事する者の数が50人以下のときは1人以上の者を、50人を超え100人以下のときは2人以上の者を、100人を超えるときは、当該職業紹介に係る業務に従事する者の数が50人を超える50人ごとに1人を2人に加えた数以上の者を選任するものであること。
- ロ 職業紹介責任者は、厚生労働省ホームページに掲載される「厚労省人事労務マガジン」(https://www.mhlw.go.jp/stf/merumaga_00.html)にて定期的に労働関係法令等の改正に関する情報の把握に努めること。併せて、最新号の掲載は厚生労働省公式X（旧Twitter）・Facebookで周知されるため、適宜これらの活用にも努めること。なお、インターネットへの接続環境がない等の理由がある場合には、職業紹介事業者の団体等から、最新の労働関係法令等の改正に関する情報を郵送等により入手することが望ましい。

(5) 苦情処理に関する事項

- イ 職業紹介事業者は、求職者、求人者からの苦情について、あらかじめ苦情相談の窓口、苦情の対応方法等を明確にするとともに、苦情の申出を受けた年月日、苦情の内容、対応の経過等について、苦情の申出を受け、及び苦情の処理に当たった都度記録すること等により適切かつ迅速に対応を図ること。また、苦情に対応した場合には、守秘義務等に配慮をした上で、苦情を申し出た者に対して、適切に結果についての報告等を行うこと。
- ロ 職業紹介事業者は、求職者、求人者からの苦情について、苦情の具体的な内容及び具体的な問題点の把握に努めるとともに、求人者等関係者との連携の下に、適切かつ迅速に対応を図ること。
- ハ 職業紹介事業者は、関係法令に照らし違法又は不法な内容を含む苦情等専門的な相談援助を必要とする苦情について関係行政機関等との連携の下に、適切かつ迅速に対応するこ

と。

- ニ 職業紹介事業者は、当該職業紹介所の職業紹介行為等に関する苦情の申し出先として、当該職業紹介所の管轄都道府県労働局及び専門的な相談援助を行うことができる知識・経験を有する団体の名称・所在地・電話番号についても、その事業所内の一般の閲覧に便利な場所への掲示、インターネットの利用その他の適切な方法により、情報提供するとともに、パンフレット等を活用して周知に努めること。
- ホ 職業紹介事業者は、当該職業紹介所に係る求職者、求人者から苦情の申出を受けた管轄都道府県労働局、専門的な相談援助を行うことができる知識・経験を有する団体等から苦情に関する連絡を受けた場合には、求職者、求人者等から直接苦情を受けた場合と同様に、適切かつ迅速に対応すること。
- ヘ 職業紹介事業者は、適切かつ迅速に苦情処理を行うことができるよう、関係法令、苦情処理の具体例等苦情処理に必要な知識・情報の収集に努めるとともに、苦情処理を行った場合には、当該苦情処理の対応の内容や問題点について整理し、その後の苦情処理への対応に活用するよう努めること。

(6) 秘密を守る義務

職業紹介事業者及びその代理人、使用人その他の従業者は、正当な理由なくその業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を他に漏らしてはならないこと。

また、職業紹介事業者及びその代理人、使用人その他の従業者でなくなった後においても、同様とすること。

- ※「秘密」とは、個々の求職者及び求人者に関する個人情報を行い、私生活に関するものに限られない。
- ※「他に」とは、当該秘密を知り得た事業所内の使用人その他の従業員以外の者をいう。

(7) 紹介予定派遣に関する事項

紹介予定派遣の意義として以下のとおり定められていること（労働者派遣事業関係業務取扱要領（以下「派遣要領」という。）第1の4参照）。

- イ 紹介予定派遣とは、労働者派遣のうち、労働者派遣法第5条第1項の許可を受けた派遣元事業主が、労働者派遣の役務の提供の開始前又は開始後に、当該労働者派遣に係る派遣労働者及び派遣先に対して、法その他の法律の規定による許可を受けて、又は届出をして、職業紹介を行い、又は行うことを予定してするものをいい、当該職業紹介により、当該派遣労働者が当該派遣先に雇用される旨が、当該労働者派遣の役務の提供の終了前に当該派遣労働者と当該派遣先との間で約されるものを含む（労働者派遣法第2条第4号）。
- ロ 紹介予定派遣については、派遣先が派遣労働者を特定することを目的とする行為の禁止に係る規定を適用しない（労働者派遣法第26条第6項）。
- ハ 紹介予定派遣については、円滑かつ的確な労働力需給の結合を図るための手段として設けられたものであり、具体的には次の a から c までの措置を行うことができるものである。
 - a 派遣就業開始前の面接、履歴書の送付等
 - b 派遣就業開始前及び派遣就業期間中の求人条件の明示
 - c 派遣就業期間中の求人・求職の意思等の確認及び採用内定
- ニ 紹介予定派遣を行う場合には、派遣元事業主及び派遣先は次の措置等を講じなければならない。
 - a 労働者派遣契約に当該紹介予定派遣に関する事項を記載すること（派遣要領第6の2の(1)の⑨参照）
 - b 紹介予定派遣を受け入れる期間の遵守（派遣要領第7の22の(1)及び第8の17の(1)参照）
 - c 派遣先が職業紹介を希望しない場合又は派遣労働者を雇用しない場合の理由の明示

- (派遣要領第7の22の(2)及び第8の17の(2)参照)
- d 派遣労働者の特定に当たっての年齢、性別等による差別防止に係る措置（派遣要領第8の17の(3)参照）
 - e 派遣労働者であることの明示等（派遣要領第7の8参照）
 - f 就業条件等の明示（派遣要領第7の10の(3)の⑨参照）
 - g 派遣元管理台帳に当該紹介予定派遣に関する事項を記載すること（派遣要領第7の17の(1)のホの⑪参照）
 - h 派遣先管理台帳に当該紹介予定派遣に関する事項を記載すること（派遣要領第8の12の(2)のハの⑪参照）

(8) その他

- イ 職業紹介事業者は、他の職業紹介機関を利用しないことを条件として職業紹介サービスを行ってはならないものであること。
- ロ 職業紹介事業者は、職業紹介事業に関する広告を行う場合、職業紹介所である旨を明示すること。
- ハ 職業紹介事業者は、許可証を、その事業所内の一般の閲覧に便利な場所への掲示、インターネットの利用その他の適切な方法により、公開しなければならないこと。なお、掲示によって公開しない場合においても、許可証を事業所ごとに備え付けるとともに、関係者から請求があったときは提示しなければならないこと。

職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等がその責務等に関して適切に対処するための指針（平成11年労働省告示第141号）

第1 趣旨

この指針は、職業安定法（以下「法」という。）第3条、第5条の3から第5条の5まで、第33条の5、第42条、第43条の8及び第45条の2に定める事項等に関し、職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等が適切に対処するために必要な事項について定めたものである。

また、法第5条の5の規定により職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者及び労働者供給を受けようとする者が講ずべき措置に関する必要な事項と併せ、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の遵守等についても定めたものである。

第2 均等待遇に関する事項（法第3条）

1 差別的な取扱いの禁止

職業紹介事業者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第4号に規定する派遣元事業主（以下「職業紹介等事業者」という。）は、全ての利用者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として、差別的な取扱いをしてはならないこと。

また、職業紹介事業者、募集情報等提供事業を行う者及び労働者供給事業者は、求職者又は労働者が法第48条の4第1項に基づく厚生労働大臣に対する申告を行ったことを理由として、差別的な取扱いをしてはならないこと。

2 募集に関する男女の均等な機会の確保

職業紹介事業者、募集情報等提供事業を行う者及び労働者供給事業者が、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第5条の規程に違反する内容の求人の申込みを受理して当該求人に対して職業紹介を行い、同条の規定に違反する内容の労働者の募集に関する情報の提供を行い、若しくは同条の規定に違反する募集を行う労働者の募集を行う者に労働者になろうとする者に関する情報の提供を行い、又は

同条の規定に違反する募集に対して労働者を供給することは法第3条の趣旨に反するものであること。

第3 労働条件等の明示に関する事項（法第5条の3）

1 職業紹介事業者等による労働条件等の明示

(1) 職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者及び労働者供給事業者は、法第5条の3第1項の規定に基づき、求職者、募集に応じて労働者になろうとする者又は供給される労働者（以下「求職者等」という。）に対し、従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件（以下「従事すべき業務の内容等」という。）を可能な限り速やかに明示しなければならないこと。

(2) 求人者は求人の申込みに当たり公共職業安定所、特定地方公共団体又は職業紹介事業者に対し、労働者供給を受けようとする者はあらかじめ労働者供給事業者に対し、それぞれ、法第5条の3第2項の規定に基づき、従事すべき業務の内容等を明示しなければならないこと。

(3) 職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、労働者供給事業者及び労働者供給を受けようとする者は、(1)又(2)により従事すべき業務の内容等を明示するに当たっては、次に掲げるところによらなければならないこと。

イ 明示する従事すべき業務の内容等は、虚偽又は誇大な内容としないこと。

ロ 労働時間に関しては、始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日等について明示すること。また、労働基準法（昭和22年法律第49号）第38条の3第1項の規定により同項第2号に掲げる時間労働したものとみなす場合又は同法第38条の4第1項の規定により同項第3号に掲げる時間労働したものとみなす場合は、その旨を明示すること。また、同法第41条の2第1項の同意をした場合に、同項の規定により労働する労働者として業務に従事することとなるときは、その旨を明示すること。

ハ 賃金に関しては、賃金形態（月給、日給、時給等の区分）、基本給、定額的に支払われる手当、通勤手当、昇給に関する事項等について明示すること。また、一定時間分の時間外労働、休日労働及び深夜労働に対する割増賃金を定額で支払うこととする労働契約を締結する仕組みを採用する場合は、名称のいかんにかかわらず、一定時間分の時間外労働、休日労働及び深夜労働に対して定額で支払われる割増賃金（以下このハにおいて「固定残業代」という。）に係る計算方法（固定残業代の算定の基礎として設定する労働時間数（以下このハ及び第4の2の(3)において「固定残業時間」という。）及び金額を明らかにするものに限る。）、固定残業代を除外した基本給の額、固定残業時間を超える時間外労働、休日労働及び深夜労働分についての割増賃金を追加で支払うこと等を明示すること。

ニ 期間の定めのある労働契約を締結しようとする場合は、当該契約が試みの使用期間の性質を有するものであっても、当該試みの使用期間の終了後の従事すべき業務の内容等ではなく、当該試みの使用期間に係る従事すべき業務の内容等を明示すること。

(4) 職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、労働者供給事業者及び労働者供給を受けようとする者は、(1)又は(2)により従事すべき業務の内容等を明示するに当たっては、次に掲げるところによるべきであること。

イ 原則として、求職者等と最初に接触する時点までに従事すべき業務の内容等を明示すること。なお、(3)ロ中段及び後段並びに(3)ハ後段に係る内容の明示については、特に留意すること。

ロ 従事すべき業務の内容等の事項の一部をやむを得ず別途明示することとするときは、その旨を併せて明示すること。

(5) 職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、労働者供給事業者及び労働者供給を受けようとする者は、(1)又は(2)により従事すべき業務の内容等を明示するに当たっては、次に掲げる事項に配慮すること。

イ 求職者等に具体的に理解されるものとなるよう、従事すべき業務の内容等の水準、範囲等を可能な限り限定すること。

ロ 求職者等が従事すべき業務の内容に関しては、職場環境を含め、可能な限り具体的かつ詳細に明示すること。

ハ 明示する従事すべき業務の内容等が労働契約締結時の従事すべき業務の内容等と異

なることとなる可能性がある場合は、その旨を併せて明示するとともに、従事すべき業務の内容等が既に明示した内容と異なることとなった場合には、当該明示を受けた求職者等に速やかに知らせること。

2 求人者等による労働条件等の変更等に係る明示

- (1) 求人者、労働者の募集を行う者及び労働者供給を受けようとする者（以下「求人者等」という。）は、法第5条の3第3項の規定に基づき、それぞれ、紹介された求職者、募集に応じて労働者になろうとする者又は供給される労働者（(3)及び(4)において「紹介求職者等」という。）と労働契約を締結しようとする場合であって、これらの者に対して同条第一項の規定により明示された従事すべき業務の内容等（以下この3において「第1項明示」という。）を変更し、特定し、削除し、又は第1項明示に含まれない従事すべき業務の内容等を追加する場合は、当該契約の相手方となろうとする者に対し、当該変更し、特定し、削除し、又は追加する従事すべき業務の内容等（(3)において「変更内容等」という。）を明示しなければならないこと。
- (2) 法第5条の3第1項の規定に基づく明示について、1(4)ロにより、従事すべき業務の内容等の事項の一部（以下この(2)において「当初明示事項」という。）が明示され、別途、当初明示事項以外の従事すべき業務の内容等の事項が明示された場合は、当初明示事項を第1項明示として取り扱うこと。
- (3) 求人者等は、(1)の明示を行うに当たっては、紹介求職者等が変更内容等を十分に理解することができるよう、適切な明示方法をとらなければならないこと。その際、次のイの方法によることが望ましいものであるが、次のロなどの方法によることも可能であること。
 - イ 第1項明示と変更内容等とを対照することができる書面を交付すること。
 - ロ 労働基準法第15条第1項の規定に基づき交付される書面（労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第5条第4項第1号の規定に基づき送信されるファクシミリの記録又は同項第二号の規定に基づき送信される電子メールその他のその受信する者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の記録を含む。）において、変更内容等に下線を引き、若しくは着色し、又は変更内容等を注記すること。なお、第1項明示の一部の事項を削除する場合にあつては、削除される前の当該従事すべき業務の内容等も併せて記載すること。
- (4) 求人者等は、締結しようとする労働契約に係る従事すべき業務の内容等の調整が終了した後、当該労働契約を締結するかどうか紹介求職者等が考える時間が確保されるよう、可能な限り速やかに(1)の明示を行うこと。また、(1)の明示を受けた紹介求職者等から、第1項明示を変更し、特定し、削除し、又は第1項明示に含まれない従事すべき業務の内容等を追加する理由等について質問された場合には、適切に説明すること。
- (5) 第1項明示は、そのまま労働契約の内容となることが期待されているものであること。また、第1項明示を安易に変更し、削除し、又は第1項明示に含まれない従事すべき業務の内容等を追加してはならないこと。
- (6) 学校卒業見込者等（青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第13条に規定する学校卒業見込者等をいう。以下この(6)において同じ。）については、特に配慮が必要であることから、第1項明示を変更し、削除し、又は第1項明示に含まれない従事すべき業務の内容等を追加すること（1(4)ロにより、従事すべき業務の内容等の一部をやむを得ず別途明示することとした場合において、当該別途明示することとされた事項を追加することを除く。）は不適切であること。また、原則として、学校卒業見込者等を労働させ、賃金を支払う旨を約し、又は通知するまでに、法第5条の3第1項及び(1)の明示が書面により行われるべきであること。
- (7) 法第5条の3第1項の規定に基づく明示が法の規定に抵触するものであった場合、(1)の明示を行ったとしても、同項の規定に基づく明示が適切であったとみなされるものではないこと。
- (8) 求人者等は、第1項明示を変更し、削除し、又は第1項明示に含まれない従事すべき業務の内容等を追加した場合は、求人票等の内容を検証し、修正等を行うべきであること。

3 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第20条第1項に規定する理由の適切な提示

職業紹介事業者、募集受託者及び労働者供給事業者は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則（昭和46年労働省令第24号）第6条の6第2項各号に掲げる書面又は電磁的記録により、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第20条第1項に規定する理由の提示を受けたときは、当該理由を求職者等に対して、適切に提示すべきこ

と。

第4 求人等に関する情報の的確な表示に関する事項（法第5条の4）

1 提供する求人等に関する情報の内容

職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者及び労働者供給事業者は、広告等により求人等に関する情報を提供するに当たっては、職業安定法施行規則（昭和22年労働省令第12号）第4条の2第3項各号に掲げる事項及び第3の1の(3)ロからニまでにより明示することとされた事項を可能な限り当該情報に含めることが望ましいこと。

2 誤解を生じさせる表示の禁止

職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者及び労働者供給事業者は、広告等により求人等に関する情報を提供するに当たっては、求職者、労働者になろうとする者又は供給される労働者に誤解を生じさせることのないよう、次に掲げる事項に留意すること。

- (1) 関係会社を有する者が労働者の募集を行う場合、労働者を雇用する予定の者を明確にし、当該関係会社と混同されることのないよう表示しなければならないこと。
- (2) 労働者の募集と、請負契約による受注者の募集が混同されることのないよう表示しなければならないこと。
- (3) 賃金等（賃金形態、基本給、定額的に支払われる手当、通勤手当、昇給、固定残業代等に関する事項をいう。以下同じ。）について、実際の賃金等よりも高額であるかのように表示してはならないこと。
- (4) 職種又は業種について、実際の業務の内容と著しく乖離する名称を用いてはならないこと。

3 労働者の募集を行う者及び募集受託者による労働者の募集等に関する情報の提供

労働者の募集を行う者及び募集受託者は、法第5条の4第2項の規定により労働者の募集に関する情報を正確かつ最新の内容に保つに当たっては、次に掲げる措置を講ずる等適切に対応しなければならないこと。

- (1) 労働者の募集を終了した場合又は労働者の募集の内容を変更した場合には、当該募集に関する情報の提供を速やかに終了し、又は当該募集に関する情報を速やかに変更するとともに、当該情報の提供を依頼した募集情報等提供事業を行う者に対して当該情報の提供を終了するよう依頼し、又は当該情報の内容を変更するよう依頼すること。
- (2) 労働者の募集に関する情報を提供するに当たっては、当該情報の時点を明らかにすること。
- (3) 募集情報等提供事業を行う者から、職業安定法施行規則第4条の3第4項又は第8の2の(1)により、当該募集に関する情報の訂正又は変更を依頼された場合には、速やかに対応すること。

4 求人等に関する情報を正確かつ最新の内容に保つための措置

職業紹介事業者、募集情報等提供事業を行う者及び労働者供給事業者は、職業安定法施行規則第4条の3第4項第3号イからヘまでに掲げる区分に応じ、当該イからヘまでの(1)及び(2)に掲げる措置を可能な限りいずれも講ずることが望ましいこと。

5 公共職業安定所の求人情報の転載

公共職業安定所が受理した求人の情報を転載する場合は、出所を明記するとともに、転載を行う者の氏名又は名称、所在地及び電話番号を明示しなければならないこと。また、求人情報の更新を随時行い、最新の内容にすること。

第5 求職者等の個人情報の取扱いに関する事項（法第5条の5）

1 個人情報の収集、保管及び使用

- (1) 職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、特定募集情報等提供事業者、労働者供給事業者及び労働者供給を受けようとする者は、法第5条の5第1項の規定によりその業務の目的を明らかにするに当たっては、求職者等の個人情報（1及び2において単に「個人情報」という。）がどのような目的で収集され、保管され、又は使用されるのか、求職者等が一般的かつ合理的に想定できる程度に具体的に明示すること。
- (2) 職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、特定募集情報等提供事業者、労働者供給事業者及び労働者供給を受けようとする者は、その業務の目的の達成に必要な

な範囲内で、当該目的を明らかにして求職者等の個人情報収集することとし、次に掲げる個人情報収集してはならないこと。ただし、特別な職業上の必要性が存在することその他業務の目的の達成に必要不可欠であって、収集目的を示して本人から収集する場合はこの限りでないこと。

イ 人種、民族、社会的身分、門地、本籍、出生地その他社会的差別の原因となるおそれのある事項

ロ 思想及び信条

ハ 労働組合への加入状況

(3) 職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、特定募集情報等提供事業者、労働者供給事業者及び労働者供給を受けようとする者は、個人情報を収集する際には、本人から直接収集し、本人の同意の下で本人以外の者から収集し、又は本人により公開されている個人情報を収集する等の手段であって適法かつ公正なものによらなければならないこと。

(4) 職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、特定募集情報等提供事業者、労働者供給事業者及び労働者供給を受けようとする者は、高等学校若しくは中等教育学校又は中学校若しくは義務教育学校の新規卒業予定者から応募書類の提出を求めるときは、職業安定局長の定める書類（全国高等学校統一用紙又は職業相談票（乙））により提出を求めること。

(5) 個人情報の保管又は使用は、収集目的の範囲に限られること。ただし、他の保管若しくは使用の目的を示して本人の同意を得た場合又は他の法律に定めのある場合はこの限りでないこと。

(6) 職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、特定募集情報等提供事業者、労働者供給事業者及び労働者供給を受けようとする者は、法第5条の5第1項又は(2)、(3)若しくは(5)の求職者等本人の同意を得る際には、次に掲げるところによらなければならないこと。

イ 同意を求める事項について、求職者等が適切な判断を行うことができるよう、可能な限り具体的かつ詳細に明示すること。

ロ 業務の目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を収集し、保管し、又は使用することに対する同意を、職業紹介、労働者の募集、募集情報等提供又は労働者供給の条件としないこと。

ハ 求職者等の自由な意思に基づき、本人により明確に表示された同意であること。

2 個人情報の適正な管理

(1) 職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、特定募集情報等提供事業者、労働者供給事業者及び労働者供給を受けようとする者は、その保管又は使用に係る個人情報に関し、次の事項に係る措置を講ずるとともに、求職者等からの求めに応じ、当該措置の内容を説明しなければならないこと。

イ 個人情報を目的に応じ必要な範囲において正確かつ最新のものに保つための措置

ロ 個人情報の漏えい、滅失又は毀損を防止するための措置

ハ 正当な権限を有しない者による個人情報へのアクセスを防止するための措置

ニ 収集目的に照らして保管する必要がなくなった個人情報を破棄又は削除するための措置

(2) 職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、特定募集情報等提供事業者、労働者供給事業者及び労働者供給を受けようとする者が、求職者等の秘密に該当する個人情報を知り得た場合には、当該個人情報が正当な理由なく他人に知られることのないよう、厳重な管理を行わなければならないこと。

(3) 職業紹介事業者及び労働者供給事業者は、次に掲げる事項を含む個人情報の適正管理に関する規程を作成し、これを遵守しなければならないこと。

イ 個人情報を取り扱うことができる者の範囲に関する事項

ロ 個人情報を取り扱う者に対する研修等教育訓練に関する事項

ハ 本人から求められた場合の個人情報の開示又は訂正（削除を含む。以下同じ。）の取扱いに関する事項

ニ 個人情報の取扱いに関する苦情の処理に関する事項

(4) 職業紹介事業者、特定募集情報等提供事業者及び労働者供給事業者は、本人が個人情報を開示又は訂正の求めをしたことを理由として、当該本人に対して不利益な取扱いをしてはならないこと。

3 個人情報の保護に関する法律の遵守等

1及び2に定めるもののほか、職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、特定募集情報等提供事業者、労働者供給事業者及び労働者供給を受けようとする者は、個人情報の保護に関する法律第2条第11項に規定する行政機関等又は第16条第2項に規定する個人情報取扱事業者（以下「個人情報取扱事業者」という。）に該当する場合には、それぞれ同法第5章第2節から第4節まで又は同法第4章第2節に規定する義務を遵守しなければならないこと。

第6 職業紹介事業者の責務等に関する事項（法第33条の5）

1 職業安定機関との連携

(1) 職業安定機関との連携

職業紹介等事業者は、求人、求職等の内容がその業務の範囲外にあると認めるときは、公共職業安定所の利用を勧奨する等適切に対応すること。また、職業紹介等事業者は、労働力の需要供給の適正かつ円滑な調整を図るため、職業安定機関の行う雇用情報の収集、標準職業名の普及等に協力するよう努めるものとする。

(2) 学校との連携

職業紹介事業者（法第33条の2第1項の規定による届出をして職業紹介事業を行う学校を除く。）は、高等学校、中等教育学校、中学校又は義務教育学校の新規卒業予定者に対する職業紹介を行うに当たっては、学校との連携に関し、次に掲げる事項に留意すること。

イ 生徒に対して求人情報の提供等を行う際には、当該生徒が在籍する学校を通じて行うようにすること。

ロ 職業紹介事業者が行う職業紹介が、公共職業安定所及び学校が行う新規学校卒業予定者に対する職業紹介の日程に沿ったものとなるようにし、生徒の職業選択について必要な配慮を行うこと。

ハ その他学校教育の円滑な実施に支障がないよう必要な配慮を行うこと。

2 職業紹介事業者における求人の申込みに関する事項

(1) 職業紹介事業者は、原則として、求人者に対し、求人の申込みが法第5条の6第1項各号のいずれかに該当するか否かを申告させるべきこと。

(2) 職業紹介事業者は、求人の申込みが法第5条の6第1項各号のいずれかに該当することを知った場合は、当該求人の申込みを受理しないことが望ましいこと。

3 求職者の能力に適合する職業の紹介の推進

職業紹介事業者は、求職者の能力に適合した職業紹介を行うことができるよう、求職者の能力の的確な把握に努めるとともに、その業務の範囲内において、可能な限り幅広い求人の確保に努めること。

4 求職者又は求人者等からの苦情の適切な処理

職業紹介事業者等は、職業安定機関、特定地方公共団体及び他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者又は求人者等からの苦情（あつせんを行った後の苦情を含む。）を迅速、適切に処理するための体制の整備及び改善向上に努めること。

5 職業紹介により就職した者の早期離職等に関する事項

(1) 職業紹介事業者は、その紹介により就職した者（期間の定めのない労働契約を締結した者に限る。）に対し、当該就職した日から2年間、転職の勧奨を行ってはならないこと。

(2) 有料職業紹介事業者は、返戻金制度（職業安定法施行規則第24条の5第1項第2号に規定する返戻金制度をいう。以下同じ。）を設けることが望ましいこと。

(3) 有料職業紹介事業者は、法第32条の13の規定に基づき求職者に対して手数料に関する事項を明示する場合、求職者から徴収する手数料に関する事項及び求人者から徴収する手数料に関する事項を明示しなければならないこと。また、職業紹介事業者は、同条の規定に基づき、返戻金制度に関する事項について、求人者及び求職者に対し、明示しなければならないこと。

6 職業紹介事業に係る適正な許可の取得

(1) 求人者に紹介するため求職者を探索した上当該求職者に就職するよう勧奨し、これに応じて求職の申込みをした者をあつせんするいわゆるスカウト行為を事業として行う場合は、職業紹介事業の許可等が必要であること。また、いわゆるアウトプレースメント業のうち、教育訓練、相談、助言等のみならず、職業紹介を行う事業は職業紹介事業に該当するものであり、当該事業を行うためには、職業紹介事業の許可等が必要であること。

- (2) 次のいずれかに該当する行為を事業として行う場合は、当該者の判断が電子情報処理組織により自動的に行われているかどうかにかかわらず、職業紹介事業の許可等が必要であること。また、宣伝広告の内容、求人者又は求職者との間の契約内容等の実態から判断して、求人者に求職者を、又は求職者に求人者をあっせんする行為を事業として行うものであり、募集情報等提供事業はその一部として行われているものである場合には、全体として職業紹介事業に該当するものであり、当該事業を行うためには、職業紹介事業の許可等が必要であること。

イ 求職者に関する情報又は求人に関する情報について、当該者の判断により選別した提供相手に対してのみ提供を行い、又は当該者の判断により選別した情報のみ提供を行うこと。

ロ 求職者に関する情報又は求人に関する情報の内容について、当該者の判断により提供相手となる求人者又は求職者に応じて加工し、提供を行うこと。

ハ 求職者と求人者との間の意思疎通を当該者を介して中継する場合に、当該者の判断により当該意思疎通の加工を行うこと。

7 再就職支援を行う職業紹介事業者に関する事項

- (1) 事業主の依頼に応じて、その雇用する労働者に対し再就職支援を行う職業紹介事業者（以下「再就職支援事業者」という。）が、直接当該労働者の権利を違法に侵害し、又は当該事業主による当該労働者の権利の違法な侵害を助長し、若しくは誘発する次に掲げる行為を行うことは許されないこと。

イ 当該労働者に対して、退職の強要（勧奨を受ける者の自由な意思決定を妨げる退職の勧奨であって、民事訴訟において違法とされるものをいう。以下同じ。）となり得る行為を直接行うこと。

ロ 退職の強要を助長し、又は誘発するマニュアル等を作成し事業主に提供する等、退職の強要を助長し、又は誘発する物又は役務を事業主に提供すること。

- (2) 再就職支援事業者が次に掲げる行為を行うことは不適切であること。

イ 当該労働者に対して、退職の勧奨（退職の強要を除く。）を直接行うこと。

ロ 事業主に対して、その雇用する労働者に退職の勧奨を行うよう積極的に提案すること。

8 助成金の支給に関する条件に同意した職業紹介事業者に関する事項

雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第102条の5第2項第1号イ（4）、第110条第2項第1号イ、第7項第1号イ、第9項第1号イ、第11項第1号イ及び第12項第1号イ、第110条の3第2項第1号イ及び第3項第1号並びに第112条第2項第1号ハ、第2号ハ、第3号イ（3）及び第4号ハ、附則第15条の5第2項第1号イ及び第6項第1号イ並びに附則第15条の6第2項第1号イの規定に基づき助成金の支給に関し職業安定局長が定めることとされている条件に同意した職業紹介事業者は、当該同意した条件を遵守すること。

9 適正な宣伝広告等に関する事項

- (1) 職業安定機関その他公的機関と関係を有しない職業紹介事業者は、これと誤認させる名称を用いてはならないこと。

- (2) 職業紹介事業に関する宣伝広告の実施に当たっては、法第5条の4第1項及び第3項並びに不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）の趣旨に鑑みて、不当に求人者又は求職者を誘引し、合理的な選択を阻害するおそれがある不当な表示をしてはならないこと。

- (3) 求職の申込みの勧奨については、求職者が希望する地域においてその能力に適合する職業に就くことができるよう、職業紹介事業の質を向上させ、これを訴求することによって行うべきものであり、職業紹介事業者が求職者に金銭等を提供することによって行うことは好ましくなく、お祝い金その他これに類する名目で社会通念上相当と認められる程度を超えて金銭等を提供することによって行ってはならないこと。

- (4) 職業紹介事業の利用に関連して生じる違約金その他これに類するものとして当該事業を利用する求人者が負担する金銭等について、当該金銭等の金額、当該金銭等が発生する条件及び解除方法を含む契約の内容について、当該求人者に分かりやすく明瞭かつ正確に記載した書面又は電子メールその他の適切な方法により、あらかじめ当該求人者に対し誤解が生じないよう明示すること。ただし、口頭によるもののほか、ホームページの該当箇所を教示する等当該求人者が同一文面を再読できない可能性のある方法によるものは、適切な方法により明示しているとはいえないこと。

10 国外にわたる職業紹介を行う職業紹介事業者に関する事項

- (1) 職業紹介事業者（法第33条の2第1項の規定により無料職業紹介事業を行う同項各号に掲げる施設の長を除く。以下この10において同じ。）は、国外にわたる職業紹介を行うに当たっては、法第32条の12第1項（法第33条第4項及び第33条の3第2項において準用する場合を含む。）の規定により、その職業紹介事業において取り扱う職種の範囲その他業務の範囲を届け出た場合には、その相手先国をはじめ、その範囲内で職業紹介を行わなければならないこと。
- (2) 職業紹介事業者は、国外にわたる職業紹介を行うに当たっては、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）その他の出入国に関する法令及び相手先国の法令を遵守して職業紹介を行わなければならないこと。
- (3) 職業紹介事業者は、国外にわたる職業紹介を行うに当たっては、求職者に渡航費用その他の金銭を貸し付け、又は求人者がそれらの金銭を貸し付けた求職者に対して職業紹介を行ってはならないこと。
- (4) 職業紹介事業者は、国外にわたる職業紹介を行うに当たり、取次機関を利用するときは、次に該当するものを利用してはならないこと。
 - イ 相手先国において活動を認められていない取次機関
 - ロ 職業紹介に関し、保証金の徴収その他名目のいかなを問わず、求職者の金銭その他の財産を管理し、求職者との間で職業紹介に係る契約の不履行について違約金を定める契約その他不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結し、又は求職者に対して渡航費用その他の金銭を貸し付ける取次機関
- (5) 職業紹介事業者は、職業紹介に関し、求職者が他者に保証金の徴収その他名目のいかなを問わず、金銭その他の財産を管理され、又は他者が求職者との間で職業紹介に係る契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結していることを認識して、当該求職者に対して職業紹介を行ってはならないこと。

11 職業紹介事業者が行う離職状況に係る調査に関する事項

- (1) 職業紹介事業者は、法第32条の16第3項（法第33条第4項、第33条の2第7項及び第33条の3第2項において準用する場合を含む。）の規定による情報の提供を行うに当たり、その紹介により就職した者のうち期間の定めのない労働契約を締結した者（以下この9において「無期雇用就職者」という。）が職業安定法施行規則第24条の8第3項第2号（同令第25条第1項、第25条の2第6項及び第25条の3第2項において準用する場合を除く。）に規定する者に該当するかどうかを確認するため、当該無期雇用就職者に係る雇用主に対し、必要な調査を行わなければならないこと。
- (2) 求人者は、無期雇用就職者を雇用した場合は、可能な限り、当該無期雇用就職者を紹介した職業紹介事業者が行う(1)の調査に協力すること。

第7 労働者の募集を行う者等の責務に関する事項（法第42条）

労働者の募集を行う者又は募集受託者は、職業安定機関、特定地方公共団体等と連携を図りつつ、当該事業に係る募集に応じて労働者になろうとする者からの苦情を迅速、適切に処理するための体制の整備及び改善向上に努めること。

第8 募集情報等提供事業を行う者の責務に関する事項（法第43条の8）

1 職業安定機関等との連携

募集情報等提供事業を行う者は、労働力の需要供給の適正かつ円滑な調整を図るため、職業安定機関の行う雇用情報の収集、標準職業名の普及等に協力するよう努めるものとする。

2 労働者の募集等に関する情報の提供

- (1) 募集情報等提供事業を行う者は、労働者の募集に関する情報が次のいずれかに該当すると認めるときは、当該情報の提供を依頼した者に対して当該情報の変更を依頼し、又は当該情報の提供を中止しなければならないこと。特に、当該情報がイに該当することを認めながら提供した場合には、法第63条第2号に違反することとなるおそれがあること。
 - イ 公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる目的の労働者の募集に関する情報
 - ロ その内容が法令に違反する労働者の募集に関する情報
- (2) 募集情報等提供事業を行う者は、労働者の募集に関する情報が(1)のイ又はロのいずれかに該当するおそれがあると認めるときは、当該情報の提供を依頼した者に対し、当該情報が

(1)のイ若しくはロのいずれかに該当するかどうか確認し、又は当該情報の提供を中止すること。

(3) 募集情報等提供事業を行う者は、労働者の募集に関する情報又は労働者になろうとする者に関する情報について、当該情報の提供を依頼した者の承諾を得ることなく当該情報を改変して提供してはならないこと。

3 募集情報等提供事業を行う者は、労働争議に対する中立の立場を維持するため、同盟罷業又は作業所閉鎖の行われている事業所に関する募集情報等提供を行ってはならないこと。

4 労働者になろうとする者に関する情報を収集して募集情報等提供事業を行う場合は、当該情報により必ずしも特定の個人を識別することができない場合であっても特定募集情報等提供事業に該当すること。

5 適正な宣伝広告等に関する事項

(1) 職業安定機関その他公的機関と関係を有しない募集情報等提供事業を行う者は、これと誤認させる名称を用いてはならないこと。

(2) 募集情報等提供事業に関する宣伝広告の実施に当たっては、法第5条の4第1項及び第3項並びに不当景品類及び不当表示防止法の趣旨に鑑みて、不当に利用者を誘引し、合理的な選択を阻害するおそれがある不当な表示をしてはならないこと。

(3) 労働者になろうとする者に対する募集情報等提供事業の利用の勧奨については、労働者になろうとする者が希望する地域においてその能力に適合する職業に就くことができるよう、募集情報等提供事業の質を向上させ、これを訴求することによって行うべきものであり、募集情報等提供事業を行う者が労働者になろうとする者に金銭等を提供することによって行うことは好ましくなく、お祝い金その他これに類する名目で社会通念上相当と認められる程度を超えて金銭等を提供することによって行ってはならないこと。

(4) 募集情報等提供事業の利用に関連して生じる料金、違約金その他これに類するものとして当該事業を利用する労働者の募集を行う者が負担する金銭等について、当該金銭等の金額、当該金銭等が発生する条件及び解除方法を含む契約の内容について、当該労働者の募集を行う者に分かりやすく明瞭かつ正確に記載した書面又は電子メールその他の適切な方法により、あらかじめ当該労働者の募集を行う者に対し誤解が生じないよう明示すること。ただし、口頭によるもののほか、ホームページの該当箇所を教示する等当該労働者の募集を行う者が同一文面を再読できない可能性のある方法によるものは、適切な方法により明示しているとはいえないこと。

6 適切かつ迅速な苦情処理のための体制整備

募集情報等提供事業を行う者は、労働者になろうとする者、労働者の募集を行う者、募集受託者、職業紹介事業者、他の募集情報等提供事業を行う者、特定地方公共団体又は労働者供給事業者から申出を受けた当該事業に関する苦情を適切かつ迅速に処理するため、相談窓口を明確にするとともに、必要な場合には職業安定機関と連携を行うこと。

第9 労働者供給事業者の責務に関する事項（法第45条の2）

労働者供給事業者は、当該事業の運営に当たっては、その改善向上を図るために次に掲げる事項に係る措置を講ずる必要があること。

1 労働者供給事業者は、供給される労働者に対し、供給される労働者でなくなる自由を保障しなければならないこと。

2 労働者供給事業者は、労働組合法（昭和24年法律第174号）第5条第2項各号に掲げる規定を含む労働組合の規約を定め、これを遵守する等、民主的な方法により運営しなければならないこと。

3 労働者供給事業者は、無料で労働者供給事業を行わなければならないこと。

4 労働者供給事業者は、供給される労働者から過度に高額な組合費を徴収してはならないこと。

5 労働者供給事業者は、供給される労働者の就業の状況等を踏まえ、労働者供給事業者又は労働者供給を受ける者が社会保険及び労働保険の適用手続を適切に進めるように管理すること。

6 労働者供給事業者は、職業安定機関、特定地方公共団体等と連携を図りつつ、当該事業に係る供給される労働者からの苦情を迅速、適切に処理するための体制の整備及び改善向上に努めること。

第 10 個人情報の保護に関する法律の遵守等**1 概要****(1) 法第 5 条の 5、第 51 条及び指針**

職業紹介事業者による個人情報の適正な取扱いについては、法第 5 条の 5 及び第 51 条において、求職者の個人情報の取扱いに関する規定及び秘密を守る義務等に関する規定が設けられ、さらに、指針第 5 の 1 及び 2 において、求職者の個人情報の取扱いに関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な事項が定められている。

また、指針第 5 の 3 において、職業紹介事業者による個人情報の保護の一層の促進等を図る見地から、法に基づく事業実施上の責務の一つとして、職業紹介事業者は、個人情報保護法第 2 条第 11 項に規定する行政機関等又は同法第 16 条第 2 項に規定する個人情報取扱事業者に該当する場合にあっては、同法第 5 章第 2 節から第 4 節まで又は同法第 4 章第 2 節に規定する義務を遵守しなければならないこととされている。

(2) 違反の場合の効果

個人情報保護法に違反した職業紹介事業者については、個人情報保護法に基づく個人情報保護委員会による指導・助言等の対象とされている。また、法に違反する場合には、法に基づく指導助言等の対象ともなる。

2 職業紹介事業者に課せられる義務等について

職業紹介事業者は、指針第 5 の 3 により、行政機関又は個人情報取扱事業者に該当する場合には、個人情報保護法第 5 章第 2 節から第 4 節まで又は第 4 章第 2 節に規定する義務を遵守しなければならないこととされていること。具体的には、個人情報取扱事業者に該当する職業紹介事業者は、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」（<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/>）等に留意しなければならない。また、法第 5 条の 5 及び指針第 5 の 3 の遵守に当たって留意すべき点は第 9 の 4 のとおりであること。

有料職業紹介事業者は、法第 32 条の 16 第 3 項及び則第 24 条の 8 第 3 項（無料職業紹介事業者については、これらを準用する法第 33 条第 4 項及び則第 25 条）により、自身の紹介により就職した無期雇用就職者のうち、離職した者（解雇により離職した者及び就職した日から六ヶ月経過後に離職したものを除く。）の数についての情報を提供しなければならない。則第 24 条の 8 第 5 項により、無期雇用就職者がこれに該当するかを確認するため、当該就職者に係る雇用主に対し、必要な調査を行わなければならない。

この場合における雇用主からの事業者への当該就職者についての情報提供は、個人情報保護法第 27 条で定める第三者提供の制限の例外である「法令に基づく場合」（同条第 1 項第 1 号）となるため、個人情報保護法に抵触することはないものと考えられる。

第 11 違法行為の防止、摘発

1 概要

職業紹介事業の適正な運用を確保し労働力需給の適正な調整を図るとともに、求職者の適正な就業条件を確保することにより、その保護及び雇用の安定を図るため、求職者等からの相談に対する適切な対応や、職業紹介事業者等に対する職業紹介制度の周知徹底、指導、助言を通じて違法行為の防止を行うとともに法違反を確認した場合には、所要の指導、助言、行政処分又は告発を行うこととする。

2 職業紹介事業者への周知徹底

職業紹介事業の適正な運営と、求職者の保護を図るためには、職業紹介事業制度に関する正しい理解が必要不可欠であることから、職業紹介事業者、求人先、労使団体等に対するリーフレット等の作成・配付、職業紹介事業制度の概要に関する説明会の開催、都道府県労働局及び安定所内の適当な場所への掲示、職業紹介事業者、求人先等に対する集団指導の実施等その啓発を本省及び都道府県労働局のすべてにおいて積極的に行うこととする。

3 指導及び助言

(1) 概要

厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者及び労働者供給を受けようとする者に対し、その業務の適正な運営を確保するために必要な指導及び助言をすることができる（法第 48 条の 2）。

(2) 権限の委任

指導及び助言に関する厚生労働大臣の権限は、都道府県労働局長が行うものとする。
ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

4 報告

(1) 概要

行政庁は、この法律を施行するために必要な限度において、厚生労働省令で定めるところにより、職業紹介事業を行う者（法第 29 条第 1 項の規定により無料の職業紹介事業を行う場合における特定地方公共団体を除く。）、「求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業を行う者又は労働者供給を受けようとする者」に対し、必要な事項を報告させることができる（法第 50 条第 1 項）。

(2) 意義

イ 当該報告は、定期報告（法第 32 条の 16（法第 33 条第 4 項及び法第 33 条の 3 第 2 項において準用する場合を含む。））とは異なり、当該定期報告だけでは、事業運営の状況及び求職者の就業状況を十分把握できない場合であって、違法行為の行われているおそれのある場合等、特に必要がある場合について個別的に必要な事項を報告させるものである。

ロ 「必要な事項」とは、職業紹介事業の運営に関する事項及び求職者の就職に関する事項であり、具体的には、例えば、個々の求職者の就業条件、就業期間、求人先における具体的就業の状況等である。

(3) 報告の徴収手続

必要な事項を報告させるときは、当該報告すべき事項及び理由を書面により通知するものとする（則第 33 条）。

第 11 違法行為の防止、摘発

(4) 権限の委任

報告に関する厚生労働大臣の権限は、都道府県労働局長が行うものとする。
ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない（則第 37 条第 3 項）。

(5) 違反の場合の効果

この報告をせず、又は虚偽の報告をした場合は、法第 66 条第 7 号に該当し 30 万円以下の罰金に処せられる場合がある。

5 立入検査

(1) 立入検査の実施

イ 概要

職業紹介事業を行う者（法第 29 条第 1 項の規定により無料の職業紹介事業を行う場合における特定地方公共団体を除く。）、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、労働者供給事業を行う者又は労働者供給を受けようとする者の事業所その他の施設に立ち入り、関係者に質問させ、又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる（法第 50 条第 2 項）。

ロ 意義

(イ) 当該立入検査は、違法行為の申告があり、許可の取消し、事業停止等の行政処分をするに当たって、その是非を判断する上で必要な場合等、4 の報告のみでは、事業運営の内容や求職者の就職状況を十分に把握できないような場合に、限定的に、必要最小限の範囲において行われるものである。

立入検査の対象となるのも、当該立入検査の目的を達成するため必要な事業所及び帳簿、書類その他の物件に限定されるものである。

(ロ) 「事業所その他の施設」とは、職業紹介事業を行う事業主の事業所その他の施設等に限られる。

(ハ) 「関係者」とは、職業紹介事業運営の状況や求職者の就職状況について質問するのに適当な者をいうものであり、具体的には、求職者、職業紹介事業を行う事業主等である。

(ニ) 「帳簿、書類その他の物件」とは、求人求職管理簿、手数料管理簿はもちろん、その他職業紹介事業の運営及び求職者の就職に係る労働関係に関する重要な書類が含まれるものである。

(2) 証明書

イ 立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を必ず携帯し、関係者に提示しなければならない（法第 50 条第 3 項）。

ロ 立入検査のための証明書は、職業紹介事業等立入検査証（様式第 9 号）による（則第 33 条第 2 項）。

(3) 立入検査の権限

イ 概要

当該立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない（法第 50 条第 4 項）。

ロ 意義

職業安定機関は、司法警察員の権限を有せず、当該立入検査の権限は行政による検査のために認められたものであり、犯罪捜査のために認められたものと解してはならないものである。

(4) 権限の委任

立入検査に関する厚生労働大臣の権限は、都道府県労働局長が行うものとする。
ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

(5) 違反の場合の効果

この立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした場合は、法第 66 条第 10 号に該当し、30 万円以下の罰金に処せられる場合がある。

第 12 違法行為による罰則、行政処分等

1 違法行為による罰則

職業紹介に関連する違法行為による主な罰則は、次のとおりである。

(1) 法第 63 条

次のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、1 年以上 10 年以下の拘禁刑又は 20 万円以上 300 万円以下の罰金に処せられる。

イ 暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体を自由を不当に拘束する手段で職業紹介を行い、又はこれらに従事したとき。（第 1 号）

ロ 公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる目的で職業紹介を行い、又はこれらに従事したとき。（第 2 号）

(2) 法第 64 条

次のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、1 年以下の拘禁刑又は 100 万円以下の罰金に処せられる。

イ 厚生労働大臣の許可を受けずに有料職業紹介事業を行ったとき。（第 1 号）

ロ 偽りその他不正の行為により、有料職業紹介事業の許可、有料職業紹介事業の許可の有効期間の更新、無料職業紹介事業の許可、無料職業紹介事業の許可の有効期間の更新を受けたとき。（第 1 の 2 号）

ハ 法第 32 条の 9 第 2 項（法第 33 条第 4 項及び第 33 条の 3 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による事業の停止の命令に違反して職業紹介事業を行ったとき。（第 2 号）

ニ 厚生労働大臣の許可を受けずに無料職業紹介事業を行ったとき。（第 5 号）

(3) 法第 65 条

次のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、6 箇月以下の拘禁刑又は 30 万円以下の罰金に処せられる。

イ 厚生労働大臣の許可を受けて有料職業紹介事業を行う者であって、則第 20 条第 1 項及び第 2 項に定める額を超えて手数料又は報酬を受け、又は第 3 項に定める徴収手続きに違反したとき。（第 2 号）

ロ 虚偽の広告をし、又は虚偽の条件を提示して、職業紹介を行い、又はこれに従事したとき。（第 9 号）

ハ 虚偽の条件を提示して、公共職業安定所又は職業紹介を行う者に求人の申込みを行ったとき。（第 10 号）

ニ 労働条件が法令に違反する工場事業所等のために職業紹介を行い、又はこれに従事したとき。（第 11 号）

(4) 法第 66 条

次のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、30 万円以下の罰金に処せられる。

イ 許可を受けて職業紹介事業を行う者であって、命令に定められてある帳簿書類を作成せず、若しくは備えて置かず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき。（第 6 号）

ロ 法第 49 条第 1 項又法第 50 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反して、故なく報告せず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。（第 9 号、第 10 号）

ハ 法第 51 条第 1 項の規定に違反して、秘密を漏らした職業紹介事業者又は求人者（第 11 号）

2 違法行為による行政処分等

(1) 概要

職業紹介に関連して法に違反する行為があった場合、職業紹介事業者は、許可の取消し（法第 32 条の 9 第 1 項。法第 33 条第 4 項において準用する場合を含む。）、事業廃止命令（法第 33 条の 3 第 2 項において準用する法第 32 条の 9 第 1 項）、事業停止命令（法第 32 条の 9 第 2 項。法第 33 条第 4 項又は法第 33 条の 3 第 2 項において準用する場合を含む。）及び改善命令（法第 48 条の 3 第 1 項）の行政処分の対象となる。この場合、許可の取消し又は事業廃止命令の行政処分を行うときは聴聞を行い、事業停止命令又は改善命令の行政処分を行うときは弁明の機会を付与しなければならない。また、求人者は勧告（法第 48 条の 3 第 2 項）及び公表（法第 48 条の 3 第 3 項）の対象となる。

(2) 許可の取消

イ 概要

厚生労働大臣は、許可を受けて職業紹介事業を行う者が、次のいずれかに該当したときは、その事業の許可を取り消すことができる（法第 32 条の 9 第 1 項）。

- (イ) 法第 32 条各号（第 5 号から第 8 号までを除く。）のいずれかに該当しているとき。
- (ロ) 法若しくは労働者派遣法（第 3 章第 4 節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
- (ハ) 法第 32 条の 5 第 1 項の規定により付された許可の条件に違反したとき。

ロ 意義

許可の取消は、当該事業所において、職業紹介事業を引き続き行わせることが適当でない場合に行うものである。

(3) 事業停止命令

イ 概要

厚生労働大臣は、許可を受け職業紹介事業を行う者が、次のいずれかに該当したときは、期間を定めて、その事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- (イ) 法若しくは労働者派遣法（第 3 章第 4 節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
- (ロ) 法第 32 条の 5 第 1 項の規定により付された許可の条件に違反したとき。

ロ 意義

- (イ) 事業停止命令は、当該事業所において事業を引き続き行わせることが適当でないとはいえないような場合について、事業停止期間中に事業運営方法の改善を図るため、また、一定の懲戒的な意味において行うものである。
- (ロ) 事業の停止命令の要件は、上記の(2)の許可の取消しの(ロ)及び(ハ)の要件と同一であるが、この場合に、許可の取消を行うか、事業停止命令を行うかは、違法性の程度等によって判断する。

ハ 権限の委任

職業紹介事業の全部又は一部の停止に関する権限は、当該職業紹介事業を行う者の主たる事務所及び当該職業紹介事業を行う事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長が行うものとする。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

(4) 改善命令

イ 概要

厚生労働大臣は職業紹介事業者が、その業務に関し職業安定法又はこれに基づく命令の規定に違反した場合において、業務の適性な運営を確保するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる（法第 48 条の 3 第 1 項）。

ロ 意義

改善命令は、違法行為そのものの是正を図るのではなく、法違反を起こすような職業

第 12 違法行為による罰則、行政処分

紹介事業の運営方法そのものの改善を行わせるものである。

ハ 権限の委任

改善命令に関する権限は、当該職業紹介事業者の主たる事務所及び当該職業紹介事業を行う事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長が行うものとする。

ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

(5) 勧告

イ 概要

厚生労働大臣は求人者が、法第 5 条の 3 第 2 項若しくは第 3 項の規定に違反しているとき、又はこれらの規定に違反して法第 48 条の 2 の規定により指導若しくは助言を受けたにもかかわらずなおこれらの規定に違反するおそれがあると認めるときは、法第 5 条の 3 第 2 項又は第 3 項の規定の違反を是正するために必要な措置又はその違反を防止するために必要な措置を執るべきことを勧告することができる。(法第 48 条の 3 第 2 項)。

ロ 権限の委任

勧告に関する権限は、当該求人に係る事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長が行うものとする。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

(6) 公表

イ 概要

厚生労働大臣は、法第 48 条の 3 第 2 項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた求人者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。(法第 48 条の 3 第 3 項)。

ロ 意義

公表は、公表される制裁効果に加え、求職者に対する情報提供・注意喚起及び他の求人者に対する違法行為の抑止といった効果を期待することができる。

ハ 権限の委任

公表に関する権限は、当該求人に係る事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長が行うものとする。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

3 行政処分を行った職業紹介事業者の公表

(1) 概要

行政処分を行った職業紹介事業者については、求職者及び求人者にその事実を情報提供することを目的とし、事業者名等を公表することとする。

本公表は、あくまで、情報提供の目的で実施するものであるところ、2 (6) において違法行為について勧告を受けた求人者がこれに従わなかった際にその旨を公表(法第 48 条の 3 第 3 項)する場合のように、「公表される者に対する制裁効果や違法行為の抑止といった効果」を期待するものではなく、当該事業者に対する処罰を目的とするものではない。

具体的には、厚生労働大臣又は都道府県労働局長において法第 32 条の 9 条及び法第 48 条の 3 に基づき行政処分を行った場合は、当該事業者名等の公表を行う。当該公表については、厚生労働省及び事業者を管轄する都道府県労働局のホームページにおいて行うこととする。

(2) 公表内容

イ 公表日

ロ 事業者情報

ハ 処分内容

ニ 処分理由

第 13 様式集

様式第1号（第1面）

（日本産業規格A列4）

有 料 ・ 無 料
職 業 紹 介 事 業 許 可 申 請 書
職 業 紹 介 事 業 許 可 有 効 期 間 更 新 申 請 書

① 年 月 日

厚生労働大臣 殿

（ふりがな）
②申請者 氏 名

1. 職業安定法第30条第1項の規定により下記のとおり許可の申請をします。
2. 職業安定法第33条第1項の規定により下記のとおり許可の申請をします。
3. 職業安定法第32条の6第2項の規定により下記のとおり更新申請をします。
4. 職業安定法第33条第4項において準用する同法第32条の6第2項の規定により下記のとおり更新申請をします。

記

③許 可 番 号	()	
（ふりがな） ④氏名又は名称		
（ふりがな） ⑤所 在 地	〒□□□-□□□□ 電話 ()	
（ふりがな） ⑥代表者氏名等	氏 名	住 所
（ふりがな） ⑦役 員 氏 名 等 (法人のみ)	氏 名	住 所

収入印紙

消印しては
ならない

⑧ 兼業 の種類・内容	1.	2.	3.
	4.	5.	6.

職業紹介事業を行う事業所に関する事項

⑨事業所		
名称	所在地	
⑩職業紹介責任者氏名等		⑪担当者職・氏名・電話番号
氏名	住所	() —

⑨事業所		
名称	所在地	
⑩職業紹介責任者氏名等		⑪担当者職・氏名・電話番号
氏名	住所	() —

⑫取次機関

(ふりがな) イ 名称	
(ふりがな) ロ 住所	
ハ 事業内容	

申請者(法人にあっては役員を含む。)(申請者が未成年の場合、その法定代理人をいう。)については、職業安定法第32条各号(第3号、第10号及び第11号を除く。)のいずれにも該当しないこと並びに申請者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。

また、同法第32条の14の規定により選任する職業紹介責任者については、同法第32条第1号、第2号及び第4号から第9号までのいずれにも該当しないこと、未成年者に該当しないこと、職業安定法施行規則第24条の6第2項第1号に規定する基準に適合すること並びに職業紹介責任者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。

様式第1号（第3面）

記載要領

1 職業紹介事業許可申請書の記載方法

- (1) 有料の職業紹介事業の許可を申請する場合には、表題中「・無料」及び「職業紹介事業許可有効期間更新申請書」の文字を抹消し、並びに2、3及び4の全文を抹消すること。
- (2) 無料の職業紹介事業の許可を申請する場合には、表題中「有料・」及び「職業紹介事業許可有効期間更新申請書」の文字を抹消し、並びに1、3及び4の全文を抹消すること。

2 職業紹介事業許可有効期間更新申請書の記載方法

- (1) 有料の職業紹介事業の許可の有効期間の更新を申請する場合には、表題中「・無料」及び「職業紹介事業許可申請書」の文字を抹消し、並びに1、2及び4の全文を抹消すること。
- (2) 無料の職業紹介事業の許可の有効期間の更新を申請する場合には、表題中「有料・」及び「職業紹介事業許可申請書」の文字を抹消し、並びに1、2及び3の全文を抹消すること。

3 ①欄には、申請書を管轄都道府県労働局に提出する年月日を記載すること。

4 ②欄には、申請者の氏名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名）を記載すること。

5 ③欄には、有効期間の更新申請の場合のみ、（ ）に許可の有効期間の末日を記載すること。

6 ④欄には、氏名（個人）又は名称（法人又は団体における名称）を記載すること。

7 ⑤欄には、事業主の所在地（法人にあつては主たる事務所の所在地）を記載すること。

8 ⑧欄には、他に行っている事業の種類及び内容を記載すること。

9 ⑨欄には、職業紹介事業を行う事業所を全て記載すること。所定の欄に記載し得ないときは別紙に記載して添付すること。

10 ⑪欄には、それぞれの事業所における担当者職・氏名・電話番号を記載すること。

11 ⑫欄には、取次機関を利用する場合のみ、記載すること。

様式第1号の2(第1面)

(日本産業規格A列4)

※届出受理番号	
※届出受理年月日	年 月 日

特別の法人無料職業紹介事業届出書

年 月 日

厚生労働大臣 殿

届出者

職業安定法第33条の3第1項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1	(ふりがな) 名 称	-----	
2	(ふりがな) 所 在 地	〒□□□—□□□□ 電話 ()	

3 その役員の氏名、役名及び住所			
氏名(ふりがな)		役 名	住 所
代 表 者	-----		〒() () —
	-----		〒() () —
	-----		〒() () —
	-----		〒() () —
	-----		〒() () —
	-----		〒() () —
	-----		〒() () —
	-----		〒() () —
4 職業紹介事業を行う事業所に関する事項			
事 業 所			
名 称		所 在 地	
職業紹介責任者氏名等			担当者職・氏名・電話番号
氏 名		住 所	() —

第13 様式集

様式第1号の2(第2面)

5 事業開始予定年月日	年 月 日	
6 構成員の範囲等		
7 取次機関		
(ふりがな) イ 名 称	-----	
(ふりがな) ロ 住 所	-----	

ハ 事業内容		
8 備 考		

届出者（法人にあっては役員を含む。）（届出者が未成年の場合、その法定代理人をいう。）については、職業安定法第33条の3第2項において準用する同法第32条各号（第3号、第10号及び第11号を除く。）のいずれにも該当しないこと並びに届出者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。

また、同法第32条の14の規定により選任する職業紹介責任者については、職業紹介責任者が同法第32条第1号、第2号及び第4号から第9号までのいずれにも該当しないこと、未成年者に該当しないこと、職業安定法施行規則第24条の6第2項第1号に規定する基準に適合すること並びに職業紹介責任者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。

様式第1号の2(第3面)

記載要領

- 1 ※欄には、記載しないこと。
- 2 届出者欄には、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 3 4欄には、職業紹介を行う事業所を記載すること。所定の欄に記載し得ないときは別紙に記載して添付すること。
- 4 6欄には、求人者（当該法人の直接若しくは間接の構成員又は構成員以外の者を別に）の範囲及び数を、及び求職者（当該法人の構成員若しくは構成員に雇用されている者又はこれらの者以外の者を別に）の範囲及び数についてをそれぞれ記載すること。
- 5 7欄の取次機関は、国外にわたる職業紹介事業を取次機関を利用して行う場合のみイからハまでに掲げる事項を記載すること。

有 料 職 業 紹 介 事 業 計 画 書
無 料 職 業 紹 介 事 業 計 画 書
特別の法人無料職業紹介事業計画書

1 許可・届出番号

2 事業所名

3 職業紹介計画（年間）（国内）

① 区 分	② 有効求職者見込数
	人

職業紹介計画（年間）（国外にわたる職業紹介を行おうとするときは国外分を記載）

③ 区 分	④ 相手国名	⑤ 有効求職者見込数 (人)

4 職業紹介の業務に従事する者の数

人

5 資産等の状況

		価 格	摘 要
資 産	現金・預金		
	土地・建物		
	そ の 他		
	計		
負 債	計		

様式第2号（裏面）

記載要領

- 1 ①有料の職業紹介事業の許可を申請する場合及び有料の職業紹介事業を行う者が事業所の新設に係る変更の届出をする場合には、表題中「無料職業紹介事業計画書」、及び「特別の法人無料職業紹介事業計画書」の文字を抹消すること。
②無料の職業紹介事業の許可を申請する場合及び無料の職業紹介事業を行う者が事業所の新設に係る変更の届出をする場合には、表題中「有料職業紹介事業計画書」及び「特別の法人無料職業紹介事業計画書」の文字を抹消すること。
③特別の法人が届け出て無料職業紹介事業を行う場合及び事業所の新設に係る変更の届出をする場合には、表題中「有料職業紹介事業計画書」及び「無料職業紹介事業計画書」の文字を抹消すること。
- 2 職業紹介事業を行う全ての事業所ごとに記載すること。
- 3 1 欄には、有料・無料職業紹介事業の有効期間の更新申請の場合及び有料・無料・特別の法人無料職業紹介事業者が事業所の新設に係る変更の届出をする場合に記載すること。
- 4 3 の①及び③欄には、職業安定法第32条の12（同法第33条第4項及び第33条の3第2項において準用する場合を含む。）に規定する取扱職種の範囲等を定めた場合のみ、その範囲を記載すること。
- 5 3 の②及び⑤欄には、新規申請時には当該事業所に係る当該年度の3月末における有効求職者の見込数を、更新申請時には直近年度の職業紹介事業報告に記載された有効求職者数を記載すること。
- 6 5 欄には、個人事業の場合のみ、直前の納税期末日における全ての資産等の状況について記載すること。

様式第3号 (表面)

(日本産業規格A列4)

届出制手数料届出書
届出制手数料変更届出書

① 年 月 日

厚生労働大臣 殿

(ふりがな)

②届出者 氏 名

職業安定法第32条の3第1項第2号の規定により下記の届出制手数料に係る届出をします。

記

③許 可 番 号	
(ふりがな) ④氏 名 又 は 名 称	
(ふりがな) ⑤所 在 地	〒 □□□ — □□□□ 電話 ()
⑥適用開始・変更予定日	年 月 日
⑦届出・変更届出内容	
⑧ 備 考	

様式第3号（裏面）

記載要領

- 1 届出制手数料の届出をする場合には、表題中の「届出制手数料変更届出書」の文字を抹消すること。また、届出制手数料の変更の届出をする場合は、表題中の「届出制手数料届出書」の文字を抹消すること。
- 2 ①欄には、届出書を管轄都道府県労働局に提出する年月日を記載すること。
- 3 ②欄には、届出者の氏名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名）を記載すること。
- 4 ③欄は、有料職業紹介事業許可申請書と併せて提出する場合には、空欄とすること。
- 5 ⑤欄には、届出者の住所（法人又は団体にあつては主たる事務所の所在地）を記載すること。
- 6 ⑥欄には、職業安定法第32条の3第1項第2号に掲げる手数料を適用又は変更する年月日を記入すること。
- 7 ⑦欄の届出・変更届出内容については、別に料金表（様式例第3号参照）に記載して添付してもよいこと。
なお、複数の事業所でそれぞれ異なる手数料表に基づき徴収する場合は事業所毎に別紙により添付すること。
- 8 複数の事業所で同一の手数料表に基づき徴収する場合は、⑧備考欄に同一の手数料表の事業所名を記載すれば足りる。
- 9 ⑧備考欄には担当者職・氏名及び連絡先を記載すること。

様式第 4 号

(日本産業規格 A 列 4)

届出制手数料変更命令通知書

(氏 名) 殿

令和 年 月 日付け届出のあつた職業安定法第32条の 3 第 1 項
第 2 号の手数料について、同条第 4 項の規定に基づき下記の理由により変更
を命じます。

令和 年 月 日

都道府県労働局長 印

記

許 可 番 号	
事 業 所 名 称	
変 更 内 容	
期 限	
変 更 理 由	

なお、この処分に不服のあるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、処分のあつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内（ただし、処分のあつた日の翌日から起算して1年以内）に厚生労働大臣に対し、審査請求をすることができる。

また、処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分のあつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内（ただし、処分のあつた日の翌日から起算して1年以内）に、国を被告（代表者は法務大臣）として提起することができる。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から6箇月以内（ただし、裁決のあつた日の翌日から起算して1年以内）に提起することができる。

様式第5号

(日本産業規格A列4)

許可番号

許可年月日 年 月 日

有料・無料職業紹介事業許可証

(氏名又は名称)

(所在地)

上記の者は、職業安定法第 条第 項の許可を受けて、下記
のとおり有料・無料職業紹介事業を行う者であることを証明する。

令和 年 月 日

厚生労働大臣

(氏名)

印

記

1 取扱職種の範囲等

名 称

2 事業所の

所在地

3 許可の有効期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

有 料 無 料
職 業 紹 介 事 業 許 可 証 再 交 付 申 請 書
職 業 紹 介 事 業 紹 介 事 業 変 更 届 出 書
職 業 紹 介 事 業 変 更 届 出 書 及 び 有 料 ・ 無 料 職 業 紹 介 事 業 許 可 証 書 換 申 請 書
有 料 ・ 無 料 ・ 特 別 の 法 人 無 料 職 業 紹 介 事 業 取 扱 職 種 範 囲 等 届 出 書
特 別 の 法 人 無 料 職 業 紹 介 事 業 変 更 届 出 書

① 年 月 日

厚生労働大臣 殿

②申請・届出者 氏 名

1. 職業安定法第32条の4第3項の規定により下記のとおり再交付を申請します。
2. 職業安定法第33条第4項において準用する法第32条の4第3項の規定により下記のとおり再交付を申請します。
3. 職業安定法第32条の7第1項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。
4. 職業安定法第33条第4項において準用する法第32条の7第1項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。
5. 職業安定法第32条の7第4項の規定により下記のとおり変更届け出及び書換申請をします。
6. 職業安定法第33条第4項において準用する法第32条の7第4項の規定により下記のとおり変更届け出及び書換申請をします。
7. 職業安定法第33条第4項において準用する・第33条の3第2項において準用する第32条の12第1項の規定により、下記のとおり取扱職種の範囲等を定めたので届け出ます。
8. 職業安定法第33条の3第2項において準用する法第32条の7第1項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。

記

③許可・届出番号		
(ふりがな) ④氏名又は名称		-----
(ふりがな) ⑤所 在 地	〒 □ □ □ - □ □ □ □	電話 ()

⑥事業所	(ふりがな) 名 称	-----
	(ふりがな) 所在地	-----

様式第6号（第2面）

⑦変 更 事 項		
⑧変 更 前		
⑨変 更 後		
⑩取 扱 職 種 の 範 囲 等		
⑪変 更（ 廃 止 ） 年 月 日		
⑫職業紹介責任者	氏 名	住 所
⑬変更(廃止)理由 再 交 付 理 由		
⑭備 考		

届出者（法人にあっては役員を含む。）（届出者が未成年の場合、その法定代理人をいう。）については、職業安定法第33条の3第2項において準用する同法第32条各号（第3号、第10号及び第11号を除く。）のいずれにも該当しないこと並びに届出者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。

また、同法第32条の14の規定により選任する職業紹介責任者については、職業紹介責任者が同法第32条第1号、第2号及び第4号から第9号までのいずれにも該当しないこと、未成年者に該当しないこと、職業安定法施行規則第24条の6第2項第1号に規定する基準に適合すること並びに職業紹介責任者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。

様式第6号（第3面）

記載要領

1 有料・無料職業紹介事業許可証再交付申請書の記載方法

- (1) 有料職業紹介事業許可証の再交付を申請する場合には、表題中「・無料」、「職業紹介事業変更届出書」、「職業紹介事業変更届出書及び有料・無料職業紹介事業許可証書換申請書」、「有料・無料・特別の法人無料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書」及び「特別の法人無料職業紹介事業変更届出書」を抹消し、並びに2以下の全文を抹消すること。
- (2) 無料職業紹介事業許可証の再交付を申請する場合には、表題中「有料・」、「職業紹介事業変更届出書」、「職業紹介事業変更届出書及び有料・無料職業紹介事業許可証書換申請書」、「有料・無料・特別の法人無料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書」及び「特別の法人無料職業紹介事業変更届出書」を抹消し、並びに1及び3以下の全文を抹消すること。

2 有料・無料職業紹介事業変更届出書の記載方法(14の場合を除く。)

- (1) 有料の職業紹介事業に係る変更の届出をする場合には、表題中「・無料」、「職業紹介事業許可証再交付申請書」、「職業紹介事業変更届出書及び有料・無料職業紹介事業許可証書換申請書」、「有料・無料・特別の法人無料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書」及び「特別の法人無料職業紹介事業変更届出書」を抹消し、並びに1、2及び4以下の全文を抹消すること。
- (2) 無料の職業紹介事業に係る変更の届出をする場合には、表題中「有料・」、「職業紹介事業許可証再交付申請書」、「職業紹介事業変更届出書及び有料・無料職業紹介事業許可証書換申請書」、「有料・無料・特別の法人無料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書」及び「特別の法人無料職業紹介事業変更届出書」を抹消し、並びに1から3まで及び5以下の全文を抹消すること。

3 有料・無料職業紹介事業変更届及び有料・無料職業紹介事業許可証書換申請書の記載方法

- (1) 有料職業紹介事業に係る変更の届出をするとともに許可証の書換えを申請する場合には、表題中「・無料」、「職業紹介事業許可証再交付申請書」、「職業紹介事業変更届出書」、「・無料」、「有料・無料・特別の法人無料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書」及び「特別の法人無料職業紹介事業変更届出書」を抹消し、並びに1から4まで及び6以下の全文を抹消すること。
- (2) 無料職業紹介事業に係る変更の届出をするとともに許可証の書換えを申請する場合には、表題中「有料・」、「職業紹介事業許可証再交付申請書」、「職業紹介事業変更届出書」、「有料・」、「有料・無料・特別の法人無料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書」及び「特別の法人無料職業紹介事業変更届出書」を抹消し、並びに1から5まで及び7以下の全文を抹消すること。
- (3) 許可証の書換えを申請する場合は、⑥欄に変更する事項が該当する職業紹介事業を行う全ての事業所の名称及び所在地を記載することとし、⑦欄に変更する事項を記載すること。所定の欄に記載し得ないときは別紙に記載して添付すること。

様式第6号（第4面）

4 有料・無料・特別の法人無料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書の記載方法

- (1) 有料職業紹介事業の取扱職種の範囲等を定め、届出をする場合には、表題中「有料・無料」、「職業紹介事業許可証再交付申請書」、「職業紹介事業変更届出書」、「職業紹介事業変更届出書及び有料・無料職業紹介事業許可証書換申請書」、「・無料・特別の法人無料」及び「特別の法人無料職業紹介事業変更届出書」を抹消し、並びに1から6まで及び8の全文並びに7の「第33条第4項において準用する・第33条の3第2項において準用する」を抹消すること。
- (2) 無料職業紹介事業の取扱職種の範囲等を定め、届出をする場合には、表題中「有料・無料」、「職業紹介事業許可証再交付申請書」、「職業紹介事業変更届出書」、「職業紹介事業変更届出書及び有料・無料職業紹介事業許可証書換申請書」、「有料・」、「・特別の法人無料」及び「特別の法人無料職業紹介事業変更届出書」を抹消し、並びに1から6まで及び8の全文並びに7の「・第33条の3第2項において準用する」を抹消すること。
- (3) 特別の法人無料職業紹介事業の取扱職種の範囲等を定め、届出をする場合には表題中「有料・無料」、「職業紹介事業許可証再交付申請書」、「職業紹介事業変更届出書」、「職業紹介事業変更届出書及び有料・無料職業紹介事業許可証書換申請書」、「有料・無料・」及び「特別の法人無料職業紹介事業変更届出書」を抹消し、並びに1から6まで及び8の全文並びに7の「第33条第4項において準用する・」を抹消すること。
- (4) ⑩欄には、職業紹介事業を行う事業所ごとに取扱職種の範囲等の内容を記載すること。記載し得ない場合は別紙に記載して添付すること。
 - (例) 職業
 - (イ) 事務的職業、法人・団体役員、飲食物調理の職業、林業の職業など
 - (例) 地域
 - (ロ) 国内、大阪府、中部地方など
 - (例) 賃金
 - (ハ) 時給1,500円以上の求人、月給35万円以上の求人など
 - (例) その他
 - (ニ) 紹介予定派遣に関するもの、母子家庭の母等、中高年齢者、障害者、合法的に在留する外国人、本校所定の課程を修了した者など
- (5) 取扱職種の範囲等の変更については「取扱職種等の範囲等」の欄に変更後のものを記載することとし、変更前の取扱職種の範囲等を⑧変更前の欄にも記載すること。

様式第6号（第5面）

5 特別の法人無料職業紹介事業変更届出書の記載方法

特別の法人が無料職業紹介事業に係る変更の届出をする場合又は事業所の新設を届け出て行う場合は、表題中「有料・無料」、「職業紹介事業許可証再交付申請書」、「職業紹介事業変更届出書」、「職業紹介事業変更届出書及び有料・無料職業紹介事業許可証書換申請書」及び「有料・無料・特別の法人無料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書」を抹消し、並びに1から7までの全文を抹消すること。

6 ①欄には、申請書又は届出書を管轄都道府県労働局に提出する年月日を記載すること。

7 ②欄には、申請者又は届出者の氏名（法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名）を記載すること。

8 ③欄には、許可・届出の際に付与された許可・届出番号を記載すること。

9 ④欄には、氏名（個人）又は名称（法人又は団体における名称）を記載すること。

10 ⑤欄には、事業所の所在地（法人にあつては主たる事務所の所在地）を記載すること。

11 ⑪欄には、変更（廃止）事項について、変更（廃止）した年月日を記載すること。

12 なお書きは、代表者又は職業紹介責任者の変更届出以外の場合は抹消すること。

また、代表者又は職業紹介責任者の変更届出においてそれぞれ変更のないものに係る部分について抹消すること。

13 ⑭備考欄には、担当者職、氏名及び連絡先を記載すること。

14 職業紹介を行う事業所の新設又は廃止の場合における職業紹介事業変更届出書における記載方法

新たに職業紹介事業を行う事業所の新設を届け出て行う場合、又は、職業紹介事業を行う事業所を廃止する場合は、⑦欄には事業所の「設置」又は「廃止」を記載することとし、該当する全ての事業所の名称及び所在地を⑥欄に記載すること。所定の欄に記載し得ないときは別紙に記載して添付すること。

⑪欄に事業を開始する（又は廃止した）年月日を記載すること。⑫欄には、職業紹介事業所を設置する場合について、該当する事業所における職業紹介責任者の氏名、住所を記載すること。⑬欄には、事業を廃止した理由を具体的に記載すること。

様式第 6 号の 2

(日本産業規格 A 列 4)

取扱職種範囲等変更命令通知書

(氏 名) 殿

令和 年 月 日付け届出のあった職業安定法第32条の12第1項
(同法第33条第4項及び第33条の3第2項において準用する場合を含む。)の取扱
職種の範囲等について、同法第32条の12第3項(同法第33条第4項及び第33条の
3第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき下記の理由により変更す
ることを命じます。

令和 年 月 日

都道府県労働局長 印

記

許可・届出番号	
氏名又は名称	
事業所名称	
変更内容	
期 限	
変更理由	

なお、この処分に不服のあるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）
の規定により、処分のあったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内（た
だし、処分のあった日の翌日から起算して1年以内）に厚生労働大臣に対し、審
査請求をすることができる。

また、処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定
により、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内（た
だし、処分のあった日の翌日から起算して1年以内）に、国を被告（代表者は法務
大臣）として提起することができる。ただし、審査請求をした場合には、処分の
取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から
6箇月以内（ただし、裁決のあった日の翌日から起算して1年以内）に提起する
ことができる。

① 年 月 日

都道府県労働局長 殿

② 届出者

(ふりがな)

氏 名

- 1 下記のとおり有料職業紹介事業を廃止したので、職業安定法32条の8第1項の規定により届出をします。
- 2 下記のとおり無料職業紹介事業を廃止したので、職業安定法第33条第4項において準用する同法第32条の8第1項の規定により届出をします。
- 3 下記のとおり特別の法人無料職業紹介事業を廃止したので、職業安定法第33条の3第2項において準用する同法第32条の8第1項の規定により届出をします。

様式第7号（裏面）

記載要領

- 1 ①有料職業紹介事業廃止届出書を提出する場合には、表題中「無料職業紹介事業廃止届出書」及び「特別の法人無料職業紹介事業廃止届出書」の文字並びに2及び3を抹消すること。
- ②無料職業紹介事業廃止届出書を提出する場合には、表題中「有料職業紹介事業廃止届出書」及び「特別の法人無料職業紹介事業廃止届出書」の文字並びに1及び3を抹消すること。
- ③特別の法人無料職業紹介事業廃止届出書を提出する場合には、表題中「有料職業紹介事業廃止届出書」及び「無料職業紹介事業廃止届出書」の文字並びに1及び2を抹消すること。

- 2 ①には、届出書を管轄都道府県労働局に提出する年月日を記載すること。

- 3 ②には、届出者の住所（法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地）を記載し、及び氏名（法人又は団体の場合は、その名称及び代表者の氏名）を記載すること。

- 4 ③欄には、許可・届出の際に付与された許可・届出番号を記載すること。

- 5 ④欄には、職業紹介事業を廃止する全ての事業所の名称及び所在地を記載すること。所定の欄に記載し得ないときは別紙にて添付すること。

- 6 ⑤欄には、職業紹介事業を廃止した年月日を記載すること。

- 7 ⑥欄には、事業を廃止した理由を具体的に記載すること。

- 8 ⑦欄には、担当者職・氏名及び連絡先を記載すること。

有 料 職 業 紹 介 事 業 報 告 書

無 料 職 業 紹 介 事 業 報 告 書

1 許可番号

2 事業所の名称及び所在地
(名称)
(所在地)

3 紹介予定派遣 実績の有無

4 活動状況（国内）

項目 取扱 業務等の区分	有 効 求人数	① 求 人 数			② 求 職		③ 就 職			
		常 用 求人数	臨時求 人延数	日雇求 人延数	有効求 職者数	新規求職申 込件数	常 用 就職件数		臨 時 就職延数	日 雇 就職延数
							無期雇用	それ以外		
	人	人	人日	人日	人	件	件	件	人日	人日
	人	人	人日	人日	人	件	件	件	人日	人日
	人	人	人日	人日	人	件	件	件	人日	人日
	人	人	人日	人日	人	件	件	件	人日	人日
	人	人	人日	人日	人	件	件	件	人日	人日
	人	人	人日	人日	人	件	件	件	人日	人日
	人	人	人日	人日	人	件	件	件	人日	人日
	人	人	人日	人日	人	件	件	件	人日	人日
	人	人	人日	人日	人	件	件	件	人日	人日
	人	人	人日	人日	人	件	件	件	人日	人日
計	人	人	人日	人日	人	件	件	件	人日	人日

項目 取扱 業務等の区分	④ 離 職	
	無期雇用 (6ヶ月以内／解雇除く)	
	離 職	不 明
	人	人
	人	人
	人	人
	人	人
	人	人
	人	人
	人	人
	人	人
	人	人
計	人	人

5 活動状況（国外）（相手国別・総計）

項目 取扱 業務等の区分	相手国	⑤ 求 人		⑥ 求 職		⑦ 就 職	
		有 効 求人数	求人数	有効求 職者数	新規求職申 込件数	無期雇用 就職件数	それ以外の 就職件数
		人	人	人	件	件	件
		人	人	人	件	件	件
		人	人	人	件	件	件
		人	人	人	件	件	件
		人	人	人	件	件	件
計		人	人	人	件	件	件

項目 取扱 業務等の区分	相手国	⑧ 離 職	
		無期雇用 (6ヶ月以内／解雇除く)	
		離 職	不 明
		人	人
		人	人
		人	人
		人	人
		人	人
計		人	人

様式第 8 号（第 2 面）

6 収入状況（国内・国外）

取扱 業務等の区分	求人者（上限制）手数料 （職業安定法第32条の3第1項第1号の規定による手数料）			求人受付手数料 （別表）		求人者（届出制）手数料 （職業安定法第32条の3第 1 項第2号の規定による手数料）			求職受付手数料	
	常用	臨時	日雇			常用	臨時	日雇		
	千円	千円	千円	件	千円	千円	千円	千円	件	千円
	千円	千円	千円	件	千円	千円	千円	千円	件	千円
	千円	千円	千円	件	千円	千円	千円	千円	件	千円
	千円	千円	千円	件	千円	千円	千円	千円	件	千円
	千円	千円	千円	件	千円	千円	千円	千円	件	千円
	千円	千円	千円	件	千円	千円	千円	千円	件	千円
	千円	千円	千円	件	千円	千円	千円	千円	件	千円
	千円	千円	千円	件	千円	千円	千円	千円	件	千円
	千円	千円	千円	件	千円	千円	千円	千円	件	千円
	千円	千円	千円	件	千円	千円	千円	千円	件	千円
	千円	千円	千円	件	千円	千円	千円	千円	件	千円
計	千円	千円	千円	件	千円	千円	千円	千円	件	千円

取扱 業務等の区分	求職者手数料 （職業安定法第32条の3第2項の規定による手数料）					
	常用		臨時		日雇	
芸能家	件	千円	件	千円	件	千円
モデル	件	千円	件	千円	件	千円
科学技術者	件	千円	件	千円	件	千円
経営管理者	件	千円	件	千円	件	千円
熟練技能者	件	千円	件	千円	件	千円
計	件	千円	件	千円	件	千円

7 職業紹介の業務に従事する者の数

人

8 返戻金制度

	（有の場合、その概要）
--	-------------

9 従業員教育

日時	従業員数	教育内容

- 1 職業安定法第32条の16第 1 項の規定により上記のとおり報告します。
- 2 職業安定法第33条第 4 項において準用する同法第32条の16第 1 項の規定により上記のとおり報告します。

令和 年 月 日

厚生労働大臣 殿 ⑨ 氏名又は名称

記載要領

- 1 職業紹介を行う事業所ごとに別紙で記載することとし、職業紹介事業者を管轄する都道府県労働局にまとめて提出すること。
- 2 対象期間については、前年の4月1日から3月末日まで（4④欄にあつては前々年の4月1日から前年の3月末日まで）とすること。
- 3 1には、許可番号を記載すること。
- 4 3には、対象期間における紹介予定派遣に係る実績の有無を記載すること。
- 5 活動状況（国内）
 - (1) 4①の「求人数」及び4③欄には、「取扱業務等の区分」ごとに、1箇年における求人及び就職数について、「常用」（4③欄にあつては無期雇用）、「それ以外」）、「臨時」、「日雇」の区分ごとに記載することとし、常用についてはその人（件）数、臨時及び日雇についてはその延数（人日）を記載すること。3において「有」と記載した場合は「取扱業務等の区分」の欄に区分ごとに括弧書きで紹介予定派遣に係る状況を記載すること（以下、(2)から(5)まで及び7において同じ。）。
 - (2) 4①の「有効求人数」、②の「有効求職者数」欄には、それぞれその3月末における有効求人数、有効求職者数を記載すること。
 - (3) 4②の「新規求職申込件数」欄には、「取扱業務等の区分」ごとに対象期間中に新たに求職申込みのあった件数を記載すること。
 - (4) 4④の「離職」欄には、前々年の4月1日から前年の3月末日までの間に就職した者（期間の定めのない労働契約を締結した者に限る。以下「無期雇用就職者」という。）のうち、就職後6ヶ月以内に離職した者の数を、④の「不明」欄には、無期雇用就職者のうち、就職後6ヶ月以内に離職したかどうか明らかなでない者の数を記載すること。
 - (5) 4欄において、「常用」とは、4ヵ月以上の期間を定めて雇用される者又は期間の定めなく雇用される者をいい、「臨時」とは、1ヵ月以上4ヵ月未満の期間を定めて雇用される者をいい、「日雇」とは、1ヵ月未満の期間を定めて雇用される者をいう。なお、雇用の予定期間は、雇用の開始年月日から雇用契約の期間の終了する年月日までの日数とし、雇用の予定期間内に休日があっても雇用が継続する場合は、すべて通算するものとする。ただし、断続的な就労の場合は日雇とすること。
- 6 活動状況（国外）
 - (1) 5⑤の「求人数」及び⑦欄には、「取扱業務等の区分」ごとに、1箇年における求人、期間の定めのない労働契約を締結して就職した人（件）数、それ以外の就職人（件）数を記載すること。
 - (2) 5⑤の「有効求人数」及び⑥の「有効求職者数」欄には、それぞれその3月末における有効求人数、有効求職数を記載すること。⑥の「新規求職申込件数」欄には、「取扱業務等の区分」ごとに対象期間中に新たに求職申込みのあった件数を記載すること。
 - (3) 5⑧の「離職」欄には、無期雇用就職者のうち、就職後6ヶ月以内に離職した者の数を、5⑧の「不明」欄には、無期雇用就職者のうち、就職後6ヶ月以内に離職したかどうか明らかなでない者の数を記載すること。

7 6 の収入状況には、「常用」、「臨時」、「日雇」の区分及び「取扱業務等の区分」ごとに、対象期間内における全ての手数料収入について記載すること。

また、芸能家、モデル、科学技術者、経営管理者及び熟練技能者に係る手数料については、求人者手数料（職業安定法第32条の3第1項第1号及び第2号の規定による手数料）又は求職者手数料（職業安定法第32条の3第2項の規定による手数料）にそれぞれ別に記載すること。

8 ⑨欄には、氏名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名）を記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。

9 その紹介により就職した者のうち第二種特別加入保険料（労働者災害補償保険法施行規則第46条の18第5号の作業に従事する者に対する保険料）に充てるべき手数料を徴収した場合は、手数料管理簿の写しを本報告書に添えて提出すること。

10 7 の「職業紹介の業務に従事する者の数」欄には、当該職業紹介を行う事業所に係る3月末における職業紹介の業務に従事する者の数を記載すること。

11 8 の「返戻金制度」欄には、返戻金制度（その紹介により就職した者が早期に離職したことその他これに準ずる理由があった場合に、当該者を紹介した雇用主から徴収すべき手数料の全部又は一部を返戻する制度その他これに準ずる制度）の有無を記載すること。また、返戻金制度を設けている場合には、その概要を記載すること。

特別の法人 無料職業紹介事業報告書

- 1 届出受理番号
- 特-
- 2 事業所名

- 3 活動状況(国内)
- (1) 構成員のみを求人者とするもの

取扱 業務等の区分	項 目	① 求 人				② 求 職		③ 就 職			
		有 効 求人人数	求 人 数			有効求人 職者数	新規求職 申込件数	常用就職件数		臨 時 就職延数	日 雇 就職延数
			常 用 求人人数	臨時求 人延数	日雇求 人延数			無期雇用	それ以外		
		人	人	人日	人日	人	件	人	人	人日	人日
		人	人	人日	人日	人	件	人	人	人日	人日
		人	人	人日	人日	人	件	人	人	人日	人日
		人	人	人日	人日	人	件	人	人	人日	人日
	計	人	人	人日	人日	人	件	人	人	人日	人日

取扱 業務等の区分	項 目	④ 離 職	
		無期雇用 (6ヶ月以内／解雇除く)	
		離職	不明
		人	件
		人	件
		人	件
		人	件
	計	人	件

- (2) 構成員のみを求職者とするもの

取扱 業務等の区分	項 目	① 求 人				② 求 職		③ 就 職			
		有 効 求人人数	求 人 数			有効求 職者数	新規求職 申込件数	常用就職件数		臨 時 就職延数	日 雇 就職延数
			常 用 求人人数	臨時求 人延数	日雇求 人延数			無期雇用	それ以外		
		人	人	人日	人日	人	件	人	人	人日	人日
		人	人	人日	人日	人	件	人	人	人日	人日
		人	人	人日	人日	人	件	人	人	人日	人日
		人	人	人日	人日	人	件	人	人	人日	人日
	計	人	人	人日	人日	人	件	人	人	人日	人日

取扱 業務等の区分	項 目	④ 離 職	
		無期雇用 (6ヶ月以内／解雇除く)	
		離職	不明
		人	件
		人	件
		人	件
		人	件
	計	人	件

- (3) 求人・求職とも構成員とするもの

取扱 業務等の区分	項 目	① 求 人				② 求 職		③ 就 職			
		有 効 求人人数	求 人 数			有効求 職者数	新規求職 申込件数	常用就職件数		臨 時 就職延数	日 雇 就職延数
			常 用 求人人数	臨時求 人延数	日雇求 人延数			無期雇用	それ以外		
		人	人	人日	人日	人	件	人	人	人日	人日
		人	人	人日	人日	人	件	人	人	人日	人日
		人	人	人日	人日	人	件	人	人	人日	人日
		人	人	人日	人日	人	件	人	人	人日	人日
	計	人	人	人日	人日	人	件	人	人	人日	人日

取扱 業務等の区分	項 目	④ 離 職	
		無期雇用 (6ヶ月以内／解雇除く)	
		離職	不明
		人	件
		人	件
		人	件
		人	件
	計	人	件

- 4 活動状況（国外）（相手国別・総計）

取扱 業務等の区分	項 目	相手国	⑤ 求 人		⑥ 求 職		⑦ 就職 件数
			有 効 求人数	求人数	有効求 職者数	新規求職 申込件数	
			人	人	人	人	件
			人	人	人	人	件
			人	人	人	人	件
			人	人	人	人	件
	計		人	人	人	人	件

- 5 職業紹介の業務に従事する者の数
- 人

6 従業員教育		
日時	従業員数	教育内容
	人	
	人	
	人	

職業安定法第33条の3第2項において準用する同法第32条の16第1項の規定により上記のとおり報告します。

令和 年 月 日
⑧氏名又は名称

厚生労働大臣 殿

記載要領

- 1 無料職業紹介事業を行う事業所ごとに別紙で記載することとし、無料職業紹介事業者を管轄する都道府県労働局にまとめて提出すること。
- 2 対象期間については、前年の4月1日から3月末日まで（3の（1）から（3）までの④欄にあっては前々年の4月1日から前年の3月末日まで）とすること。
- 3 1には、届出受理番号を記載すること。
- 4 活動状況（国内）
 - (1) 3の（1）から（3）までの①の「求人数」及び③欄には、それぞれ「取扱業務等の区分」ごとに1ヶ年における求人及び就職数について、常用（4③欄にあっては「無期雇用」、「それ以外」）、臨時、日雇の区分ごとに記載することとし、常用についてはその人（件）数、臨時及び日雇についてはその延数（人日）を記載すること。
 - (2) 3の（1）から（3）までの①の「有効求人数」、②の「有効求職者数」欄には、それぞれその3月末における有効求人数、有効求職者数を記載すること。
 - (3) 3の（1）から（3）までの②の「新規求職申込件数」欄には、「取扱業務等の区分」ごとに対象期間中に新たに求職申込みのあった件数を記載すること。
 - (4) 3の（1）から（3）までの④の「離職」欄には、前々年の4月1日から前年の3月末日までの間に就職した者（期間の定めのない労働契約を締結した者に限る。以下「無期雇用就職者」という。）のうち、就職後6ヶ月以内に離職した者の数を、④の「不明」欄には、無期雇用就職者のうち、就職後6ヶ月以内に離職したかどうか明らかでない者の数を記載すること。
 - (5) 3の（1）から（3）までの欄において、「常用」とは、4ヶ月以上の期間を定めて雇用される者又は期間の定めなく雇用される者をいい、「臨時」とは、1ヶ月以上4ヶ月未満の期間を定めて雇用される者をいい、「日雇」とは、1ヶ月未満の期間を定めて雇用される者をいう。なお、雇用の予定期間は、雇用の開始年月日から雇用契約の期間の終了する年月日までの日数とし、雇用の予定期間内に休日があっても雇用が継続する場合は、すべて通算するものとする。ただし、断続的な就労の場合は日雇とすること。
- 5 活動状況（国外）
 - (1) 4の⑤の「求人数」及び⑦欄には、「取扱業務等の区分」ごとに、1ヶ年における求人、就職延数を記載すること。
 - (2) 4の⑤の「有効求人数」及び⑥の「有効求職者数」欄には、それぞれその3月末における有効求人数、有効求職者数を記載すること。
 - (3) 4の⑥の「新規求職申込件数」欄には、「取扱業務等の区分」ごとに対象期間中に新たに求職申込みのあった件数を記載すること。
- 6 5の「職業紹介の業務に従事する者の数」欄には、当該職業紹介を行う事業所に係る3月末における職業紹介の業務に従事する者の数を記載すること。
- 7 ⑧欄には、氏名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名）を記載すること。

※ 届出受理番号	
※ 届出受理年月日	年 月 日

特定募集情報等提供事業届出書

厚生労働大臣 殿

①届出者

職業安定法第43条の2第1項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

② 名 ^{（ふりがな）} 称		
③ 所 ^{（ふりがな）} 在 地	〒 ー	
④ 電 話 番 号	()	
⑤ 代 表 者	役 名	
	^{（ふりがな）} 氏 名	
⑥ 事業開始予定年月日	年 月 日	
⑦ 職業紹介事業	許 可 番 号 届出受理番号	
⑧ 労働者派遣事業	許 可 番 号	
⑨ 備 考		

様式第8号の3（裏面）

⑩ 提供する主なサービスの名称	⑪ 職業安定法第4条第6項に掲げる行為のうち該当するもの	⑫ URL
	☐ 第1号 ☐ 第2号 ☐ 第3号 ☐ 第4号	
	☐ 第1号 ☐ 第2号 ☐ 第3号 ☐ 第4号	
	☐ 第1号 ☐ 第2号 ☐ 第3号 ☐ 第4号	
	☐ 第1号 ☐ 第2号 ☐ 第3号 ☐ 第4号	
	☐ 第1号 ☐ 第2号 ☐ 第3号 ☐ 第4号	

記載要領

- 1 ※欄には記載しないこと。
- 2 ①欄には、届出者の氏名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名）を記載すること。
- 3 ③欄には、事業者の所在地を記載すること。
- 4 届出者が職業紹介事業者である場合には、⑦欄に当該職業紹介事業の許可番号又は届出受理番号を記載すること。
- 5 届出者が派遣元事業主である場合には、⑧欄に当該労働者派遣事業の許可番号を記載すること。
- 6 ⑨備考欄には、担当者の職名、氏名及び電話番号を記載すること。
- 7 ⑩欄～⑫欄について、所定の欄に記載し得ないときは別紙に記載して添付すること。
- 8 ⑩欄には、提供する主なサービスにおいて用いている名称を記載すること。所定の欄に記載し得ないときには別紙に記載して添付すること。
- 9 ⑪欄には、職業安定法第4条第6項各号に掲げる行為のうち、⑩欄に記載したサービスが該当するものを記載すること。複数該当するものがある場合は、全て記載すること。
- 10 ⑫欄には、⑩欄で記載したサービスがインターネットを通じて提供される場合、その代表的なURLを記載すること。
- 11 ②欄、③欄及び⑩欄～⑫欄については、人材サービス総合サイトにおいて公表されることに留意すること。

特定募集情報等提供事業変更届出書

① 年 月 日

厚生労働大臣 殿

② 届出者

職業安定法第43条の2第2項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。

記

③ 届出受理番号		
④ 名 （ふりがな） 称		
⑤ 所 （ふりがな） 在 地	〒 ー 電話 ()	
⑥ 代 表 者	役 名	
	（ふりがな） 氏 名	
⑦ 職業紹介事業	許 可 番 号 届出受理番号	
⑧ 労働者派遣事業	許 可 番 号	
⑨ 変 更 年 月 日	年 月 日	
⑩ 変 更 理 由		
⑪ 備 考		

様式第8号の4（裏面）

記載要領

- 1 ①欄には、届出書を提出する年月日を記載すること。
- 2 ②欄には、届出者の氏名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名）を記載すること。
- 3 ③欄には、届出の際に付与された届出受理番号を記載すること。
- 4 ⑤欄には、事業者の所在地を記載すること。
- 5 届出者が職業紹介事業者である場合には、⑦欄に当該職業紹介事業の許可番号又は届出受理番号を記載すること。
- 6 届出者が派遣元事業主である場合には、⑧欄に当該労働者派遣事業の許可番号を記載すること。
- 7 ⑨欄には、変更事項について、変更した年月日を記載すること。
- 8 ⑩欄には、変更した理由を具体的に記載すること。
- 9 ⑪備考欄には、担当者の職名、氏名及び電話番号を記載すること。

特定募集情報等提供事業廃止届出書

① 年 月 日

厚生労働大臣 殿

② 届出者

特定募集情報等提供事業を廃止したので、職業安定法第43条の2第3項の規定により
下記のとおり届け出ます。

記

③ 届出受理番号		
④ 名 称 （ふりがな）		
⑤ 所 在 地 （ふりがな）	〒 ー 電話 （ ）	
⑥ 代 表 者	役 名	
	（ふりがな） 氏 名	
⑦ 廃止年月日	年 月 日	
⑧ 廃止理由		
⑨ 備 考		

様式第8号の5（裏面）

記載要領

- 1 ①欄には、届出書を提出する年月日を記載すること。
- 2 ②欄には、届出者の氏名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名）を記載すること。
- 3 ③欄には、届出の際に付与された届出受理番号を記載すること。
- 4 ⑤欄には、事業者の所在地を記載すること。
- 5 ⑦欄には、特定募集情報等提供事業を廃止した年月日を記載すること。
- 6 ⑧欄には、事業を廃止した理由を具体的に記載すること。
- 7 ⑨備考欄には、担当者の職名、氏名及び電話番号を記載すること。

特定募集情報等提供事業概況報告書

① 年 月 日

厚生労働大臣 殿

② 提出者

職業安定法第43条の5の規定により、下記のとおり事業概況報告書を提出します。

③ 届出受理番号		
④ 名 （ふりがな） 称		
⑤ 所 （ふりがな） 在 地	〒 ー 電話 （ ）	
⑥ 代 表 者	役 名	
	（ふりがな） 氏 名	

I. 公表項目

⑦ 提供する主な サービスの名称	⑧ 職業安定法第4条 第6項に掲げる行為の うち該当するもの	⑨ URL
	☐ 第1号 ☐ 第2号 ☐ 第3号 ☐ 第4号	
	☐ 第1号 ☐ 第2号 ☐ 第3号 ☐ 第4号	
	☐ 第1号 ☐ 第2号 ☐ 第3号 ☐ 第4号	
	☐ 第1号 ☐ 第2号 ☐ 第3号 ☐ 第4号	
	☐ 第1号 ☐ 第2号 ☐ 第3号 ☐ 第4号	

Ⅱ 6月1日現在の状況報告

1 労働者の募集に関する情報を提供している場合

⑦ 提供する主なサービスの名称	⑩ 労働者の募集に関する情報の概数	⑪ 情報を収集している労働者になろうとする者に関する情報の概数

⑫ 概数に係る説明

2 労働者になろうとする者に関する情報を提供している場合

⑦ 提供する主なサービスの名称	⑬ 労働者になろうとする者に関する情報の概数	⑭ 労働者になろうとする者に関する情報の提供先の概数

⑮ 概数に係る説明

様式第8号の6（第3面）

3 提供するサービスの概要

⑦ 提供する主な サービスの名称	⑬ サービスの概要

4 適切な事業運営に関する事項

- ⑰ 法第5条の4第1項及び第3項の規定に基づく労働者の募集に関する情報又は労働者になろうとする者に関する情報の的確な表示のために措置に関する事項
＜法第5条の4第1項（虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示の禁止）について＞

様式第8号の6（第4面）

＜法第5条の4第3項（正確かつ最新の内容に保つために講ずる措置）について＞

- ⑮ 法第5条の5第1項の規定に基づき求職者等に明らかにしている業務の目的及び同条第2項の規定に基づき個人情報に適正に管理するために講じている措置
＜法第5条の5第1項の規定に基づき求職者等に明らかにしている業務の目的＞

＜法第5条の5第2項の規定に基づき個人情報に適正に管理するために講じている措置＞

- ⑯ 法第43条の7第2項の規定に基づき、苦情の処理のために整備している体制に関する事項

様式第8号の6（第5面）

記載要領

- 1 ①欄には、事業概況報告書を提出する年月日を記載すること。
- 2 ②欄には、提出者の氏名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名）を記載すること。
- 3 ③欄には、届出の際に付与された届出受理番号を記載すること。
- 4 ⑤欄には、事業者の所在地を記載すること。
- 5 「Ⅰ.公表項目」に記載の事項は、人材サービス総合サイトにおいて公開されるものであるため留意すること。
- 6 ⑦欄には、提供する主なサービスにおいて用いている名称を記載すること。所定の欄に記載し得ないときには別紙を記載して添付すること。
- 7 ⑧欄には、職業安定法第4条第6項各号に掲げる行為のうち、⑦欄に記載したサービスが該当するものを記載すること。複数該当するものがある場合は、全て記載すること。
- 8 ⑨欄には、⑦欄で記載したサービスがインターネットを通じて提供される場合、その代表的なURLを記載すること。
- 9 ⑩欄、⑪欄、⑬欄及び⑭欄には、単位を付して記載をすること。
- 10 ⑩欄の労働者の募集に関する情報並びに⑪欄及び⑬欄の労働者になろうとする者に関する情報の概数並びに⑭欄の労働者になろうとする者に関する情報の提供先の概数について、集計上の留意事項がある場合には⑫欄及び⑮欄に記載すること。所定の欄に記載し得ないときは別紙に記載して添付すること。
- 11 ⑯欄には、提供している情報の内容、事業において料金を支払っている者、料金に関する事項その他サービスの概要について記載すること。所定の欄に記載し得ないときは別紙に記載して添付すること。
- 12 ⑰欄には、実際に求職者等に明示している目的を転記すること。所定の欄に記載し得ないときは別紙に記載して添付すること。

第13 様式集

様式第9号（表面）

（日本産業規格B列8）

第	号		
職業紹介事業等立入検査証			
写 真		官 職 氏 名	年 月 日生
		上記の者は、職業安定法第50条第2項の規定により立入検査をする職員であることを証明する。	
		年 月 日	
		厚生労働大臣又は都道府県労働局長 印	

様式第9号（裏面）

（日本産業規格B列8）

職業安定法（抄）
第50条 行政庁は、この法律を施行するために必要な限度において、厚生労働省令で定めるところにより、職業紹介事業を行う者（第29条第1項の規定により無料の職業紹介事業を行う場合における特定地方公共団体を除く。）、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者（募集情報等提供事業を行う場合における地方公共団体を除く。）、労働者供給事業を行う者又は労働者供給を受けようとする者に対し、必要な事項を報告させることができる。 ② 行政庁は、この法律を施行するために必要な限度において、所属の職員に、職業紹介事業を行う者（第29条第1項の規定により無料の職業紹介事業を行う場合における特定地方公共団体を除く。）、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者（募集情報等提供事業を行う場合における地方公共団体を除く。）、労働者供給事業を行う者又は労働者供給を受けようとする者の事業所その他の施設に立ち入り、関係者に質問させ、又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。 ③ 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。 ④ 第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 第60条 この法律の規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令の定めるところによつて、職業安定主管局長又は都道府県労働局長に委任することができる。 第66条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、これを30万円以下の罰金に処する。 十 第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。 第67条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第63条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。 職業安定法施行規則（抄） 第37条 法に定める厚生労働大臣の権限のうち、次の各号に掲げる権限は、当該各号に定める都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。 十 法第50条第1項の規定による報告徴収及び同条第2項の規定による立入検査に関する権限 管轄都道府県労働局長

第 1 4 通達様式集

取次機関に関する申告書

年 月 日

厚生労働大臣 殿

(ふりがな)

住 所

②申請者

(ふりがな)

氏 名

下記の事務所に係る取次機関については、以下の要件を満たしていることを申告します。

1. 当該国において事業を合法的に実施することが認められていること。
2. 職業紹介に関し、保証金の徴収その他名目のいかんを問わず、求職者の金銭その他の財産を管理し、求職者との間で職業紹介に係る契約の不履行について違約金を定める契約その他不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結し、又は求職者に対して渡航費用その他の金銭を貸し付けていないこと。

記

事業所の名称	
所在地	
取次機関の名称	
住 所	
事業内容	

年 月 日

有料職業紹介事業許可条件通知書

殿

厚生労働大臣

年 月 日付け許可番号 の許可は下記の理由により次の許可条件を付して行う。
 なお、この処分に不服のあるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、処分のあったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内（ただし、処分のあった日の翌日から起算して1年以内）に厚生労働大臣に対し、審査請求をすることができる。

また、処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内（ただし、処分のあった日の翌日から起算して1年以内）に、国を被告（代表者は法務大臣）として提起することができる。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から6箇月以内（ただし、裁決のあった日の翌日から起算して1年以内）に提起することができる。

(許可条件)

- 1 労働基準法（昭和22年法律第49号）第56条の規定により使用を禁止されている児童の紹介を行わないこと。
- 2 貸金業又は質屋業と兼業する場合（法人の代表者又は役員が、他の法人等で兼業する場合も含む。）は、当該兼業する事業における債務者について紹介を行わず、また、債務者を求職者とししないこと。
- 3 変更の届出により有料職業紹介事業を行う事業所を新設する場合は、当該事業所においても、許可基準の所定の要件を満たすこと。なお、許可基準の1の要件を満たしつつ有料職業紹介事業を行うことのできる事業所数は、年 月 日時点で 事業所までであること。
- 4 合理的な理由なく特定の求人者に限って職業紹介を行うものでないこと。
- 5 職業紹介事業所間における業務提携を行う場合は、次の事項を遵守すること。
 - (1) 業務提携による職業紹介を実施し得る職業紹介事業者は、職業安定法（昭和22年法律第141号。以下「法」という。）の規定により適法に許可を受け、又は届出をした職業紹介事業者に限られるものであること。
 - (2) 求職者に対する労働条件等の明示に係る職業紹介事業者の義務（法第5条の3第1項）は、求職の申込みを求職者から直接受理した職業紹介事業者が履行すること。ただし、当該職業紹介事業者が事業を廃止したこと等により、労働条件等の明示義務を履行できない場合には、業務提携を行う他の職業紹介事業者が履行すること。また、求人求職管理簿（職業紹介の取扱状況に関する事項及び離職の状況に関する事項に限る。）の備付に関する義務（法第32条の15）並びに職業紹介事業報告及び職業紹介の実績等に係る人材サービス総合サイトを利用した情報提供の義務（法第32条の16）は、業務提携を行う職業紹介事業者の間で取り決めた一者が履行すること。
 - (3) 業務提携に際して求人又は求職を他の職業紹介事業者に提供しようとする場合には、あらかじめ求人者又は求職者に、業務提携の内容として提供先の職業紹介事業者に関する次の事項を明示し、求人者又は求職者が求人又は求職の提供に同意する職業紹介事業者に限って行うこととし、求人者又は求職者が求人又は求職の提供に同意しない場合には業務提携の対象としないこと。この場合において、求人者又は求職者が提携先ごとに同意又は不同意の意思を示すことができるような方法であれば、一度に複数の提携先について、同意又は不同意の意思を確認することとしても差し支えない。ただし、当面、一度に意思を確認する提携先は10以内とすること。
 - a 事業所の名称及び所在地、許可番号
 - b 法第32条の13及び職業安定法施行規則（昭和22年労働省令第12号。以下「則」という。）第24条の5に規定する次の明示事項
 - ・ 取り扱う職種の範囲その他業務の範囲
 - ・ 手数料に関する事項
 - ・ 苦情の処理に関する事項
 - ・ 個人情報の取扱いに関する事項
 - ・ 返戻金制度に関する事項
 - c 法第32条の16及び則第24条の8第3項に規定する次の事項
 - ・ 就職者数（総数及び無期雇用の就職者数）
 - ・ 無期雇用の就職者のうち就職後6箇月以内に離職した者の数
 - ・ 無期雇用の就職者のうち就職後6箇月以内に離職した者に該当するかどうか明らかでない者の数
 - d 必要に応じて職業紹介事業の実施地域、就職件数の多い職種、年齢、賃金及び雇用形態等
 - (4) 職業紹介事業者が業務提携について明示し、その上で求人者又は求職者が求人又は求職の提携先への提供に同意した場合には、当該提携先は、法の規定により当該求人又は求職を受理しないことが認められる場合を除き、当該求人又は求職を受理するものとする。
 - (5) 提携先への提供に同意する求人又は求職とそれ以外の求人又は求職を分離して管理するとともに、個人情報の適正な管理（正確かつ最新のものに保つための措置、紛失、破壊、改ざんを防止するための措置等）について、より一層、的確に対応すること。
 - (6) 求職者に対してその能力に適合する職業を紹介し、求人者に対してはその雇用条件に適合する求職者を紹

介するように努めること。

(7) 手数料はあつせんを行う職業紹介事業者による手数料の定め範囲内で当該職業紹介事業者が徴収するものとする。

6 国外にわたる職業紹介を行う場合は、次の事項を遵守すること。

(1) 国外にわたる職業紹介を行うに当たっては、法第32条の12第1項の規定により取扱職種の派範囲等として届け出た国以外を相手先国として職業紹介を行わないこと。

(2) 国外にわたる職業紹介を行うに当たっては、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）その他の出入国関係法令及び相手先国の法令を遵守して職業紹介を行うこと。

(3) 国外にわたる職業紹介を行うに当たっては、求職者に渡航費用その他の金銭を貸し付け、又は求人者がそれらの金銭を貸し付けた求職者に対して職業紹介を行わないこと。

(4) 国外にわたる職業紹介を行うに当たり、取次機関を利用するときは、次に該当する取次機関を利用しないこと。

a 相手先国において活動を認められていないもの。

b 職業紹介に関し、保証金の徴収その他名目のいかんを問わず、求職者の金銭その他の財産を管理し、求職者との間で職業紹介に係る契約の不履行について違約金を定める契約その他不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結し、又は求職者に対して渡航費用その他の金銭を貸し付けるもの。

(5) 職業紹介に関し、求職者が他者に保証金の徴収その他名目のいかんを問わず、金銭その他の財産を管理され、又は他者が求職者との間で職業紹介に係る契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結していることを認識して、当該求職者に対して職業紹介を行わないこと。

7 法第33条の6の規定による勧告を遵守すること。

(理 由)

1 上記1の理由

ILO第181号条約第9条の趣旨による。

2 上記2の理由

貸金業又は質屋業を行う者が該当営業における債務者を紹介することにより、強制労働や中間搾取等の求職者保護にかけの事態が発生することを防止する必要があるため。

3 上記3の理由

許可後に届出により新設される有料職業紹介事業を行う事業所においても、有料職業紹介事業許可基準において定められた要件を満たすことにより、適正な事業運営を確保する必要があるため。

4 上記4の理由

合理的な理由なく求人者を特定することにより求人者の利益に偏った職業紹介が行われる可能性があり、違法・不当な職業紹介になることを防止する必要があるため。

5 上記5の理由

業務提携を行うことにより、求人者及び求職者の保護に欠ける事態が発生することを防止する必要があるため。

6 上記6の理由

国外にわたる職業紹介については、求職者が国外の仲介事業者又は求人者等から借り入れや保証金・違約金等を徴収する契約を締結して入国すること等により国外の仲介事業者又は求人者等に対して弱い立場に置かれ、自由な職業選択が妨げられる可能性があるため。

7 上記7の理由

労働力の需要供給を調整するため特に必要がある場合に行われるものであり、職業紹介事業者として遵守すべきものであるため。

年 月 日

有料職業紹介事業許可条件通知書

殿

厚生労働大臣

年 月 日付け許可番号 の許可は下記の理由により次の許可条件を付して行う。
 なお、この処分に不服のあるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、処分のあったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内（ただし、処分のあった日の翌日から起算して1年以内）に厚生労働大臣に対し、審査請求をすることができる。

また、処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内（ただし、処分のあった日の翌日から起算して1年以内）に、国を被告（代表者は法務大臣）として提起することができる。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から6箇月以内（ただし、裁決のあった日の翌日から起算して1年以内）に提起することができる。

(許可条件)

- 1 労働基準法（昭和22年法律第49号）第56条の規定により使用を禁止されている児童の紹介を行わないこと。
- 2 貸金業又は質屋業と兼業する場合（法人の代表者又は役員が、他の法人等で兼業する場合も含む。）は、当該兼業する事業における債務者について紹介を行わず、また、債務者を求職者とししないこと。
- 3 変更の届出により有料職業紹介事業を行う事業所を新設する場合は、当該事業所においても、許可基準の所定の要件を満たすこと。なお、許可基準の1の要件を満たしつつ有料職業紹介事業を行うことのできる事業所数は、年 月 日時点で 事業所までであること。
- 4 合理的な理由なく特定の求人者に限って職業紹介を行うものでないこと。
- 5 職業紹介事業所間における業務提携を行う場合は、次の事項を遵守すること。
 - (1) 業務提携による職業紹介を実施し得る職業紹介事業者は、職業安定法（昭和22年法律第141号。以下「法」という。）の規定により適法に許可を受け、又は届出をした職業紹介事業者に限られるものであること。
 - (2) 求職者に対する労働条件等の明示に係る職業紹介事業者の義務（法第5条の3第1項）は、求職の申込みを求職者から直接受理した職業紹介事業者が履行すること。ただし、当該職業紹介事業者が事業を廃止したこと等により、労働条件等の明示義務を履行できない場合には、業務提携を行う他の職業紹介事業者が履行すること。また、求人求職管理簿（職業紹介の取扱状況に関する事項及び離職の状況に関する事項に限る。）の備付に関する義務（法第32条の15）並びに職業紹介事業報告及び職業紹介の実績等に係る人材サービス総合サイトを利用した情報提供の義務（法第32条の16）は、業務提携を行う職業紹介事業者の間で取り決めた一者が履行すること。
 - (3) 業務提携に際して求人又は求職を他の職業紹介事業者に提供しようとする場合には、あらかじめ求人者又は求職者に、業務提携の内容として提供先の職業紹介事業者に関する次の事項を明示し、求人者又は求職者が求人又は求職の提供に同意する職業紹介事業者に限って行うこととし、求人者又は求職者が求人又は求職の提供に同意しない場合には業務提携の対象としないこと。この場合において、求人者又は求職者が提携先ごとに同意又は不同意の意思を示すことができるような方法であれば、一度に複数の提携先について、同意又は不同意の意思を確認することとしても差し支えない。ただし、当面、一度に意思を確認する提携先は10以内とすること。
 - a 事業所の名称及び所在地、許可番号
 - b 法第32条の13及び職業安定法施行規則（昭和22年労働省令第12号。以下「則」という。）第24条の5に規定する次の明示事項
 - ・ 取り扱う職種の範囲その他業務の範囲
 - ・ 手数料に関する事項
 - ・ 苦情の処理に関する事項
 - ・ 個人情報の取扱いに関する事項
 - ・ 返戻金制度に関する事項
 - c 法第32条の16及び則第24条の8第3項に規定する次の事項
 - ・ 就職者数（総数及び無期雇用の就職者数）
 - ・ 無期雇用の就職者のうち就職後6箇月以内に離職した者の数
 - ・ 無期雇用の就職者のうち就職後6箇月以内に離職した者に該当するかどうか明らかでない者の数
 - d 必要に応じて職業紹介事業の実施地域、就職件数の多い職種、年齢、賃金及び雇用形態等
 - (4) 職業紹介事業者が業務提携について明示し、その上で求人者又は求職者が求人又は求職の提携先への提供に同意した場合には、当該提携先は、法の規定により当該求人又は求職を受理しないことが認められる場合を除き、当該求人又は求職を受理するものとする。
 - (5) 提携先への提供に同意する求人又は求職とそれ以外の求人又は求職を分離して管理するとともに、個人情報の適正な管理（正確かつ最新のものに保つための措置、紛失、破壊、改ざんを防止するための措置等）について、より一層、的確に対応すること。
 - (6) 求職者に対してその能力に適合する職業を紹介し、求人者に対してはその雇用条件に適合する求職者を紹

介するように努めること。

(7) 手数料はあつせんを行う職業紹介事業者による手数料の定め範囲内で当該職業紹介事業者が徴収するものとする。

6 国外にわたる職業紹介を行う場合は、次の事項を遵守すること。

(1) 国外にわたる職業紹介を行うに当たっては、法第32条の12第1項の規定により取扱職種の派範囲等として届け出た国以外を相手先国として職業紹介を行わないこと。

(2) 国外にわたる職業紹介を行うに当たっては、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）その他の出入国関係法令及び相手先国の法令を遵守して職業紹介を行うこと。

(3) 国外にわたる職業紹介を行うに当たっては、求職者に渡航費用その他の金銭を貸し付け、又は求人者がそれらの金銭を貸し付けた求職者に対して職業紹介を行わないこと。

(4) 国外にわたる職業紹介を行うに当たり、取次機関を利用するときは、次に該当する取次機関を利用しないこと。

a 相手先国において活動を認められていないもの。

b 職業紹介に関し、保証金の徴収その他名目のいかんを問わず、求職者の金銭その他の財産を管理し、求職者との間で職業紹介に係る契約の不履行について違約金を定める契約その他不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結し、又は求職者に対して渡航費用その他の金銭を貸し付けるもの。

(5) 職業紹介に関し、求職者が他者に保証金の徴収その他名目のいかんを問わず、金銭その他の財産を管理され、又は他者が求職者との間で職業紹介に係る契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結していることを認識して、当該求職者に対して職業紹介を行わないこと。

7 法第33条の6の規定による勧告を遵守すること。

8 転職及び求職の勧奨については、次の事項を遵守すること。

(1) その紹介により就職した者（期間の定めのない労働契約を締結した者に限る。）に対し、当該就職した日から2年間、転職の勧奨を行ってはならないこと。

(2) 求職の申込みの勧奨については、お祝い金その他これに類する名目で社会通念上相当と認められる程度を超えて求職者に金銭等を提供することによって行ってはならないこと。

（理由）

1 上記1の理由

ILO第181号条約第9条の趣旨による。

2 上記2の理由

貸金業又は質屋業を行う者が該当営業における債務者を紹介することにより、強制労働や中間搾取等の求職者保護にかける事態が発生することを防止する必要があるため。

3 上記3の理由

許可後に届出により新設される有料職業紹介事業を行う事業所においても、有料職業紹介事業許可基準において定められた要件を満たすことにより、適正な事業運営を確保する必要があるため。

4 上記4の理由

合理的な理由なく求人者を特定することにより求人者の利益に偏った職業紹介が行われる可能性があり、違法・不当な職業紹介になることを防止する必要があるため。

5 上記5の理由

業務提携を行うことにより、求人者及び求職者の保護に欠ける事態が発生することを防止する必要があるため。

6 上記6の理由

国外にわたる職業紹介については、求職者が国外の仲介事業者又は求人者等から借り入れや保証金・違約金等を徴収する契約を締結して入国すること等により国外の仲介事業者又は求人者等に対して弱い立場に置かれ、自由な職業選択が妨げられる可能性があるため。

7 上記7の理由

労働力の需要供給を調整するため特に必要がある場合に行われるものであり、職業紹介事業者として遵守すべきものであるため。

8 上記8の理由

早期の転職勧奨やお祝い金等による求職の申込みの勧奨は、労働者の行動選択に影響を与え、これにより適正な労働力需給調整機能の発揮に支障が生じるため。

年 月 日

無料職業紹介事業許可条件通知書

殿

厚生労働大臣

年 月 日付け許可番号 の許可は下記の理由により次の許可条件を付して行う。

なお、この処分に不服のあるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、処分のあったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内（ただし、処分のあった日の翌日から起算して1年以内）に厚生労働大臣に対し、審査請求をすることができる。

また、処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内（ただし、処分のあった日の翌日から起算して1年以内）に、国を被告（代表者は法務大臣）として提起することができる。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から6箇月以内（ただし、裁決のあった日の翌日から起算して1年以内）に提起することができる。

(許可条件)

- 1 労働基準法（昭和22年法律第49号）第56条の規定により使用を禁止されている児童の紹介を行わないこと。
- 2 貸金業又は質屋業と兼業する場合（法人の代表者又は役員が、他の法人等で兼業する場合も含む。）は、当該兼業する事業における債務者について紹介を行わず、また、債務者を求職者とししないこと。
- 3 変更の届出により無料職業紹介事業を行う事業所を新設する場合は、当該事業所においても、許可基準の所定の要件を満たすこと。なお、許可基準の1の要件を満たしつつ無料職業紹介事業を行うことのできる事業所数は、年 月 日時点で 事業所までであること。
- 4 合理的な理由なく特定の求人者に限って職業紹介を行うものでないこと。
- 5 職業紹介事業所間における業務提携を行う場合は、次の事項を遵守すること。
 - (1) 業務提携による職業紹介を実施し得る職業紹介事業者は、職業安定法（昭和22年法律第141号。以下「法」という。）の規定により適法に許可を受け、又は届出をした職業紹介事業者に限られるものであること。
 - (2) 求職者に対する労働条件等の明示に係る職業紹介事業者の義務（法第5条の3第1項）は、求職の申込みを求職者から直接受理した職業紹介事業者が履行すること。ただし、当該職業紹介事業者が事業を廃止したこと等により、労働条件等の明示義務を履行できない場合には、業務提携を行う他の職業紹介事業者が履行すること。また、求人求職管理簿（職業紹介の取扱状況に関する事項及び離職の状況に関する事項に限る。）の備付に関する義務（法第32条の15）並びに職業紹介事業報告及び職業紹介の実績等に係る人材サービス総合サイトを利用した情報提供の義務（法第32条の16）は、業務提携を行う職業紹介事業者の間で取り決めた一者が履行すること。
 - (3) 業務提携に際して求人又は求職を他の職業紹介事業者に提供しようとする場合には、あらかじめ求人者又は求職者に、業務提携の内容として提供先の職業紹介事業者に関する次の事項を明示し、求人者又は求職者が求人又は求職の提供に同意する職業紹介事業者に限って行うこととし、求人者又は求職者が求人又は求職の提供に同意しない場合には業務提携の対象としないこと。この場合において、求人者又は求職者が提携先ごとに同意又は不同意の意思を示すことができるような方法であれば、一度に複数の提携先について、同意又は不同意の意思を確認することとしても差し支えない。ただし、当面、一度に意思を確認する提携先は10以内とすること。
 - a 事業所の名称及び所在地、許可番号
 - b 法第32条の13及び職業安定法施行規則（昭和22年労働省令第12号。以下「則」という。）第25条において準用する則第24条の5に規定する次の明示事項
 - ・ 取り扱う職種の範囲その他業務の範囲
 - ・ 苦情の処理に関する事項
 - ・ 個人情報の取扱いに関する事項
 - ・ 返戻金制度に関する事項
 - c 法第32条の16及び則第24条の8第3項に規定する次の事項
 - ・ 就職者数（総数及び無期雇用の就職者数）
 - ・ 無期雇用の就職者のうち就職後6箇月以内に離職した者の数
 - ・ 無期雇用の就職者のうち就職後6箇月以内に離職した者に該当するかどうか明らかでない者の数
 - d 必要に応じて職業紹介事業の実施地域、就職件数の多い職種、年齢、賃金及び雇用形態等
 - (4) 職業紹介事業者が業務提携について明示し、その上で求人者又は求職者が求人又は求職の提携先への提供に同意した場合には、当該提携先は、法の規定により当該求人又は求職を受理しないことが認められる場合を除き、当該求人又は求職を受理するものとする。
 - (5) 提携先への提供に同意する求人又は求職とそれ以外の求人又は求職を分離して管理するとともに、個人情報

第14 通達様式集

報の適正な管理（正確かつ最新のものに保つための措置、紛失、破壊、改ざんを防止するための措置等）について、より一層、的確に対応すること。

(6) 求職者に対してその能力に適合する職業を紹介し、求人者に対してはその雇用条件に適合する求職者を紹介するように努めること。

6 国外にわたる職業紹介を行う場合は、次の事項を遵守すること。

(1) 国外にわたる職業紹介を行うに当たっては、法第32条の12第1項の規定により取扱職種の種類等として届け出た国以外を相手先国として職業紹介を行わないこと。

(2) 国外にわたる職業紹介を行うに当たっては、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）その他の出入国関係法令及び相手先国の法令を遵守して職業紹介を行うこと。

(3) 国外にわたる職業紹介を行うに当たっては、求職者に渡航費用その他の金銭を貸し付け、又は求人者がそれらの金銭を貸し付けた求職者に対して職業紹介を行わないこと。

(4) 国外にわたる職業紹介を行うに当たり、取次機関を利用するときは、次に該当する取次機関を利用しないこと。

a 相手先国において活動を認められていないもの。

b 職業紹介に関し、保証金の徴収その他名目のいかんを問わず、求職者の金銭その他の財産を管理し、求職者との間で職業紹介に係る契約の不履行について違約金を定める契約その他不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結し、又は求職者に対して渡航費用その他の金銭を貸し付けるもの。

(5) 職業紹介に関し、求職者が他者に保証金の徴収その他名目のいかんを問わず、金銭その他の財産を管理され、又は他者が求職者との間で職業紹介に係る契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結していることを認識して、当該求職者に対して職業紹介を行わないこと。

7 法第33条の6の規定による勧告を遵守すること。

(理 由)

1 上記1の理由

ILO第181号条約第9条の趣旨による。

2 上記2の理由

貸金業又は質屋業を行う者が該当営業における債務者を紹介することにより、強制労働や中間搾取等の求職者保護にかける事態が発生することを防止する必要があるため。

3 上記3の理由

許可後に届出により新設される無料職業紹介事業を行う事業所においても、無料職業紹介事業許可基準において定められた要件を満たすことにより、適正な事業運営を確保する必要があるため。

4 上記4の理由

合理的な理由なく求人者を特定することにより求人者の利益に偏った職業紹介が行われる可能性があり、違法・不当な職業紹介になることを防止する必要があるため。

5 上記5の理由

業務提携を行うことにより、求人者及び求職者の保護に欠ける事態が発生することを防止する必要があるため。

6 上記6の理由

国外にわたる職業紹介については、求職者が国外の仲介事業者又は求人者等から借り入れや保証金・違約金等を徴収する契約を締結して入国すること等により国外の仲介事業者又は求人者等に対して弱い立場に置かれ、自由な職業選択が妨げられる可能性があるため。

7 上記7の理由

労働力の需要供給を調整するため特に必要がある場合に行われるものであり、職業紹介事業者として遵守すべきものであるため。

年 月 日

無料職業紹介事業許可条件通知書

殿

厚生労働大臣

年 月 日付け許可番号 の許可は下記の理由により次の許可条件を付して行う。

なお、この処分に不服のあるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、処分のあったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内（ただし、処分のあった日の翌日から起算して1年以内）に厚生労働大臣に対し、審査請求をすることができる。

また、処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内（ただし、処分のあった日の翌日から起算して1年以内）に、国を被告（代表者は法務大臣）として提起することができる。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から6箇月以内（ただし、裁決のあった日の翌日から起算して1年以内）に提起することができる。

(許可条件)

- 1 労働基準法（昭和22年法律第49号）第56条の規定により使用を禁止されている児童の紹介を行わないこと。
- 2 貸金業又は質屋業と兼業する場合（法人の代表者又は役員が、他の法人等で兼業する場合も含む。）は、当該兼業する事業における債務者について紹介を行わず、また、債務者を求職者とししないこと。
- 3 変更の届出により無料職業紹介事業を行う事業所を新設する場合は、当該事業所においても、許可基準の所定の要件を満たすこと。なお、許可基準の1の要件を満たしつつ無料職業紹介事業を行うことのできる事業所数は、年 月 日時点で 事業所までであること。
- 4 合理的な理由なく特定の求人者に限って職業紹介を行うものでないこと。
- 5 職業紹介事業所間における業務提携を行う場合は、次の事項を遵守すること。
 - (1) 業務提携による職業紹介を実施し得る職業紹介事業者は、職業安定法(昭和22年法律第141号。以下「法」という。)の規定により適法に許可を受け、又は届出をした職業紹介事業者に限られるものであること。
 - (2) 求職者に対する労働条件等の明示に係る職業紹介事業者の義務（法第5条の3第1項）は、求職の申込みを求職者から直接受理した職業紹介事業者が履行すること。ただし、当該職業紹介事業者が事業を廃止したこと等により、労働条件等の明示義務を履行できない場合には、業務提携を行う他の職業紹介事業者が履行すること。また、求人求職管理簿（職業紹介の取扱状況に関する事項及び離職の状況に関する事項に限る。）の備付に関する義務（法第32条の15）並びに職業紹介事業報告及び職業紹介の実績等に係る人材サービス総合サイトを利用した情報提供の義務（法第32条の16）は、業務提携を行う職業紹介事業者の間で取り決めた一者が履行すること。
 - (3) 業務提携に際して求人又は求職を他の職業紹介事業者に提供しようとする場合には、あらかじめ求人者又は求職者に、業務提携の内容として提供先の職業紹介事業者に関する次の事項を明示し、求人者又は求職者が求人又は求職の提供に同意する職業紹介事業者に限って行うこととし、求人者又は求職者が求人又は求職の提供に同意しない場合には業務提携の対象としないこと。この場合において、求人者又は求職者が提携先ごとに同意又は不同意の意思を示すことができるような方法であれば、一度に複数の提携先について、同意又は不同意の意思を確認することとしても差し支えない。ただし、当面、一度に意思を確認する提携先は10以内とすること。
 - a 事業所の名称及び所在地、許可番号
 - b 法第32条の13及び職業安定法施行規則（昭和22年労働省令第12号。以下「則」という。）第25条において準用する則第24条の5に規定する次の明示事項
 - ・ 取り扱う職種の範囲その他業務の範囲
 - ・ 苦情の処理に関する事項
 - ・ 個人情報の取扱いに関する事項
 - ・ 返戻金制度に関する事項
 - c 法第32条の16及び則第24条の8第3項に規定する次の事項
 - ・ 就職者数（総数及び無期雇用の就職者数）
 - ・ 無期雇用の就職者のうち就職後6箇月以内に離職した者の数
 - ・ 無期雇用の就職者のうち就職後6箇月以内に離職した者に該当するかどうか明らかでない者の数
 - d 必要に応じて職業紹介事業の実施地域、就職件数の多い職種、年齢、賃金及び雇用形態等
 - (4) 職業紹介事業者が業務提携について明示し、その上で求人者又は求職者が求人又は求職の提携先への提供に同意した場合には、当該提携先は、法の規定により当該求人又は求職を受理しないことが認められる場合を除き、当該求人又は求職を受理するものとする。
 - (5) 提携先への提供に同意する求人又は求職とそれ以外の求人又は求職を分離して管理するとともに、個人情報

第14 通達様式集

報の適正な管理（正確かつ最新のものに保つための措置、紛失、破壊、改ざんを防止するための措置等）について、より一層、的確に対応すること。

(6) 求職者に対してその能力に適合する職業を紹介し、求人者に対してはその雇用条件に適合する求職者を紹介するように努めること。

6 国外にわたる職業紹介を行う場合は、次の事項を遵守すること。

(1) 国外にわたる職業紹介を行うに当たっては、法第32条の12第1項の規定により取扱職種の種類等として届け出た国以外を相手先国として職業紹介を行わないこと。

(2) 国外にわたる職業紹介を行うに当たっては、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）その他の出入国関係法令及び相手先国の法令を遵守して職業紹介を行うこと。

(3) 国外にわたる職業紹介を行うに当たっては、求職者に渡航費用その他の金銭を貸し付け、又は求人者がそれらの金銭を貸し付けた求職者に対して職業紹介を行わないこと。

(4) 国外にわたる職業紹介を行うに当たり、取次機関を利用するときは、次に該当する取次機関を利用しないこと。

a 相手先国において活動を認められていないもの。

b 職業紹介に関し、保証金の徴収その他名目のいかんを問わず、求職者の金銭その他の財産を管理し、求職者との間で職業紹介に係る契約の不履行について違約金を定める契約その他不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結し、又は求職者に対して渡航費用その他の金銭を貸し付けるもの。

(5) 職業紹介に関し、求職者が他者に保証金の徴収その他名目のいかんを問わず、金銭その他の財産を管理され、又は他者が求職者との間で職業紹介に係る契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結していることを認識して、当該求職者に対して職業紹介を行わないこと。

7 法第33条の6の規定による勧告を遵守すること。

8 転職及び求職の勧奨については、次の事項を遵守すること。

(1) その紹介により就職した者（期間の定めのない労働契約を締結した者に限る。）に対し、当該就職した日から2年間、転職の勧奨を行ってはならないこと。

(2) 求職の申込みの勧奨については、お祝い金その他これに類する名目で社会通念上相当と認められる程度を超えて求職者に金銭等を提供することによって行ってはならないこと。

（理由）

1 上記1の理由

ILO第181号条約第9条の趣旨による。

2 上記2の理由

貸金業又は質屋業を行う者が該当営業における債務者を紹介することにより、強制労働や中間搾取等の求職者保護にかけられる事態が発生することを防止する必要があるため。

3 上記3の理由

許可後に届出により新設される無料職業紹介事業を行う事業所においても、無料職業紹介事業許可基準において定められた要件を満たすことにより、適正な事業運営を確保する必要があるため。

4 上記4の理由

合理的な理由なく求人者を特定することにより求人者の利益に偏った職業紹介が行われる可能性があり、違法・不当な職業紹介になることを防止する必要があるため。

5 上記5の理由

業務提携を行うことにより、求人者及び求職者の保護に欠ける事態が発生することを防止する必要があるため。

6 上記6の理由

国外にわたる職業紹介については、求職者が国外の仲介事業者又は求人者等から借り入れや保証金・違約金等を徴収する契約を締結して入国すること等により国外の仲介事業者又は求人者等に対して弱い立場に置かれ、自由な職業選択が妨げられる可能性があるため。

7 上記7の理由

労働力の需要供給を調整するため特に必要がある場合に行われるものであり、職業紹介事業者として遵守すべきものであるため。

8 上記8の理由

早期の転職勧奨やお祝い金等による求職の申込みの勧奨は、労働者の行動選択に影響を与え、これにより適正な労働力需給調整機能の発揮に支障が生じるため。

通達様式第13号

(日本産業規格A列4)

職業紹介事業代表者死亡届

① 年 月 日

労働局長 殿

② 届出者住所
氏 名

下記のとおり届けます。

記

③許 可 番 号			④事業の種類	有 料 ・ 無 料
⑤ 事業所	名 称			
	所 在 地	TEL ()		
⑥死 亡 者 氏 名				
⑦死 亡 年 月 日				
⑧事業の継続者氏名				
⑨死亡者との関係				
⑩備 考				

(記載要領)

②欄には、届出者の住所を記載し、及び届出者の氏名を記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。

職業紹介責任者講習実施申出書

年 月 日

厚生労働大臣 殿

申出者名（講習機関名）

代表者名

住 所

電話番号

別添の書類と併せて、実施日程により、職業紹介責任者講習を実施いたしたく申し出ますので、よろしくお取り計らい下さい。

なお、当〇〇及び当〇〇の全役員につきまして、職業安定法第32条各号(第3号、第10号及び第11号を除く。)のいずれにも該当しないこと並びに申請者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約いたします。

職業紹介責任者講習実施日程等の掲載申出書

年 月 日

厚生労働大臣 殿

申出者名（講習機関名）

代表者名

住 所

電話番号

別添の実施日程等により、職業紹介責任者講習を実施いたしたく申し出ますので、貴省ホームページへの掲載について、よろしくお取り計らい下さい。

職業紹介責任者講習実施日程書

※開催者番号

申出者名（講習機関名）

応募窓口：

問合わせ先：

開催日時	※講習会場番号	開催場所	受講定員	講師 (予定者)	募集開始 日 時	募集締切 日 時	受講料

（留意事項）

- 1 実施日程書は、厚生労働省職業安定局需給調整事業課から電子媒体で配付するので、記入のうえ書面及び電子媒体で提出すること。
- 2 ※欄は厚生労働省において番号を付与するので、講習機関において記入しないこと。

通達様式第16号（第1面）

（日本産業規格A列4）

職業紹介責任者講習受講者名簿

厚生労働大臣 殿

※開催者番号

申出者名（講習機関名）

代表者名

住 所

電話番号

講習会場番号	受講者番号	受講年月日	受講者氏名	試験得点	備考

（留意事項）

- 1 開催者番号及び講習会場番号は、講習実施申出の際に厚生労働省から付与されたものを記載すること。
- 2 受講者番号は、各講習ごとに付与すること。
- 3 受講証明書を交付しなかった場合は、備考欄にその理由を記載すること。

職業紹介責任者講習受講者名簿

※開催者番号

講習会場番号	受講者番号	受講年月日	受講者氏名	試験得点	備考

通達様式第17号

(日本産業規格A列4)

職 業 紹 介 責 任 者 講 習
受 講 証 明 書

殿

年 月 日 ○○県において、職業紹介責任者講習

を修了したことを証明する。

講習機関の代表者

印

番号 (— —)

※ 番号の欄には左から順に開催者番号、講習会場番号、受講者番号を記載し、各番号の間に「—」を記載すること。

職業紹介責任者講習廃止申出書

年 月 日

厚生労働大臣 殿

申出者名（講習機関名）

代表者名

住 所

電話番号

標記について、職業紹介責任者講習を廃止いたしたく申し出ますので、よろしくお取り計らい下さい。

年齢制限求人に係る情報提供

年 月 日

() 公共職業安定所長 殿

(職業紹介事業者の氏名又は名称)

当社の取扱いに係る求人の申込みについて、下記のとおり、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第9条又は高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第20条第1項違反と思われる事案がありましたので、情報提供いたします。

記

1 違反と思われる事業主の氏名又は名称及び連絡先

〔 氏名又は名称：(記載例) ○○社○○事業所
連絡先（住所又は所在地、電話番号等）： 〕

2 事案の概要（違反する法律の条項、求人の職種、年齢制限の内容及び理由、求人の申込みの日付等）

〔 (記載例)
○○年○○月○○日に申込みのあった○○の職種の求人について、○○歳以下という条件が付されているが、これは労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則（昭和41年労働省令第23号）第1条の3第1項各号に該当しないものと考えられる。 〕

3 処理の状況（当社からの働きかけの内容、求人の状況等）

〔 (記載例)
当社において年齢制限の是正を働きかけたものの、これに応じなかった為に求人受理を行わなかった。 〕

4 その他特記事項

〔 〕

職業紹介責任者兼任届出書

年 月 日

許可番号：

氏名又は名称：

1 新設事業所

名称					所在地				
新設した 年月日	年 月 日	新設した事業年度の 翌事業年度の末日	年 月 日	職業紹介業務に 従事する者の数	人				
職業紹介責任者氏名		兼任 /専属	職業紹介責任者 経験年数（継続/ 通算）	年	担当する職業紹介 業務に 従事する者の数	人			

2 既存事業所

名称		所在地		職業紹介業務に 従事する者の数	人	
職業紹介責任者氏名		兼任 /専属	職業紹介責任者 経験年数（継続/ 通算）	年	担当する職業紹介 業務に 従事する者の数	人

3 留意事項等

職業紹介責任者を兼任させるにあたり、以下のチェックマークを付した事項を満たしていることを誓約します。

- ☐ 情報通信技術を活用した統括管理を行うための連携体制を整備していること
- ☐ 必要に応じて実地管理に切り替えることが可能な体制を確保していること
- ☐ 統括管理の実施状況の継続的確認及び必要な改善を行うこと
- ☐ 都道府県労働局による指導監督等の実施に当たり職業紹介責任者を兼任させていることによる支障を生じさせないこと
- ☐ 新規事業所の開設は、既存の事業所の移転ではないこと

通達様式第20号（裏面）

（記載要領）

- 1 兼任させる事業所が複数ある場合は、欄を追加して事業所毎に記載すること。
- 2 兼任させる新設事業所及び既存事業所において専属または兼任する職業紹介責任者を全て記載すること。行が不足する場合は追加すること。
- 3 職業紹介責任者経験年数は、兼任の場合のみ、事業所新設時点における満年数（継続又は通算）を記載すること（※）。（専属の場合は記載不要。）

※ 経験年数を「通算」する場合は、履歴書の該当箇所を明示するなど通算年数を確認できる書類（様式任意）を添付すること。

第 1 5 樣式例

業務の運営に関する規程

事業所名

第 1 求 人

- 1 本所は、（取扱職種の範囲等）に関する限り、いかなる求人の申込みについてもこれを受理します。
ただし、その申込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不適當である場合、一定の労働関係法令（労働基準法及び職業安定法等）違反のある場合及び暴力団員などによる求人である場合には受理しません。
- 2 求人の申込みは、求人者又はその代理人が直接来所されて、所定の求人票により、お申込みください。直接来所できないときは、郵便、電話、ファクシミリ又は電子メールでも差し支えありません。
- 3 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の労働条件をあらかじめ書面の交付、ファクシミリの利用又は電子メール等により明示してください。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付、ファクシミリの利用又は電子メール等による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示してください。
- 4 求人受付の際には、受付手数料を、別表の料金表に基づき申し受けます。いったん申し受けました手数料は、紹介の成否にかかわらずお返し致しません。

第 2 求 職

- 1 本所は、（取扱職種の範囲等）に関する限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理します。
ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。
- 2 求職申込みは、本人が直接来所されて、所定の求職票によりお申込みください。
- 3 常に、日雇的又は臨時的な労働に従事することを希望される方は、本所に特別の登録をしておき、別に定める登録証の提示によって、求職申込みの手続きを省略致します。
- 4 （取扱職種の範囲等が、芸能家、家政婦（夫）、配ぜん人、調理師、モデル又はマネキンの場合）求職受付の際には、受付手数料を、別表の料金表に基づき申し受けます。いったん申し受けました手数料は、紹介の成否にかかわらずお返し致しません。

第 3 紹 介

- 1 求職の方には、職業安定法第 2 条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その御希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話致します。
- 2 求人の方には、その御希望に適合する求職者を極力お世話致します。
- 3 紹介に際しては、求職の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の労働条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合にはファクシミリの利用若しくは電子メール等により明示します。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付、ファクシミリの利用又は電子メール等による明示ができないときは、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示を行います。
- 4 求職の方を求人者に紹介する場合には、紹介状を発行しますから、その紹介状を持参して求人者へ行っていただきます。
- 5 いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任をもって紹介の労をとります。
- 6 本所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は求人者に、紹介を致しません。
- 7 就職が決定しましたら求人された方から別表の手数料表に基づき、紹介手数料を申し受けます。

第 4 そ の 他

- 1 本所は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。
- 2 本所の行った職業紹介の結果については、求人者、求職者両方から本所に対して、その報告をしてください。
また、本所の職業紹介により期間の定めない労働契約を締結した求職者が就職から 6 箇月以内に離職（解雇された場合を除く。）したか否かについて、求人者から本所に対して報告してください。
- 3 本所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。
- 4 本所が広告等により求人等に関する情報を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示を行いません。また、当該情報について正確かつ最新の内容に保つため、求人者、求職者等から当該情報について提供の中止や内容の訂正の依頼があった場合や、本所が当該情報が正確、最新ないことを確認した場合は、遅滞なく対応するとともに、求人者又は求職者に対して定期的に当該情報が最新かどうか確認する又は当該情報の時点を明らかにする措置を講じます。
- 5 本所は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切致しません。

第 15 様式例

- 6 本所の取扱職種の範囲等は、です。
- 7 本所の業務の運営に関する規定は、以上のとおりであります。本所の業務は、すべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審の点は係員に詳しくおたずねください。

年 月 日

代表者

様式例第 2 号

手 数 料 表

本所が有料職業紹介事業を行った場合は、次のとおり手数料を申し受けます。

1 受付手数料

求人又は求職の申込みを受理した場合は、受理した日以降に次の受付手数料を申し受けます。

求人の受付 1 件につき 円（消費税相当分を含む。）を求人者から

求職の受付 1 件につき 円（消費税相当分を含む。）を求職者から

ただし、同一の求職者に係る求職の申込みの受理が 1 箇月に 3 件を超える場合には、3 件分を超えては申し受けません。

2 上限制紹介手数料

就職が決定した場合には、求人者から、次の 1 又は 2 のいずれかの額の紹介手数料を、対象となる賃金が支払われた日以降に申し受けます。

ただし、同一の雇用主に引き続き 6 箇月を超えて雇用された場合は、6 箇月を超えた雇用については申し受けません。

1 支払われた賃金の %（消費税相当分を含む。）に相当する額（2 に該当する場合は 2 に定めるところにより紹介手数料を申し受けます。）

2 期間の定めのない雇用契約に基づき同一の雇用主に引き続き 6 箇月を超えて雇用された場合は、次の①又は②によって算出された額のうちいずれか大きい額

① 当該 6 箇月間の雇用に掛かる賃金について支払われた賃金額の %（消費税相当分を含む。）に相当する額

② 当該 6 箇月間の雇用にかかる賃金について支払われた賃金額から臨時に支払われた賃金及び 3 箇月を超える期間ごとに支払われる賃金を差し引いた額の %（消費税相当分を含む。）に相当する額

（注）「消費税相当分を含む」は、課税事業者について適用するものである。したがって、免税事業者については、当該文言を記載する必要はないものである。

第 15 様式例

様式例第 3 号－1 【一般登録型】

手 数 料 表 (一般登録型の例示)

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用 (※ 1)	円 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】 (※ 2)	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金 (内定書や労働条件通知書等に記載されている額) の % (または 円) (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中 (雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分) に支払われる賃金 (内定書や労働条件通知書等に記載されている額) の % (または 円) 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 (※ 3) * 上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金 (内定書や労働条件通知書等に記載されている額) の % (または 円) 手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税 (※ 4) は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号

事業所の名称及び所在地

※ 1 : 求人受理時の事務費用

求人を受け付ける際に、事務費として一定額を収受する場合には、この欄にその金額を記入しておく必要があります。

なお、当該欄の手数料負担者は、通常「求人者」となります。

※ 2 : 求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス

求人者にサービスの提供を行った際の成功報酬として一定額を収受する場合には、この欄にその金額の限度額（割合【％】または定額【円】）を記入しておく必要があります。

当該様式例では、雇用期間の定めのない労働契約と雇用期間の定めのある労働契約に分けて記載していますが、雇用期間の定めのない労働契約や1年間を超える有期労働契約を斡旋する場合などは、「内定書、労働条件通知書等に記載された年収額の〇〇％（または〇〇円）」と記載することもできます。このほか、1件あたりの定額手数料を記載する方法等ありますが、手数料に係る紛争防止の観点から、わかりやすい手数料表の表記を心がけてください。

また、時間外労働を含めた月々の実支払賃金を元に手数料を収受しようとする場合は、「職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われた賃金の〇〇％（または〇〇円）」という記載で構いませんが、この場合は手数料の請求は賃金が確定してからとなりますので、ご注意ください。

なお、当該欄の手数料負担者は、通常「求人者」となります。

※ 3 : 求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス

通常の職業紹介サービスに加え、求人を容易に充足させるための専門的な相談や助言のサービスを求人者に行い職業紹介が成功した際に、付加サービス分の成功報酬として一定額（加算分）を収受する場合には、この欄にその加算分の金額の限度額（割合【％】または定額【円】）を記入しておく必要があります。

ホワイトカラーの紹介の場合などでは、上記※2と付帯して行われる場合が多いため、当該欄を必ずしも設ける必要はありません。

なお、当該欄の手数料負担者は、通常「求人者」となります。

※ 4 : 消費税課税事業者は、消費税率の改正を考慮し、外税表記をお勧めします。

第 15 様式例

様式例第 3 号－ 2 【サーチ／スカウト型】

手 数 料 表
(サーチ／スカウト型の例示)

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用 (※ 1)	円 手数料負担者は 求人者 とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索 (※ 2)	着手金 円 (%) 活動 1 日あたり 円 (%) (または、活動 1 時間あたり 円 (%)) 成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金 (内定書や労働条件通知書等に記載されている額) の % (または 円) (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中 (雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分) に支払われる賃金 (内定書や労働条件通知書等に記載されている額) の % (または 円) 手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税 (※ 3) が含まれておりません。別途加算となります。

許可番号

事業所の名称及び所在地

※ 1 : 求人受理時の事務費用

求人を受け付ける際に、事務費として一定額を収受する場合には、この欄にその金額を記入しておく必要があります。

なお、当該欄の手数料負担者は、通常「求人者」となります。

※ 2 : 特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索

(1) 「着手金」

「着手金」は、特定の条件に該当する求職者の開拓やそのための調査・探索を行うことに対して一定額を収受する場合には、この欄にその金額の限度額（定額【円】または割合【%】）を記入しておく必要があります。

(2) 「活動一日あたり」

「活動一日あたり」は、いわゆる「タイムチャージ／その調査探索に従事した人材コンサルタントの時間（所要日）数で手数料を請求する体系」の際に一定額を収受する場合には、この欄にその金額の限度額（定額【円】または割合【%】）を記入しておく必要があります。なお、紛争等を避けるため「活動一日あたり」「活動一人あたり」「活動一時間あたり」と明確な内容の記載をお勧めします。

(3) 「成功報酬」

「成功報酬」は、雇用期間の定めのない労働契約や1年を超える有期労働契約をあっせんする場合などは、「内定書、労働条件通知書等に記載された年収額の〇〇%（または〇〇円）」と記載することもできます。

また、このほか、1件あたりの定額手数料を記載する方法や上記と併記する方法ありますが、手数料に係る紛争防止の観点から、わかりやすい手数料表の表記を心がけてください。

なお、当該欄の手数料負担者は、通常「求人者」となります。

※ 3 : 消費税課税事業者は、消費税率の改正を考慮し、外税表記をお勧めします。

第 15 様式例

様式例第 3 号－ 3 【再就職支援型】

手 数 料 表
(再就職支援型の例示)

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
就職を容易にするための求職者 に対する専門的な相談・助言 (※ 1)	着手金 _____ 円 _____(%) 相談・助言終了時 _____ 円 _____(%) 成功報酬 _____ 円 _____(%) 手数料負担者は 関係雇用主 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹 介するサービス 【職業紹介サービス】 (※ 2)	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 職業紹介が成功した場合において、当該求職 者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書 や労働条件通知書等に記載されている額）の _____%（または _____ 円） (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 職業紹介が成功した場合において、当該求職 者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われ る賃金（内定書や労働条件通知書等に記載さ れている額）の _____%（または _____ 円） 手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税 (※ 3) が含まれておりません。別途加算となります。

許可番号 _____

事業所の名称及び所在地 _____

※ 1 : 就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言

(1) 「着手金」

「着手金」は、再就職支援の対象となる者を雇用中若しくは直前まで雇用していた雇用主（関係雇用主）からの依頼を受け、サービス開始時に一定額を収受する場合には、この欄にその金額の限度額（定額【円】または割合【%】）を記入しておく必要があります。

(2) 「相談・助言終了時」

「相談・助言終了時」は、再就職支援の対象となる者に対して、再就職が容易にできるための専門的な相談・助言を行った際に一定額を収受する場合には、この欄にその金額の限度額（定額【円】または割合【%】）を記入しておく必要があります。

(3) 「成功報酬」

「成功報酬」は、再就職支援の対象となる者に再就職先を紹介して雇用契約が成立した場合に手数料を収受する場合には、この欄にその金額の限度額（定額【円】または割合【%】）を記入しておく必要があります。

なお、当該欄の手数料負担者は、通常「関係雇用主」となります。

※ 2 : 求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス

求人者にサービスの提供を行った際の成功報酬として一定額を収受する場合には、この欄にその金額の限度額（定額【円】または割合【%】）を記入しておく必要があります。

当該様式例では、雇用期間の定めのない労働契約と雇用期間の定めのある労働契約に分けて記載していますが、雇用期間の定めのない労働契約や1年間を超える有期労働契約を斡旋する場合などは、「内定書、労働条件通知書等に記載された年収額の〇〇%（または〇〇円）」と記載することもできます。このほか、1件あたりの定額手数料を記載する方法等ありますが、手数料に係る紛争防止の観点から、わかりやすい手数料表の表記を心がけてください。

また、時間外労働を含めた月々の実支払賃金を元に手数料を収受しようとする場合は、「職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われた賃金の〇〇%（または〇〇円）」という記載で構いませんが、この場合は手数料の請求は賃金が確定してからとなりますので、ご注意ください。

なお、当該欄の手数料負担者は、通常「求人者」となります。

※ 3 : 消費税課税事業者は、消費税率の改正を考慮し、外税表記をお勧めします。

様式例第 4 号

個人情報適正管理規程

個人情報適正管理規程（事例案）

1. 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、〇〇課及び△△課の職員とする。個人情報取扱責任者は職業紹介責任者◇◇◇◇とする。
2. 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う 1 に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年 1 回実施することとする。また、職業紹介責任者は、少なくとも 5 年に 1 回は職業紹介責任者講習会を受講するものとする。
3. 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。
また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとする。
4. 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。
なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、職業紹介責任者◇◇◇◇とする。

個人情報の開示等の請求等に関し、その請求等を受け付ける方法を定める場合には、個人情報適正管理規程に記載してください。

なお、開示等の請求等を受け付ける方法として定めることができる事項は、以下の通りです。

- 一 開示等の請求等の申出先
- 二 開示等の請求等に際して提出すべき書面（電磁的記録を含む。）の様式その他の開示等の請求等の方式
- 三 開示等の請求等をする者が本人又は代理人であることの確認の方法
- 四 個人情報保護法第 33 条第 1 項の手数料の徴収方法

(届出事業者用)

様式例第 4 号

個人情報適正管理規程

個人情報適正管理規程（事例案）

1. 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、〇〇課及び△△課の職員とする。個人情報取扱責任者は職業紹介責任者◇◇◇◇とする。
2. 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う 1 に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年 1 回実施することとする。（※また、職業紹介責任者は、関係法令の諸改正等に対応するため、一定期間ごとに職業紹介責任者講習会を受講するものとする。）
3. 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。
また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとする。
4. 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。
なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、職業紹介責任者◇◇◇◇とする。

※届出事業者については、職業紹介責任者講習会の更新義務はないものの、関係法令の改正に対応できるよう一定期間ごとに受講することが望ましいため、例示において（ ）書きのように記載しています。

個人情報の開示等の請求等に関し、その請求等を受け付ける方法を定める場合には、個人情報適正管理規程に記載してください。

なお、開示等の請求等を受け付ける方法として定めることができる事項は、以下の通りです。

- 一 開示等の請求等の申出先
- 二 開示等の請求等に際して提出すべき書面（電磁的記録を含む。）の様式その他の開示等の請求等の方式
- 三 開示等の請求等をする者が本人又は代理人であることの確認の方法
- 四 個人情報保護法第 33 条第 1 項の手数料の徴収方法

第 15 様式例

様式例第 5 号

手数料管理簿

(1) 上限制手数料用

領収 年月日	支払者 名	賃金	領収区分				備考
			求人受付 手数料	紹介 手数料	第二種特別加入保険料 に充てるべき手数料	計	

(2) 届出制手数料用

領収年月日	支払者名	賃金	手数料※ (届出手数料)	第二種特別加入保険料 に充てるべき手数料	備考

備考

※欄には、徴収した届出制手数料の総額から第二種特別加入保険料に充てるべき手数料額を除いた額を記載するものとする。

(3) 求職者分用

領収 年月日	支払者 名	賃金	領収区分			備考
			求職受付 手数料	求職者 手数料	計	

様式例第 6 号

▲▲▲ (雇用主の名称) 様

■■■ (職業紹介事業者の名称)

●●年度における無期雇用就職者の離職状況の御確認のお願い

職業紹介事業者は、法令により、就職者の数、就職者のうち早期に離職した者の数等について、情報提供する義務が課されています。

この情報提供を行う上で必要となるため、●●年度において、弊社の職業紹介により、御社と期間の定めのない労働契約を締結した以下の方々（以下「無期雇用就職者」といいます。）について、就職した日から 6 箇月以内に解雇以外の理由で離職した否かを、以下の様式に御記入いただいた上で、御連絡いただきますよう、お願いいたします。

(記入方法)

「離職の有無」欄には、「就職から 6 箇月以内の期間」に、解雇以外の理由で離職した場合には○を、それ以外の場合（離職していない場合又は解雇により離職した場合）には×を、それぞれ御記入ください。

	氏 名	就職から 6 箇月以内の期間			離職の有無
		就職した日	～	上記期間の最終日	
1	◎◎ ◎◎	●●年 4 月 1 日	～	●●年 9 月 30 日	
2	□□ □□	●●年 9 月 14 日	～	●●年 3 月 13 日	
3	△△ △△	●●年 12 月 10 日	～	●●年 6 月 9 日	
:	:	:	:	:	:

(参考)

職業紹介事業者には、職業安定法第 32 条の 16 第 3 項及び職業安定法施行規則第 24 条の 8 第 3 項の規定により、就職者の数、就職者のうち早期に離職した者（無期雇用就職者のうち就職から 6 箇月以内に離職した者（解雇された者を除く。））の数等について、情報提供する義務が課されています。

また、職業安定法施行規則第 24 条の 8 第 5 項の規定により、職業紹介事業者は、無期雇用就職者の離職の状況について確認するため、雇用主に対して必要な調査をしなければならないこととされています。

なお、雇用主の皆様におかれても、「職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示、労働者の募集を行う者等の責務、労働者供給事業者の責務等に関して適切に対処するための指針」において、可能な限り、職業紹介事業者が行う調査に協力することとされています。

自己申告書

年 月 日

私どもは、この求人申込みの時点において、職業安定法に規定する求人不受理の対象に該当いたしません。

事業所名

事業所所在地

代表者名

◇この自己申告書についての説明事項◇

- (1) 以下のチェックシートの項目に1つでも該当する場合には、職業安定法に規定する求人不受理に該当します。
- (2) この自己申告書に記載した内容に変更があった場合は、速やかに修正の上提出してください。
- (3) 申告内容が事実と異なる場合は、職業安定法第48条の3第2項及び第3項の規定に基づき、厚生労働大臣又は都道府県労働局長による勧告及び公表の対象となります。

チェックシート

以下に該当する場合は、チェック欄にし点(「✓」)を記入してください。なお、以下のうち1つでも該当する場合は、求人不受理の対象となります。

※ 項目4については、求人不受理の対象ではありませんが、該当する事業所には職業紹介を行うことができません。

1. 労働基準法および最低賃金法関係

- (1) 過去1年間に2回以上同一の対象条項(※1、2)違反行為により、労働基準監督署から是正勧告を受け、

- ☐ a 当該違反行為を是正していない。
- ☐ b 是正してから6カ月が経過していない。

- (2) 違法な長時間労働を繰り返している企業として企業名が公表され、

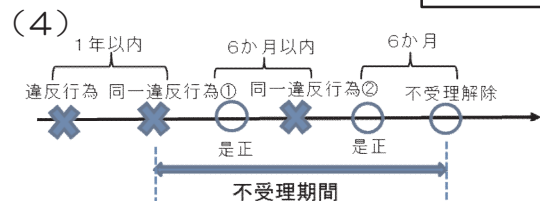
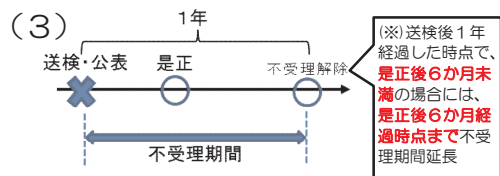
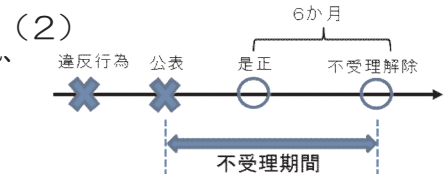
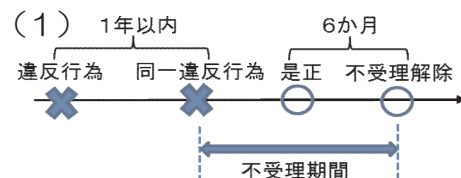
- ☐ a 当該違反行為を是正していない。
- ☐ b 是正してから6カ月が経過していない。

- (3) 対象条項違反行為に係る事件が送検かつ公表され

- ☐ a 当該違反行為を是正していない。
- ☐ b 送検後1年が経過していない。
- ☐ c 是正してから6カ月が経過していない。

- (4) 求人不受理期間中に再度同一の対象条項違反により、労働基準監督署による是正勧告を受けており、その後、

- ☐ a 当該違反行為を是正していない。
- ☐ b 是正してから6カ月が経過していない。



(※1) 対象となる労働基準法の規定

内容	規定
男女同一賃金	第4条
強制労働の禁止	第5条
労働条件の明示	第15条第1項及び第3項
賃金	第24条、第37条第1項及び第4項
労働時間	第32条、第36条第6項(第2号及び第3号に係る部分に限る)、第141条第3項
休憩、休日、有給休暇	第34条、第35条第1項、第39条第1項、第2項、第5項、第7項及び第9項
年少者の保護	第56条第1項、第61条第1項、第62条第1項及び第2項、第63条
妊産婦の保護	第64条の2(第1号に係る部分に限る)、第64条の3第1項、第65条、第66条、第67条第2項

※ 労働者派遣法第44条(第4項を除く)により適用する場合を含む。

(※2) 対象となる最低賃金法の規定

内容	規定
最低賃金	第4条第1項

2. 職業安定法、労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法関係

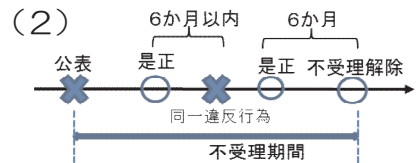
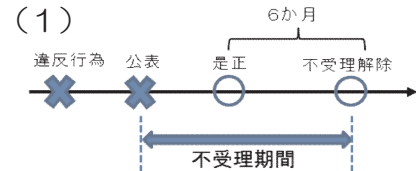
(1) 対象条項(※3、4、5、6)違反の是正を求める勧告又は改善命令に従わず、企業名が公表(注1)され、

- ☐ a 当該違反行為を是正していない。
☐ b 是正してから6カ月が経過していない。

(注1) 職業安定法第48条の3第3項、労働施策総合推進法第33条第2項、男女雇用機会均等法第30条又は育児・介護休業法第56条の2の規定による公表。

(2) 求人不受理期間中に再度同一の対象条項違反により、
 ①需給調整事業課(室)による助言や指導、勧告、
 ②雇用均等室による助言や指導、勧告を受けており、その後、

- ☐ a 当該違反行為を是正していない。
☐ b 是正してから6カ月が経過していない。



(※3) 対象となる職業安定法の規定

内容	規定
労働条件等の明示	第5条の3第1項、第2項及び第3項
求人等に関する情報の的確な表示	第5条の4第1項及び第2項
求職者等の個人情報の取扱い	第5条の5
求人の申込み時の報告	第5条の6第3項
委託募集	第36条
労働者募集に係る報酬受領・供与の禁止	第39条、第40条
労働争議への不介入	第42条の2において読み替えて準用する法第20条
秘密を守る義務	第51条

(※4) 対象となる労働施策総合推進法(労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律)の規定

内容	規定
パワーハラスメント防止に関する雇用管理上の措置	第30条の2第1項
パワーハラスメント等を理由とする不利益取扱いの禁止	第30条の2第2項(第30条の5第2項、第30条の6第2項において準用する場合を含む。)

※ 第30条の2第1項を労働者派遣法第47条の4の規定により適用する場合を含む。

(※5) 対象となる男女雇用機会均等法(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律)の規定

内容	規定
性別を理由とする差別の禁止	第5条、第6条、第7条
セクシュアルハラスメント、出産等を理由とする不利益取扱いの禁止	第9条第1項、第2項及び第3項、第11条第2項(第11条の3第2項、第17条第2項、第18条第2項において準用する場合を含む。)
セクシュアルハラスメント等の防止に関する雇用管理上の措置	第11条第1項、第11条の3第1項
妊娠中、出産後の健康管理措置	第12条、第13条第1項

※ 労働者派遣法第47条の2の規定により適用する場合を含む。

(※6) 対象となる育児介護休業法(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律)の規定

内容	規定
育児休業、介護休業等の申出があった場合の義務、不利益取扱いの禁止	第6条第1項、第9条の3第1項、第10条、第12条第1項、第16条(第16条の4、第16条の7において準用する場合を含む)第16条の3第1項、第16条の6第1項、第16条の10、第18条の2、第20条の2、第21条第6項、第23条の2、第23条の3第1項及び第7項、第25条第1項・第2項(第52条の4第2項、第52条の5第2項において準用する場合を含む。)
所定外労働等の制限	第16条の8第1項(第16条の9第1項において準用する場合を含む)、第17条第1項(第18条第1項において準用する場合を含む。)、第19条第1項(第20条第1項において準用する場合を含む。)、第23条第1項から第3項まで、第26条

※ 労働者派遣法第47条の3の規定により適用する場合を含む。

3. その他の不受理事由

- ☐ a 暴力団員(注2)に該当する。
☐ b 法人の場合、役員の中に暴力団員がいる。
☐ c 暴力団員が自身(又は法人)の事業活動を支配している。

(注2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条6号に規定する暴力団員をいう。

4. その他(求人不受理のためのチェック項目ではありませんが、ご確認ください。)

職業紹介事業者は、同盟罷業(ストライキ)又は作業所閉鎖(ロックアウト)が行われている事業所に対して職業紹介を行ってはならないこととされていますので、該当する場合はチェックをお願いします。

- ☐ 事業所において、同盟罷業又は作業閉鎖が行われている。

1 氏名

男・女

年 月 日生 (歳)

住所

2 医学的診断

診断名 (※判断能力に影響するものを記載してください。)

所見 (現病歴, 現在症, 重症度, 現在の精神状態と関連する既往症・合併症など)

各種検査

長谷川式認知症スケール (☐ 点 (年 月 日実施) ☐ 実施不可)MMSE (☐ 点 (年 月 日実施) ☐ 実施不可)

脳の萎縮または損傷の有無

☐ あり ⇒ (☐ 部分的にみられる ☐ 全体的にみられる ☐ 著しい ☐ 未実施)☐ なし

知能検査

その他

短期間内に回復する可能性

☐ 回復する可能性は高い ☐ 回復する可能性は低い ☐ 分からない

(特記事項)

3 認知 (外界を認識すること)、判断 (物事の是非善悪を考え定めること)、意思疎通 (自らの考えを的確に相手に伝えること) に係る能力についての意見

- ☐ 自ら認知、判断及び意思疎通を行うことができる。
- ☐ 支援を受けなければ、自ら認知、判断及び意思疎通を行うことが難しい場合がある。
- ☐ 支援を受けなければ、自ら認知、判断及び意思疎通を行うことができない。
- ☐ 支援を受けても、自ら認知、判断及び意思疎通を行うことができない。

(意見) ※ 慎重な検討を要する事情等があれば、記載してください。

裏面に続く

判定の根拠

(1) 見当識の障害の有無

- ☐ あり ⇒ (☐ まれに障害がみられる ☐ 障害がみられるときが多い ☐ 障害が高度)
☐ なし

()

(2) 他人との意思疎通の障害の有無

- ☐ あり ⇒ (☐ 意思疎通ができないときもある ☐ 意思疎通ができないときが多い
☐ 意思疎通ができない)

☐ なし

()

(3) 理解力・判断力の障害の有無

- ☐ あり ⇒ (☐ 問題はあるが程度は軽い ☐ 問題があり程度は重い ☐ 問題が顕著)
☐ なし

()

(4) 記憶力の障害の有無

- ☐ あり ⇒ (☐ 問題はあるが程度は軽い ☐ 問題があり程度は重い ☐ 問題が顕著)
☐ なし

()

(5) その他 (※上記以外にも判断能力に関して判定の根拠となる事項等があれば記載してください。)

()

参考となる事項 (本人の心身の状態, 日常的・社会的な生活状況等)

以上のとおり診断します。

年 月 日

病院又は診療所の名称・所在地

担当診療科名

担当医師氏名

印